

早稲田大学審査学位論文

博士（人間科学）

江戸の墓制・葬制の考古学的研究

Archaeological Study of Graves and Burial
Customs in Early Modern City Edo

2010年1月

早稲田大学大学院 人間科学研究科

谷川 章雄

Tanigawa, Akio

目 次

序 章 近世考古学と墓制・葬制研究	1
1 近世考古学と墓制・葬制研究	2
(1) 近世考古学の成立	2
(2) 近世考古学と歴史学	3
(3) 近世考古学と民俗学	6
(4) 近世の墓制・葬制研究と考古学	8
2 本論文の構成	10

第 I 部 考古学からみた江戸の墓制

第 1 章 身分・階層の表徴としての墓	14
1 江戸の墓制・葬制の考古学	14
2 埋葬施設の種類	15
3 埋葬施設と身分・階層	17
4 埋葬施設と寺院	20
5 埋葬施設の変遷	24
第 2 章 火葬と土葬	27
1 江戸の火葬と土葬をめぐって	27
2 火葬と土葬の比率	27
3 埋葬施設と火葬・土葬	29
4 火葬蔵骨器の種類と変遷	30
5 焼骨の重量	32
6 江戸の墓制における火葬と土葬	33
第 3 章 胞衣納めと乳幼児の葬法	36
1 江戸の胞衣納めと乳幼児の墓	36
2 将軍家・大名家の胞衣納め	37

- 3 発掘された胞衣埋納遺構 40
- 4 胞衣納めの変遷 45
- 5 乳幼児の葬法 47
- 6 子育ての観念をめぐって 49

第Ⅱ部 考古学からみた江戸の葬制

第1章 副葬品の様相……………52

- 1 江戸の墓の副葬品の研究 52
- 2 増上寺徳川将軍墓の副葬品 52
- 3 大名墓の副葬品 54
- 4 中小寺院墓地の副葬品 55
 - (1) 發昌寺 55
 - (2) 圓應寺 58
- 5 副葬品の変遷 60

第2章 六道銭の習俗……………63

- 1 江戸の六道銭研究の動向 63
- 2 渡来銭の残存について 66
- 3 六道銭の選択について 67
- 4 埋葬施設の構造と六道銭 69
- 5 六道銭の出現率の変遷 72
- 6 六道銭と身分・階層 74
- 7 江戸の六道銭の習俗をめぐって 76

第3章 墓誌の変遷……………78

- 1 近世の墓誌の研究 78
- 2 江戸の墓誌の分類 79
- 3 増上寺徳川将軍家墓所の墓誌 82
 - (1) 18世紀前葉・中葉の墓誌 82

- (2) 19世紀前葉の墓誌 85
- (3) 19世紀中葉の墓誌 85
- (4) 静寛院の墓誌 86
- 4 大名家墓所の墓誌 87
 - (1) 済海寺長岡藩主牧野家墓所の墓誌 87
 - (2) その他の大名墓の墓誌 91
- 5 幕臣・藩士・儒者などの墓誌 95
- 6 江戸の墓誌の変遷とその背景 100

第4章 木製卒塔婆と墓地景観……………104

- 1 江戸の木製卒塔婆をめぐって 104
- 2 木製卒塔婆造立の様相 104
- 3 江戸の木製卒塔婆と墓地景観 114

第Ⅲ部 江戸および周辺村落の近世墓標

第1章 江戸および周辺村落の墓標の変遷……………119

- 1 近世墓標の調査・研究 119
- 2 墓標の分類 121
- 3 墓標の変遷 122
- 4 墓標の地域性と斉一性 126
- 5 近世墓標をめぐる問題 128

第2章 近世墓標の変遷と家意識—千葉県市原市高滝・養老地区の調査—……………130

- 1 高滝・養老地区の概観 130
- 2 墓標の分類 130
- 3 墓標の変遷 133
- 4 家を通して見た近世墓標 138
 - (1) 戒名の変遷 138
 - (2) 墓標の変遷と戒名 143

(3) 戒名による家の類型	143
(4) 墓標と戒名の階層性	146
(5) 家を通して見た墓標と戒名	148
第3章 近世墓標の普及の様相－伊豆七島利島、長久寺墓地の調査－	150
1 長久寺墓地の概観	150
2 墓標の分類	150
3 墓標の変遷	154
4 近世墓標の普及の様相	157
終章 江戸の墓制・葬制の変遷とその背景	161
註	167
引用・参考文献	168

序 章

近世考古学と墓制・葬制研究

序 章 近世考古学と墓制・葬制研究

1 近世考古学と墓制・葬制研究

(1) 近世考古学の成立

本論文は、近世都市江戸の墓制・葬制に関する考古学的研究である。ここでは、江戸遺跡の墓地から発掘された墓の埋葬施設などの遺構や、遺体とともに納められた副葬品をはじめとする遺物、江戸および周辺村落の墓地に造立された墓標などを主な資料としており、こうした資料は近年盛んになってきた近世考古学の調査成果によっている。

近世考古学は、日本考古学のなかでは新しく登場した分野である。一般に考古学というと、現代とはかけ離れた時代や文化への憧憬にささえられているイメージが強い。実際、これまでの日本考古学は、文献資料が存在しないかあるいはわずかしこ残されていない原始・古代を中心に発展してきた。江戸時代の遺跡や遺物に対する関心は古く明治時代にまで遡るが、1970年ごろまで近世考古学を体系的に構築しようとする方向性は見られなかったのである。

そうしたなかで、1969年に中川成夫、加藤晋平は「近世考古学の提唱」のなかで次のように述べ、考古学が近世を対象にすることを初めて積極的に主張した（中川・加藤1969：19）。

考古学の定義は広義・狭義の差はあっても物質的資料を媒介として研究するとされており、その対象とする時間の限定はされていない。したがって歴史的時代区分の一つである「近世」も当然含まれる。（中略）考古学者は考古学的方法を通して全時代へのアプローチを試みる必要がある。

近世考古学の中心である、江戸遺跡の調査・研究の成立の経緯をふりかえってみると（亀田1988、橋口1988、古泉1988）、「近世考古学の提唱」以後、1974年から75年にかけて、東京都千代田区日枝神社境内遺跡（佐々木達夫・佐々木花江1975）、東京都文京区鷹匠同心組屋敷にあたる東京都文京区動坂遺跡（動坂貝塚調査会1978）、墓地・町屋という多彩な都市遺跡の様相を明らかにした都立一橋高校遺跡（都立一橋高校内遺跡調査団1985）などが相次いで発掘された。この頃から東京都の主導による江戸遺跡の発掘調査が少しずつ行なわれるようになる。そして、大都市東京の地下に江戸遺跡が埋もれていることが判明し、その発掘によって江戸の多様な物質文化の実態が明らかになってきたのである。

こうした江戸遺跡の発掘件数が飛躍的に増加するのは1984年以降である。その背景には、1980年代後半のバブル経済のなかで都市の再開発が急激に進行し、地下に埋もれている江戸遺跡が壊滅の危機に瀕した状況下で、東京都だけではなく港区、新宿区、千代田区、文京区など都心区の埋蔵文化財行政が徐々に整備されていったことがあった。

「近世考古学の提唱」が主張したように、考古学が時代を限定せずに、人間とモノとの関係を読み解く学問であることからすれば、近世という新しい時代を対象とする考古学が存在することは何ら不思議ではない。そして、近世考古学は現代に近い時代を対象とするため、必然的に現代との関わり、すなわち現代との連続性と非連続性を考えざるを得ないのである。

また、江戸をはじめとする各地の城下町などの近世都市は、近代以降も引き続き都市として発展し、現在につながっていることが多い。したがって、江戸遺跡の調査・研究の進展の背景のひとつに、1980年代後半の急激な都市再開発の進行があったように、現在でも近世都市の考古学は、開発と遺跡の保護・保存という厳しい現実と直面している。つまり、近世考古学を現代と関わる考古学というとき、そこには二重の意味が存在するのである。

(2) 近世考古学と歴史学

近世考古学はその成立当初から、歴史学や民俗学などとの学際的研究の必要性が説かれてきた。

前川要は、近世都市考古学の方法論において、歴史学などとの学際的研究の重要性を指摘している。それは考古学独自の方法論を他領域の学問に歩み寄らせることではなく、ある程度の基礎的な資料批判を行なったうえで、各領域の学問独自の方法・成果を尊重しあって、他領域の学問の得意とする部分や不得意とする部分をお互いに補完する研究のことであると述べている（前川1991）。

古泉弘は、近世都市江戸の考古学における学際的調査・研究の必要性について、次のように主張した（古泉 1983 : 236-237）。

江戸遺跡の調査研究は、考古学の研究者のみではなしえないことも理解しておく必要がある。文献史学・民俗学・地理学・分析や測定に必要な自然科学の諸分野など、さまざまな分野が協力して、総合的な調査体制が確立されることが望まれる。

また、藤本強も江戸の考古学の特徴のひとつとして文献資料・民俗資料をはじめとする関連分野の情報が格段に豊富な点をあげている。藤本は、こうした関連分野と互いに研究

成果を利用しあう際には利用しやすい形にして提出する必要があるとし、関連分野で協力者を探すこと、できれば考古学・文献史学・民俗学などを全て取り込んだ形で一人の研究者が研究するのが望ましいと述べている（藤本1990）。

このように江戸の考古学を含む近世考古学においては、歴史学や民俗学などとの学際的研究が必要であることが説かれているが、問題は異なる対象・方法をもつこれらの学問がいったいどのような形で具体的に学際的研究として結実するかにある。

鈴木公雄は、江戸の研究における考古学と歴史学の関係について、「考古学が明らかにした成果が文献史学の研究の空白部分にうまく充当するようなものであるとは限らず、また考古学が、発掘資料の分析を通じて見通せる、文献史学上の問題について、文献史学の側が十分な基礎研究に手をつけていない場合も少なくない」という理由から、文献史学の研究成果と考古学上の成果とを結びつけて「有効な歴史上の認識が得られることは、現状においては多くは望めない。」と述べている。そして、こうした現状において「とりうる可能な対応の一つは、考古学的調査によって得られた成果を、考古学の側から文献史学に対して提出していくこと」であるとしている（鈴木公雄1986：342）。

鈴木公雄が指摘したように、江戸の考古学と歴史学の関係は一様でなく、両者がうまくかみ合う場合もあるが、逆にかみ合わないケースが見られる。こうした江戸の考古学と歴史学の間にある不整合関係をどのように理解していくかが、学際的研究を具体的に行なっていく上での大きな問題であると思われる。というのは、考古学と歴史学がうまくかみ合わない理由が、単なる双方の研究の未熟さといったものだけではなく、考古資料と文献資料の特質と限界や、考古学と歴史学の思考方法の差異に根ざしていると考えられるからである（谷川1993b）。

言い換えれば、江戸の考古学において学際的研究を行なう前提として、考古学と歴史学の資料及び思考方法の差異を正しく認識していかなければならない。学際的研究における安易な付会を避けるためには、こうした認識をもつことがひとつの条件である。

資料の特質と限界を認識することの重要性については、すでに網野善彦が「その認識を徹底していく過程ではじめて(学問相互の=引用者)本当の協力関係も生まれるだろうし、各分野の資料に表現されている人間の生活全体の実態に迫ることが出来る」と指摘しており（網野・塚本・宮田1990：24）、これは右に述べた学際的研究の前提としての資料論の意義と同様の見解であろう。

稀少性の高いものは伝世し、逆にありふれた日常の生活用具は簡単に捨てられることが

多いという点から言えば、遺跡から捨てられた状態で出土するものが多い江戸の考古資料は、安価な日常の生活用具が主体となっているのも当然であろう。そこに考古資料の限界が存在する。一方、文献資料には、書き残される理由のある非日常的な、あるいは権力や上層の階層と関わるものが多く、考古資料のような日常的な物質文化に関するものが少ないのである。

また、考古資料と文献資料の調査が共通の課題をもって行なわれるには、その前提として「時間」及び「空間」の認識を共有してゆくことが必要である。具体的には、遺跡の時期区分・空間区分を行なう際に、考古資料の区分が文献資料とどのように対応するかに留意する必要がある。

ここでは、考古学と歴史学の思考方法の違いについても認識しておかなければならない。この問題について、北原糸子はすでに次のように指摘している。「考古学徒は、日常性の世界を追求する時にこそ、考古学は強みを発揮すると言う」が、「考古学においては、日常性の持つ意味が歴史学とは異なるに違いない。」つまり、歴史学が「史料全体を通して変化のある時点を捉え」、「それから、その変化をもたらした要因を、変動の少ない日常的世界に見いだしていく」のに対して、考古学では「変化・変容は日々の営みが生み出した知恵の当然の結果と捉えられるのであって、日常のなかから変容を捉え、画期を展望する」のである。「敢えて対比的に表現すれば、歴史学は変容から日常をみがち」であり、考古学は日常のなかから変容をとらえるということになる（北原1990：103-104）。

こうした北原の指摘を筆者なりに受け止めるならば、日常と変化・変容をめぐる考古学と歴史学の思考方法の違いは、双方の方法上の差異、とりわけ「時間」の認識方法の差異によるものと思われる。

考古学における「時間」の認識は型式学（田中琢1978など）と呼ばれる方法のなかで行なわれる。ここでは型式学について詳しく説明している余裕はないが、ともかく型式学によって考古資料の編年体系が確立し、時間軸を設定することができるのである。つまり、考古資料は型式学という資料操作を経てはじめて、「時間」が与えられることになる。こうした考古資料の時間的変遷は、一般に出現・盛行・消滅というプロセスをたどることが指摘されている（横山1986など）。ということは、ある型式の考古資料は出現から消滅までの時間幅をもっているわけで、そうした様々な考古資料の型式の変化を重ね合わせて、変化・変容を求めるのである。

このように、考古学において「時間」を認識するためには、型式学という資料操作が必

要であり、生の考古資料からいきなり変化・変容を読みとることは不可能である。したがって、考古学は日常から変化・変容へ向かわざるをえないのである。

これに対して、文献資料は文字によるものであるから、「時間」すなわち年月日のはっきりした、しかも変化・変容に関わるものが多いのは当然であろう。つまり、歴史学では変化・変容が比較的容易に見えるのではないか。故に歴史学は変化・変容から日常へ向かうのである。

考古学と歴史学の思考方法のちがいは、「空間」の認識の方法とも関わっている。すなわち、考古学には「点からの発想」があり、歴史学にはそれが一般に乏しいのである。

考古学では、ひとつの遺跡の考古資料の観察、記載、分析、解釈を核にして、そうした遺跡を積み重ねて抽象化し、これを面に拡大してゆく。つまり、考古学には遺跡という小さな点から出発していこうという発想がある。これに対して、歴史学には、たとえばひとつの武家屋敷を徹底的に分析し、それを核にして点を増やしていこうとする発想はあまり見られず、議論の出発点から一定の抽象化がなされているように思える。

(3) 近世考古学と民俗学

近世考古学は、従来の考古学と民俗学の関係を大きく変化させるものと考えられるが(谷川 1990b・1991c・2010)、考古学と民俗学の間にも資料や思考方法の差異が存在する。

近世考古学は、主として城下町などの都市遺跡の発掘調査を通じて進展してきたが、従来の民俗学、民具学は農村・山村・漁村など村落の民俗や民具を主な対象とし、都市の民俗や民具の調査・研究の蓄積に乏しい。したがって、近世考古学の資料と民俗学や民具学の資料を直接対比することが難しいという問題がある。

たとえば、民具の調査・研究は「我々の同胞が日常生活の必要から技術的に作り出した身近卑近の道具」という定義から始まり(アチック・ミュージアム1936:91)、宮本常一は民具を機械でつくったものではなく、素人もしくは半玄人が製作した自給品に限定して考えていた(宮本1969)。これに対して、小谷方明は民具を「自給民具」中心に考えてきた傾向を批判し、近世の商品流通を踏まえた「流通民具」の重要性を主張しているが(小谷1982)、都市の民具研究はこれまであまり行なわれてこなかった。

また、都市には、武家から町人まで多様な人々の間で差異化されていた習俗の階層性が存在しており、村落の農民中心に習俗をとらえてきた民俗学では説明のつかない要素が存在する。

こうした城下町などの大都市に偏った近世考古学と村落中心の民俗学、民具学の間を埋めるためには、習俗の階層性を踏まえた都市の民俗や民具研究の視点が必要であろう。それとともに、大都市だけでなく村落や在郷町なども対象に含めた近世考古学の体系化を早急に企図しなければならない。そして、このことは、城下町などの大都市と在郷町、村落との関係を明らかにするという極めて重要な問題の解明につながるのである。

考古学と民俗学の思考方法の差異は、「時間」の認識においても顕著に認められる。先述のように、考古学は型式学によって考古資料の編年体系を確立し、時間軸を設定する。一方、民俗学では、考古学のように一定の暦年代の時間幅で民俗資料をとらえることはあまり行なわれておらず、民俗の変遷を描き出そうとする通時的な方向とともに、時代を貫くものを明らかにしようとする共時的な研究が併存しているように見える。

考古学者は、民俗学の時間認識をめぐる方法論的限界をたびたび指摘してきた。都出比呂志は、民俗の分布比較を主な手段として過去を類推してきた従来の民俗学の方法を批判し、文献資料や考古資料の中に「民俗」を発見することによって、確かな時間軸を持ち込むことが可能になると述べている（都出1986）。また、小林達雄は「民間伝承をどれほど数多く集積してもそこから変遷を導き出す方法に限界がある」と批判している（小林達雄1990）。

これに対して、考古資料は民俗資料と比較すると年代が明確であるところに強みがあるが、考古資料からそのモノの用途すなわち機能を明らかにするには一定の難しさがある。考古学は一般に形態から機能を推定することが多いが、民具学は形態にあまり関心がない。したがって、考古資料の機能を民具資料によって類推する場合には、民具の用途と形態の相関関係を解明することが前提になるという（渡辺1985）。また、民具学はその前提にひとつの民具の多様な用途も想定している。つまり、形態と用途の相関性とモノの汎用性の間の実際のあり方をどのように判断するかが問題となる。

こうしたモノの用途の問題は、資料の名称や分類とも関わっている。小林謙一は、「モノの名前というのは、使用者個人個人がどう呼んだかというレベルと、研究者がどう整理しようかと配列を考えるレベルとでは、おのずと異なってくる」とし、「考古学的には、それらの民具的な名前を採用すべきかということ、名称上の混乱、そもそも質の異なる情報であること、分類目的が異なることなどから、否定的にならざるを得ない」と述べている（小林謙一2000：244・247）。

すなわち、民具資料では、同じ形態のものに多様な用途がある場合に様々な名称がつけ

られ、形態と用途と名称がほぼ対応している考古資料の分類とは一致しないことがある。これをつきつめると、用途や名称など使用の実態が明確なところから分類される民具資料と、形態や製作技法にもとづき研究者によって分類や名称が付される考古資料の間にある根本的な問題に行きつくのである。

以上述べてきたように、近世考古学と歴史学や民俗学の間を考えると、その関係は一様でなく、そこには資料の特質と限界や思考方法の差異に根ざした不整合関係が認められる。

文献資料が豊富にあり、民俗資料ともつながる江戸時代について、わざわざ考古学者が遺跡を発掘して新たに何がわかるのかという疑問がわくのは当然である。しかし、上述のような近世考古学と歴史学や民俗学の間を考えると、近世考古学が歴史学や民俗学にない新しい歴史像を描くことが可能であるのは明らかであろう。それをごく手短かに言うならば、遺跡を発掘することによって、それまで語られてこなかった歴史の実態を明らかにできるのである。本論文でとりあげる近世都市江戸の墓制・葬制は、そうした近世考古学の代表的な成果のひとつである。

(4) 近世の墓制・葬制研究と考古学

歴史学は、近世の墓制・葬制について、従来あまり関心をはらってこなかった。それは、近世の墓に関するまとまった記録が少ないという資料上の制約に加えて、長い間歴史学の興味が近世の墓制・葬制のような生活史に関わる分野には、あまり向けられてこなかったことによるのであろう。

そのなかで、芳賀登の『葬儀の歴史』（芳賀1987）は、歴史学による葬制・墓制研究として数少ない成果のひとつである。これは古代から近代に至る葬制・墓制史上の各時代のテーマをとり上げて論じたものである。近世に関わるものとしては、「第六章 葬儀と供養の変遷—葬式仏教と菩提寺の発展—」「第七章 葬祭の種々相—仏教以外の葬祭についての観察—」「第八章 江戸時代の墓と葬式—いわくつきの墓碑と葬儀の種々相—」があり、主に文献資料を用いてこうした葬儀や墓の歴史を明らかにした。

一方、日本民俗学は墓制・葬制に関して豊富な研究の蓄積を有している。民俗学の墓制研究は、柳田国男の「葬制の沿革について」（柳田1929）以来、とりわけ両墓制についての関心が高かった。ここでは両墓制の問題を詳細に検討する余裕はないが、少なくとも両墓制において靈魂をまつる脂墓が墓標を標識とするならば、両墓制の発生の原因および成

立時期に関しては、中世から近世の墓制に関する考古学的調査・研究の成果を避けて通ることはできないだろう。

すでに佐藤米司は、両墓制研究における考古学の重要性について、次のように述べている（佐藤1976：341～342）。

今後、両墓制研究を推進するためには、従来の民俗学独自の方法に、考古学的研究方法を用いなければ、いたし方がないのではなかろうか。さらに、今後の墓制研究に重要なことは、中世墓制の研究であろう。（中略）中世の墓制に関する研究が進めば、民俗学が今まで、大きい関心を寄せた両墓制研究も、さらに進展をみせ、従来の推論もさらに確実なものに近づき、民俗学以外の研究者に裨益する所が少なくないと思われる。（中略）民俗学の側からも、中世の墓制研究には、意欲をもって取り組み、考古学的調査にも、民俗学の方からも手をつけなければならないと思われる。

こうした佐藤の見解は、両墓制研究が民俗学と考古学の共有するべき課題であることを示している。

ただし、上述のように、従来の民俗学の墓制研究が両墓制研究に偏っていたことも事実である。一方、考古学の墓制研究は、遺体が埋葬された中世・近世墓の発掘調査や造立された中世の石造塔婆、近世墓標の調査成果にもとづいており、必ずしも両墓制に限定せずに単墓制も含めた中世・近世の墓制全体を対象としてきた。ここに民俗学と考古学の墓制研究のかみ合わない点が存在するのである。

また、民俗学がこれまで蓄積してきたのは、主に村落の墓制・葬制に関する研究成果であり、その点から考えれば、近世都市江戸の武士を含む人々の墓制・葬制について、村落中心の民俗学の成果をそのまま利用するのは難しい。

桜田勝徳は、このような村落中心の民俗学のあり方に対して、柳田国男の『明治大正史世相篇』（柳田1931）は「日本人らしさの追究の書であり、むろんそこには村の民俗に限らず都市の民俗をも包含していた」と評価した上で、「武士のことは、とうてい筆者らの年齢からの民俗調査では、その対象とはなしえなかったが、しかし都市や港町・街道筋などを民俗調査の場としたなら、『世相篇』での貴重な示唆を深めていく課題を、いくぶんなりともなし得たのではないかと悔やまれる」と述懐している（桜田1976：156）。

後に詳しく述べるが（第Ⅰ部第1章参照）、江戸の墓制の特徴のひとつは、遺体を納める埋葬施設の構造がバラエティーに富んでいるという点にある。1984年から85年にかけて筆者が調査に関わった東京都新宿区自證院の墓地では、石室に棺を納めた墓、常滑焼の甕

を棺に用い木炭や漆喰（石灰）で覆って槨をつくった墓、甕棺を木槨で覆った墓、甕棺のみの墓、木棺墓、火葬骨を蔵骨器に納めた墓など様々な墓が発掘された（東京都新宿区教育委員会1987）。このような江戸の墓の多様性が何をあらわしているのかは重要な問題であるが、上述のように社会的背景の異なる村落の墓制の民俗からは説明できないのである。

また、本論文でとり上げた近世墓標の研究は、昭和14年（1939）の坪井良平による「山城木津惣墓墓標の研究」（坪井1939）以来久しく停滞していたが、1960年代以降になると各地の調査・研究の成果が少しずつ蓄積されるようになった。こうした調査・研究は、考古学の立場から行なわれたものと民俗学の立場からなされたものに大別できる。このことは、近世墓標の調査・研究が考古学と民俗学の共有すべき課題であることを示している。

近世墓標の調査・研究において明らかにしていくべき課題は、各地の墓標のあり方からうかがえると地域性斉一性、都市や村落における墓標の階層性や家との関係、都市から村落への墓標の普及などが考えられる。これらの課題は、村落中心の民俗学の視座を越えた、近世都市江戸と周辺村落における近世墓標の研究において、追究していくことが可能なのである。

以上述べてきたように、近世都市江戸の墓制・葬制については、歴史学や民俗学がほとんど関心をはらってこなかったため、いわば空白の領域となっていた。そこに考古学による江戸の墓制・葬制研究の意義のひとつが存在するといえよう。

2 本論文の構成

本論文は、「第Ⅰ部 考古学からみた江戸の墓制」「第Ⅱ部 考古学からみた江戸の葬制」「第Ⅲ部 江戸および周辺村落の近世墓標」という3部構成からなっている。

第Ⅰ部には、近世都市江戸の墓地遺跡から発掘された埋葬施設などの遺構を対象とした、江戸の墓制に関する論考を集めた。先に述べたように、江戸の墓制の特徴のひとつは、埋葬施設の構造がバラエティーに富んでいるという点にあった。「第1章 身分・階層の表徴としての墓」では、江戸の墓の多様な埋葬施設を分類し、被葬者の身分・階層や墓が造られた寺院の規模・格式など江戸の社会との関係を明らかにする。そして、埋葬施設の変遷をたどりながら、江戸の墓制の秩序の形成過程を論じる。

「第2章 火葬と土葬」では、江戸の火葬と土葬の比率の変遷、火葬と土葬と埋葬施設との関連、火葬蔵骨器や焼骨の重量の変遷をとり上げて検討し、火葬と土葬を江戸の墓制

史上に位置づける試みを行なう。近世の墓制における火葬と土葬の問題は、究明するべき重要な課題のひとつである。

「第3章 胞衣納めと乳幼児の葬法」は、両者の共通性を指摘した民俗学の見解を念頭において、江戸における胞衣納めと乳幼児の葬法のあり方を論じるものである。将軍・大名家や発掘された事例から胞衣納めの習俗の階層性と変遷、乳幼児の葬法との関係、背景にある子育ての観念について考察を加える。

第Ⅱ部は、遺体とともに納められた副葬品、六道銭、墓誌や木製卒塔婆などの遺物を対象とした葬制に関する論考からなる。江戸の墓には、遺体とともに副葬品が納められることが一般化する。「第1章 副葬品の様相」は、将軍墓・大名墓や中小寺院墓地の副葬品をとり上げ、その階層性に留意しながら変遷を明らかにする論考である。

「第2章 六道銭の習俗」では副葬品のなかの六道銭を選んで、六道銭の選択性、階層性、六道銭の習俗の変遷とその思想的背景に言及する。六道銭は近世墓の副葬品としては一般的なものであるが、従来はそこから銭貨流通の問題が論じられることが多く、習俗として検討されることは少なかった。

「第3章 墓誌の変遷」は、江戸の墓誌をとり上げた論考である。将軍家や大名家の墓、幕臣・藩士・儒者などの墓から出土した墓誌の形態や墓誌銘を分析し、江戸の墓誌の変遷とその背景を論じる。墓誌の作成には、宗教的・思想的背景や個人意識との関わりがあったことを考えてみたい。

「第4章 木製卒塔婆と墓地景観」では、江戸の墓地遺跡から出土した木製卒塔婆の事例をもとに、木製卒塔婆の造立の様相について述べ、その変遷をたどりつつ、仏教にもとづく死者供養のあり方と墓地景観の問題を考察する。これは江戸の墓における木製卒塔婆と石製墓標の関係を考えるものである。

第Ⅲ部は、江戸および周辺村落の墓地に造立された近世墓標に関する論考である。先述のように、近世墓標研究の課題は、各地の墓標の地域性と斉一性、都市や村落における墓標の階層性や家との関係、都市から村落への墓標の普及などが考えられる。これらの課題は、近世都市江戸と周辺村落における近世墓標の研究において、追究していくことが可能である。

「第1章 江戸および周辺村落の墓標の変遷」では、江戸とその周辺の墓標の分類と変遷を明らかにし、墓標の地域性と斉一性について言及する。

「第2章 近世墓標の変遷と家意識」は、千葉県市原市高滝・養老地区の調査成果をも

とに、墓標の分類と変遷を論じ、家を通して見た墓標と墓標に刻まれた戒名の分析から家意識との関連を考察するものである。

「第3章 近世墓標の普及の様相」では、伊豆七島利島、長久寺墓地の調査成果から、墓標の分類と変遷を明らかにし、近世墓標の普及の様相を描く。

以上のような第I部から第III部にわたる論考にもとづき、周辺村落を含む江戸の墓制・葬制の変遷を明らかにし、その背景を論じようとするのが本論文の目的である。

第 I 部

考古学からみた江戸の墓制

第1章 身分・階層の表徴としての墓

1 江戸の墓制・葬制の考古学

江戸の墓制・葬制に関する考古学的研究は、蓄積の乏しい領域である。古く明治時代に和田千吉が江戸の甕棺について言及しているが（和田1901）、戦後になって1954年から11年間にわたって工事中に発見された資料を収集し、それをまとめた河越逸行の業績（河越1965）が先駆的研究としてよく知られている。また、1957～1960年の鈴木尚、矢島恭介、山辺知行らによる東京都港区増上寺徳川将軍墓の調査は、江戸の武家社会の頂点にあった将軍家の墓制・葬制を明らかにした点で極めて重要な知見をもたらした（鈴木尚・矢島・山辺1967、鈴木尚1985）。

しかしながら、その後も江戸を含む近世の墓制・葬制に関する調査・研究は依然として低調であった。江戸の墓地を発掘調査するようになったのは、東京都千代田区都立一橋高校遺跡（都立一橋高校内遺跡調査団1985）など1970年代に入ってからである。筆者が1984～85年に東京都新宿区自證院の発掘調査に関わった際にも、参考にするべき近世墓の発掘資料は少なく、どのように分析していったらよいかは手探り状態であった。

江戸の墓制の特徴のひとつは、埋葬施設の構造がバラエティーに富んでいるという点にある。筆者は自證院の報告書において、江戸の埋葬施設のバラエティーを身分・階層の表徴としてとらえる仮説を提示したが（谷川1987）、そうした仮説は松本健による被葬者の明らかな墓の埋葬施設の検討によってある程度立証された（松本1990b・1992）。これを踏まえて、筆者は埋葬施設や墓標の分析をもとに、江戸の墓制に関する総括的な考察を行なった（谷川1990a・1991b・1996a・2004）。

また、東京都新宿区圓應寺の調査成果をもとに、栩木真（栩木1995）や西木浩一（西木1993・1997・1998・1999・2004）は、檀家に属していない都市下層民の墓の様相を明らかにしている。このように近年の江戸時代の墓制・葬制の研究では、以前に比べ資料が増加してきたことが大きい。

筆者が近世の墓制・葬制について関心をもったのは、それが考古学と民俗学の共有する課題であったことによるが、当初筆者は墓標については興味をもちながらも、埋葬施設に関しては民俗学の成果で十分明らかにできると思っていた。ところが、江戸府内の墓地の調査に関わったとき、江戸時代の墓制・葬制に関する考古学的な所見と民俗学の墓制・葬

制の研究成果との間に必ずしも整合しない部分があり、都市の墓制・葬制のなかに民俗学の成果では説明のつかない要素があることがわかって、自分の見通しの誤っていたことに気がついたのである。江戸の墓制・葬制の考古学的研究の意義のひとつはこうした点にあると言えよう。

ここでは、江戸の墓制・葬制に関わる以下の基本的な問題について述べることにしたい。第一に、埋葬施設の構造と被葬者、寺院の格式・規模との関係について。これは、換言すれば、江戸の墓制の階層性に関わる問題である。江戸の墓の埋葬施設は被葬者の身分・階層の表徴であったことを明らかにする。第二に、江戸の埋葬施設の変遷について。上述の江戸の墓制の階層性がどのように確立していったのかという問題である。

2 埋葬施設の分類

埋葬施設の構造をどのように分類するかについては、先にあげた自證院の報告書（谷川1987）の段階から基本的な考え方は変わっていない。埋葬施設の構造が複雑なものから単純なものへ並べていくというシンプルな原則にもとづく分類である。自證院の報告書では埋葬施設を四つに分類したが、ここではそれをさらに細分したものをあげておく。これは圓應寺の報告書のなかで述べたもの（谷川1993a）に、徳川将軍家墓所の事例を加えたものである。

①石槨石室墓（図 I-1-1、1・2）

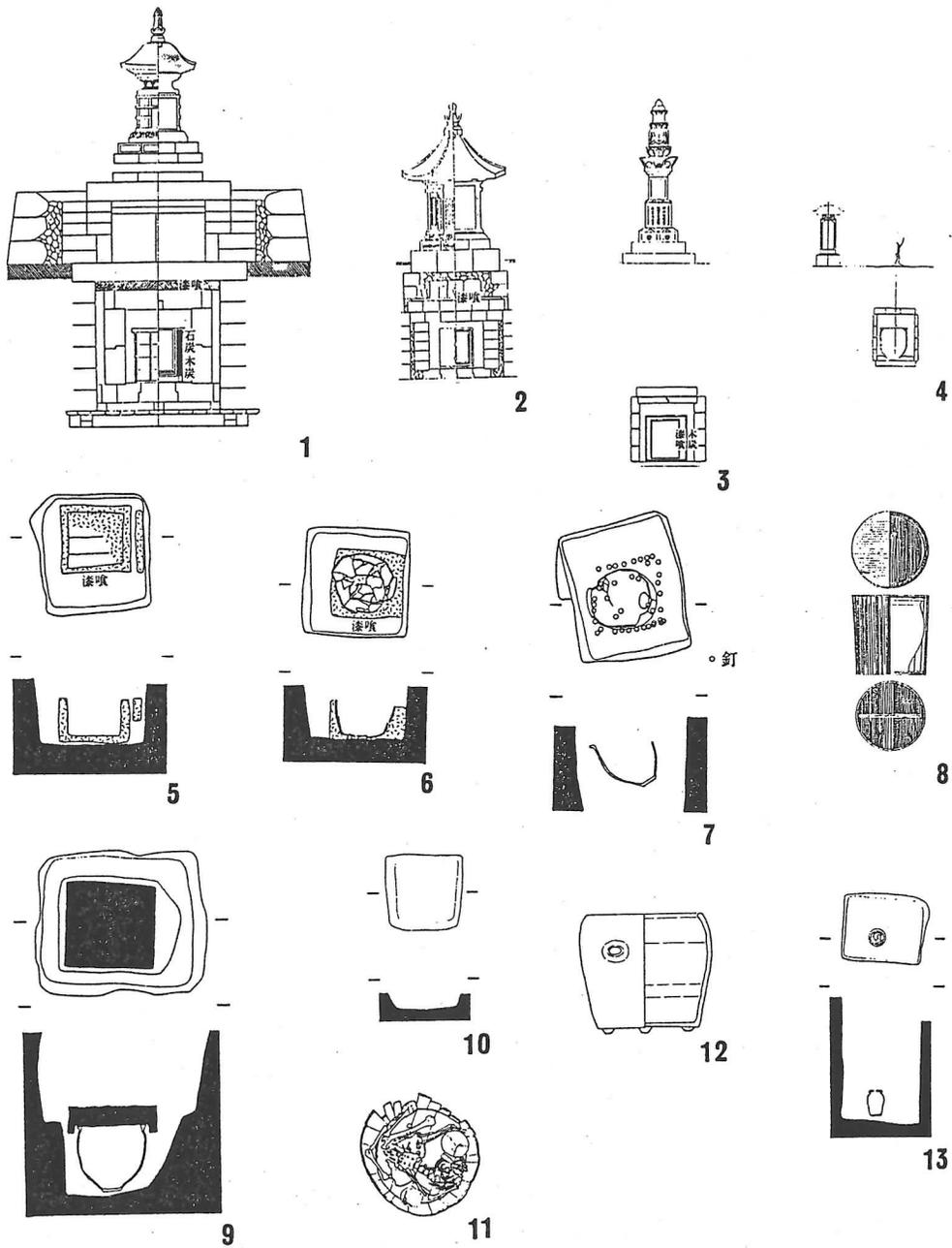
増上寺の徳川将軍墓（1）および将軍家の正室の墓（2）などがこれにあたる。これらはいずれも石室の中にさらに石槨を積んだ非常に堅固な構造である。

②石室墓（3・4）

東京都港区済海寺の越後長岡藩主牧野家墓所の大名墓（3）および増上寺の将軍家の側室の墓（4）である。若くして死んだ側室なので、通常の将軍家側室の墓よりも簡略化した形になっている。これらの切石積みの埋葬施設を石室と呼ぶか石槨呼ぶかは意見が分かれているが、筆者は石室と呼んでいる。

③木炭・漆喰（石灰）床・槨木槨木棺墓（5）

この類は事例が多くないが、おそらく二重木棺の外側に木槨があり、各々の間に漆



1・2・4：増上寺將軍家墓所，3：濟海寺牧野家墓所，5～7・9・10・13：自証院，
8・12：発昌寺，11：増上寺子院群

図 I-1-1 埋葬施設の種類 (谷川2004)

喰（石灰）や木炭を充填したものと考えられる。

④木炭・漆喰（石灰）床・槨木槨甕棺墓（6）

甕棺で外側に木槨をもち、漆喰（石灰）や木炭を充填したものである。

⑤方形木槨甕棺墓（7）

③や④と同様の方形の木槨の中に、甕棺を納めたものである。

⑥円形木槨甕棺墓（8）

円形木槨すなわち桶の中に、甕棺を納めたものである。これは東京都新宿区發昌寺や港区天徳寺浄品院に類例があり、事例数は必ずしも多くないが類型の中を含めた。

⑦甕棺墓（9）

甕棺をそのまま埋めたものである。

⑧方形木棺墓（10）

正方形の木棺をそのまま埋めたものである。

⑨円形木棺（早桶）墓（11）

円形木棺（早桶）をそのまま埋めたものである。

⑩火消壺転用棺（12）

火消壺を棺に転用したものである。これは乳幼児の墓に用いられたものと考えられる。

⑪直葬墓

棺を持たないもの。

⑫その他の土葬墓

⑬火葬蔵骨器（13）

⑭その他の火葬墓

3 埋葬施設と身分・階層

上記は、ほぼ18世紀以降の江戸の墓の埋葬施設の分類である。被葬者が明らかな墓の埋葬施設の構造については、すでに松本健の指摘があるが（松本1990b・1992）、こうした埋葬施設の分類にもとづいて被葬者の判明している墓の事例をあげたものが表 I-1-1 である。ここでは、現段階で被葬者が確実にわかっているもののみを取り上げた。

表 I-1-1 埋葬施設の構造と被葬者（谷川2004、一部改変）

① 石槨石室墓
銅棺・木棺 将軍〈増上寺〉
木棺 将軍正室・側室〈増上寺〉
② 石室墓
木棺 下総結城藩主松平家（15万石）（栩木1994）
越後長岡藩主牧野家（7.4万石）〈済海寺〉
上野館林藩主秋元家（6万石）〈寛永寺護国院 C 1・69〉
甕棺 将軍側室〈増上寺〉
紀伊和歌山藩主徳川家（55.5万石）〈寛永寺護国院 A 17〉
出羽新庄藩戸沢家（6.7万石）（河越1965）
④ 木炭・漆喰（石炭）床・榎木槨甕棺墓
出羽山形藩，上野館林藩江戸家老，用人矢貝家（700石のうち400石）〈寛永寺護国院 C61-1・2・5〉
旗本大久保家（5,000石）〈寛永寺護国院 B II 19・23～25〉
⑤ 方形木槨甕棺墓
高家畠山基徳再室（4,000石）（港区立港郷土資料館1987）
上野館林藩江戸家老，用人矢貝家（700石のうち400石）〈寛永寺護国院 C 61-3・4〉
旗本大久保家（5,000石）〈寛永寺護国院 B II 10-1・13・26・31〉
旗本秋元家（4,000石）〈寛永寺護国院 B II 9-1～4〉
旗本三井家（1,200石）（東京都港区教育委員会1992）
播磨竜野藩士近藤甫泉（120石）（東京都港区教育委員会1992）
⑦ 甕棺墓
旗本三枝監物守興（與）（400俵）〈自証院57〉
旗本佐藤家（300俵）〈寛永寺護国院 B II 11-2・3・5〉
旗本深見家（200俵）〈寛永寺護国院 C 103-1～3〉
旗本犬飼家（70俵3人扶持）（港区立港郷土資料館1989・東京都港区教育委員会1992）
館林藩士岡尾家（150石）〈天徳寺浄品院144・145〉

< > 内の数字は遺構番号

これを見ると、①石槨石室墓は将軍家（将軍・正室・側室）の墓にあたり、②石室墓は前述のように大名墓が多いが、その他に若くして死んだ将軍の側室の墓もある。④木炭・漆喰（石灰）床・槨木槨甕棺墓は、5,000石の旗本大久保家と出羽山形藩のちに上野館林藩の江戸家老、用人の矢貝家の事例があり、高禄の旗本や藩士の墓にあたる。⑤方形木槨甕棺墓は、4,000の高家および先にあげた山形・館林藩の江戸家老矢貝家の墓にも見られる。また、先の旗本大久保家の墓や、旗本秋元家（4,000石）、三井家（1,200石）、龍野藩藩士の近藤甫泉などの墓にもある。これも比較的高禄の旗本や藩士の墓である。⑦甕棺墓には70俵3人扶持から400俵の旗本の墓および館林藩士岡尾家の墓があり、低禄の旗本および藩士の墓にあたる。⑤方形木槨甕棺墓と⑦甕棺墓の間が旗本の階層で見ると開きがあるが、これは今後の事例の増加を待つことにしたい。

このように、埋葬施設の構造が被葬者の身分・階層とほぼ対応関係にあることは疑いないだろう。なお、山形・館林藩の江戸家老であった矢貝家や旗本大久保家の墓の埋葬施設の構造が、④木炭・漆喰（石灰）床・槨木槨甕棺墓と⑤方形木槨甕棺墓の2種類にわたるのは、将軍墓や大名墓と同様（松本1990b・1992・2007）、当主、正室、側室、子女のような家の中の格のちがいによると考えられる。

また、将軍家の墓である①石槨石室墓を簡略化した②石室墓は主に大名墓であり、旗本や高家の墓には④木炭・漆喰（石灰）床・槨木槨甕棺墓、⑤方形木槨甕棺墓、⑦甕棺墓という序列が認められる。藩士の墓も同様である。すなわち、ここでは将軍と大名、旗本などの幕臣、藩士という3種類の墓制の秩序が並立していたように見えるのである。そして、5,000石の旗本と山形・館林藩江戸家老矢貝家の墓、高家および1,200石から4,000石の旗本と播磨龍野藩士近藤甫泉の墓、70俵3人扶持から400俵の旗本と館林藩士岡尾家の墓の構造が各々対応していたことは、旗本などの幕臣の墓制の秩序に藩士の墓制の秩序が組み込まれていたことになる。これが江戸の特殊な現象なのか、それとも国元の藩士の墓の埋葬施設が江戸と同じ構造であったかは、今後の検討が必要であろう。

芳賀登の『葬儀の歴史』は、近世の葬制・墓制に関する歴史学的研究としては先駆的なもののひとつであるが、そこでは、安政の大獄で吉田松陰が刑死したとき、門人たちが遺体を引き取るために「大甕」を購入したことや、明治元年(1868)に土佐藩士がフランス人を殺害した堺事件に連座して切腹した藩士の遺体が「大甕」に納められ埋葬された事例が紹介されている（芳賀1987：207・210）。このように、棺に大甕が用いられたのは、武家の格式を示すものであったことを考えさせる。

4 埋葬施設と寺院

次に、埋葬施設のバリエーションが寺院の格式・規模とどういう関係にあったかを見てみよう（表 I-1-2）。これは以前発表したものに（谷川1996a）、寛永寺護国院の事例を加えたものである。寛永寺護国院（天台宗）は、境内13,300坪と非常に大きく、寺領20石が与えられている。自証院（天台宗）も境内坪数が10,600余坪、うち門前町屋300余坪、朱印寺領200石という牛込地区の大寺院である。また、天徳寺は浄土宗江戸四カ寺のひとつだったが、浄品院という子院は寺域の中でも裏手に位置していた。一方、寺地が750坪の發昌寺（曹洞宗）と境内893坪余の圓應寺（黄檗宗）は江戸の中小寺院であった。

表 I-1-2 遺跡ごとにみた埋葬施設の様相（谷川2004）

遺跡名	寛永寺 護国院	自証院	天徳寺 浄品院	發昌寺	円応寺
② 石室墓	4	6	2		
③ 木炭・漆喰(石炭)床・槲木槲木棺墓		9			
④ 木炭・漆喰(石炭)床・槲木槲甕棺墓	19	8			
⑤ 方形木槲甕棺墓	19	14	3	3	2
⑥ 円形木槲甕棺墓			2	1	
⑦ 甕棺墓	57	16	108	67	13
⑧ 方形木棺墓	6	18	86	137	11
⑨ 円形木棺(早桶)墓	18		116	193	38
⑩ 火消壺転用棺	4		11	3	6
⑪ 直葬墓			1?	7	4?
⑫ その他の土葬墓			1	2	4
⑬ 火葬蔵骨器	20	1	27	28	11
⑭ その他の火葬墓				4	
計	147	72	357	445	89

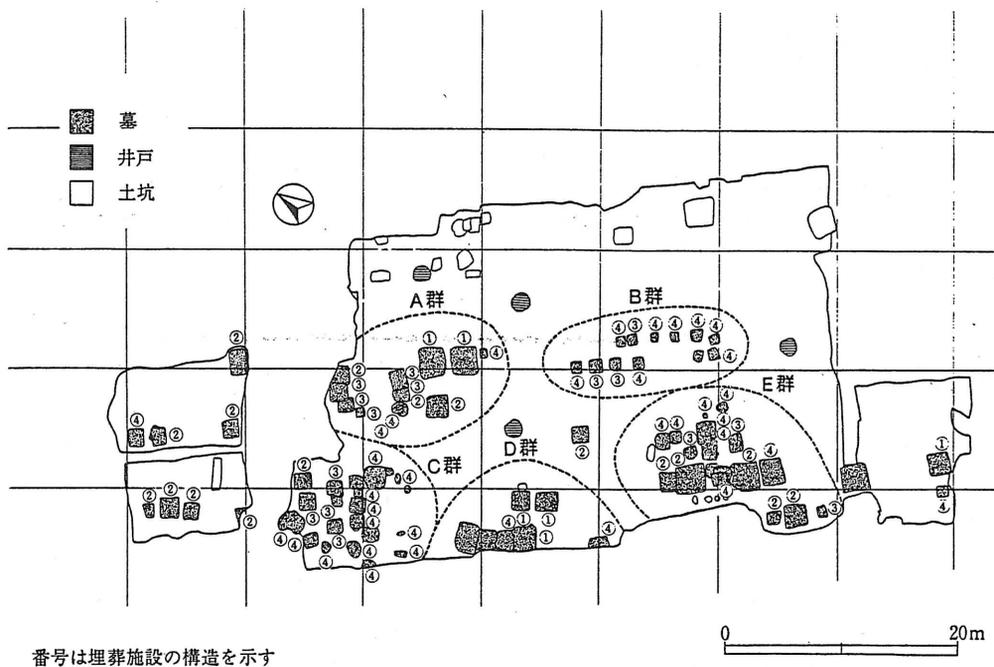


図 I-1-2 自證院の埋葬施設の分布 (谷川1991b)

表 I-1-2 を見ると、大寺院であった寛永寺護国院や自證院では②石室墓～⑦甕棺墓が主体であり、中小寺院であった發昌寺や圓應寺では⑦甕棺墓～⑨円形木棺（早桶）が主体になっている。天徳寺浄品院の場合は、發昌寺と寛永寺護国院や自證院の中間的な様相であろう。このように、18 世紀以降の江戸の墓制において、境内の面積や寺領の石高などに見られる寺院の格式・規模と、そこに営まれている墓の被葬者の身分・階層が対応関係にあったことがわかる。

寺院の格式・規模と営まれている墓の被葬者の身分・階層の対応関係は、墓地の景観とも関わっていた。図 I-1-2 は自證院の埋葬施設の分布図であるが、大寺院の自證院の墓地は広い墓地に墓が整然と配置されていた。ここでは自證院の墓地を5つの墓群に分けてみた (谷川1991b)。埋葬施設の構造に着目してこれらの群の特徴をあげると以下のようなになる。

- A群—①石室墓が2基並び、そのまわりに②木炭・漆喰（石灰）床・槨の木棺墓、③木槨甕棺墓が分布し、④甕棺墓、木棺墓は少ない。
- B群—③木槨甕棺墓が3基あり、他は④甕棺墓、木棺墓で占められる。いずれも規模が小さく2列に並ぶ。

C群—②木炭・漆喰（石灰）床・槲の木槨甕棺墓が1基あり、③木槨甕棺墓がそのまわりに分布し、さらに周囲を④甕棺墓がとりまく。④木棺墓は1基のみ。

D群—①石室墓と比較的規模が大きい④木棺墓が並んでいる。

E群—②木炭・漆喰（石灰）床・槲の木棺墓が並び、そのまわりに③木槨甕棺墓、④木棺墓が分布している。④甕棺墓は1基のみ。

こうした5つの群の埋葬施設の特徴は、石室墓など比較的規模の大きい墓が並ぶD群と、甕棺墓、木棺墓が多く規模の小さい墓が並ぶB群、そして、構造が複雑で規模の大きな墓のまわりを小規模な墓がとりまくA・C・E群に大別することができる。

また、台東区寛永寺護国院の明治11年(1878)に作成された墓地図を見ても(蒲生1990)、大名家や旗本家のように広い墓所の区画もあれば、町人をはじめとする規模の小さい墓が集中して営まれている区画もあって、墓地のなかの墓域ごとのあり方の違いが認められる。

したがって、先に寺院の格式・規模と被葬者の身分・階層の関係について述べたが、もう少し細かく見ると、同じ寺院の墓地の中でも墓域ごとに埋葬施設のあり方の違いが指摘できるのである。言い換えると、全体的な傾向としては、寺院の格式・規模と被葬者の身分・階層は相関関係にあるが、そのなかでも比較的幅をもった身分・階層の人々が墓域ごとに墓を営んでいたと言えよう。

自證院のような大寺院に対して、中小寺院であった發昌寺では(図I-1-3)、第一期(17世紀中葉～後葉)から第五期(19世紀前葉～末)に至る30～60年ぐらいの短い周期で4回の盛土が行なわれ、墓地整理がなされていた(榎木1991)。このことは仮に家ごとの墓域の区画があったとしても、墓が無縁化していくサイクルが非常に速かったことを推測させる。それは發昌寺の檀家の身分・階層と関連しており、江戸の中小寺院の寺墓のあり方を示していると考えられる。

圓應寺の墓地では(図I-1-4)、墓域によって墓のあり方が大きく異なっていた(榎木1995、西木1993・1997・1998・1999・2004)。墓域A区では墓道に沿って墓が比較的整然と配置されていたが、墓域B区では墓が過度に密集した状態であった。また、B区には格式の高い甕棺の墓が見られず、乳幼児を埋葬した火消壺転用棺が多い。副葬品の乏しい墓が多く、被葬者の性比をA区と比較すると、男性の占める割合が圧倒的に高いのもB区の特徴であった。

このようなA区の墓の被葬者は圓應寺の檀家層と考えられているが、B区の墓は檀家ではない都市下層民すなわち地借・店借や中間・部屋者などの武家奉公人たちが想定されて

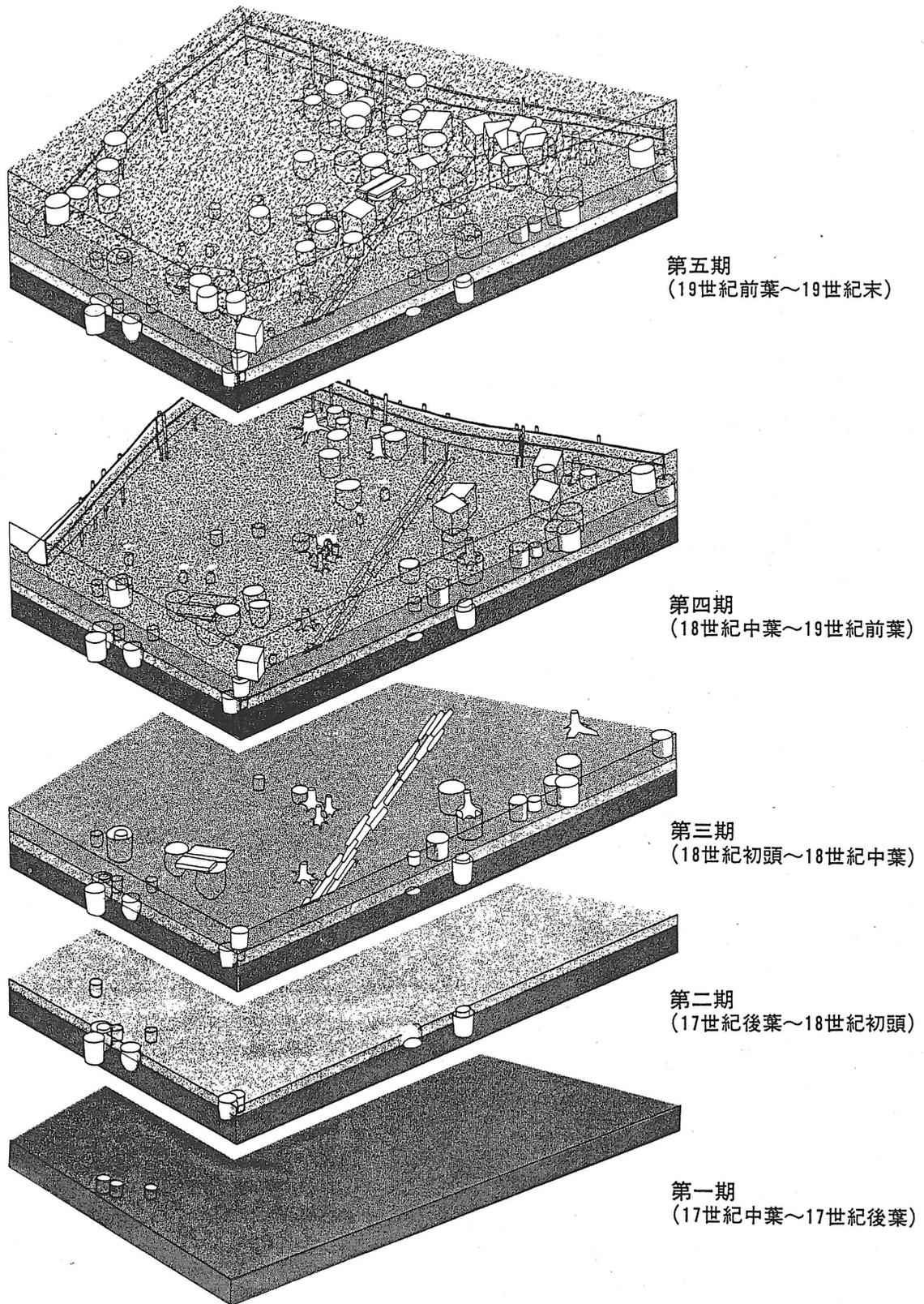


図 I-1-3 發昌寺の墓地景觀の変遷 (榎木1991)

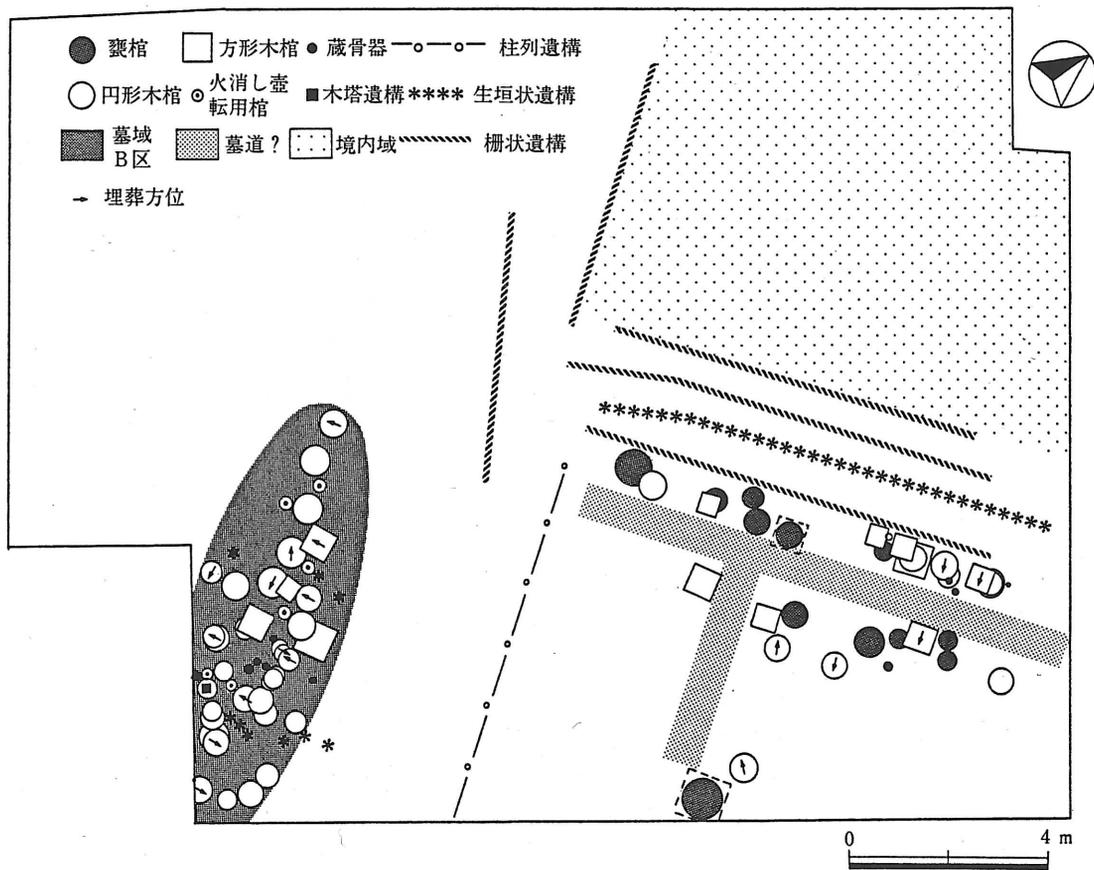


図 I-1-4 圓應寺の墓地景観 (栢木1993)

いる。彼らは人別に加わらず、死んだ後に「頼入」「口入」によって寺の墓地に「投込」「取捨」同然に葬られたという。

以上述べてきたように、寺院の格式・規模とそこに営まれている墓の被葬者の身分・階層の対応関係は、墓地の景観とも関わっていたのである。

5 埋葬施設の変遷

江戸の墓の埋葬施設の構造と被葬者の身分・階層および寺院の格式・規模との関係がいつごろ成立したかは、大きな問題である。図 I-1-5 は江戸の墓の埋葬施設の変遷を示したものである (谷川1991b)。

まず、将軍墓は大きく3段階に区分できる。一番古い段階は寛永9年(1632)に没した2代将軍秀忠の墓に始まるが、これは石室の中に輿にのせた風呂桶形の座棺(早桶)を納

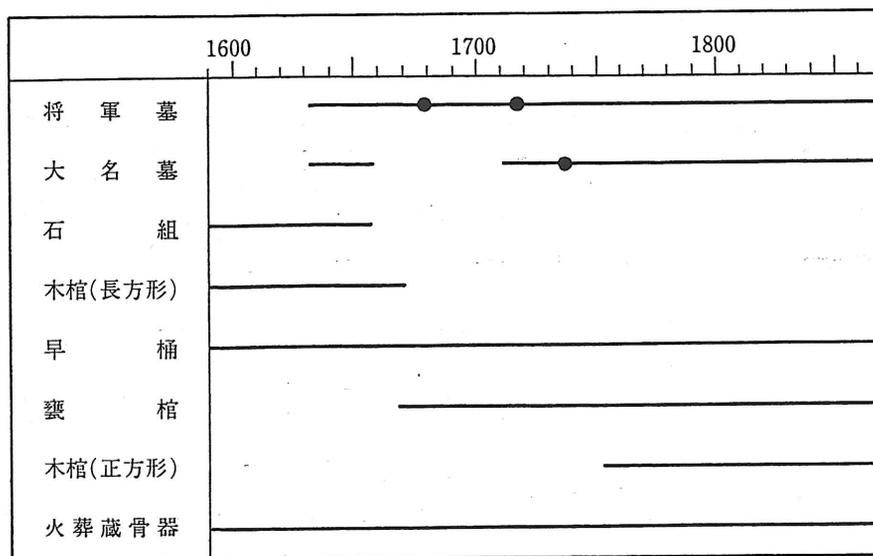
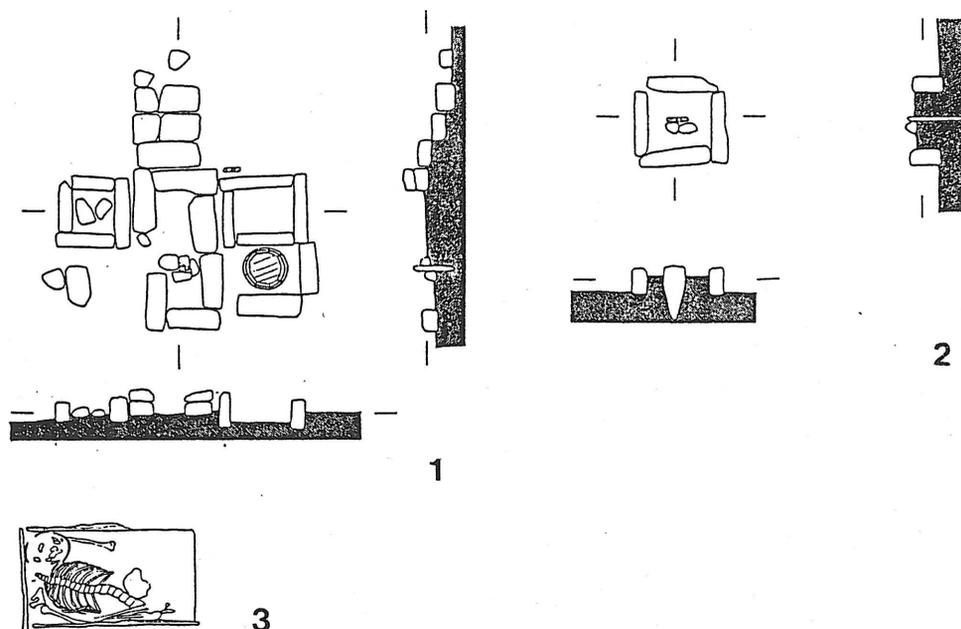


図 I-1-5 墓制の変遷 (谷川2004)

めた構造であり、同時期の大名墓と共通性が認められる。たとえば、陸奥仙台藩主伊達家墓所の初代藩主政宗〔寛永13年（1636）没〕および2代藩主忠宗〔万治元年（1658）没〕の墓は、石室の中に駕籠にのせた風呂桶形の座棺を納めていた。また、寛永9年（1632）に没した備前岡山藩主池田忠雄の墓も石室の中に駕籠を納めた構造であった。すなわち、少なくとも寛永年間には将軍墓に指向した大名墓が造られていたと考えられる。

将軍墓の次の段階になると、延宝8年（1680）に没した4代将軍家綱のときに区画を設け、門扉・柵垣を作り、基壇の上に銅製の宝塔を造立した。また、石槨石室墓の中に木棺を納めた銅棺を置く形式が確立したと推定される。

その後、将軍墓は7代将軍家継〔正徳6年（1716）没〕の墓以降石造の宝塔を用いるようになり、これを最後に御霊屋（廟）の造営をやめる。大名墓の場合も、越後長岡藩主牧野家墓所では4代藩主〔享保20年（1735）没〕のときに、埋葬施設の構造が定式化したようである。陸奥仙台藩主伊達家墓所でも、3代藩主綱宗〔正徳元年（1711）没〕を最後に廟をつくることはなくなり、石製の墓標を造立するようになった。このように、将軍墓と大名墓は、寛永年間（1624～1643）以降、17世紀後葉と18世紀前葉という二つの画期を以て、ほぼ同一の歩調をとりながら変遷していったのである。



1・2：八丁堀三丁目，3：増上寺子院群

図 I-1-6 17世紀代の埋葬施設（谷川2004）

また、江戸の墓の埋葬施設のなかで17世紀後葉ごろには姿を消すものがある。それは東京都中央区八丁堀三丁目遺跡の石組墓（図 I-1-6、1・2）、および長方形木棺（3）である。そして、17世紀後葉ごろから甕棺が出現するようになる。したがって17世紀の後葉に画期があることが指摘できる。また、正方形の木棺は現段階では18世紀の中頃までは遡る。火葬蔵骨器に関しては、17世紀代の墓地のなかで火葬の割合が比較的高い墓地と低い墓地があり、18世紀以降になると火葬の占める割合が全体に低くなる（第 I 部第 2 章参照）。

以上のようなことから、近世都市江戸の墓制の変遷上の画期は17世紀後葉と18世紀前葉に認められる。埋葬施設の構造と被葬者の身分・階層および寺院の格式・規模の関係は、こうした2つの画期を通じて成立したのであろう。すなわち、将軍と大名の墓制の秩序が寛永年間（1624～1643）に先行して確立し、その後、17世紀後葉に旗本などの幕臣の墓制の秩序が成立したように、墓制の秩序が身分・階層間を下降していったように考えられるのである。

第2章 火葬と土葬

1 江戸の火葬と土葬をめぐる

江戸の墓制の考古学的研究では、主に埋葬施設や墓標と身分・階層との関連およびそれらの変遷について議論されてきたが、火葬墓に関しては論じられることが少なかった。野沢均は、東京都中央区八丁堀三丁目遺跡や千代田区都立一橋高校遺跡のような江戸時代前期の墓地で火葬墓の割合が高いのは、中世墓の系譜を引くためと考えている（野沢1988）。このように、火葬と土葬の比率が江戸時代を通じてどのように変化したかは重要な問題である。

また、惟村忠志は東京都文京区長光寺の墓地の発掘調査報告書において、火葬蔵骨器の分類と変遷を示し（惟村1988）、その後には詳しい火葬蔵骨器の分類と編年、流通および転用と専用の問題を論じた（惟村1998）。こうした火葬蔵骨器をはじめとして火葬墓にともなう焼骨などの分析も必要であろう。

筆者は1998年の日本考古学協会第64回総会において、特別発表「江戸の墓—土葬と火葬をめぐる—」を行ない、江戸の墓制の変遷のなかに火葬墓を位置づけようと試みたが（谷川1998b）、これは江戸の火葬墓をめぐる基本的な問題である。

一方、江戸の火葬場についての歴史学的研究としては、浅香勝輔が一連の論考において重要な指摘を行なっている（浅香・八木澤1983、浅香1985・浅香1993など）。すなわち、江戸時代には都市では庶民の間に火葬が広がり、江戸時代前期にはほとんどの寺院に火葬場があったが、その後、人口密集地域の寺院は火葬場を廃止・移転させ、幕末の火葬場は江戸の周辺地区に存在したという。また、福田アジオは、民俗学的視点から、火葬場が富士塚とともに江戸の周縁に分布し、それは異なる世界に入ることができる現実の空間であったと解釈している（福田1985）。

本稿では、こうした江戸の火葬に関する従来の研究を踏まえて、近年増加している江戸の墓地の発掘事例をもとに、江戸の火葬墓のあり方について改めて検討し、江戸の墓制における火葬墓の位置づけを考えてみることにしたい。

2 火葬と土葬の比率

表 I-2-1 遺跡ごとにみた火葬と土葬の比率（谷川1998b、一部改変）

遺跡名	火葬	土葬	文献による年代	備考
八丁堀三丁目	32 (20.6%)	123 (79.4%)	～明暦3 (1657)	
都立一橋高校	160 (40.7%)	233 (59.3%)	～天和3 (1683)	
池之端七軒町	79 (12.4%)	555 (87.5%)	寛永4 (1627) ～	18世紀以降中心
自證院	1 (1.4%)	71 (98.6%)	寛永17 (1640) ～	18世紀以降中心
増上寺光学院	7 (3.8%)	175 (96.2%)	正保4 (1647) 以前～	源興院よりやや新しい
増上寺源興院	27 (10.2%)	237 (89.8%)	承応3 (1654) 以前～	17世紀代中心
天徳寺浄品院	27 (7.6%)	330 (92.4%)	万治2 (1659) 以前～	18世紀以降中心
増上寺華養院	26 (14.4%)	155 (85.6%)	寛文6 (1666) 以前～	光学院と同時期
發昌寺	32 (7.2%)	413 (92.8%)	寛文7 (1667) ～	18世紀以降中心
寛永寺護国院	20 (13.6%)	127 (86.4%)	宝永6 (1709) ～	
圓應寺	11 (12.4%)	78 (87.6%)	正徳2 (1712) ～	

江戸の火葬と土葬の比率は、江戸時代を通じてどのように変遷したのだろうか。表 I-2-1 は遺跡ごとにみた火葬と土葬の比率を示したものである。これを見ると、明暦3年（1657）の大火後に移転した朗愷寺の墓地にあたる八丁堀三丁目遺跡（東京都中央区教育委員会1988、佐倉1989）では、火葬の占める割合が約2割であった。また、明暦の大火以前の常安寺と、明暦の大火以降天和3年（1683）まであった法禅寺・願行寺にあたる都立一橋高校遺跡（都立一橋高校内遺跡調査団1985）でも、火葬が約4割を占めていた。都立一橋高校遺跡で火葬の比率が4割あったのに比べ、八丁堀三丁目遺跡では2割とやや低いのは、この墓地の出土人骨の2/3が8歳以下の子供であったことによると思われる。成人のみに限ると、約1/3が火葬であった。これらの墓地がほぼ17世紀後葉までという古い時期のものであるのは注目される。

一方、他の遺跡では火葬の割合は15%に満たない。このなかで、東京都港区増上寺源興院は墓地の年代の中心が17世紀代にあると推定されているが、火葬の割合は約1割にすぎなかった。増上寺光学院は源興院よりも墓地の年代の中心がやや新しいが、六道銭の組み合わせによる推定年代によれば、17世紀中葉から後葉の墓が7割を占めており、ここでも火葬の割合は3.8%とごくわずかである（東京都港区教育委員会1988）。また、六道銭の

組み合わせから光学院と同時期と考えられる増上寺華養院でも、火葬の割合は14.4%であった（亀田1984）。

このことは、17世紀代の墓地のなかで、八丁堀三丁目遺跡や都立一橋高校遺跡のように火葬の割合が比較的高い墓地と、反対に増上寺源興院・光学院・華養院のように火葬の割合が低い墓地があったことをうかがわせる。これは、寺院と火葬場との関係を物語っている可能性がある。

表 I-2-1 にあげた他の遺跡、すなわち東京都台東区池之端七軒町遺跡（慶安寺）（台東区池之端七軒町遺跡調査会1997）、新宿区自證院（東京都新宿区教育委員会1987）、港区天徳寺浄品院（天徳寺寺域第3遺跡調査会1992）・新宿区發昌寺（新宿区發昌寺跡遺跡調査会1991、新宿区南元町遺跡調査会1991）は墓地の年代の中心が18世紀以降であり、寛永寺護国院（都立学校遺跡調査会1990）、圓應寺（新宿区厚生部遺跡調査会1993）は18世紀にはいつてから造営された墓地であった。この時期になると火葬の占める割合が低いことが一般的な傾向になる。しかし、墓地ごとに見ると、自證院の1.4%から寛永寺護国院の13.6%までかなりのバラつきがある。これも寺院と火葬場のとの関係を示している可能性があるだろう。

なお、発掘された増上寺徳川将軍家墓所では、寛永3年（1626）に没し、増上寺に葬られた2代将軍秀忠の正室崇源院のみが火葬であり、火葬骨を納めた石櫃を塔身にした宝篋印塔を造立している。この崇源院の荼毘所（火葬場）は麻布我善坊に設けられた（鈴木尚・矢島・山辺1967、鈴木尚1985）。

以上述べてきたように、17世紀代の墓地のなかで、火葬の割合が比較的高い墓地と低い墓地があり、18世紀以降になると、火葬の占める割合が全体に低くなり、土葬が主体となることが明らかになった。こうした火葬が減少する時期が、江戸の墓制の変遷上の画期である17世紀後葉および18世紀前葉とほぼ対応することは注目される（第I部第1章参照）。

3 埋葬施設と火葬・土葬

次に、埋葬施設の構造と火葬・土葬の関係について検討してみよう。明暦3年（1657）まで存続した八丁堀三丁目遺跡では、蔵骨器や火葬骨をそのまま埋めた土壇墓のほかに、石組をもつ墓23基のうち4基、円形木棺（早桶）111基のうち12基、木棺5基のうち2基に火葬墓があり、埋葬施設の構造と土葬・火葬の区別が厳密であったとは必ずしも言えな

い。

天和3年(1683)まで墓地が営まれた都立一橋高校遺跡では、火葬墓に用いられるのは陶磁器の蔵骨器が一般的であった。なかには甕の中に壺を入れて、その両方に焼骨を納めたものや曲物に焼骨を納めたもの、焼骨を入れた曲物をさらに蔵骨器に納めたものがあった。また、円形木棺(早桶)に焼骨を納めたものもあったが、これは2例と例外的であり、円形木棺(早桶)・木棺・甕棺のほとんどは土葬に用いられた。こうした火葬には蔵骨器、土葬には円形木棺(早桶)・木棺・甕棺を使用するという区別は、以後江戸時代を通じて認められる。

なお、自證院では木槨があったと推定される蔵骨器が検出されている。甕の中に蔵骨器である壺を入れた例は天徳寺浄品院に1例ある。圓應寺では甕棺に焼骨を納めたものもあった。曲物を蔵骨器に納めたものは、池之端七軒町遺跡で3例、發昌寺で1例、圓應寺で1例検出されている。發昌寺では焼骨を円形木棺(早桶)に納めた例が2例、焼骨をそのまま埋めた土壙墓が2例認められた。この焼骨を納めた円形木棺(早桶)のうち1例には曲物がともなっていた。また、増上寺源興院の事例では、蔵骨器に焼骨を納めた上に焼かれた歯と一般に喉仏と称する第2頸椎を入れた曲物が置かれていた。このように、焼骨と曲物の関係は少ないながらも、江戸時代を通じて見られるようである。

4 火葬蔵骨器の分類と変遷

江戸の火葬蔵骨器については、すでに惟村忠志が産地・形態などに着目して、以下のような分類案を示している(惟村1998)。

- A-1 常滑・信楽・備前産などの無釉焼締の壺・甕(図I-2-1①・②)
- A-2 葉茶壺や水指などの茶道具類(③・④)
- B-1 瀬戸・美濃産の鉄釉三耳壺・四耳壺(⑤)
- B-2 瀬戸・美濃産の鉄釉・飴釉三耳壺・四耳壺(⑥)
- B-3 瀬戸・美濃産の長胴形の鉄釉四耳壺(⑦)
- B-4 瀬戸・美濃産の鉄釉・灰釉双耳壺・三耳壺・四耳壺(⑧)
- C 瀬戸・美濃産の施釉壺、肥前産の白磁壺や唐津産の甕など(⑨~⑫)
- D 瓦質共蓋付甕(⑬)

惟村は上記の分類の年代観を次のように考えている。A-1は16世紀代から見られ、17

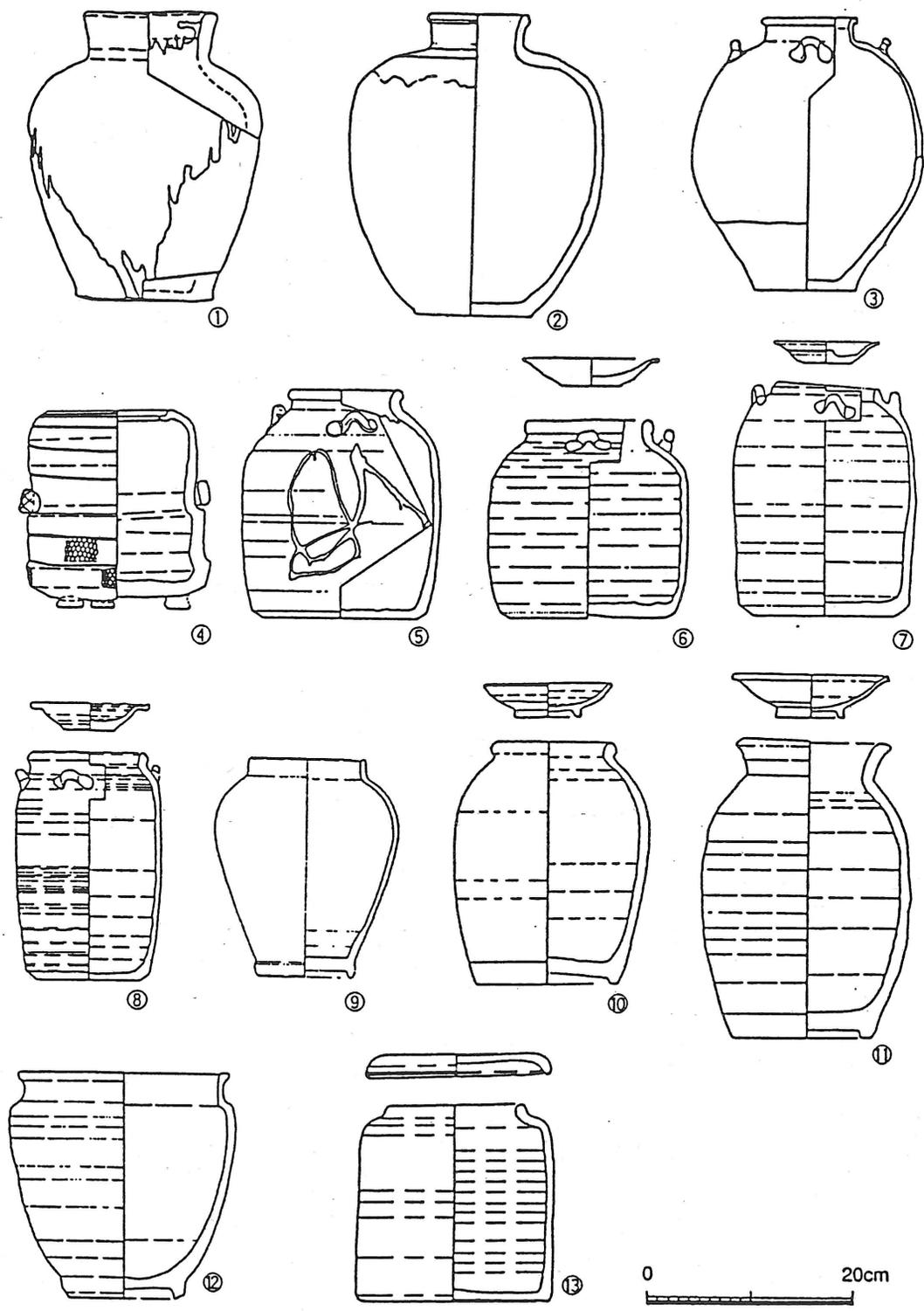


図 I - 2 - 1 火葬蔵骨器の分類 (谷川2001a)

世紀中葉までにピークがあるが、常滑・備前産は18世紀以降にも残る。A-2はA-1とほぼ同時期で、16世紀代から見られ、17世紀中葉までにピークがある。B-1は17世紀後半のもので、ピークは1660～1680年頃である。B-2はおおむね18世紀代、B-3は18世紀後半を中心とする時期、B-4は18世紀第4四半期～19世紀中葉である。Cは18世紀～19世紀中葉、Dは19世紀中葉以降すなわち明治時代に入るといふ。

このような江戸の火葬蔵骨器の変遷のなかで画期を指摘するとすれば、斉一性をもった器種であるB-1の瀬戸・美濃産の三耳壺・四耳壺が大部分を占めるようになる段階ではなかろうか。その年代は惟村によれば、上述のように17世紀後葉である。これは、江戸の墓制の変遷上の画期と一致する（第I部第1章参照）。

5 焼骨の重量

火葬墓にともなう焼骨に関しては、遺存状態によって性別や年齢が判明する場合がある。先に述べたように、八丁堀三丁目遺跡では成人の出土人骨の約1/3が火葬だったが、8歳以下の子供で火葬されたものは極めて少ない。増上寺源興院には幼児の焼骨が1例あるが、天徳寺浄品院・發昌寺・圓應寺では成人の焼骨に限られている。また、寛永寺護国院には幼児の焼骨が4例あるが、蔵骨器はいずれも先述の分類のDの瓦質共蓋付甕にあたり、その年代は19世紀中葉以降すなわち明治時代に入るとされている。このように、江戸では火葬されるのは一般に成人であったことがわかる。

焼骨の重量については、すでに増上寺源興院・光学院の調査において検討されている（奈良1988）。それによると、人間1体分の骨の重量は約3kg、これを焼くと約2kgになると言われているが、ほとんどの蔵骨器には1体分の焼骨は入れられておらず、拾骨の際に意図的に頭蓋骨を選んだ例のあることが指摘されている。

遺跡ごとの焼骨の重量を列記すると、以下のようになる。

増上寺源興院（17世紀代中心）	：最高1,656g、最低315g、平均951g
天徳寺浄品院（18世紀以降中心）	：最高2,590g、最低810g、平均1,552g
發昌寺（18世紀以降中心）	：最高2,100g、最低351g、平均1,250g
圓應寺（18世紀以降）	：最高2,270g、最低1,090g、平均1,683g (16g・36gのものは分骨と考慮除外した)
寛永寺護国院（18世紀以降）	：最高2,189g、最低450g、平均1,323g

(幼児の焼骨 4 例は除外した)

このように、火葬した後に 1 体分の焼骨を全て拾骨したとは必ずしも言えないことがわかる。江戸の火葬の方法を記した『祠曹雑識』〔天保 5 年(1834)刊〕にも「只胸仏ト齒骨トヲ主トシ、其余ハ悉ク拾盡サス」と記されている。それとともに、全体の傾向として、17 世紀代には拾骨される量が比較的少なかったものが、18 世紀以降になるとより多くの焼骨が拾われた可能性が考えられる。

6 江戸の墓制における火葬と土葬

以上のように、江戸の火葬墓の諸相について検討してきたが、ここでは次のような点をまとめて指摘しておきたい。

江戸の火葬と土葬の比率に関しては、17 世紀代の墓地のなかで、火葬の割合が比較的高い墓地と低い墓地があった。これは、寺院と火葬場との関係を物語っている可能性がある。また、18 世紀以降になると、火葬の占める割合が全体に低くなり、土葬が主体となることが明らかになった。

埋葬施設の構造と火葬・土葬の関係をみると、火葬には蔵骨器、土葬の場合には円形木棺（早桶）・木棺・甕棺を使用するという区別が基本的に認められるが、明暦 3 年（1657）に移転した八丁堀三丁目遺跡（朗惺寺墓地）ではこうした区別はゆるやかであった。

火葬蔵骨器の変遷上の画期は、斉一性をもった B-1 の瀬戸・美濃産の三耳壺・四耳壺が大部分を占めるようになる 17 世紀後葉と考えられる。

焼骨に関しては、1 体分を全て拾骨したとは必ずしも言えないが、18 世紀以降になるとより多くの焼骨が拾われた可能性が考えられる。このように、江戸の火葬墓のあり方が変化する時期が、江戸の墓制の変遷上の画期である 17 世紀後葉および 18 世紀前葉とほぼ対応するのである。

こうした考古学上の所見に対して、文献資料からみた江戸の火葬場は以下のとおりであった。福田アジオによれば（福田 1985）、江戸の火葬場についての最も古い記録は、貞享 4 年（1687）に刊行された『江戸鹿子』の次の 4 ヶ所の三昧の記事である。

浅草橋場

千駄木 四谷先

桐谷 目黒

渋谷 渋谷道ノ坂後

その後、享保17年（1732）に刊行された『江戸砂子』ではそれとは若干異なった記述となる。すなわち、「小塚原」の項で五三昧として小塚原・千駄谷・桐谷・渋谷・炮録新田の名前が見え、「落合」のところにも「高田ノ内 三昧あり」と記されている。

小塚原については、享保20年（1735）刊の『続江戸砂子』に、正保・慶安の頃（1644～1651）までは浅草や下谷の寺院には皆境内に火葬場があったが、将軍が寛永寺に御成のときに火葬場の臭煙がかかったので、寺院の火葬場をまとめて小塚原の火葬場ができたとあり、4代将軍家綱が寛永寺に墓参した際、火葬の臭気が及んだことが契機となって、寛文9年（1669）に小塚原に方1町の土地を画して、各寺院の火葬場を移転したという。そして、幕末には、小塚原・深川靈巖寺・砂村新田極楽寺・芝増上寺今里村下屋敷・代々木村狼谷・上落合村法界寺・桐ヶ谷村靈巖寺といくつかの寺院内の火葬場があったとされている（浅香・八木澤1983、浅香1985・1993など）。

以上のように、江戸の火葬場に関する歴史学的研究によって、江戸時代前期にはほとんどの寺院に火葬場があったが、その後、人口密集地域の寺院は火葬場を廃止・移転させ、幕末の火葬場は江戸の周辺地区に存在したという変遷がたどれる。とくに、江戸の火葬場についての最古の記事が貞享4年（1687）刊行の『江戸鹿子』であり、小塚原の成立が寛文9年（1669）とされることは、この頃に火葬場の廃止・移転が始まったことを推測させる。

17世紀後葉に斉一性をもったB-1の瀬戸・美濃産の三耳壺・四耳壺が大部分を占めるようになる火葬蔵骨器の変遷上の画期があり、18世紀以降になると、火葬の占める割合が全体に低くなり、土葬が主体となること背景には、こうした江戸の火葬場の廃止・移転があったように考えられるのである。

18世紀以降に火葬が行われたのは、どのような理由が考えられるだろうか。北原糸子は徒目付・広敷の番士などを勤め、禄高は100俵程度の旗本小野直方の日記「官符御沙汰略記」の葬儀の記事のなかで、以下のような葬法が明らかな事例をあげている（北原1991）。

小野惣右衛門	延享3年（1746）没・焼場で火葬・浅草下谷浄土宗盛雲寺に埋葬
小野十太夫	寛延元年（1748）没・焼場で火葬・浅草禅宗東岳寺に埋葬
本山七左右衛門	延享4年（1747）没・浅草浄土宗清徳寺内で火葬・同寺に埋葬
桑原助九郎の祖母	宝暦元年（1751）没・火葬

このうちの2例は小野直方の一族であり、残りの1例は小野家と婚姻関係にあった本山家

の者であって、菩提寺はいずれも浅草にあった。本山家の場合は寺院内で火葬されている。こうした事例から考えると、火葬という葬法を選んだ背景のひとつに、家の伝統や菩提寺との関係があったように思われる。

また、斉藤月岑の『武江年表』によると、安政5年（1858）の江戸のコレラの大流行のときに、8～9月の2ヵ月で「武家市中寺社の男女、この病に終われるもの凡そ二万八千余人、内火葬九千九百余人なりしと云う」とあり、死者の1/3弱が火葬であった（金子1968：168）。この数字を信用するならば、表I-2-1にあげた18世紀以降の各墓地の火葬の比率よりも高く、疫病の死者の場合には火葬されることが多かった可能性もある。

以上述べてきたように、江戸の墓制は、17世紀後葉と18世紀前葉という2つの画期を通じて、身分・階層の表徴としての墓の秩序が最終的に成立したと考えられるが、そうした墓制の変遷上の画期とほぼ対応して、江戸の火葬墓のあり方が変化し、火葬の占める割合が全体に低くなり、土葬が主体となっていったことが明らかになった。その背景には、儒葬や神葬祭などの影響が想定されるが、言い換えれば、このような動向は、土葬であった將軍墓を頂点とする江戸の墓制の秩序へ指向していくことでもあった。つまり、江戸の火葬墓のあり方の変化は、江戸の墓が身分・階層の表徴として秩序化していく過程のひとつであったと考えられるのである。

第3章 江戸の胞衣納めと乳幼児の葬法

1 江戸の胞衣納めと乳幼児の墓

近世都市江戸の遺跡のなかで、出産や育児、子供に関わるものとしては、出産後に胎盤すなわち胞衣を埋納した遺構や子供を葬った墓、玩具などがあった。子供の身体や霊魂の一部とされた胞衣の埋め方、子供の墓の埋葬施設の構造・副葬品・墓標、あるいは大人が子供に与えた玩具などの背景には、人々の子育てに対する観念が想定されるのである。ここでは、とくに江戸の胞衣納めと流産や死産を含む乳幼児の葬法の問題をとり上げ、発掘された遺構・遺物を通して、江戸の人々の子育ての観念について考えてみることにしたい。

近世都市江戸の胞衣納めについての考古学的研究は、今から二十数年前に始まった。1988年、旗本屋敷にあたる東京都新宿区北山伏町遺跡において、胞衣を入れたと推定される上下合わせ口にした2枚のかわらけを土中に埋納した遺構が発掘された（図I-3-1(a)）。同遺跡の報告書において、北原糸子と筆者は近世の胞衣納めに関する文献資料を分析し、江戸および周辺村落のかわらけや土瓶、胞衣壺などの胞衣容器の事例をあつめて検討を行なった（北原・谷川1989）。

その後、1991年に伊藤敏行は東京都内の胞衣容器の事例を集成し、多摩ニュータウンNo.105A遺跡の胞衣容器の出土例から地鎮儀礼との関係などを論じた（伊藤1991）。さらに、1995年には再び伊藤敏行によって東京都内の胞衣容器の事例がまとめられている（伊藤1995）。1996年に戸田哲也と小松清は、神奈川県横浜市今井町から大量に出土した近代の胞衣容器の分析と近世・近代の胞衣容器の検討を行なった（戸田・小松1996）。

また、1995年に港区瑞聖寺の仙台藩伊達家墓所から出土した胞衣桶は、大名家の胞衣納めの習俗の格式と実態を示すものとして極めて重要な資料である（松本1998a・1998b、谷川1998a、港区立港郷土資料館2000）。1999年には中野高久が検出状況、検出された場所の土地利用に着目して、江戸および周辺の胞衣埋納遺構を分析した（中野1999）。このように、江戸の胞衣納めに関する考古学的研究では、主に胞衣容器に関心がはらわれてきたのである。

一方、小沢詠美子は1996年に歴史学の立場から、胞衣納めに関する文献資料と胞衣容器の考古資料を用いて、江戸の胞衣納めに関する様々な問題を論じている（小沢1996）。近代の胞衣納めに関わる日本胞衣株式会社とその周辺については、土井義夫の一連の研究が

ある（土井義夫1994a・1994b・1995a・1995b・1997）。

これに対して、民俗学によって、胞衣納めとの共通性が指摘されてきた乳幼児の葬法については、江戸遺跡の発掘調査の事例はあるものの、これまで本格的に検討されたことはなかった。わずかに、1991年に刊行された新宿区發昌寺の報告書において、扇浦正義は火消壺を転用した棺を幼児の土葬用のものと推定しており（扇浦1991a）、その翌年に高山優は港区天徳寺浄品院の人骨をともなった事例から〔図 I-3-2 (a)〕、これを乳幼児のものと裏付けている（高山1992a）。

以上述べてきたように、従来の江戸の胞衣納めに関する考古学的研究では、その物的資料である胞衣容器についての関心が高かったが、現段階では追究すべき課題も多い。たとえば、多くの文献資料の胞衣容器は胞衣桶とされるが、江戸遺跡から出土する胞衣容器の大多数が上下合わせ口のかわらけのみであり、文献資料と考古資料が必ずしも一致しておらず、また江戸遺跡の胞衣容器がいつまで遡るかも問題である。したがって、ここではこうした江戸の胞衣納めに関する問題と、これまで論じられてこなかった乳幼児の葬法との関係を明らかにしていくなかで、江戸の人々の子育ての観念について考えてみることにしたい。

2 将軍家・大名家の胞衣納め

将軍家の胞衣納めの習俗については、『朝野新聞』に掲載され明治25年（1892）に出版された大奥の習俗の聞き書きによって知ることができる（永島・太田1968）。

すなわち、胞衣は水で洗い清め、その後酒を注いで蝶紙に包み、かわらけに入れてかわらけで蓋をし、青色の絹で全体を包み、桑の小弓・蓬の矢・昆布・勝栗・熨斗を添えて胞衣桶（高さ3寸5分、径7寸5分、上に蓋があり、高さ9寸。胴部には銀箔で鶴亀松竹を描く）に納め、白布で結んで、白木の箱に入れて紅葉山の後ろに埋めたという。この胞衣容器がかわらけ、胞衣桶、白木の箱と三重になっている点が将軍家の格式を示していると思われる。

また、港区瑞聖寺の仙台藩伊達家墓所から出土した胞衣桶は、大名家の胞衣納めの習俗の実態を示すものである（松本1998a・1998b、谷川1998a、港区立港郷土資料館2000）。

瑞聖寺出土の伊達家の胞衣桶の構造は、胞衣を平絹（赤茶系の色をしていた可能性がある）の布で包み、狩野派の絵師の手によると考えられる鶴亀松竹の文様と伊達家の家紋で

ある「縦三引両」を描いた、木製の桶の中に入れて木製の蓋をし、それをさらに鶴亀松竹の文様を描いた平絹の布で包んで銅製の外容器（身）に入れて、銅製の外容器（蓋）を被せたものである。銅製の外容器（蓋）の外面には全体に紙（コウゾ）が付着していた。この胞衣桶の構造上の特徴は、木製の桶の外側を銅製の容器で覆った二重構造を呈している点にある。とくに、銅の鑄造品の外容器は大家の格式を示すものであろう。

胞衣桶の法量は以下のとおりであった。

木製の桶 口径25.2cm、底径22.0cm、高さ21.3cm、厚さ 1.3cm。

木製の桶の蓋 径20.8cm。

銅製の外容器（蓋） 径28.2cm、高さ30.2cm、厚さ0.6cm。

銅製の外容器（身） 径27.0cm、高さ25.4cm、厚さ0.6cm。

元禄5年（1692）に刊行された『女重宝記大成』には、胞衣桶は「さしわたし七寸・九寸・六寸、高さ六寸・七寸、または八、九寸にもするなり。蓋有り。」と記されており（山住・中江1976：256）、上記の木製の桶は口径約8寸3分、高さ約7寸であるところから、一般的な胞衣桶とほぼ同じ大きさのものであったことがわかる。また、銅製の外容器（蓋）の法量は径が約9寸3分、高さが約1尺で、これは『女重宝記大成』の胞衣桶の法量よりも大きいことから、これが胞衣桶を入れるための外容器として製作されたものであることは間違いない。そして、木製の桶の蓋と銅製の容器の鈕の形態が同じであり、後述するように双方に鶴亀松竹の文様が描かれていることから、木製の桶および蓋と銅製の容器がセットであったと考えられる。

なお、木製の桶の用材は樹種同定によってスギであることが判明したが、元禄16年（1703）刊の『小児必用養育草』には胞衣を「杉の曲物」に納めるとある（山住・中江1976：296）。

木製の桶の外面には鶴亀松竹の文様が描かれており、顔料は銀であった。『女重宝記大成』には「鶴・亀・松・竹を描くなり」とあり（山住・中江1976：256）、また『小児必用養育草』にも「白く彩みて、鶴亀松竹を描きて」と見えている（山住・中江1976：296）。このように、胞衣桶には出産に関わる図像であった鶴亀松竹が描かれたのである。木製の桶の鶴亀松竹が先に述べた将軍家と同様に銀で描かれたことは、伊達家の格式を示しているのかもしれない。

また、銅製の外容器（蓋）の外面には毛彫りで鶴亀松竹が描かれており、これは先述のように銅製の容器が胞衣桶の外容器であったことの証左であろう。

胞衣桶には胞衣とともに銅銭が 120枚納められていた。『女重宝記大成』には「錢十二文」を入れるとあり（山住・中江1976：296）、120枚すなわち 120文はその10倍で、伊達家の格式を示したものであろう。

また、胞衣桶には竹製の篋 2本が各々ふたつに折られて納められていた。これは『女重宝記大成』に見える「産屋の篋、竹にて削り、小刀のかたち二本、左刃と右刃と一対」にあたると思われ、竹製の篋は「かわらけの上におしあて、小刀にて臍の緒をつぎ」と記されているように、へその緒を切るのに用いたようである（山住・中江1976：296）。

このほか胞衣桶には小石が 3個納められていたが、これは民俗例にあるウブイシ（産石）に近い。民俗例では、子供が生まれるとすぐに米の飯を炊いて、産神と子供、産婦に供える。この米の飯をウブメシ（産飯）などといい、ウブメシの膳の上にはウブイシなどと称する小石をのせる地方は多い。ウブイシは産神の依り代と考えられている（大藤1968）。

『日本産育習俗資料集成』（恩賜財団母子愛育会1975）によれば、ウブイシ 3個を供える例は福井県敦賀郡、長野県南北安曇郡、岐阜県可児郡伏見村地方・恵那郡中津町地方、奈良県添上郡平和村・生駒郡都跡村などに見られる。

瑞聖寺出土の伊達家の胞衣桶は、4代藩主綱村の嗣子扇千代のものと推定されるが、とすれば、この胞衣桶は扇千代の死後に瑞聖寺の伊達家墓所に移された可能性が高い。

瑞聖寺の伊達家墓所に関する本田勇の論考によると（本田1990）、天和元年（1681）の扇千代が生まれた時点では、伊達家と瑞聖寺の関係はなかったという。藩主綱村と瑞聖寺住職鉄牛道機との出会いは、扇千代の誕生の翌年、天和 2年（1682）のことである。そこには、綱村の岳父稲葉正則が自分の帰依していた鉄牛禅師を、綱村の学問・教養、および人格面の指導者として引き合わせたという事情があった。こうして伊達家と瑞聖寺の関係が生まれ、扇千代が貞享 2年（1685）に亡くなったため、墓所が瑞聖寺に営まれたのである。したがって、この伊達家の胞衣桶が扇千代のものであるならば、天和元年（1681）の誕生のときにどこかに埋納したものが、貞享 2年（1685）の扇千代の死後に瑞聖寺の墓所に移されたことになる。

このような胞衣桶を墓所に埋めることが伊達家の伝統的な習俗であったかどうかは、現段階では不明である。しかし、民俗例には「エナは保存しておいて、女の子なら嫁入りの時に持たせ、死んだ時には、棺の中に入れるという例」（大藤1968：84）や、へその緒も「死んだ時棺に入れる」例（大藤1968：86）がある。

また、仙台の経ヶ峯に葬られた 3代藩主綱宗の墓では、石室の上部に石櫃に納めた知齒

を埋納していた（伊東1985）。その経緯は、正徳元年（1711）に綱宗を埋葬し、正徳4年（1714）に松島より歯が届けられて埋めた後、正徳5年（1715）に善応殿の本格的な工事が行われたという。このように胞衣やへその緒、知歯が墓に埋められたのは、墓に葬られた者の身体の一部のように極めて密接な関係にあるものと考えられていたからであろう。

以上のように、将軍家・大名家の胞衣納めにおいて、最も特徴的なのは胞衣容器が二重もしくは三重構造であった点であり、そこに将軍家・大名家の格式が示されていたと考えられる。こうした将軍家・大名家の胞衣納めは、中村禎里が指摘しているように（中村2000）、伊勢流や小笠原流という武家故実の礼式に則ったものであった。

3 発掘された胞衣埋納遺構

これに対して、江戸および周辺村落の遺跡から検出される胞衣埋納遺構はどうであろうか。近代のものも含まれるが、主な事例を以下にあげておきたい。

①新宿区北山伏町遺跡〔図 I-3-1(a)〕（新宿区北山伏町遺跡調査会1989）

北山伏町遺跡では5つの胞衣埋納遺構が検出された。そのうち第10号、第18号、第54号は径20～30cmほどのほぼ円形のピットに胞衣容器であるかわらけを埋納したものである。また、第2-b号、第2-c号は第2-a号土坑と重複して新しいため、明確なプランを把握できなかったが、おそらく同様に円形のピットであったと推定される。これらの胞衣埋納遺構は屋敷地の奥の北東隅からまとまって出土した。

胞衣容器に用いられたかわらけは、口径20cm前後、底径12cm前後、器高4cmと法量が近く、底部回転糸切りで、ロクロの回転方向は右回りである。そして、内面の底部と体部の境に凹線が認められるのが特徴である。

胞衣埋納遺構の年代は、第2-b号、第2-c号については第2-a号土坑（18世紀末～19世紀中葉）よりも新しいことは確実であるが、他のものは明確な年代を与えることは難しく、一応ここでは19世紀代としておく。

屋敷の拝領者との関連で見ると、明和7年（1770）から嘉永2年（1849）の間拝領していた杉浦家（200表）か、その後に拝領した松田家の時期、あるいはそれ以降の可能性も考えられる。

②台東区寛永寺護国院（都立学校遺跡調査会1990）

寛永寺の子院護国院の墓地の墓道付近から「壽」の刻印のあるかわらけが2枚出土した。

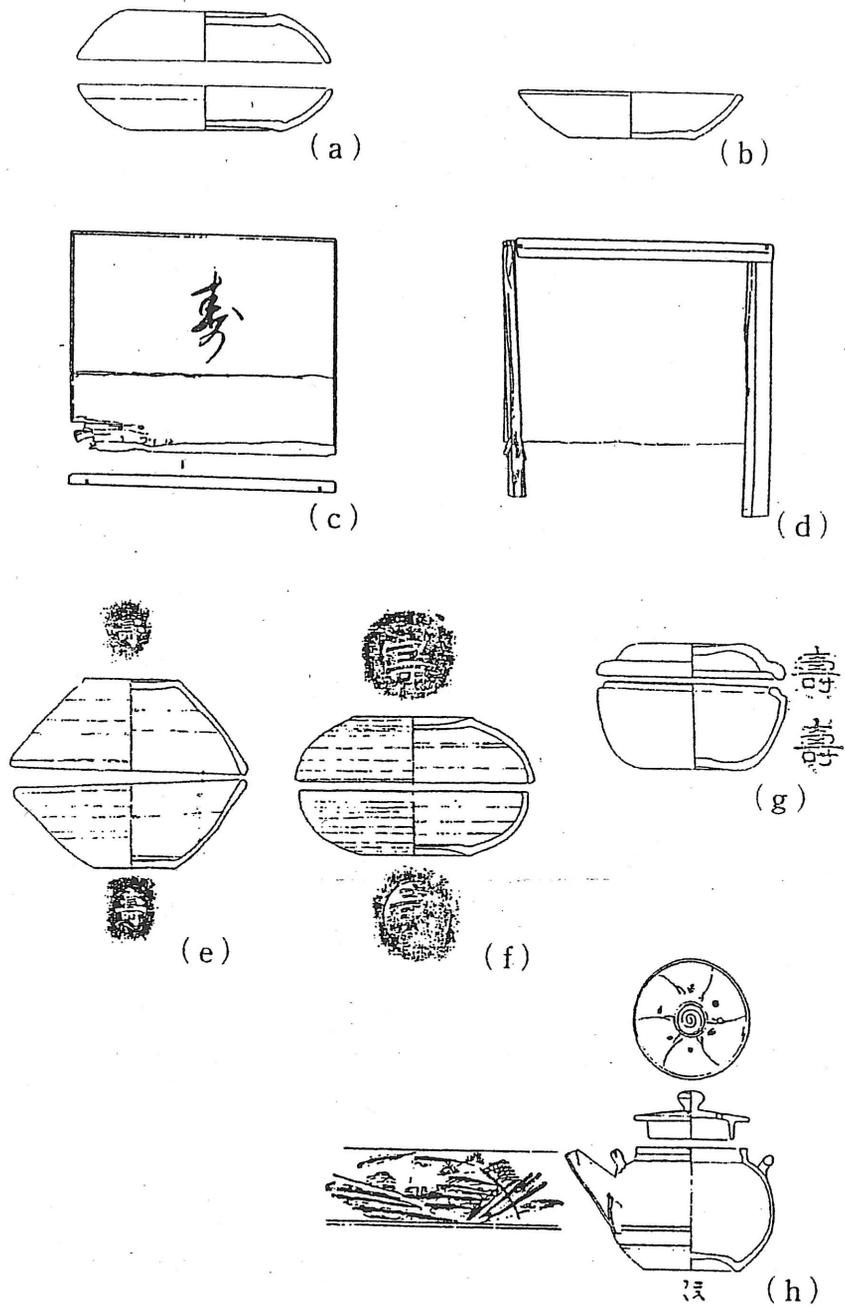


图 I-3-1 胞衣容器 (谷川2001b)

破片になっていたものが接合して2個体になったものであり、大正15年（1926）の墓地改葬以後の盛土から出土していることから、当初墓道付近に埋められたものかどうかは明らかではない。見込みには「壽」の陽刻がある。

③港区芝神谷町町屋跡遺跡⁽¹⁾〔図I-3-1(b)～(d)〕（港区教育委員会1987）

19世紀末から20世紀初頭のⅡ層中の下水木樋内から蓋に「壽」と墨書された木箱（幅22.9cm、高さ1.1cm以上。裏面にも墨書があるが判読できない。）の中にかわらけが2枚重ねで正位に納められて出土した。かわらけの法量は口径19.4cm、底径10.8cm、器高4.0cm、底部回転糸切り、ロクロの回転方向は右回りである。うち1枚には銀箔状の付着物が認められるという。これは胞衣容器の可能性が考えられる。ただし、下水木樋内出土で、かわらけが2枚重ねで正位であったことから、容器だけを廃棄した可能性が高い（北原・谷川1989、水野1990）。

④東大和市旧宮鍋作造家住宅（田村1987）

江戸時代中期末頃の建築と推定される民家、宮鍋作造家住宅の解体にともなう調査で、胞衣を埋納したと考えられる胞衣穴が6ヵ所ほど重複して検出された。そのうち1ヵ所からは木炭片が出土し、別の胞衣穴からは上下合わせ口になったかわらけがつぶれた状態で発掘されている。かわらけの法量は、実測図から口径約19cm、底径約13cm、器高約4cmと推定される。胞衣穴の場所は「ダイドコロ」と称する土間の大戸口（トンボグチ）すなわち出入口に接するところであった。

なお、当主の宮鍋作造氏はこれらの穴が胞衣を埋めたものに間違いはないが、木炭を一緒に埋めたり、かわらけに納めて埋めることは聞いていないとのことである。氏の子供の胞衣は紙に包んで大戸口（トンボグチ）の左手馬屋側の入口に近い壁際に一度埋めたが、後で掘り出して裏山に埋め直したという。

⑤八王子市宇津木台遺跡群⁽²⁾（八王子市宇津木台地区遺跡調査会1987）

D地区のⅦテラスに調査時まで建っていた19世紀初頭の建築と推定される民家の主屋（SB01）を解体し、発掘調査を実施したところ、胞衣容器を埋納したピットが検出された。ピットのあった場所は「ダイドコロ」と称する土間と「カッテ」「ザシキ」の間の「上ガリハナ」の小縁の下である。ピットは深さ15cmほどで、底面に2個体のかわらけが上下合わせ口になってつぶれていた。

法量は口径18.4cm、底径10.2cm、器高3.8cmと口径18.5cm、底径10.0cm、器高3.5cm。ともに底部回転糸切り痕を残し、ロクロの回転方向は前者が左回り、後者が右回りである。

後者の内面と外面の一部には炭化物の痕跡があった。これらのかわりは明治時代のものであろうという。

また、かわらけを埋納したピットのそばから土瓶が出土している。19世紀後葉とされる益子焼の山水文土瓶で、底部外面に判読不能の墨書がある〔図 I-3-1 (h)〕。これはいわゆる胞衣土瓶すなわち胞衣容器の可能性がある（北原・谷川1989）。

⑥八王子市八王子城跡（土井・紀野1978、東京造形大学構内地区遺跡調査会1986）

幕末から昭和30年代まで旧志村家の主屋、納屋、畑などがあった地点を発掘調査したところ、主屋の奥座敷があったと推定される場所から胞衣埋納遺構が検出された。これは扁平な板石の下に48cm×34cmの楕円形の粗雑に掘りくぼめたピットがあり、その中に上下合せ口にしたかわらけを埋納したものである。かわらけの底からはかなり磨り減った墨が1片出土した。このかわらけは鉢形を呈し、法量は口径19.5cm、底径6.9cm、器高6.9cmである。見込みに「壽」の陰刻がある〔図 I-3-1 (e)〕。

また、旧志村家の畑のあった地点からも同様の胞衣埋納遺構が検出されている。出土したかわらけは体部が内彎する器形で、実測図によれば、法量は口径約19.5cm、底径約10cm、器高約5.5cmと推定される。見込みには円形印判による「壽」の陽刻がある。いずれのかわらけも明治時代以降のものとしてされている〔図 I-3-1 (f)〕。

なお、志村常治郎氏（明治40年生）によると、戦前までは胞衣処理用に八王子の瀬戸物屋で市販されていたこの種のかわり（オカワと称する）を買ってきて、屋敷内に埋納することが一般的であった。男児の場合には読み書きが上達することを願って墨や筆を、女児のときには裁縫が上手になるように縫針と一緒に埋めた。埋める場所については、とくに限定されていなかったという。

⑦多摩市多摩ニュータウン遺跡群No. 57遺跡（館野1983）

墓地の表土層から身2点、蓋1点の胞衣容器が出土した。この胞衣容器は当初の位置にあったとは考え難く、屋敷墓が埋葬のたびに掘り返された結果、近傍から舞い込んだものであるという。

胞衣容器の身は碗形で合子状の蓋受けをもち、蓋は天井部の中央はゆるやかに凹んでいる。実測図から、蓋の法量は口径約15.5cm、器高約3cm、身は口径約14.5cm、底径約8.5cm、器高約7cmと推定される。また、蓋の内面中央と身の底部内面には「壽」の陽刻がある。この陽刻の外周には円形印判の縁（身では直径5cm、蓋では直径5.4cm）があり、刻印の際に塗布したと考えられる銀粉が散っているという〔図 I-3-1 (g)〕。

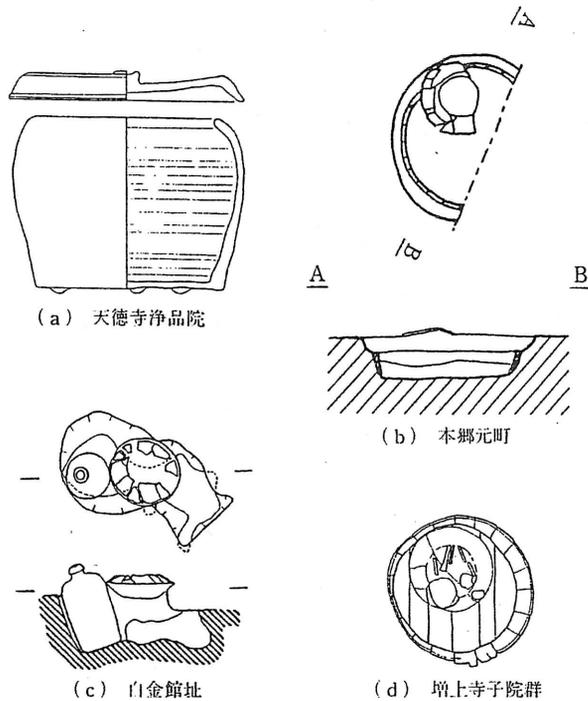


図 I-3-2 乳幼児の棺・墓と胞衣埋納遺構 (谷川2001b)

この地域では胞衣は産後5日あるいは7日を経て吉方に埋納するが、特定の場所に限られるのではなく、屋敷内あるいは畑の一角に埋めたという。また、薬用に胞衣を買い求める人が来訪し、その機会がないときは胞衣容器に入れて埋納した。こうした習俗は昭和33年頃まで行われていたらしい。八王子市南大沢地区では胞衣容器を神社に奉納している例もあるという。

このように、江戸および周辺村落の遺跡から検出される胞衣埋納遺構は、上下合わせ口にした2枚のかわらけを土中に埋納した遺構であった。かわらけを桶や木箱に納めた例は、上述の芝神谷町町屋跡遺跡の蓋に「寿」と墨書された木箱の中にかわらけが2枚納められていたものや、伊藤敏行がその可能性を指摘した、文京区本郷元町遺跡の径50cmの桶の中にかわらけが出土した6号土坑〔図I-3-2(b)〕(伊藤1995)があるが、木製の桶や箱が台地上の遺跡では朽ちてしまっていて残りにくいこともあって、事例は少ない。

小沢詠美子は、文献資料によると、「天皇家・上級武家・豪商など、主に京都あたりの上級階層」では胞衣桶が用いられたのに対して、「一九世紀水害にあった江戸在住の店借層が、避難先で出産した際胞衣納めに用いたのは」かわらけであり、胞衣桶とかわらけの関係が身分・階層にともなう格式のちがいであった可能性を示唆している(小沢1996:

79～80)。とすれば、かわらけのみの胞衣容器は胞衣桶を省略したものか、もしくは胞衣桶の代用として理解できるのではないだろうか。こうした推測が可能であるならば、江戸遺跡において一般的なかかわらけのみの胞衣埋納遺構のあり方は、伊勢流や小笠原流などの武家故実の礼式に則った胞衣納めの習俗が、下級武士や下層民などの間に下降し、変容していった過程を示しているように思われる。

4 胞衣納めの変遷

このように考えていくと、胞衣容器としてのかかわらけがいつまで遡るのが問題となる。斉藤研一は、室町幕府の政所執事伊勢氏の代官であった蜷川家の『蜷川家文書』のなかの15世紀末から16世紀初めと推定される資料に、胞衣を合わせ口にした2枚のかかわらけに納める記事が見えるところから、少なくとも室町時代後期にはこうした習俗があったと指摘している（斉藤1995）。また、水野正好によると、慶長16年（1611）から寛永6年（1629）まで在位した後水尾天皇の『後水尾院宸記』にも同様の記事がある（水野1990）。さらに、中村禎里は、小笠原流の小笠原長時（1514～1583）の口伝を岩村意休重久が記したという『懐妊着帯之事』や、伊藤幸氏の『懐妊帯書伝記』〔元禄12年（1699）〕にも、胞衣をかかわらけに納める記述があると述べている（中村2000）。こうした文献資料によって、胞衣容器としてのかかわらけは室町時代後期以降江戸時代前期までたどることができ、先述のように、明治時代に出版された大奥の習俗の聞き書きによって将軍家においても確認できることを考えると、江戸時代を通じて存続していたことは間違いないだろう。

ただし、上述の港区瑞聖寺の仙台藩伊達家墓所から出土した胞衣桶には、かわらけは用いられておらず、また、伊勢流の伊勢貞陸（1463～1522）の自筆本を写したとされる『産所之記』や伊勢貞丈の『産所方式』〔明和2年（1765）〕にも胞衣容器としてのかかわらけは見えていないことから（中村2000）、同じ時期にかかわらけを胞衣容器としない方式が存在したことも確かである。

江戸遺跡において一般的なかかわらけのみの胞衣埋納遺構には、どこまで遡るのだろうか。筆者は、かつて港区増上寺源興院の墓地で17世紀中葉の早桶内の口径23cmのかかわらけに乳児が葬られていた例（BM-123）をあげ〔図I-3-2(d)〕、乳幼児の葬法と胞衣納めの習俗の共通性を前提に考えると、この時期まで遡るのではないかと述べたことがある（北原・谷川1989）。

かわらけを容器とした胞衣埋納遺構の年代は、かわらけの型式学的研究によって明らかになるが、胞衣容器に用いられたかわらけについては今のところ詳細な編年が確立していない。一方、発掘された町屋の遺跡において胞衣埋納遺構が多く検出され、遺構検出面の年代によってその年代がほぼ明らかになってきた。すなわち、万町にあたる中央区日本橋一丁目遺跡では、胞衣埋納遺構は18世紀前葉から中葉の第7面に始まり、19世紀後葉以降（近代）の第1面上まで連続して検出されている（仲光2003）。したがって、江戸でかわらけを容器とした胞衣埋納遺構が一般化する年代は、18世紀前葉から中葉と考えられる。

なお、江戸の胞衣埋納遺構にはかわらけの傍らに徳利を埋設する事例があり〔図 I-3-2 (c)〕、高山優はこれを民俗例に見える、徳利に産湯を入れて胞衣とともに埋めると乳の出が良くなるまじないであると指摘した（高山1994）。また、小沢詠美子によると、文化6年から10年（1809～1813）にかけて式亭三馬が書いた『浮世風呂』にもこのまじないが記されており（小沢1996）、中野高久はこうした徳利をとまなう胞衣埋納遺構の年代を、徳利の編年から18世紀後半から19世紀前半としている（中野1999）。

右のように、武家故実の礼式に則った胞衣納めの習俗が、下級武士や下層民などの間に下降し変容して、江戸遺跡において一般的なかわらけのみの胞衣埋納遺構として見られるようになるのは、現段階での資料を見る限りほぼ18世紀代のことであった。そして、明治時代に入る頃から、「壽」の刻印のあるかわらけ〔図 I-3-1 (e)・(f)〕・壺（蓋付容器）〔(g)〕が胞衣容器の専用器として用いられるようになり、これは昭和時代まで続いた（戸田・小松1996）。胞衣容器の「壽」の刻印の意味について、水野正好は、谷川士清（1709～1776）の『倭訓栞』に「凡胞衣、宜蔵_二于天徳月徳吉方_一、深埋緊築、令_二児長寿_一」とあるように、胞衣納め自体が子供の長寿を願う行為であるところから、「壽」字は「壽命、長壽」を意味し、『伊勢家秘書誕生之記』に生まれた子供の守刀に「寶壽」「吉寶壽」の句をいれると見えていることに通じると述べている（水野1990）。なお、かわらけ以外では、先述のように、多摩地方の八王子市宇津木台遺跡群D地区の19世紀初頭の建築とされる民家の遺構から、胞衣容器と思われる19世紀後葉の益子焼の山水文の土瓶が出土している〔図 I-3-1 (h)〕。

江戸・東京の胞衣埋納遺構のなかで、胞衣に添えられたものを見てみると、武家故実の礼式に則った胞衣納めの習俗が下降し変容していったあり方をうかがうことができる。たとえば、男児誕生の場合に添えられる墨は、『御産所日記』のなかの永享6年（1434）の将軍足利義勝の胞衣納めの記録などに見えているが（中村2000）、先に述べたように、八

王子市八王子城跡（旧志村家の主屋の奥座敷床下）から出土した明治時代の「壽」の刻印のあるかわらけには墨がともなっていた。一方、女兒誕生の場合に埋納される針は、伊勢貞丈の『貞丈雑記』〔天明4年(1784)〕（島田1985・1986）に「女子の時、糸針等を入れる事は、未古書に見当たらず、男子の時、墨筆を入れるより起りし事なるべし」とあるように、新たに加わった習俗であろう。旗本樋口家屋敷にあたる渋谷区千駄ヶ谷五丁目遺跡ではかわらけに針がともなっていた（千駄ヶ谷五丁目遺跡調査会1997）。また、先述の徳利に産湯を入れて胞衣とともに埋めると乳の出が良くなるというまじないも、武家故実の礼式によるものではない。胞衣に産石と推定される石を添える例は、先にあげた港区瑞聖寺の仙台藩伊達家の胞衣桶に見られるが、伊予西条藩松平家上屋敷を発掘した渋谷区青山学院大学構内遺跡などでかわらけ内に石がともなっていた事例がある（青山学院構内遺跡調査会1994）。

5 乳幼児の葬法

冒頭で述べたように、胞衣納めと流産・死産を含む乳幼児の葬法に共通性がうかがわれることは、すでに民俗学者によって指摘されている。最上孝敬は子供に関する特殊な葬法について、「（1）早世児や流産の児から生まれてまもないせいぜい百日以内までの赤子に関するもの、（2）三才五才あるいは七才以下というような幼児に関するもの、（3）十四五才以下というようなもの」に分類した。そして、「（1）の場合、台所のすみ、軒端の雨だれの打つ下の所、土間から台所へ上る上り口、なるべく人々の足に踏まれる所、カラスの軸で踏み叩く所などに葬られるという（最上1960：1～2）。また、矢野敬一は、新生児を中心としたほぼ一歳未満の子供の葬法が埋め場所、添えるもの、共通する再生のイメージといった点で、胞衣と一致すると述べている（矢野1987）。

こうした民俗学の見解を踏まえ、ここでは考古資料をもとに江戸の乳幼児の葬法について検討してみよう。明暦3年（1657）の大火後に移転した朗惺寺の墓地にあたる中央区八丁堀三丁目遺跡では、1歳までの子供の墓は16基検出されており、埋葬施設の構造は方形木棺1基以外は早桶であった。そのなかで火葬は早桶の2基のみで、成人と比べると低い割合になっている。銭貨・数珠などの副葬品をもつものは土葬の早桶6基、火葬の早桶1基であった（東京都中央区教育委員会1988、佐倉1989）。また、墓地の年代の中心が17世紀にあると推定されている港区増上寺源興院では1歳以前の乳児の早桶が9基、1～2歳

の乳幼児の早桶が1基あり、銭貨・数珠の副葬品をもつものが半数ある。このなかには、先述の17世紀中葉の早桶内の口径23cmのかわらけに乳児が葬られていた例(BM-123)が含まれている(東京都港区教育委員会1988)。

台東区池之端七軒町遺跡(台東区池之端七軒町遺跡調査会1997)・港区天徳寺浄品院(天徳寺寺域第3遺跡調査会1992)・新宿区發昌寺(新宿区發昌寺跡遺跡調査会1991)は、墓地の年代の中心が18世紀以降であり、台東区寛永寺護国院(都立学校遺跡調査会1990)・新宿区圓應寺(新宿区厚生部遺跡調査会1993)は18世紀に入ってから造営された墓地であるが、これらの墓地からは、火消壺を転用した棺を用いた乳幼児の土葬墓が検出されている。その数は、池之端七軒町遺跡24基、天徳寺浄品院11基、發昌寺3基、寛永寺護国院4基、圓應寺6基となっており、天徳寺浄品院では乳児人骨2体、乳幼児人骨3体が検出された。多くは副葬品をもたないが、銭貨・数珠・土人形などがともなうものも若干ある。

同じ墓地で火消壺転用棺以外の乳幼児の墓を見ると、天徳寺浄品院では乳児の甕棺1基・方形木棺1基、乳幼児の早桶が2基あり、うち銭貨・数珠など副葬品をもつものは2基あった。發昌寺では乳児の甕棺2基、乳児と壮年女性を合葬した甕棺1基、乳児の正方形木棺1基が見られ、いずれも数珠・銭貨・玩具などの副葬品がともなう。寛永寺護国院では1歳未満の甕棺1基・木棺1基・早桶?1基の他に火葬蔵骨器が4基ある点が特徴的である。このなかには銭貨を副葬するものが1基あった。このように、火消壺転用棺を用いた乳幼児の墓の多くは副葬品をもたないが、他の乳幼児の墓は格式の高い甕棺(第I部第1章参照)や副葬品をもつものが多いことに気がつく。

以上述べてきたように、江戸の乳幼児の葬法は17世紀代には成人の墓と同様の埋葬施設であったが、火葬の割合は低く約半数が副葬品をもっていた。その後、18世紀以降になると身分・階層の比較的低い乳幼児の墓に火消壺転用棺が用いられるようになり、より上位の身分・階層では成人と同じ埋葬施設で副葬品をもつものも多かったようである。

こうした江戸の乳幼児の墓の多くは墓地に営まれたものであり、民俗例のように屋敷から検出された例はほとんどない。この点は江戸の胞衣納めと乳幼児の葬法がある程度分化していたことを物語っている。しかし、一方でとくに火消壺転用棺を用いた乳幼児の墓が胞衣納めとの共通性を有していたことも事実である。というのは、川口宏海が指摘しているように、兵庫県伊丹郷町遺跡では18世紀中頃から後半以降に胞衣容器として火消壺を使用しており(川口1989)、文化10年(1813)頃の屋代弘賢の『諸国風俗問状』(平山ほか1969)にも常陸水戸で貧賤の胞衣容器に火消壺を用いるとあって、他の地域では火消壺は

胞衣容器に使われていたからである。

6 子育ての観念をめぐって

以上述べてきたように、伊勢流や小笠原流に代表される武家故実の礼式に則った将軍家・大名家などの胞衣納めの習俗が、下級武士や一般の町人などの間に下降し変容して、江戸遺跡において一般的なかかわりけのみの胞衣埋納遺構として見られるようになったのは、ほぼ18世紀前葉から中葉のことである。

こうした胞衣納めの習俗が下降していく18世紀代は、育児書が普及していく時期でもあった。元禄期（1688～1703）ごろになると、儒教の世俗化による日常道徳の追求と庶民の興隆があいまって、きめこまやかな子育てについての書が出現したという（山住・中江1976）。これら育児書の多くは、先にあげた『女重宝記大成』のように、武家故実の礼式の影響を受けた胞衣納めの方法を記しており、それがさらに広がり変容した姿が、江戸遺跡のかかわりけのみの胞衣埋納遺構であったと推定されるのである。

一方、胞衣納めとある程度分化しながら、同時に共通性がうかがわれる江戸の乳幼児の葬法において火消壺転用棺が用いられるようになるのも、18世紀以降のことである。すでに指摘したように（北原・谷川1989）、かわりけは中世・近世において出産と関係の深いものであった。保立道久は、『彦火々出見尊絵巻』や『餓鬼草紙』に描かれた出産の場面で床に散らばっているかわりけの破片に注目し、胞衣がおりにないときのまじないであった「甌落とし」は中世にはかわりけを落としたのだという。それは鍋や甌やかわりけなどの土器によって女性の性器を象徴させ、かわりけを割ることにより難産を避けようとする一種の類感呪術であったとしている（保立1986）。このようなかわりけを女性の性器の象徴とみる観念は、藤原良章の指摘するように（藤原1988）近世にひきつがれていくが、乳幼児の墓の棺に用いられた火消壺はかわりけと同様の土器であるところから、これも同じような観念をもっていたと思われる。乳幼児の墓と胞衣納めとの共通性の背景には、こうした土器を女性の性器の象徴とみる観念が存在したのである。

また、育児書の普及した18世紀代は、家意識の高揚にともなう家を単位とする先祖供養が広がり、子供の戒名が一般化するなど多くの人々が子供への関心を強く抱くようになった時期でもあった。たとえば、筆者が調査した千葉県市原市高滝・養老地区の墓地では18世紀前葉になると、全国的な斉一性をもつ頭部かまぼこ状の墓標が盛行し、墓標1基当た

りの被葬者数が増加して、各家で墓標を造立することが広がるとともに、戒名の格式が確立し、童子・童女などの子供の戒名が一般化していった。これは、家の維持、永続の願いから子供に対する関心が、一般の人々の間に高まっていったことのあらわれであると思われる（第Ⅲ部第2章参照）。すなわち、これまで述べてきた18世紀以降の江戸の胞衣納めと乳幼児の葬法のあり方は、こうした近世の子供に対するまなざし、母性・父性につながる子育ての観念の大きな変化のなかに位置づけることができるのである。

第Ⅱ部

考古学からみた江戸の葬制

第1章 副葬品の様相

1 江戸の墓の副葬品の研究

墓に遺体とともにさまざまな品物、すなわち副葬品を納める風習は、江戸時代に人々の間に広まった。

近世都市江戸の墓に見られる副葬品について、筆者はかつて東京都新宿区發昌寺や圓應寺の墓地の発掘事例をもとに、六道銭（三途の川の渡し賃といわれる六文の銭）や数珠のように身分・階層をこえて存在するものと、旗本などの墓である甕棺の副葬品の種類・量が豊富であることから、身分・階層に拘束されるものがあることを指摘した（谷川1991a・1993a）

また、歴史学の塚本学氏は、江戸時代を通じて次第に個人の持ち物が増えていき、とくにそうした意識が広がっていくのは江戸での影響が大きく、そのひとつとして墓の副葬品の中の個人の持ち物に注目している（塚本1993）。こうした塚本氏の見解を受けて、筆者は個人の持ち物を墓に入れるという習俗が、身分・階層間を徐々に下降した可能性が考えられ、副葬品のあり方に変遷がうかがえることを述べた（谷川2004）。

このように、江戸の副葬品については今のところ総括的な研究がなく、全体的な見通しを立てることが課題となっている。したがって、ここでは將軍家墓所、大名家墓所や中小寺院墓地の様々な副葬品に関して、被葬者の身分・階層に着目しながら分類し、その変遷をたどることにしたい。

2 増上寺徳川將軍墓の副葬品

港区増上寺徳川將軍家墓所の発掘調査では、將軍墓の副葬品の様相が明らかになっている（鈴木尚・矢島・山辺1967、鈴木尚1985）。

出土した將軍墓の副葬品は、①武器・武具類、②持ち物類、③宗教・習俗関係の3つに分類することができる。以下こうした分類に基づいて、將軍墓の副葬品の様相を述べることにする。

①武器・武具類

寛永9年（1632）に没した2代秀忠の墓では、刀（黒漆鞘大小）、黒漆蒔絵口薬入れ（梨

子地と三葉葵紋所つき）、鉄砲が副葬されていた。17世紀代の将軍墓は他に発掘されていないが、18世紀になると、正徳2年（1712）没の6代家宣の事例がある。家宣の墓には、金梨子地葵文散らし飾太刀、衛府太刀（金沃懸地松唐草葵文散らし毛抜形太刀）があった。飾太刀鍔鞘長74.5cm、毛抜形太刀現存長63.4cm。衛府太刀は武官用、飾太刀は文官用であり、前者は征夷大將軍、後者は内大臣の象徴であるという（鈴木尚1985）。7代家継〔正徳3年（1713）没〕の墓からも飾太刀と衛府太刀（毛抜形太刀）が出土している。

享保18年（1733）に没した9代家重の墓になると、武器・武具類は飾太刀（金梨子地葵紋散らし金荘）のみになる。その後の12代家慶〔嘉永6年（1853）没〕の墓にも、黒漆塵地（薄塵地）桐唐草に葵紋蒔絵の飾太刀が副葬されていた。また、14代家茂〔慶應2年（1866）没〕の墓でも、12代家慶のものによく似た、黒漆薄塵地桐唐草に葵紋蒔絵の飾太刀が出土している。

②持ち物類

持ち物類には、茶道具、香道具、文房具、化粧道具、玩具などがあり、被葬者の個性を反映したものであろう。

2代秀忠〔寛永9年（1632）没〕墓では、オランダデルフト焼筒型容器、楽焼香炉（2代楽作）、笏・扇（金箔押無地）が出土した。笏や扇は着用品としてとらえた方が良いかもしれない。

6代家宣〔正徳2年（1712）没〕の墓には、香木・香箸・銀葉などの香道具、燧具？、日時計、小筆・矢立・墨壺・鉛筆などの文房具、耳かき・毛抜・鏡挟み・鏡などの化粧道具、笏という豊富な副葬品があった。これに対して、9代家重〔享保18年（1733）没〕の墓の副葬品は笏・扇子という簡素なものであった。12代家慶〔嘉永6年（1853）没〕墓からは、独楽や笏・檜扇・扇が出土している。また、14代家茂〔慶應2年（1866）没〕の墓には、人形、団扇、笏・檜扇・扇、寒暖計、懐中時計、盃？、香合？、杖？などが副葬されていた。

③宗教・習俗関係

宗教・習俗関係と考えられる副葬品には様々なものがある。2代秀忠〔寛永9年（1632）没〕の墓の鉄は、魔除けの呪力をもつものであった可能性がある。また、9代家重〔享保18年（1733）没〕や12代家慶〔嘉永6年（1853）没〕の墓には、それぞれ漆塗手箱の中に鉄、箱の中に鉄（大小）が副葬されていた。この漆塗手箱や箱には毛髪も入れてあった。毛髪は7代家継〔正徳3年（1713）没〕、14代家茂〔慶應2年（1866）没〕の墓からも出

土している。これらの毛髪は奥方かこれに準ずる人たちのものと推測されている。また、7代家継〔正徳3年（1713）没〕や9代家重〔享保18年（1733）没〕の墓には、箱に入れた多量の爪が副葬されていた。これも習俗のひとつであろう。

この他、9代家重〔享保18年（1733）没〕の墓の石室上部にあった2万個以上の礫石経、12代家慶〔嘉永6年（1853）没〕の墓の数珠、知恩院門跡尊超親王書（平絹）、銅製阿弥陀像、銅棺と木棺の間に置かれた卒塔婆、金欄の守り袋や、14代家茂〔慶應2年（1866）没〕の墓の数珠、如意、巻物が宗教関係の副葬品であろう。

以上述べてきたように、將軍墓の副葬品は、武器・武具類について見ると、17世紀前半の2代秀忠の墓の実戦的なものから、18世紀以降すなわち6代家宣以降の儀式的なものへの変化がうかがえる。その他の副葬品の様相は被葬者の個性を反映しながらも、17世紀前半から幕末まで大きな変化があったとは言い難いようである。

3 大名墓の副葬品

発掘された江戸の17世紀代の大名墓の事例は、現段階では存在しない。したがって、ここでは、宮城県仙台市の経ヶ峰に営まれた仙台藩主伊達家墓所の事例を見てみよう。（伊東1979・1985）

武器・武具類は、17世紀代の寛永13年（1636）に没した初代政宗の墓には、具足一式・采配・糸巻太刀・脇差、2代忠宗〔万治元年（1658）没〕の墓には具足一式・糸巻太刀・脇差・打刀が副葬されていたが、18世紀になると、正徳元年（1711）没の3代綱宗の墓からは打刀・脇差のみが出土し、武器・武具類が少なくなる。

持ち物類は、初代政宗〔寛永13年（1636）没〕の墓に豊富に見られ、筆・墨・文鎮・硯・水滴・筆入れ・鉛筆などの文房具、鏡・櫛・毛抜などの化粧道具、煙管・掃除用具、ブローチ、日時計、印籠、鞭、香合・菜板などの香道具があった。これに対して、2代忠宗〔万治元年（1658）没〕の墓の持ち物としての副葬品は、扇と毛抜という簡素なものである。

しかし、3代綱宗〔正徳元年（1711）没〕の墓になると、懐中硯箱・刀子・鉄錐・折込ナイフ・鼈甲製定規・竹製規などの文房具、柄鏡・鏡架・懐中鏡・鋏・毛抜・耳かき・ようじ・櫛・牙製ヘラ・紅皿などの化粧道具、煙管、眼鏡および鞆、扇子、香木・合子・衛士籠などの香道具という豊富な副葬品が再び見られるようになる。こうした持ち物としての副葬品のあり方は、被葬者の個性の反映であろう。

宗教・習俗関係の副葬品では、初代政宗〔寛永13年（1636）没〕の墓の一分金3枚、3代綱宗〔正徳元年（1711）没〕の墓の巾着に入った寛永通宝6枚、宝永小判10枚は、六道銭の習俗の範疇のなかでとらえることができるだろう。一分金や小判は大名家の格式を示すものと考えられる。また、3代綱宗〔正徳元年（1711）没〕の墓から出土した毛髪、数珠も宗教・習俗関係の副葬品であり、将軍墓との共通性がうかがえる。

18世紀以降の江戸の大名墓の発掘事例には、港区済海寺長岡藩主牧野家墓所がある（港区済海寺遺跡調査会1986）。享保20年（1735）に没した4代忠壽の墓（第4号墓）では武器・武具類の副葬がなく、持ち物類として矢立、刀子、柄鏡・毛抜・鋏、煙管、印籠、染付蓋物が出土した。また、8代忠寛〔明和3年（1766）没〕の墓（第11号墓）の副葬品にも武器・武具類は見られず、耳かき、印籠・根付、人形という持ち物類があった。宗教・習俗関係の副葬品は、4代忠壽の墓（第4号墓）の数珠、8代忠寛の墓（第11号墓）の厨子に入った仏像がある。

このように、大名墓の副葬品は、基本的に将軍墓とよく似た傾向がうかがわれた。すなわち、武器・武具類について見ると、17世紀中葉までは実戦的なものが多く認められるが、18世紀以降は種類・数量が少なくなり、もたないものも見られるようになる。その他の副葬品の様相は被葬者の個性を反映しながらも、17世紀前半から幕末まで大きな変化はなく、文房具・化粧道具・香道具などの個人の持ち物が副葬されていたのである。

4 中小寺院墓地の副葬品

（1）發昌寺

新宿区發昌寺は、江戸時代には鮫河橋南町と呼ばれた地域の一角に位置する墓地の遺跡である。發昌寺は寛文7年（1667）に旗本三枝勘解由の息女登子を開基とし、呑龍和尚によって起立した境内750坪（年貢地）の曹洞宗の中小寺院であった。

江戸の墓の遺体とともに納められる副葬品に、様々なものがあることはよく知られている。副葬品に関しては、分析対象とする資料についての問題がある。まず、第一に墓の立地が台地上かあるいは低地かによって、出土する副葬品の遺存度が著しく異なる。台地上の遺跡では木製品などの有機質の遺物はほとんど残らないが、新宿区發昌寺をはじめとする低地の墓地の調査では、木製の副葬品が大量に出土している。したがって、江戸の墓の副葬品の問題を考える際には、木製品の残りの良い低地の墓の事例を基準に考えていくべ

きであろう。

第二に、墓が重複して営まれたり改葬されたことによって、埋葬施設が攪乱を受けて副葬品が失われる場合も多く、遺存状態の比較的良好な墓の事例を対象としなければならない。すなわち、副葬品の分析を行なう際には、低地の墓で遺存状態の良好なものを一次資料とするべきである。このように考えると、現段階では資料の少ない点が、副葬品の問題を検討するときの障害のひとつになっている。

そこで、ここでは發昌寺の第2次調査（新宿区南元町遺跡調査会1991）で検出された墓のうち、遺存状態の良好なものと攪乱を受けながらも比較的良好なものを選び、その副葬品のセットと埋葬施設の関係についての一覧表を作成してみた（表Ⅱ-1-1）。これは第2次調査で検出された墓113基のうちの22基（19.5%）にあたるが、全体的な傾向はある程度これで把握できると思われる。

この表を見て、まず初めに気がつくことは、数珠と寛永通宝が埋葬施設の構造とほとんど無関係に一般的に副葬されていることである。寛永通宝は必ずしも6枚ではないが、いわゆる六道銭と考えられる。数珠は22基中10基（45.5%）から出土し、これに数珠の一種と推定される直方体木製品を加えると、22基中13基（59.1%）となる。また、寛永通宝すなわち六道銭は22基中8基（36.4%）に副葬されている。

このように、数珠と寛永通宝（六道銭）が埋葬施設の構造と無関係に一般的に副葬されるのは、これらを遺体とともに墓に納めることが身分・階層をこえた習俗であったことを示している。

同様に、埋葬施設の構造と無関係に副葬されているものに櫛がある。これは表Ⅱ-1-1でははっきりしないが、發昌寺では甕棺5例、円形木棺（早桶）3例、構造不明1例で出土しており、しかも男性3例、女性2例、男女合葬1例、性別不明3例、さらに老年1例、熟年1例、壮年2例、成人3例、年齢不明2例と老若男女を問わないようである。櫛を副葬している墓があまり多くないので断言できないが、これも身分・階層をこえた習俗の可能性がある。

港区増上寺子院群では、17世紀代から老若男女を問わず櫛を副葬しており（東京都港区教育委員会1988）、發昌寺でも第二期（17世紀後葉～18世紀初頭）から第五期（19世紀前葉～末）まで連続して見られることから言えば、それと系譜がつながる習俗なのかもしれない。なお、櫛を副葬するのは単にそれが化粧道具・装身具であるからではなく、櫛が魔除けの呪力をもつものであったことも考慮しなければならないだろう。

表Ⅱ-1-1 發昌寺の副葬品のセットと埋葬施設 (谷川1991a)

埋葬施設	No.	年齢	性別	時期	袴の腰板	入れ歯	扇	団扇	柄鏡	模造刀	煙管	磁器碗	漆器碗	土器皿	箱枕?	針	土鈴	数珠	直方体木製品	如意	三方	寛永通寶	その他
甕棺	68	熟年?	男性	三期					○			○				○		○	○	○	○	○	環状木製品
甕棺	74	壮年	男性	三期	○					○								○	○				棒状木製品・こより?・遺髪
甕棺	17	壮年	男性	五期	○	○	○				○								○				針金・和紙・薬紐他
甕棺	18	老年	女性	五期		○	○											○				○	
甕棺	24	壮年	女性	五期				—											○				針金・半球状ガラス製品・栓・棒状木製品
方形木棺	70	老年	男性	四期	○	○				○									○				
円形木棺	72	—	—	一期																			
円形木棺	2	壮年	男性	三期							○								○				
円形木棺	9	熟年	男性	三期																			
円形木棺	53	壮年	男・女性	三期														○				○	胡桃
円形木棺	78	壮年	男性	三期															○			○	
円形木棺	84	壮年	男性	三期															○				
円形木棺	94	幼児(4才)・成人	不明・男性	三期								○											
円形木棺	98	壮年	女性	三期															○			○	
円形木棺	102	青年?	不明	三期																			
円形木棺	79	少年	不明	四期						○	○							○					筒状木製品・筒み状木製品・円板状木製品
円形木棺	14	成年	女性?	五期				○				○						○				○	板状木製品・棒状木製品・釘状銅製品
円形木棺	21	熟年	男性	五期																			
円形木棺	62	壮年	男性	五期											○							○	
円形木棺	63	壮年	男性	五期																			
直葬	111	壮年	男性	二期																			
直葬	27	壮年	男性	三期														○				○	

また、煙管を副葬する例も甕棺 5 例、方形木棺 1 例、円形木棺（早桶） 3 例と埋葬施設に関わりなく、男性 4 例、女性 3 例、男女合葬 1 例、性別不明 1 例と男女の別が見られない。これは被葬者の生前の嗜好が反映しているからであろう。

ここでまた表Ⅱ-1-1にもどって、埋葬施設の構造と副葬品のとの関係を考えてみることにしたい。そこで目につくのは甕棺の副葬品の種類・量の豊富さである。この表に見るように、副葬品には、先述の数珠や寛永通宝（六道銭）のほかに様々な種類のものがある。こうした多様な副葬品をもつ墓は、表Ⅱ-1-1では甕棺に顕著であり、方形木棺に 1 例、円形木棺（早桶）は 2 例にすぎない。これ以外の例を見ても、多様な副葬品をもつのは甕棺 4 例に対して、円形木棺（早桶）は 1 例のみである。すなわち、埋葬施設に反映した身分・階層差は副葬品の多寡ともつながっているのである。

身分・階層と副葬品の関係を具体的に示すものには、木製模造刀大小がある。これは甕棺、方形木棺、円形木棺（早桶）で各々 1 例ずつ出土しているが、武家との関連をうかがわせる。同様に、袴の腰板も甕棺 2 例、方形木棺 1 例から出土しており、うち 2 例で木製模造刀大小と共伴しているところから、武家とつながる副葬品の可能性がある。

なお、柄鏡はわずかに 2 例の出土であるが、いずれも甕棺からであり、しかも両方とも被葬者が男性であることは注目される。

以上述べてきたように、發昌寺の副葬品について埋葬施設の構造との関連を中心に考えてきたが、副葬品には埋葬施設に反映している身分・階層差をこえて存在する数珠や寛永通宝（六道銭）と、格式の高い甕棺の副葬品の種類・量が豊富で、木製模造刀大小や袴の腰板などのように、逆に身分・階層に拘束されるものがあつたと思われる。

（2）圓應寺

新宿区圓應寺は、正徳 2 年（1712）に起立した黄檗宗の寺で、開基は巨商広瀬氏、境内 893 坪 6 合 3 夕の中小寺院であつた（新宿区厚生部遺跡調査会 1993）。

すでに述べたように（第 I 部第 1 章参照）、圓應寺では、墓域によって墓のあり方が大きく異なつていた（棚木 1995、西木 1993・1997・1998・1999・2004）。墓域 A 区では墓道に沿つて墓が比較的整然と配置されていたが、墓域 B 区では墓が過度に密集した状態であつた。また、B 区には格式の高い甕棺の墓が見られず、乳幼児を埋葬した火消壺転用棺が多い。副葬品の乏しい墓が多く、被葬者の性比を A 区と比較すると、男性の占める割合が圧倒的に高いのも B 区の特徴であつた。

このようなA区の墓の被葬者は圓應寺の檀家層と考えられているが、B区の墓は檀家ではない都市下層民すなわち地借・店借や中間・部屋者などの武家奉公人たちが想定されている。彼らは人別に加わず、死んだ後に「頼入」「口入」によって寺の墓地に「投込」「取捨」同然に葬られたという。

圓應寺は低地に営まれた墓地であるため、木製品の遺存状態が良く、副葬品のセットを検討するのに適している。ここでは圓應寺の墓のなかで埋葬の遺存状態が良好なものと攪乱を受けながらも比較的良好的なものを取り上げて一覧表を作成した(表Ⅱ-1-2)。しかし、ここにあげることができた墓は12基で全体の13.5%にすぎないため、おおまかな傾向を指摘するにとどめておく。

表Ⅱ-1-2を見てまず気がつくことは、遺存状態の良好及び比較的良好的な墓のなかで、墓域B区のものには副葬品が認められないことである。これは上述のように、墓域B区が非檀家の墓であることの根拠のひとつとなっている。

表Ⅱ-1-2 圓應寺の副葬品のセットと埋葬施設 (谷川1993a)

埋葬施設	No.	年齢	性別	墓域	櫛	簪	磁器碗	磁器小水注	陶器水滴	煙管	木製人形	羽子板	三味線	土鈴	刀子	針	数珠	銭貨	その他
木槨+甕棺	71	壮年後半	男性	A													○		環状木製品・メロン仲間
木槨+甕棺	78	壮年	女性	A	○											○	○	○	
甕棺	2	幼児(3才)	?	A	○	○			○	○	○	○	○	○					瓢箪形木製品・板状木製品・サイコロ状木製品・針金
甕棺	24	20才前後	女性	A				○											モモ
方形木槨	3	壮年	男性	A											○				板状鉄製品
円形木槨	7	青年	男性	A			○											○	板状木製品・留金具
円形木槨	11	壮年後半~熟年	男性	A													○	○	オニグルミ
円形木槨	35	壮年後半	男性	B															
円形木槨	44	壮年半ば	男性	B															
円形木槨	47	壮年・壮年半ば	男性2	B															
円形木槨	49	壮年	男性?	B															
火消壺転用棺	61	-	-	B															

また、数珠と銭貨は埋葬施設の構造とは無関係に副葬されていると見て良さそうである。銭貨は必ずしも6枚ではないが、發昌寺と同様に六道銭と考えられる。表Ⅱ-1-2の他に、数珠は直方体木製品を含めて4基の墓にあり、銭貨は16基から出土している。このことは、少なくとも圓應寺では、数珠よりも六道銭の方がより一般的な副葬品であったことを示している。

櫛も埋葬施設の構造や被葬者の老若男女に関わりなく副葬されていた。圓應寺全体では、木槨甕棺墓1例、甕棺墓5例、方形木棺墓4例、円形木棺（早桶）墓1例で出土しており、性別では男性2例、女性2例、男女及び性別不明合葬1例、男性及び性別不明合葬1例、性別不明5例、年齢は壮年5例、青年1例、成人2例、幼児5例であった。發昌寺と同様に、櫛は化粧道具・装身具であるとともに魔除けの呪力をもつものであったことから、遺体に添えられた可能性がある。

煙管の副葬は全体で3例と少ないが、幼児の墓から出土した例が1例あるのは興味深い。埋葬施設の構造と副葬品との関係を見ると、総じて多様な副葬品をもつものは甕棺に多かった。このなかで性別・年齢不明の1例を除いた3例が幼児の墓であった。これは、埋葬施設に反映した身分・階層差が副葬品の多寡と関わっていると同時に、子供に対するまなざしをうかがわせる。

以上述べてきたように、圓應寺の副葬品の様相は、發昌寺の第2次調査の副葬品の分析において指摘したものとほぼ一致している。すなわち、副葬品には埋葬施設に反映している身分・階層差をこえて存在する数珠や六道銭と、格式の高く副葬品の種類・量が豊富な甕棺のように、逆に身分・階層に拘束されるものがあつた。

5 副葬品の変遷

すでに述べたように（第Ⅰ部第1章参照）、近世都市江戸の墓制の変遷上の画期は17世紀後葉と18世紀前葉に認められ、埋葬施設の構造と被葬者の身分・階層および寺院の格式・規模の関係は、この2つの画期を通じて成立した。そして、将軍と大名の墓制の秩序が寛永年間に先行して確立し、その後、17世紀後葉に旗本などの幕臣の墓制の秩序が成立したように、墓制の秩序が身分・階層間を下降していったように考えられるのである。

こうした江戸の墓制の変遷に副葬品の様相を重ね合わせると、17世紀代の将軍墓や大名墓には、増上寺徳川将軍家墓所の2代秀忠〔寛永9年（1632）没〕、仙台藩主伊達家墓所

の初代政宗〔寛永13年（1632）没〕や2代忠宗〔万治元年（1658）没〕の墓のように、豊富な武器・武具類が見られるものが多い。ところが18世紀以降になると、越後長岡藩主牧野家をはじめとして武器・武具類が少ないか、もたないものが主体となるようである。

副葬品の変遷は、中小寺院の墓地においても認められる。17世紀代の墓地の事例としては、16世紀末に創建され明暦の大火（1657）後に移転した日蓮宗朗惺寺の墓地にあたる、中央区八丁堀三丁目遺跡がある。八丁堀三丁目遺跡第2次調査では、副葬品をもつ墓は半数以上を占めていた。具体的には、六道銭を副葬する墓は40%以上、数珠は20%、両者が出土した墓は14%であった。

副葬品と被葬者の関係を見ると、乳幼児を葬った円形木棺（早桶）墓から木製模造刀、壮年女性の土葬直葬墓から小刀、成人の早桶墓から懸仏、乳幼児の円形木棺（早桶）墓から印籠が出土し、櫛は前述の發昌寺や圓應寺と同じように、性別・年齢と無関係に副葬されていた（蔵持・鈴木2003）。

このように、17世紀前半の江戸の一般の墓では、個人の持ち物などの身分・階層、性別・年齢差を反映する副葬品は必ずしも広がっていなかったように思われる。ほぼ18世紀以降になると、先に發昌寺と圓應寺で見たように、江戸の墓の副葬品には、身分・階層を越えて存在するものがある一方で、逆に身分・階層に拘束されるものが認められる。

塚本学氏は「江戸時代人の持ち物」（塚本1993）という講演のなかで、江戸時代を通じて次第に個人の持ち物が増えていき、とくにそうした意識が広がっていくのは江戸での影響が大きく、そのひとつとして墓の副葬品の中の個人の持ち物について注目している。

墓の副葬品の中の個人の持ち物がいつ頃からこういった形で現れるのかは、考古学の側から検証すべき問題であろう。先にあげた發昌寺と圓應寺の墓の副葬品の中では（表Ⅱ-1-1・2）、煙管の多くは個人の持ち物の可能性が高く、数珠や櫛は宗教的な意味も考えられるが、個人の持ち物でもあったように思われる。また、袴（の腰板）や入れ歯、扇子、柄鏡、磁器碗や漆器椀、簪、陶器の水滴、玩具なども、基本的には個人の持ち物を想定できる。また、大名墓である長岡藩主牧野家の墓の副葬品の中に、文房具や装身具、化粧道具のような個人の持ち物が多く見られるように、遺体とともに個人の持ち物を墓に入れるという習俗が、ほぼ18世紀以降に身分・階層間を徐々に下降した可能性が考えられる。

以上述べてきたように、江戸の墓の副葬品の変遷については、17世紀代の将軍墓や大名墓にあった豊富な武器・武具類が18世紀以降に少なくなり、もたないものが見られるようになった。また、中小寺院でもほぼ18世紀以降に身分・階層に拘束されるものが認められ、

個人の持ち物を副葬するという習俗が、ほぼ18世紀以降に身分・階層間を徐々に下降した可能性が考えられる。こうした副葬品の変遷は江戸の墓制の変遷と対応しているのである。

第2章 六道銭の習俗

1 江戸の六道銭研究の動向

江戸の墓から出土した六道銭の本格的な研究は、江戸遺跡の発掘調査が活発化した1980年代の中頃からはじまった。亀田駿一は、1975年に調査された東京都千代田区都立一橋高校遺跡、および1978年に東京都教育委員会によって立会調査が行なわれた港区増上寺華養院の墓地出土の六道銭を分析し、銭貨の種類組み合わせによって、16世紀末～17世紀前半の渡来銭のみの時代、寛永通宝の鑄造が始まった寛永13年（1636）から天和2年（1682）に至る渡来銭と寛永通宝併用の時代、天和2年（1682）から元禄以降、18世紀にあたる近世幣制が確立された時代という3期に時期区分している（亀田1984）。こうした亀田の六道銭の組み合わせによって時期区分を行う方法は、後に引き継がれてゆく先見性に富んだものであった。

その後、江戸の六道銭の研究は、1984年から1985年に行われた港区増上寺子院群の調査において大きく進展した。増上寺子院群の墓地の六道銭の分析を手がけた鈴木公雄は、銭貨6枚の「完全セット」の六道銭に含まれる渡来銭・古寛永通宝・文銭・新寛永通宝という銭種の組み合わせを、出現頻度のセリエーショングラフで表す方法によって、渡来銭から古寛永通宝への流通銭貨の交替が従来考えられていたよりも急激かつ迅速に行われ、寛文8年（1668）の文銭鑄造開始以前に完了していたことを指摘したのである（鈴木公雄1988）。

この鈴木の見解は、墓出土の六道銭の分析を通して、江戸時代の銭貨流通の実態を明らかにしていくという画期的な方向性を打ち出したものであった。以後鈴木は同様の視点に貫かれた六道銭に関する論考を精力的に発表していった（鈴木公雄1989・1993 a・1993 b・1999）。

他方、このような六道銭から銭貨流通の実態を読み取る方向性とは別に、六道銭が中世・近世の墓の副葬品としてどのような意味をもっていたかを検討する必要がある。これは鈴木の見解のなかの念仏銭・題目銭に関する論考に見ることができる（鈴木公雄1994）。また、惟村忠志は、六道銭をめぐる研究課題として、六道銭の出現率と改葬された墓と未改葬の墓、墓の階層差・地域差・時間差の問題をあげている（惟村1994）。これらの問題は副葬品としての六道銭に関わるものであろう。

表Ⅱ-2-1 江戸の墓出土の六道銭の銭種の組み合わせ (谷川2009)

遺跡名	八丁堀 三丁目	狸穴	狸穴第 2地点	愛住町	増上寺 子院群	自證院	寛永寺 護国院	天徳寺 浮品院	發昌寺
渡来銭のみ	120 (43)				16 (8)		1		1 (1)
渡+古	37 (14)		2(1)		15 (8)			1	
渡+古+文					6 (1)			3 (2)	1
渡+古+文+新					2 (1)				2 (1)
渡+古+新					2 (1)				
渡+文								1 (1)	
渡+文+新									1 (1)
渡+新					1		1		
古寛永のみ	199(115)	9(1)	2	8 (7)	60 (35)		1	5 (1)	2 (1)
古+文		8(4)	1		56 (30)	1		7 (2)	8 (4)
古+文+新					7 (2)	5(1)	1	13 (5)	15 (6)
古+新					8 (7)	1(1)	3(1)	20(15)	30(16)
文銭のみ			2		5 (2)		1	7 (4)	2
文+新					2 (2)	1(1)	1	2 (1)	15 (6)
新寛永のみ					7 (3)	2(1)	7(1)	23 (3)	22 (2)
鉄銭のみ								8 (3)	3 (1)
渡+鉄									
渡+古+鉄								1 (1)	
渡+古+文+鉄									
渡+古+文+新+鉄									
渡+文+新+鉄								1 (1)	
渡+新+鉄									
渡+古+新+鉄									
渡+文+鉄									
古+鉄									
古+文+鉄									
古+文+新+鉄									1
文+鉄									
文+新+鉄								2	
新+鉄								7 (3)	9 (3)
古+新+鉄								4 (2)	2 (1)
文久のみ							1		
文久+明治									
その他		1			1 (1)	1	1		
不明	8 (3)	1		5 (3)	1	1	7(2)	4 (3)	
合計	364(175)	19(5)	7(1)	13(10)	189(101)	12(4)	25(4)	109(47)	114(43)

圓應寺	崇源寺	正見寺	法光寺	修行寺	正定院	蓮光寺	長光寺	牛込城 (善国寺)	合計
2	1								141 (52)
									55 (23)
									10 (3)
1	1 (1)	1							7 (3)
	1 (1)	1		1(1)					5 (3)
									1 (1)
			1 (1)						2 (2)
	2	1							5
	1 (1)	2	4 (3)					4	297 (164)
	1	2 (2)	10 (4)						94 (46)
3(3)	3 (2)	8 (4)	2	1		2(1)			60 (24)
2	17 (8)	10 (5)	1(1)		1	1	1	1	96 (54)
1	2 (2)	1	1	1(1)					23 (9)
3	6 (3)	7 (1)	2 (1)			1	1(1)		41 (16)
6(1)	21 (6)	21 (9)	1			1(1)	2	1	114 (27)
	7 (2)	4 (2)						1	23 (8)
		1							1
									1 (1)
		1							1
									1 (1)
	2								3
	3 (2)								5 (2)
1(1)	12 (4)	7 (4)			1				37 (15)
	4 (2)	3 (2)							13 (7)
									1
1	8 (1)	6 (3)	1					7	27 (5)
	7 (1)	10 (4)	2 (1)	2(1)			1	4(2)	53 (20)
20(5)	99(36)	86(36)	25(11)	5(3)	2	5(2)	5(1)	18(2)	1117(487)

() は完全セット

こうした状況を踏まえて、筆者はかつて江戸の墓の副葬品としての六道銭という観点から、渡来銭の残存と六道銭の選択の問題、埋葬施設や被葬者の身分・階層と六道銭の関係などを論じた(谷川1997b)。その後は、念仏銭・題目銭や絵銭などの「銭形模造品」の年代を推定した川根正教の論考(川根2001)や、統計学的手法を用いて新宿区發昌寺の墓地出土の六道銭を含む副葬品を分析した棚木真の論考(棚木2001)などがあり、より詳細な議論が行われている。

本稿では、基本的には前稿(谷川1997b)の方向性を継承し、その後の発掘調査の成果を加えて、再度渡来銭の残存と六道銭の選択の問題、六道銭と埋葬施設や被葬者の身分・階層との関係、六道銭の出現率の変遷などについて論じることにはしたい。

2 渡来銭の残存について

表Ⅱ-2-1は、鈴木公雄が作成した表(鈴木公雄1993a)をもとにデータを加除したものの(谷川1997b)に、その後の発掘調査のデータを加えて、江戸の墓出土の六道銭の銭種の組み合わせを示したものである。これを見ると、渡来銭(模鑄銭を含む)と古寛永通宝が共伴する墓が55基(6枚1組のいわゆる完全セットは23基)であるのに対して、古寛永通宝のみの墓は297基(完全セット164基)と圧倒的に多く、古寛永通宝のみと古寛永通宝と文銭の共伴例は、あわせて391基すなわち全体の約3分の1を占めていることがわかる。これは鈴木が説くように、「渡来銭から古寛永通宝へ銭貨の交替が断続的であり、古寛永通宝の大量鑄造と急激な流通」(鈴木公雄1993a:671)を示すものであろう。

ただし、ここに見られるように、わずかではあるが渡来銭と新寛永通宝の銅銭・鉄銭がともなう例があり、18世紀中葉以降になっても、ごく少量の渡来銭が流通していたことをうかがわせる。以下にその事例の詳細をあげておきたい。

港区天徳寺浄品院(天徳寺寺域第3遺跡調査会1992)177号墓では治平通宝1・文銭1・新寛永通宝3・鉄銭1という組み合わせが見られ、寛保元年(1741)初鑄の背文「元」および「足」の新寛永通宝が各1枚ずつ含まれていた。新寛永通宝の鉄銭の初鑄年代が元文4年(1739)であることから、この六道銭は少なくとも18世紀中葉以降のものであろう。同遺跡の359号墓の永楽通宝1・古寛永通宝1・鉄銭4という組み合わせも同様の事例である。

また、新宿区崇源寺(大成エンジニアリング株式会社2005)449号墓でも、元豊通宝2、

古寛永通宝 2、新寛永通宝 2〔寛保元年（1741）初鑄の背文「足」の新寛永通宝を 1 枚含む〕という錢種の組み合わせが認められた。同区正見寺（大成エンジニアリング株式会社 2005）454号墓および507号墓では通常の 9 倍の54枚という多量の六道銭が副葬されていたが、前者は天聖元宝 1、元豊通宝 1、古寛永通宝11、文銭 5、新寛永通宝36〔寛保元年（1741）初鑄の背文「足」の新寛永通宝を 1 枚含む〕、後者は洪武通宝 1、古寛永通宝 9、文銭 3、新寛永通宝38〔寛保元年（1741）初鑄の背文「足」「元」の新寛永通宝を各 1 枚含む〕、鉄銭 3 という渡来銭の残存が見られる事例であった。さらに同303号墓では、完全セットではないが永楽通宝 1、鉄銭 4 という組み合わせの六道銭が出土している。

以上のように、こうした江戸の墓出土の六道銭の錢種の組み合わせを見ると、18世紀中葉以降にも渡来銭がごくわずかながら残り、流通していたことがわかった。これは、江戸の六道銭以外の武家屋敷・町屋・寺院などから出土した錢貨を分析した及川登が渡来銭・古寛永・文銭は18世紀前半には数点程度に減少し、19世紀には稀になると指摘したことと一致している（及川1997）。

3 六道銭の選択について

18世紀中葉以降にも、ごくわずかに残っていた渡来銭を意図的に集めて六道銭にした以下のような事例があることは、前稿で指摘したとおりである（谷川1997b）。

台東区寛永寺護国院（都立学校遺跡調査会1990）C区第133-2号墓からは、18枚の渡来銭と新寛永通宝 6 枚すなわち通常の 4 倍の24枚の六道銭が出土しており、これにともなった副葬品の陶磁器11点はいずれも18世紀代のものであった。そして、18枚の渡来銭は通常の六道銭の 3 倍であるところから、意図的に集めて副葬された可能性がある。

また、發昌寺第 1 次調査（新宿区發昌寺跡遺跡調査会1991）の第27号墓では、永楽通宝 6 枚が18世紀末から1860年代の染付碗のミニチュアと共伴している。扇浦正義は「永楽」は「永く楽しむ」と読めるところから、死者に対して「あの世に行っても末永く楽しむように」という意味を込めて副葬したのであろうかと述べている。新宿区圓應寺（新宿区厚生部遺跡調査会1993）第11号墓でも永楽通宝12枚が出土しており、圓應寺の起立年代が正徳 2 年（1721）であるため、この場合も永楽通宝を意図的に選択したと考えられている。

そのほか、寛永寺護国院の B 区第43号墓で明和 6 年（1769）初鑄の新寛永通宝の波銭（11波）が18枚副葬されている例があり、これも選択の意思がはたらいた結果であろう。

ところで、胞衣納めの添え物に錢貨があったことは知られているが、港区瑞聖寺仙台藩主伊達家墓所からは天和元年（1681）に生まれた4代藩主綱村の嗣子扇千代のものとされる、錢貨を入れた胞衣桶が出土している（松本1998a・1998b、谷川1998a、港区立港郷土資料館2000）。『女重宝記大成』（山住・中江1976）によれば、胞衣に添える錢貨は通常12文であるが、伊達家の胞衣桶の錢貨はその10倍の120文であり、大名家の格式を示すものであろう（第I部第3章参照）。そして、その錢種がすべて寛文8年（1668）初鑄の文錢であったことは、これらが意図的に選択されたことを物語っている。これは大名家の胞衣納めの習俗に関わる事例であるが、六道錢の選択の問題を考える上で参考になると思われる。

寛文元年（1661）に刊行された鈴木正三の『因果物語』（吉田幸一1962）には、六道錢に関する大略次のような説話がある。

大坂城中に松右衛門という人があった。落城後に紀州有田の内カブラ坂畑村の兄市右衛門を頼って、そこに住んでいたが間もなく病気になり、やがて臨終のときに「私が死んだら金柄の小刀と六道錢六文を龕がんに入れてくれ。」と遺言して死んだ。ところが、妻は市右衛門に言って、龕には小刀をも入れずに悪錢六文だけを入れた。すると七日も経たない間に松右衛門の幽霊が現われて、妻の弟や妻が襲われた。このことを慶瑞和尚の弟子が圓満寺に語ったところ、これは遺言の如くにしなかったからだ、金柄の小刀と上錢六文を松右衛門の墓に埋めると、再び松右衛門の幽霊が現われることはなかった。

この物語からは、少なくとも17世紀中葉には、六道錢には悪錢よりも上錢を用いた方が良いとする考えが存在したことがうかがえる。仮に悪錢を古い磨滅した錢、上錢を鑄造したばかりの新しい錢と解釈するならば、六道錢としては古い渡来錢よりも新しく鑄造された古寛永通宝を選んだ方が良いという選択性がはたらいていたのではなかろうか。

ここでは、錢貨流通の上で渡来錢から古寛永通宝への交替が急激かつ迅速に行われたとする鈴木公雄の見解を否定するつもりはない。しかしながら、前述のように、江戸の墓出土の六道錢の錢種の組み合わせにおいて、渡来錢と古寛永通宝が共伴する墓に比べて古寛永通宝のみの墓が圧倒的に多いのは、六道錢として渡来錢よりも古寛永通宝を選んだ方が良いという考えが多少なりとも影響を与えていた可能性があるようにも思われる。

以上のように、現段階ではこうした少ない事例をもって一般的な葬送習俗として六道錢が選択されていたと断定することは難しいが、ここでは六道錢の錢貨には何らかの選択性を想定できる事例が存在することを指摘しておきたい。

4 埋葬施設の構造と六道銭

次に、埋葬施設の構造と六道銭の関係について検討してみよう。ほぼ18世紀以降の江戸の墓の埋葬施設の分類と被葬者の関係については、すでに述べたとおりである（第I部第1章参照）。

被葬者の身分・階層を反映したほぼ18世紀以降の江戸の墓の埋葬施設の構造と六道銭の関係を示したものが表Ⅱ-2-2である。これを見ると、主に旗本や藩士の墓と考えられる④木炭・漆喰（石灰）床・榎木槨甕棺墓～⑦甕棺墓では630基のうち162基（25.7%）で六道銭をともっており、下級武士・町人の墓と推定される⑧方形木棺墓～⑨円形木棺墓（早桶）でも1,483基のうち322基（21.7%）が六道銭を出土している。このことは、総じて言えば、六道銭の副葬の習俗が身分・階層をこえて広がっていたことを示している。

江戸の墓全体で見ると、六道銭をともっている墓の割合が2,822基のうち518基（18.4%）と低いのは、鈴木公雄が指摘しているように、「墓地の区画整理、追葬ないしは改葬の結果破損を受け、人骨や副葬品が散逸してしまったこと」（鈴木公雄1989:412）によると考えられる。

高山優は、天徳寺浄品院の甕棺墓では、6枚1組のいわゆる完全セットの六道銭を出土した墓が17基あったが、そのうち10基から全身骨格が得られたこと。逆に、六道銭をともなわない72基の甕棺墓のうち40%近い28基には人骨も遺存していなかったこと。遺存状態不良としたC・Dランク56基の甕棺墓で六道銭が認められず、これは六道銭を出土していない甕棺墓の78%を占めていることを指摘している（高山1992b）。

たとえば、發昌寺の第2次調査（新宿区南元町遺跡調査会1991）では、遺存状態が良好および比較的良好な墓を対象とすると、22基のうち8基の墓で六道銭が出土しており、圓應寺の檀家の墓域とされるA区でも同様に7基のうち4基で六道銭をともっている。また、新宿区法光寺の第2次調査（新宿区法光寺跡遺跡調査団1999）の遺存状態が良好およびやや不良の墓21基のうち12基、崇源寺の遺存状態がA・Bランクの墓196基のうち45基で六道銭が出土している。これらを合計すると、六道銭を共伴した墓は246基のうち69基（28.0%）を占め、表Ⅱ-2-2の全体の六道銭の出現率よりも高くなる。

なお、正見寺では六道銭をもつ墓が855基のうち86基（10.0%）という低い割合であるが、これは六道銭を副葬した墓が1基のみと少ない火葬蔵骨器が全体の約3割（257基）を占め

表Ⅱ-2-2 埋葬施設の構造と六道銭（谷川2009）

遺跡名	自證院	寛永寺 護国院	天徳寺 浄品院	發昌寺	圓應寺	崇源寺
②石室墓	1 (6)	1 (4)	1 (2)			
③木炭・漆喰（石灰）床・槲木槲木棺墓	2 (9)					
④木炭・漆喰（石灰）床・槲木槲木甕棺墓	1 (8)	3 (19)				
⑤方形木槲木甕棺墓	1 (14)	5 (19)	3 (3)	3 (3)	1 (2)	1 (2)
⑥円形木槲木甕棺墓			2 (2)	1 (1)		
⑦甕棺墓	4 (16)	6 (57)	40 (108)	24 (67)	6 (12)	27 (82)
⑧方形木棺墓	1 (18)	6 (6)	23 (86)	28 (137)	4 (12)	30 (153)
⑨円形木棺墓（早桶）		4 (18)	41 (116)	58 (193)	9 (38)	37 (201)
⑩火消壺転用棺		1 (4)	1 (11)	3 (3)	6 (6)	2 (63)
⑪直葬墓			1 (1?)	3 (7)	4 (4?)	1 (5)
⑫その他の土葬墓	3 (4)		1 (1)	2 (2)	4 (4)	1 (30)
⑬火葬蔵骨器	1 (1)	20 (20)	4 (27)	28 (28)	11 (11)	41 (41)
⑭その他の火葬墓				4 (4)		2 (2)
不 明		5	1			
合 計（不明を除く）	12 (76)	20 (147)	108 (357)	114 (445)	20 (89)	99 (579)

正見寺	法光寺	朗愷寺	修行寺	正定院	蓮光寺	長光寺	牛込城 (善国寺)	合計
								1 (12)
								2 (9)
								4 (27)
4 (7)								12 (50)
								1 (3)
19 (87)	2 (3)	1 (10)	4 (17)	2 (9)	5 (33)	(2)	5 (47)	145 (550)
13 (149)	1 (8)		(3)		(3?)	3 (8)	2 (18)	105 (601)
45 (273)	22 (42)					1 (1)		217 (882)
1 (41)				(1)	(2)		(4)	4 (135)
3 (21)	(3)		(5?)					7 (46)
(20)			(3)				9 (32)	13 (96)
1 (257)	(6)			(1)	(4)	1 (3)	1 (3)	7 (402)
	(2)		(1)			(8)		(9)
			1				1	8
86 (855)	25 (64)	1 (10)	4 (29)	2 (11)	5 (42)	5 (22)	17 (104)	518 (2822)

()は墓の全体数

ていたからであろう。この墓地で火葬墓が多いのは、正見寺の宗派が浄土真宗であったことに起因すると考えられる。

一方、すでに指摘したが（谷川1997b）、新宿区自證院（東京都新宿区教育委員会1987）では六道銭をともなっている墓は76基のうち12基（15.8%）と少なく、同様に寛永寺護国院でも埋葬施設の構造が不明なものを除いた147基のうち20基（13.6%）と低い割合を示している。これらの寺院は規模が大きく格式も高いという点で共通しており、埋葬施設は大名墓である石室墓から主に旗本や藩士の墓と考えられる甕棺墓が主体となっている。明治以降の墓地の移転にともなう改葬が徹底して行なわれていたため、多くの墓の六道銭が失われた可能性もあるが、未改葬で六道銭をもつ墓の割合が自證院では20基のうち4基（20.0%）、寛永寺護国院では55基のうち6基（10.9%）と低いことから考えると、石室墓から甕棺墓が中心である格式の高い大寺院の墓では六道銭を副葬することが少なかった可能性が考えられる。

表Ⅱ-2-2に見るように、ほぼ18世紀以降の火葬蔵骨器に六道銭が伴う例は極めて少ない。文京区長光寺（文京区長光寺遺跡調査会1988）からは被熱し変形、溶着した3枚の寛永通宝が出土した。また、増上寺子院群では火葬蔵骨器に六道銭が伴うのはBM-125号墓1基のみで、嶋谷和彦はこの六道銭が被熱していたことを確認している。つまり、銭貨が被熱しているか否かで六道銭の副葬の時期を茶毘の前か後か判定できるという（嶋谷2004）。

また、乳幼児の土葬用の棺に用いられた火消壺転用棺も六道銭が副葬されることが少なく（表Ⅱ-2-2）、寛永寺護国院B区第36号墓、崇源寺116・173号墓、正見寺581号墓の4基のみであった。これは一般に乳幼児の墓が簡素であったことによるのであろう。

5 六道銭の出現率の変遷

低地に立地している江戸の墓地の発掘調査では、数回の盛土が行なわれて墓地が営まれた様相が確認できる事例がいくつかある。ここではそうした発掘事例をもとに、六道銭の出現率の変遷を考えてみることにしたい。

創建が慶長3年（1598）以前に遡り、明暦3年（1657）の大火で移転した日蓮宗の朗惺寺にあたる、中央区八丁堀三丁目遺跡第2次調査（八丁堀三丁目遺跡（第2次）調査会2003）では、次のような六道銭の変遷が認められた。最も古い第6面〔16世紀後葉～慶長年間（1596～1614）〕では六道銭の銭種はすべて渡来銭で、15基のうち7基の墓で六道銭

が出土した。第5面〔慶長年間（1596～1614）～寛永13年（1636）〕でも六道銭はすべて渡来銭であり、150基のうち48基の墓（32.0%）で六道銭をともなう。第4面〔寛永13年（1636）～明暦3年（1657）〕では、六道銭に古寛永通宝が含まれるようになり、553基のうち260基（うち10基が火葬墓）の墓（47.0%）で六道銭が認められた。全体を通して六道銭をともなう墓は、718基のうち315基（43.9%）という高い割合であった。

こうした古い時期の江戸の六道銭の出現率の変遷をうかがうことができる事例は、現段階では他にないため断定はできないが、17世紀代に中心があった増上寺子院群（東京都港区教育委員会1988）においても446基のうち189基の墓（42.4%）で六道銭が出土していることを考え合わせると、17世紀代を通じて六道銭が副葬される割合は高かった可能性がある。

17世紀後葉以降の六道銭のあり方について、法光寺の第2次調査の分析では、次のような注目すべき見解が示されている（栩木1999）。すなわち、墓は六道銭の銭種が古寛永通宝のみ、古寛永通宝+文銭（文銭が優占するのは1基のみ）を主とするa群〔寛文9年（1669）～17世紀末〕、古寛永通宝+文銭、文銭+新寛永通宝、古寛永通宝+文銭+新寛永通宝を主とするb群〔17世紀末～18世紀初頭から中葉〕、新寛永通宝のみのc群〔18世紀中葉～明治6年（1873）以前〕という変遷をたどる。a群・b群の段階では六道銭は17基のうち10基（58.8%）から21基のうち11基（52.4%）と高い割合で出土していたが、18世紀中葉以降19世紀に至るc群では15基のうち1基（6.7%）と激減し、これは寛保2年（1742）の六道銭禁令の影響であるという。

このように18世紀中葉以降19世紀にかけて六道銭の出現率が低下する傾向は、以下のような發昌寺の第2次調査においても認められる。

第一期（17世紀中葉～後葉）	0基／3基
第二期（17世紀後葉～18世紀初頭）	5基／11基（45.5%）
第三期（18世紀初頭～中葉）	7基／18基（38.9%）
第四期（18世紀中葉～19世紀前葉）	6基／29基（20.7%）
第五期（19世紀前葉～末）	13基／44基（29.5%）

これは、すでに扇浦正義が發昌寺の第1次調査の報告書において、19世紀代の甕棺から六道銭がほとんど出土せず、六道銭禁令の影響と木や紙などの代用品の可能性を指摘したこと（扇浦1991b）、發昌寺の副葬品の分析を行なった栩木真が、甕棺の編年で口縁部がT字状になる18世紀後半の製品を境に六道銭の出現頻度が大幅に下がる傾向があると述べている

こととも合致する（栩木2001）。また、寛政4年（1792）以降に営まれた善国寺の墓地を発掘した、新宿区牛込城第3次調査でも六道銭をともなう甕棺は47基のうち5基（10.6%）と低い割合を示しているのである（財団法人新宿区生涯学習財団2004b）。

なお、ここであげた六道銭の出現率の数値自体は、先述のように墓の遺存状態が良好なものに限定すると高くなるだろうが、相対的な増減は示していると考えられる。

このように江戸の六道銭の出現率の変遷をみると、17世紀代を通じて六道銭が副葬される割合は高かったようであるが、18世紀中葉以降に六道銭の出現率が低下する傾向が認められた。さらに、前節で述べたように、石室墓から甕棺墓が中心である格式の高い大寺院の墓では六道銭を副葬することが少なかった可能性があり、18世紀後半以降19世紀に至る甕棺の六道銭の出現率も低くなるようであった。

6 六道銭と身分・階層

次に、将軍家および大名家の墓の六道銭について検討してみよう。

増上寺徳川将軍家墓所の発掘調査では六道銭は出土していないが、正徳2年（1712）に没した6代将軍家宣の墓の石室を構築していた間知石の間から、約30枚の宝永通宝・古寛永通宝・新寛永通宝が発見されている（鈴木尚・矢島・山辺1967）。これは副葬品ではなく、墓を造営するにあたって地鎮に用いた銭貨であろう。徳川将軍墓が江戸の墓制の規範であることからすれば、将軍家に六道銭の習俗がなかったかどうかは重要である。

大名墓では、港区済海寺越後長岡藩主牧野家墓所の事例がある（港区済海寺遺跡調査会1986）。当初からこの墓所に葬られたことが確実な四代藩主正室以降の墓に副葬された銭貨は以下のとおりである。

第5号墓〔4代藩主忠壽正室、享保17年(1732)没〕	銅銭1枚
第3号墓〔6代藩主忠敬、延享5年(1748)没〕	元文一分金3枚
第1号墓〔7代藩主忠利、宝暦5年(1755)没〕	元文一分金2枚
第10号墓〔8代藩主忠寛正室、寛政元年(1789)没〕	寛永通宝
第15号墓〔子女合葬墓、明治以降〕	寛永通宝6枚（文銭を含む）

これを見ると、牧野家では18世紀中葉に没した藩主の墓に一分金が副葬され、明治以降の改葬である子女合葬墓を除くと、18世紀中葉から末までに没した藩主正室の墓に銭種不明の銅銭や寛永通宝がともなっている。すなわち、牧野家の葬送習俗では銭貨を副葬するこ

とが18世紀代に限定されていたように見える。

このほか、江戸の大名墓の事例としては、大田区池上本門寺の出羽米沢藩上杉家墓所の5代藩主綱憲正室〔宝永2年（1705）没〕の墓から、火葬した際に被熱した六道銭と推定される銭貨が六枚出土している。また、同肥後熊本藩細川家墓所の2代藩主光尚側室〔宝永7年（1710）没〕の墓には題目銭六枚が副葬されており、明治43年（1910）に改葬された肥後熊本新田支藩主細川利重側室〔享保六年（1721）没〕の墓からも被熱した銭貨3枚が出土した（坂詰2002）。

六道銭の副葬が時間的に限定されるあり方は、1,200石の旗本である安蓮社三井家墓所でも認められる（高山1992c）。発掘された九代当主以降の三井家墓所では、以下の墓から銭貨が出土した。

1号墓〔9代当主良恭、明和8年(1771)没〕	鉄銭を含む銭貨4枚以上
9号墓〔女性、天明3年(1783)没〕	銭貨6枚
2号墓〔10代当主良達、天明6年(1786)没〕	新寛永通宝1枚を含む銭貨5枚
8号墓〔11代当主良登、寛政2年(1790)没〕	文銭を含む銭貨7枚
10号墓〔男性4名、改葬墓〕	慶長一分金2枚を含む銭貨

ここでは、永禄4年(1561)～天正12年(1584)没の男性3名と没年不明の男性1名を改葬したとされる10号墓を除いて、18世紀後葉に没した当主および女性の墓に銭貨が副葬され、それ以降には認められない。

先に、江戸では18世紀中葉、後半以降に六道銭の出現率および甕棺の六道銭の出現率が低下することを指摘したが、ここにあげた越後長岡藩主牧野家墓所や安蓮社三井家墓所に見られる六道銭のあり方もこれとほぼ整合しているのである。

ほかに、池上本門寺の奥絵師狩野家墓所では、狩野如川周信〔享保13年（1728）没〕の墓から新寛永通宝15枚が出土しており（坂詰2004）、新宿区安養寺の市谷の草創名主であった嶋田左内墓所でも2基の甕棺墓から各々古寛永通宝1枚・新寛永通宝5枚の組み合わせと古寛永通宝4枚が認められた。（財団法人新宿区生涯学習財団2004c）。

上述のように、大名墓や高禄旗本の墓に一分金が副葬されるのは、銅銭や鉄銭を副葬する一般的な六道銭のあり方と比較して、被葬者の身分・階層の反映であるのは明らかであろう。同様に、六道銭と身分・階層との関係は、圓應寺の非檀家の墓域とされるB区の墓にも認められる。墓域B区の被葬者は寺の檀家ではなく、都市下層民すなわち地借・店借や中間・部屋者などの武家奉公人が想定されている。彼らは人別に加わらず、死んだ後に

口入れなどによって寺の墓地に投げ込み同然に葬られたのではないかと考えられている（榎木1995、西木1993・1997・1998・1999・2004）。こうしたB区の墓49基のうち六道銭をとまなっている墓はわずか4基にすぎない。これは被葬者に六道銭も副葬せずに、まさに投げ込み同然に葬ったことを示しているのである。

7 江戸の六道銭の習俗をめぐって

江戸の六道銭のあり方において、出現率が低下する18世紀中葉はひとつの画期であった。すでに述べたように、榎木真（榎木1999）や扇浦正義（扇浦1991b）はその背景に寛保2年（1742）の六道銭禁令の町触を想定している。

六道銭禁令について鈴木公雄は「すぐに効果を発揮するとは為政者自身考えていないこと」、「六道銭の習俗が当時の社会に深く根を下ろしていたこと」、「副葬品に貨幣を用いることが無駄な行為であるとする考えは（中略）貨幣に対する一種の経済思想の表明」であったとしている。また、鈴木は六道銭禁令につながる考え方は、すでに17世紀後半の裁判説話集『板倉政要』に認められ、その後は長門清末藩の宝暦9年（1759）の六道銭禁止と木銭代用の通達のように各藩に広がったことを想定しているが、奨励された六道銭の代用の木銭・焼物銭や念仏銭・題目銭は広く普及しなかったという（鈴木公雄1999：243～246）。

しかしながら、江戸においては寛保2年（1742）の六道銭禁令の町触が出された18世紀中葉ごろから六道銭の出現率が低下し、とくに格式の高い大名墓や高禄旗本の墓、旗本の墓と考えられる甕棺墓ではそれが明確に認められるのである。そこには、六道銭禁令の背景にある儒教などにつながる経済思想の論理が伝統的な死者供養の論理と対立しながら、上層の身分・階層から次第に浸透していった過程をうかがうことができるのではなかろうか。

もちろん、こうした六道銭のあり方は政権都市であった江戸に特有なものであった可能性もある。今後は他の近世都市や村落の六道銭のあり方との比較を試みる必要があるだろう。

すでに指摘したように（第I部第1章参照）、江戸の墓制の変遷上の画期は、17世紀後葉と18世紀前葉に認められる。埋葬施設の構造と被葬者の身分・階層および寺院の格式・規模の関係は、こうした2つの画期を通じて成立したのであろう。すなわち、徳川将軍家

と大名家の墓制の秩序が寛永年間（1624～1643）に先行して確立し、その後17世紀後葉に旗本などの幕臣の墓制の成立したように、墓制の秩序が身分・階層間を下降したように考えられる。とすれば、六道銭をめぐって儒教などにつながる近世的な経済思想の論理が中世以来の死者供養の論理と対立しながら、次第に浸透していったのは、こうした江戸の墓制の秩序が確立していく時期にあたっていたのである。

第3章 墓誌の変遷

1 近世の墓誌の研究

近世の墓には、被葬者個人の「身体と人格」を示すものがいくつも存在する。その最も直接的なものが被葬者の遺骨であるのはいうまでもない。分骨や改葬という行為がそれを物語っている。被葬者の袍衣や臍の緒、産毛、知菌なども墓地や埋葬施設に納められることがあり、これらは被葬者の分身のように考えられていたのであろう。副葬品のなかの個人の持ち物も被葬者の「人格」を示すものと見なすことができる。また、近世の墓には、墓誌や墓碑がともなう場合があり、これも被葬者個人に関わるものである。

ここでは、こうした近世墓の被葬者個人の「身体と人格」を示すもののなかで、近世都市江戸の墓の墓誌をとり上げ、その変遷を明らかにしていきたい。

従来の日本の墓誌の研究は古代が中心であり、近世の墓誌についてはこれまで論じられることが少なかった。

そのなかで、1986年に大脇潔が『日本歴史考古学を学ぶ』の「墓誌」の項において、近世の墓誌を初めて体系的にとり上げ、その全体像を明らかにしたのは注目される。大脇は「江戸時代になると、徳川将軍家をはじめとする武家、および公家や豪商などの階層に墓誌が（古代、中世に続いて＝引用者）三たび登場する。そして江戸・大坂を中心にかなり普及したと思われる」と述べ（大脇1986：180）、徳川将軍家や旗本、豪商の墓誌の事例を分析した。

近年では、石田肇が近世の墓誌に関する論考を発表している。石田は「江戸時代の墓誌」（石田2007）において、江戸時代の墓誌をA徳川家関係、B水戸関係、C大名関係、D武家関係、E儒家・医家・文人関係、F文集所収のもの、Gその他に分類し、墓誌の材質や形態に類型があることを明らかにした。そして、墓誌の日本的受容の問題とともに、漢字文化圏の墓誌全体と関連づける必要があるとした上で、墓誌研究の課題を指摘した。この石田の論考によって、近世墓誌の研究は大きな一步を踏み出すことになったのである。

その後、石田は「近世大名墓の墓誌」（石田2009）においても、ほぼ同様の見解を述べている。

一方、石村喜英は墓誌と墓碑の関係について、1975年に刊行された『新版仏教考古学講座』のなかで、「近世になると墓碑の造立はやや復活の方向をたどり、ことに儒者、文人、

芸道等にたずさわる人々の間で好んで造立される風潮を生んだ。ただ、近世の場合は墓碑も墓誌も、ほとんど区別できない兼用の形式のものが多」と指摘している（石村1975：248）。こうした墓誌と墓碑の関係についても留意する必要があるだろう。

このように、従来近世の墓誌についての研究は少なかったが、大脇潔の研究に始まり、近年石田肇の論考が発表され、その研究はようやく緒についた状況である。また、近世考古学の進展にともなって近世墓の考古学的知見が蓄積されてきており、墓誌の事例も少しずつ増加してきている。

筆者は、近世都市江戸の墓制・葬制の変遷に関心をもっており（谷川2004など）、これまで、埋葬施設の構造と身分・階層の関係をj知るために墓誌を用いることはあったが、墓誌自体を検討することはなかった。したがって、ここでは大脇や石田などの研究を踏まえ、江戸の墓制・葬制において、被葬者個人の「身体と人格」を示すものとしての墓誌の位置づけを主に考古資料を用いて考えてみることにしたい。

2 江戸の墓誌の分類

近世の墓誌の材質や形態が一樣でないことは、すでに大脇潔が指摘している。大脇は「近世墓誌の主流を占めるのは、木棺を納める石室の蓋石下面に銘文を刻むものである」とし（大脇1986：182）、その他にも銅製や石製、蔵骨器の蓋などの事例を紹介した。また、石田肇は、近世の墓誌には様々な類型（石室蓋石、銅板、石製、短冊型銅板、凸・凹状の石製対のもの、甕棺蓋石、甕棺木製蓋）があることがわかり、おそらくは江戸時代における墓誌の在り方の類型の大半を示したと思われると述べている（石田2007：43）。

こうした大脇、石田の指摘を受けて、以下のような筆者なりの近世都市江戸の墓誌の分類案を提示しておきたい。この分類は、身分・階層の表徴として認識されていた江戸の墓の埋葬施設の構造との関係を念頭においたものである（谷川2004など）。

A類 石室の蓋石に銘文を記したもの（図Ⅱ-3-1、1・2）

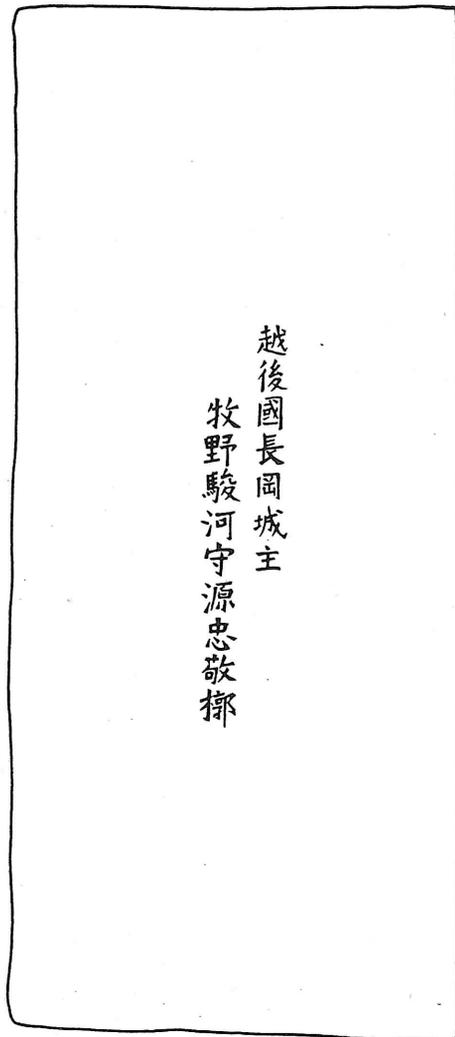
将軍家、御三卿の石槨石室墓や大名家の石室墓の墓誌に認められる。

B類 棺の蓋に銘文を記したもの

将軍家には銅棺の蓋に銘文を記した事例（六代家宣）がある。また、旗本や藩士などの墓である甕棺の蓋石（3）や木蓋に銘文を記したもの（4・5）が多い。方形木棺の蓋石に銘文を記したものもある。



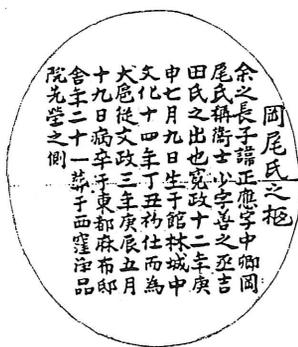
1



2



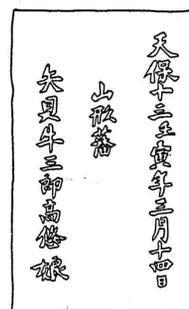
3



4

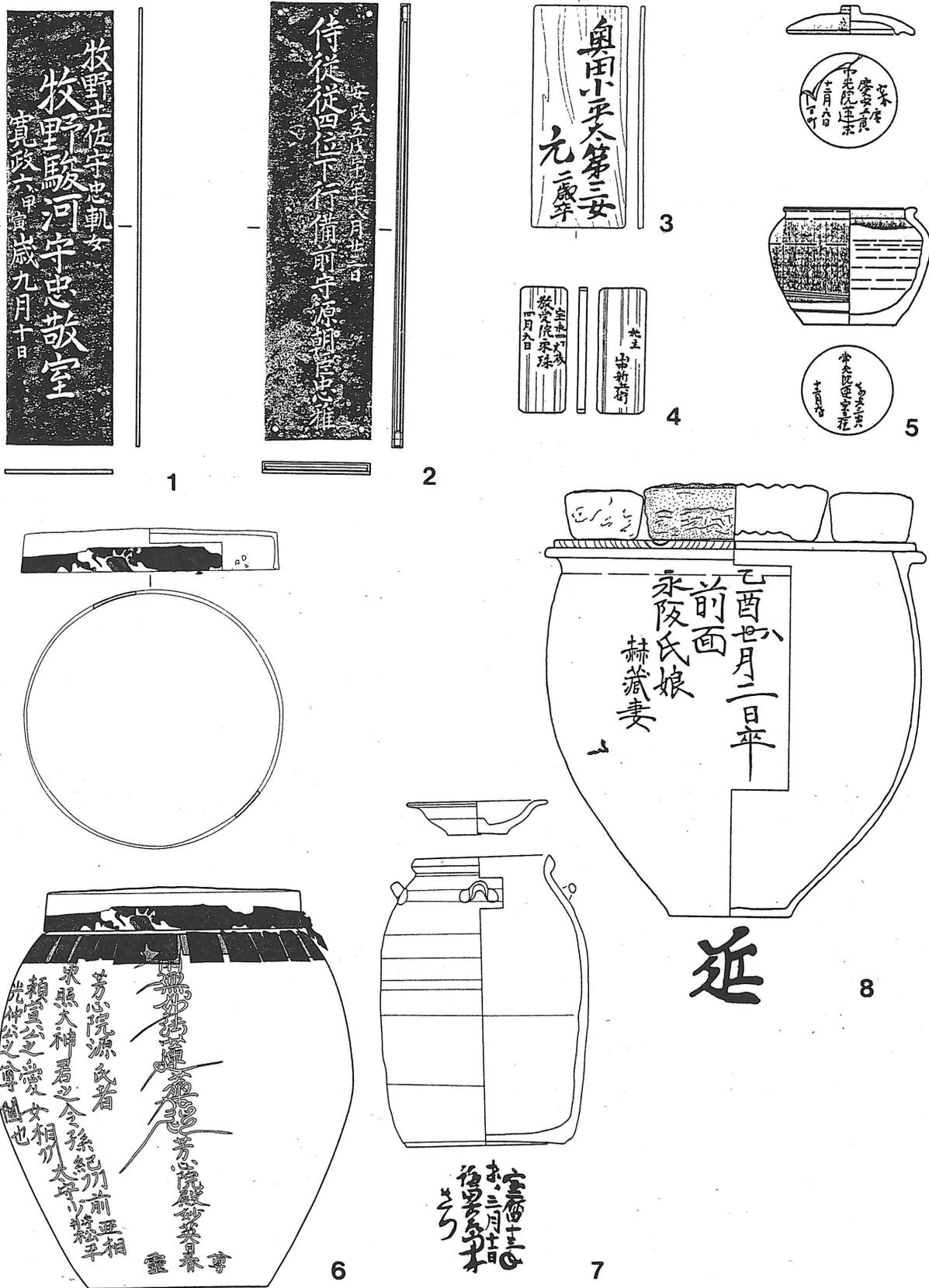


5



6

図II-3-1 墓誌の分類 (1) 1/10



図Ⅱ-3-2 墓誌の分類 (2) 1~7 : 1/5・8 : 1/10

C類 板状のもの

銅製、石製、木製のものがある。大名墓には銅板（図Ⅱ-3-2、1・2）や石製板状の墓誌があり、旗本・藩士の墓などでは、石製（図Ⅱ-3-1、6）や木製の板状墓誌がある（図Ⅱ-3-2、3・4）。

D類 誌石の上に蓋石を被せたもの

四周に額縁状の枠をつくった誌石に銘文を記し、同じ大きさの蓋石を被せたものである。將軍家の静寛院墓誌や大名墓、儒者の墓に認められる。誌石が凸形、蓋石が凹形を呈するものが多い。

E類 蔵骨器に銘文を記したもの（図Ⅱ-3-2、5～7）

F類 その他（8）

事例が1例のみのものは、現段階では「その他」とした。

上述の分類案は、石田の見解を基本的に継承したものである。次に身分・階層および変遷に着目しながら、江戸の墓誌の具体的な様相を述べることにしたい。

3 増上寺徳川將軍家墓所の墓誌

（1）18世紀前葉・中葉の墓誌

東京都港区増上寺の徳川將軍家墓所では、將軍墓、正室・生母・側室や子女の墓が発掘調査され、多くの墓誌が検出された（鈴木尚・矢島・山辺1967、鈴木尚1985）。

発掘された將軍の墓では、寛永9年（1632）に没した2代將軍秀忠の墓には墓誌はなく、正徳2年（1712）没の6代家宣の墓が最も古い。しかし、將軍家墓所全体で見ると、延宝6年（1678）に没し、宝永元年（1704）に伝通院から改葬された綱重（3代將軍家光の次男）の墓誌が最古のものになる。綱重の墓は家宣が父を尊んで増上寺に改葬し、改葬された墓は地上に石室を組んでこれに棺を納め、外は全部盛土をして円墳にしたもので、墓誌銘は石室の2枚の蓋石の下面に刻まれていた。銘文は、生年月日、追贈官位、院号、薨年月日を記した、3行41字の比較的簡素なものである（資料Ⅱ-3-1、1）。綱重の墓誌の作成時期を没年とするか改葬時とするかは不明であるが、この墓誌の存在から、將軍墓の墓誌は6代家宣よりも遡る可能性も考えられる。

6代將軍家宣の墓誌銘は、銅棺の蓋の下面に刻まれており、同様の形態の墓誌は將軍家墓所の他の墓では確認されていない。銘文は、官位、姓名、生年月日、在位年数、薨年月

資料II・3・1 港区増上寺徳川將軍家墓所の墓誌銘

1. 徳川綱重 延宝六年(一六七八)没

正保元年申申五月二十四日誕生

贈中納言清揚院正三位綱重公棺

延宝六年戊午九月十四日逝去

2. 六代將軍徳川家宣 正徳二年(一七一二)没

征夷大將軍内大臣正二位兼行右近衛大將源朝臣家宣公之墓

寛文二年壬寅四月二十五日誕生在位凡四年

正徳二年壬辰十月十四日薨 壽五十一十月二十六日

勅贈太政大臣正一位賜號文昭院葬于三縁山上

從五位下大學頭藤原朝臣信篤拜書

3. 天英院瀧子〔六代將軍家宣正室〕 元文六年(一七四二)没

天英院殿從一位藤原朝臣瀧子之墓

前関白大政大臣從一位基瀨公女

征夷大將軍贈太政大臣正一位源朝臣家宣公室

寛文八年戊申六月八日生于京師

元文六年辛酉二月二十八日薨葬于

三縁山上

4. 玉樹院竹千代〔十一代將軍家慶長男〕 文化十二年(一八一四)没

大孫玉樹院竹千代君之塋

大孫玉樹院竹千代君

今儲君之第二子而

大君之嫡孫也母

正夫人樂宮文化十年癸酉十月

晦癸亥生于江戸西城越

明年甲戌八月二十六日甲申

以病薨葬于城南三縁山諡號

曰

玉樹院

文化十二乙亥春二月

從五位下大學頭臣林衡再拜謹誌

5. 璿玉院嘉千代〔十一代將軍家慶次男〕 文政三年(一八二〇)没

大孫璿玉院嘉千代君之塋

大孫璿玉院嘉千代君

今儲君之第二子而

大君之庶孫也生母侍姫押田氏

正夫人樂宮養以為子文政二年巳卯七

月二十三日癸未生于江戸西城十月

朔日庚寅立為

大孫越明年庚辰三月十九日乙亥以病

薨葬于城南三縁山諡曰

璿玉院

文政三年庚辰夏六月

從五位下大學頭臣林衡再拜謹誌

6. 廣大院寔子〔十一代將軍家齊正室〕 天保十五年(一八四四)没

從一位廣大院寔子君之塋

君諱寔子故薩摩守松平重豪長女安永二年癸巳

六月十八日生五年丙申七月

先大君在一橋藩時嫁娶約定天明元年辛丑閏五

月移一橋邸及

先大君入為

儲君同移西城七年丁未十一月近衛前右大臣經

照公養以為女寬政元年己酉二月 大婚禮成

稱

御臺五年癸丑八月養

今大君為子八年丙辰三月舉男先逝九年丁巳三

月叙從三位文政五年壬午三月叙從二位天保

八年丁酉四月

先大君讓職時稱

大御臺十二年辛丑閏正月

先大君薨後稱

廣大院明年壬寅二月叙從一位十五年甲辰十一

月十日薨歲七十二葬三緣山中

天保十五年甲辰冬十一月

大學頭臣林就再拜謹書

7. 天親院任子〔十三代將軍家定正室〕

嘉永元年（一八四八）没

正妃天親院任子君之壜

正妃諱任子鷹司前閔白淮三宮政熙

第十八女文政六年癸未九月五日

生於京稱有君十一年 戊子十一月

鷹司閔白政通養為女天保二年辛

卯九月入江戸十二年辛丑五月許

嫁

今儲君十一月 大婚禮成嘉永元年

戊申六月十日薨歲二十六葬三緣

山中法薨曰

天親院七月

勅贈從二位

嘉永元年戊申秋八月

從五位下大學頭臣林健再拜謹誌

8. 十二代將軍德川家慶 嘉永六年（一八五三）没

故征夷大將軍從一位右大臣源朝臣家慶公

之壜

公為

文恭大君第二子寬政五年癸丑五月十五日生

九年丁巳三月叙任從二位大納言文化十三

年丙子四月兼任右大將文政五年壬午三月

轉任正二位內大臣十年丁亥三月叙從一位

天保八年丁酉四月兼職九月征夷大將軍

宣下直任右大臣嘉永六年癸丑七月二十二日

薨壽六十一年八月

勅贈太政大臣正一位賜諡曰

慎德院葬三緣山

嘉永六年癸丑秋八月

從五位下大學頭臣林健再拜謹誌

9. 靜寬院宮親子內親王〔十四代將軍家茂正室〕

明治十年（一八七七）

没

二品內親王諱親子幼稱和宮

仁孝天皇第八皇女生母正五位下守典侍橋本經子弘化三年丙午閏五月十日

降誕于外祖橋本實久第文久元年四月宣為內親王賜名先是征夷大將軍德川

家茂請尚許之十一月釐降于江戸明年二月十一日行合卷之禮慶應二年十二月

家茂薨髮髻號靜寬院官明治六年二月叙二品十年八月患水腫養病于相模

塔澤不癒九月二日遂薨于客館壽三十一年三月六日護柩還東京十三日葬于

增上寺故將軍之兆域

日、年齢、追贈官位、諡号、葬地、銘文の筆者を記したもので、5行102字と綱重墓誌よりも詳しい内容になっている（資料Ⅱ-3-1、2）。同じような墓誌銘の内容は7代家継〔正徳6年（1716）没〕、9代家重〔宝暦11年（1761）没〕の墓においても認められることから、少なくとも18世紀前葉から中葉にかけて定式化していたものと考えてよいだろう。なお、7代家継、9代家重の墓誌銘はいずれも石室の2枚の蓋石の下面に刻まれており、墓誌の形態は綱重墓誌の系譜を引くものである。蓋石を2枚並べた法量は、9代家重のものは285cm四方と大きいのが、綱重や7代家継のものは約200cm四方であった。

将軍家墓所では、将軍以外に正室と一部の男子の墓誌が発掘されており、この時期には元文6年（1741）に没した6代家宣正室の天英院の墓誌がある。これは石室の蓋石6枚のうち4枚の下面に墓誌銘を刻んだものであり、蓋石の形態は将軍墓とは違って細長いもの（長さ180cm、幅36cm、厚さ24cm）を使用している。銘文は5行82字で、院殿号、位階、姓名、出自、続柄、生年月日、出生地、薨年月日、葬地を記しており（資料Ⅱ-3-1、3）、墓誌銘の内容は、基本的には将軍のものに準じていると考えてよいように思われる。

また、18世紀前葉から中葉の綱重墓誌の「綱重公棺」、6代家宣、7代家継、9代家重、6代家宣正室天英院の墓誌の「某之墓」と題する表現は、大脇潔が述べているように墓碑的である（大脇1986）。

（2）19世紀前葉の墓誌

増上寺将軍家墓所における19世紀前葉の墓誌は、12代将軍家慶の長男である玉樹院〔文化11年（1814）没〕と次男の璿玉院〔文政20年（1820）没〕の墓に見られる。いずれも生後1年未満で没している。墓誌は両方とも石室の2枚の蓋石の下面に刻むものであり、18世紀の墓誌の系譜上に位置づけられるものであろう。玉樹院の蓋石を2枚並べた法量は、182cm四方とやや小型であった。しかしながら、いずれの銘文も12行で、院号、幼名、出自、生年月日、出生地、没年月日、葬地、諡号、銘文の筆者を記しており、「某之塋」と題する墓碑的な表現が見られる（資料Ⅱ-3-1、4・5）。こうした内容や表現は後述する19世紀中葉の墓誌につながるものである。このように、この時期の将軍家の墓誌は将軍や正室の事例が不明であるが、発掘された男子の事例を見る限り、過渡的な様相を呈していた可能性が考えられる。

（3）19世紀中葉の墓誌

19世紀中葉の将軍家墓所の墓誌は、すでに大脇潔が指摘しているように（大脇1986）、形態が大きく変化する。12代将軍家慶〔嘉永6年（1853）没〕と14代将軍家茂〔慶應2年（1866）没〕の墓誌は、いずれも石室の蓋石7枚のうちの両端2枚を除いた5枚の下面に墓誌銘を刻んだものである。蓋石は、長さ200cm以上、幅40cm前後、厚さ約30cmの細長いものであった。銘文は、官位、姓名、出自、生年月日、叙任などの経歴、薨年月日、年齢、追贈官位、諡号、葬地、銘文作成年月、銘文の筆者を記し（資料Ⅱ-3-1、8）、12代家慶のものは14行180字、14代家茂のものは16行202字の詳細な内容になっている。

また、19世紀中葉には11代家斉正室の廣大院〔天保15年（1844）没〕と13代家定正室の天親院〔嘉永元年（1848）没〕の墓誌がある。これらはいずれも将軍墓と同様、石室の蓋石7枚のうちの両端2枚を除いた5枚の下面に墓誌銘を刻んだものである。廣大院の蓋石は、長さ300cm、幅40cm前後の細長いものであった。廣大院の銘文は20行245字の詳しい内容で、位階、院号、名前、出自、生年月日、養女・婚姻・出産・叙位などの経歴、薨年月日、年齢、葬地、銘文作成年月、銘文の筆者が記されている（資料Ⅱ-3-1、6）。天親院の銘文も14行146字で、院号、名前、出自、生年月日、出生地、養女・婚姻の経歴、薨年月日、年齢、葬地、院号、追贈位階、銘文作成年月、銘文の筆者を記している（資料Ⅱ-3-1、7）。このように、この時期の正室の墓誌は、基本的には将軍のものに準じていると考えられる。

（4）静寛院の墓誌

明治10年（1877）に没した14代将軍家茂正室の静寛院（皇女和宮）の墓にも墓誌があった。これは石室上に置いたもので、四周に額縁状の枠をつくった長方形の誌石（長さ209.1cm、幅63.6cm）の上面に墓誌銘を刻み、同じ大きさの蓋石を被せたものである。銘文は7行417字と詳しく、位階、名前、出自、生年月日、内親王宣下・婚姻・剃髪・叙位などの経歴、薨年月日、葬地、年齢、葬地などを記している（資料Ⅱ-3-1、9）。誌石を上向きに置いて蓋石を被せ、出自以下を改行せずに記し、銘に朱を入れていた。この墓誌は宮内省関係者の間で記されたものと考えられており（鈴木尚・矢島・山辺1967）、大脇潔は「実体の不明な皇室・公家の墓誌をうかがうに足る例である」（大脇1986：183）と述べている。また、石田肇はほぼ同時期に亡くなった敬仁親王の石製墓誌との類似性から、静寛院墓誌は皇族の墓誌の形制によっていると指摘した（石田2000）。

以上述べてきたように、発掘された増上寺徳川将軍家墓所の墓誌は、上述の明治10年（

1877) に没した静寛院の墓誌を除くと、おおむね以下のような変遷をたどることが言えそうである。

将軍家墓所では、墓誌の出現は遅くとも18世紀前葉に遡る。将軍、正室と一部の男子の墓から墓誌が発掘されており、基本的には石室の蓋石に墓誌銘を刻んだものが用いられた。こうした将軍家墓誌は、18世紀前葉から中葉にかけて定式化したと考えてよいだろう。この時期には石室の2枚の蓋石下面に刻まれた形態のものが多い。「某之墓」とする墓碑的な表現や銘文の内容に共通性が認められ、銘文の行数・字数は後代よりも比較的少ない。

19世紀前葉の墓誌は、発掘された男子の事例を見る限り、石室の2枚の蓋石下面に刻まれた形態を引き続き継承しながら、「某之塋」とする墓碑的な表現や内容は後代につながり、過渡的な様相を呈していた可能性が考えられる。

19世紀中葉になると、墓誌の形態は石室の細長い蓋石7枚のうち5枚の下面に刻まれたものへと変化する。「某之塋」とする墓碑的な表現が見られ、銘文の行数・字数は多く、内容は詳細にわたるものになる。

なお、こうした徳川将軍家墓所の墓誌の変遷は、あくまで現段階の見通しを述べたものであり、今後の発掘調査の成果によって修正する必要がある可能性が含まれていることは、言うまでもない。

4 大名家墓所の墓誌

(1) 済海寺長岡藩主牧野家墓所の墓誌

港区済海寺長岡藩主牧野家墓所の発掘調査は、江戸の大名家の墓誌の変遷をたどることができる事例である（港区済海寺遺跡調査会1986）。

発掘調査された牧野家の墓では、享保20年（1735）に没した4代藩主忠壽（第4号墓）の墓誌が最も古く、その後、幕末まで藩主と正室および嫡子の墓には墓誌がともなっていた。なお、明治6年（1873）没の鏡心院（10代藩主忠雅正室、第17号墓）には墓誌がなく、同11年（1878）に没した11代藩主忠恭（第12号墓）の墓誌は、甕棺の長方形の蓋石（長さ約165cm、幅約40cm）の上面に朱を入れた銘文が刻まれており、「某櫃」という墓碑的な表現も見られた（資料Ⅱ-3-2、11）。このように、明治時代の牧野家では墓誌のあり方が変化したことがわかる。

明治時代のものを除くと、牧野家墓所では、石室の内蓋もしくは蓋石の下面に墓誌銘を

寛政元巳^三酉歲九月十六日

1. 四代藩主牧野忠壽 享保二〇年（一七三五）没・第四号墓

〔石室内蓋〕 越後國長岡城主

牧野駿河守源忠壽榊

〔銅板〕 駿河守從五位下源朝臣忠壽

享保二十乙卯年十月二日

2. 七代藩主牧野忠利 宝曆五年（一七五五）没・第一号墓

〔銅板〕 越後長岡城主

牧野駿河守源忠利

寶曆五乙亥年七月廿一日

3. 八代藩主牧野忠寛 明和三年（一七六六）没・第二号墓

〔石室内蓋〕 越後州長岡城主

牧野駿河守源忠寛榊

〔銅板〕 越後州長岡城主稱牧野

從五位下駿河守源朝臣忠寛

明和三丙戌年六月廿六日

4. 五代藩主牧野忠周（忠軌） 明和九年（一七七二）没・第六号墓

〔石室蓋石〕 越後國長岡城主忠敬之父

土佐守源忠軌榊

〔銅板〕 越後國長岡城主忠敬之父 稱牧野

從五位下土佐守源朝臣忠軌

明和九壬辰年六月廿八日

5. 俊光院（八代藩主忠寛正室） 寛政元年（一七八九）没・第一〇号墓

〔石室蓋石〕 越後國長岡城主

牧野駿河守忠寛室

〔銅板〕 大岡出雲守忠光女

牧野駿河守忠寛室

6. 牧野忠鎮〔九代藩主忠精嫡子〕 文化五年（一八〇八）没・第七号墓

〔石室蓋石〕 越後國長岡城主忠精嫡子

河内守源忠鎮榊

〔銅板〕 越後國長岡城主忠精之嫡子稱牧野

從五位下河内守源朝臣忠鎮

文化五戊辰年七月十八日

7. 九代藩主牧野忠精 天保二年（一八三一）没・第一六号墓

〔銅板〕 天保二年（一八三一）没・第一六号墓

侍從從四位下行備前守源朝臣忠精

8. 乾壽院〔九代藩主牧野忠精室〕 天保四年（一八三三）没・第一六号墓

〔銅板〕 青山下野守^高高女

牧野備前守忠精室

天保四癸己歲十二月十日

9. 一〇代藩主牧野忠雅 安政五年（一八五八）没・第一七号墓

〔銅板〕 安政五戊午年八月廿三日

侍從從四位下行備前守源朝臣忠雅

10. 瑤臺院〔二一代藩主牧野忠恭室〕 慶応三年（一八六七）没・第二二号墓

〔銅板〕 牧野備前守忠雅養女

實太田備後守資始女

牧野駿河守忠恭室

慶應三丁卯年八月五日

11. 一一代藩主牧野忠恭 明治二年（一八七八）没・第二二号墓

〔石室蓋石〕 前侍從牧野忠恭榊

刻んだものと銅板の墓誌の2種類が認められた。石室の内蓋の墓誌は3例、蓋石の墓誌は4例、銅板墓誌は12例あった。石室の内蓋は2枚のうちの1枚（長さ約130～140cm、幅約50～70cm）、蓋石は3～4枚のうちの1枚（長さ約110～135cm、幅約35cm）のそれぞれ下面に墓誌銘を刻んでいる。銘に墨を入れているものが多いという。また、銅板墓誌は長さ約36～37cm、幅約9cm、厚さ0.3cmほどの長方形を呈し、一貫して強い規格性がうかがえる。木棺が完全な形で発見された第7号墓では、銅板墓誌は外棺と内棺の間の漆喰の中から出土した。

こうした牧野家墓所の墓誌は、形態や内容、表現などに着目すると、次に述べるような変遷をたどることがわかった。

18世紀中葉の4代藩主忠壽〔享保20年（1735）没〕と6代藩主忠敬〔延享5年（1748）没〕の墓には、石室の内蓋下面に墓誌銘を刻むとともに、銅板墓誌がともなっていた。4代藩主忠壽（第4号墓）の石室の内蓋下面の銘文は2行16字と簡素で、国名、城主名、受領名、姓名が記され、「某柳」という墓碑的な表現が用いられている。銅板の墓誌も2行23字の受領名、位階、姓名、没年月日を記した簡素なものである（資料Ⅱ-3-2、1）。6代藩主忠敬（第3号墓）のものも同様であった（図Ⅱ-3-1、2）。

これに続く宝暦5年（1755）没の7代藩主忠利（第1号墓）の墓誌は銅板のみで、銘文には没年月日を除くと前代の石室内蓋の墓誌銘の内容や表現が採用されていた（資料Ⅱ-3-2、2）。このことは、石室内蓋と銅板の墓誌がセットとして認識されていたことをうかがわせる。

8代藩主忠寛〔明和3年（1766）没〕の墓（第11号墓）になると、石室内蓋と銅板の墓誌のセットが復活する。石室内蓋の墓誌銘は2行18字で、4代藩主忠壽、6代藩主忠敬の内容や表現とほぼ同様のものであった。一方、銅板墓誌は7代藩主忠利の墓誌の影響を受けた3行37字のもので、1行目に国名、城主名、2・3行目に位階、受領名、姓名、没年月日を記している（資料Ⅱ-3-2、3）。こうした墓誌銘の内容や表現は、明和9年（1772）没の5代藩主牧野忠周（忠軌）（第六号墓）や、文化5年（1808）没の牧野忠鎮（九代藩主忠精嫡子、第七号墓）の石室の蓋石3枚もしくは4枚のうちの1枚と銅板の墓誌に見られるように（資料Ⅱ-3-2、4・6）、19世紀初頭まで引き継がれていく。

この時期には、寛政元年（1789）に没した俊光院（8代藩主忠寛正室）の墓（第10号墓）と寛政6年（1794）没の明仙院（6代藩主忠敬正室）の墓（第2号墓）がある。俊光院の石室の蓋石4枚のうちの1枚の下面に刻まれた墓誌銘は、2行15字と簡素で、国名、城主

名、続柄が記されている。藩主や嫡子の墓誌に見られる「某柳」という墓碑的な表現はない。銅板の墓誌も3行27字の出自、続柄、没年月日を記した簡素なものである（資料Ⅱ-3-2、5）。明仙院墓誌も俊光院とほぼ同様であるが、石室蓋石と銅板の両方に没年月日を記している（図Ⅱ-3-2、1）。

牧野家墓所の19世紀中葉の墓は全て改葬されており、埋葬施設は甕棺に蓋石を被せたものであった。いずれの墓からも銅板墓誌が出土している。9代藩主忠精〔天保2年（1831）没〕（第16号墓）の墓誌は2行25字と簡素で、没年月日、官位、受領名、姓名の順に記しており、それまでの墓誌銘とは異なっている（資料Ⅱ-3-2、7）。これは、9代藩主忠精が牧野家では初めて老中に任ぜられた人物であったことと関係があるかもしれない。安政5年（1858）に没した10代藩主忠雅（第17号墓）の墓誌もこれを踏襲している（資料Ⅱ-3-2、9）。一方、天保4年（1833）没した9代藩主忠精正室の乾壽院（第16号墓）の墓誌は前代の内容や表現を踏襲し（資料Ⅱ-3-2、8）、慶応3年（1867）没の11代藩主忠恭正室、瑤臺院（第12号墓）のものも同様であるが、出自が2行にわたっていた（資料Ⅱ-3-2、10）。また、安政5年（1858）に没した10代藩主忠雅（第17号墓）および慶応3年（1867）没の11代藩主忠恭正室、瑤臺院（第12号墓）の銅板墓誌の四隅には釘穴状の小孔があり、とくに忠雅の墓誌は上・中・下の3枚組み合わせで、上の上面に墓誌銘を刻み、上・下の四隅に小孔をもつ構造になっていた（図Ⅱ-3-2、2）。

以上のように、牧野家墓所では、18世紀中葉から幕末まで藩主と正室および嫡子の墓に墓誌がともなっており、石室内蓋もしくは蓋石の下面に墓誌銘を刻んだものと銅板の墓誌の2種類が認められた。これらはセットとして認識されていたようであるが、上述のように、19世紀中葉に石室の蓋の墓誌があったかどうかは、墓が改葬されていたため判然としない。墓誌銘の表現や内容が18世紀中葉、18世紀後葉～19世紀初頭、19世紀中葉という3時期の変遷をたどることは、これまで述べてきたとおりである。幕末の銅板墓誌の四隅には釘孔があったことも注目される。

また、石室内蓋と蓋石の墓誌は、石室の構造と関わっていた。牧野家墓所の石室の構造は蓋石が二重のものと一重のものに分類され、前者は4～5枚の細長い蓋石の下に2枚の内蓋を有するもの、後者は3～4枚の細長い蓋石のみのものである。蓋石が二重の構造のものは18世紀中葉の藩主の墓に限られていた。松本健はこれを藩主の墓の埋葬施設の特徴としてとらえている（松本1990b・1992・2007）。しかし、羽生淳子、森本伊知郎は、こうした石室の構造が被葬者の地位の差異を反映するという可能性とともに、これが年代差に

よって生じた可能性も否定しきれないと述べている（羽生・森本1986）。

牧野家墓所では18世紀中葉に藩主以外の墓の事例がないこと、18世紀後葉以降の事例では5代藩主牧野忠周（忠軌）の墓（第六号墓）の蓋石が一重であるが、これは隠居後に死去したことによる可能性も考えられることから、結論を出すのは難しいように思われる。

ただし、前節で述べたように、増上寺徳川将軍家墓所では18世紀前葉・中葉および19世紀前葉の墓誌の形態は石室の2枚の蓋石が多かったが、19世紀中葉になると、石室の細長い蓋石7枚のうち5枚の下面に刻まれたものへと変化する。これは言うまでもなく、石室の蓋石の形態変化に対応しており、牧野家墓所でも石室の蓋石が細長くなっていった可能性も想定できるのである。

（2）その他の大名墓の墓誌

江戸のその他の大名家墓誌は発掘調査によるものもあるが、近代の墓所の改葬時に出土して記録されたものが多い。これらは観察・記載に不備な点がある事例が含まれており、資料的な制約があるが、江戸の大名家の墓誌の全体像を知る上では不可欠なものであろう。

渋谷区仙寿院の紀伊和歌山藩徳川家墓所の改葬のときに、寛政12年（1800）に没した桂香院（6代藩主宗直女）の墓誌が出土している（河越1965）。この墓誌は5行111字の横長の銅板墓誌（長さ26cm、幅41cm、厚さ0.6cm）で、戒名、姓名、出自、夫および子、生年月日、出生地、没年月日、没地、葬地、銘文作成年月という内容となっており、墓碑的な表現は見られない（資料Ⅱ-3-3、1）。石田肇は、紀州家の14代茂承の嗣子頼倫〔大正14年（1925）没〕の墓誌が銅板であったと推定しているが（石田2007）、とすれば、御三家の一つである紀州家は将軍家とは異なる銅板墓誌の伝統を有していたことになる。

紀州家初代藩主頼宣の第一女で、鳥取藩初代藩主池田光仲の正室であった芳心院の墓は大田区池上本門寺永壽院にあるが、発掘調査によって出土した青銅製蔵骨器には墓誌銘が刻まれていた（図Ⅱ-3-2、6）（坂詰2009）。これは宝永5年（1708）の比較的古いもので、銘文は6行69字、髭題目、戒名、院号、出自、続柄、没年月日を記している（資料Ⅱ-3-3、2）。墓誌銘の2～5行目は、芳心院の墓の宝塔基礎石北面に刻まれた銘文の冒頭の「御功德主」という文言を除いた1～3行目までと同文であり、墓誌と墓碑の密接な関係をうかがわせる。「御功德主」というのは、この墓が芳心院の生前に造営した寿墓であったことによる表現であろう。

台東区寛永寺凌雲院にあった、御三卿清水家の5代当主齊彊の次女珂月院〔天保15年（

資料II・3・3 大名家墓所の墓誌銘

1. 渋谷区仙寿院 紀伊和歌山藩徳川家墓所 桂香院〔六代藩主宗直女〕 寛

政一二年（一八〇〇）没

桂香院圓月妙諦

日照大姉墓誌

姓源名久姫

父紀伊國主從二位大納言源朝臣宗直

母姓管原紀伊之人山本某女號孝晴院

夫因幡伯耆國主從四位侍從兼相模守

源朝臣宗泰

子因幡伯耆國主從四位少將兼相模守

源朝臣重寛

享保十一季丙午八月五日生於江戸赤坂

之邸

寛政十二年庚申正月廿三日享年七十

五歳病終於芝金杵之邸二月八日葬

於千駄谷法雲山仙壽院

寛政十二年庚申二月

2. 大田区池上本門寺永壽院 鳥取藩池田家墓所 芳心院〔初代藩主光仲正室〕

宝永五年（一七〇八）没

尊

南無妙法蓮華経芳心院殿妙英日春

靈

芳心院源氏者

東照大神君之令孫紀州前巫相

頼宣公之愛女相州大守少将松平

光仲公之尊也

寶永五戊子十一月二十八日

3. 港区常林寺 新庄藩主戸沢家墓所 一〇代藩主之戸沢正令 天保一四年

（一八四三）没

羽州新庄城主

從五位下行能登守平朝臣戸澤正令

文化十年癸酉正月二日出生

天保十四年癸卯五月二十二日死去

行年三十一歳

4. 港区東禅寺 備中生坂藩主池田家墓所 四代藩主池田政弼 安永五年（一

七七八）没

從五位下池田丹波守源朝臣諱政弼以延享

元年甲子秋七月二十七日生于備藩岡山邸

安永五年丙申七月二十五日卒于武江藩邸

以是歳八月七日葬于芝浦東禅寺

5. 荒川区善性寺 石見浜田藩主松平家墓所 荣智院〔5代藩主斉厚養子斉良

室〕 嘉永三年（一八五〇）没

〔蓋石〕 荣智院夫人松平氏墓

此下に棺阿り

あ玉れみてほる事

奈可れ

〔誌石〕

夫人松平氏諱久濱田城主斎厚君之長

女也生母関口氏文化五年戊辰十月二

日生於旧封館林城中既而斎厚君年比

耆未有嗣子 恭廟以其先也世種族之

故 特恩降与一公子乃立為世子称上

総介斎良以女配之即夫人也後及世子

没夫人更称荣智院嘉永三年庚戌

十月十二日病卒江戸邸中年四十三葬

大城北谷中善性寺

1844)] の墓からは墓誌が発掘されている（国立西洋美術館埋蔵文化財発掘調査委員会 1996）。これは石室蓋石と思われる石 3 枚に墓誌銘を刻んだもので、中央の 1 枚は改葬時に失われたようである。法量は長さ約 90cm、幅約 30cm、厚さ約 15cm で、銘に朱および黒漆を入れていた（図Ⅱ-3-1、1）。この墓誌は 1 歳半あまりで早世した藩主の息女である。

港区常林寺の新庄藩主戸沢家墓所の改葬時には、10代藩主戸沢正令〔天保14年（1843）没〕の石製の板状墓誌が出土した（河越1965）。これは、国名、城主名、位階、受領名、姓名、生年月日、没年月日、年齢を記した 5 行 54 字の比較的簡素なものであり（資料Ⅱ-3-3、3）、先にあげた長岡藩主牧野家のものともほぼ類似している。

しかし、大名家の墓誌の内容がすべて同様であったわけではない。港区東禅寺備中生坂藩主池田家墓所の改葬のときに、安永 5 年（1776）に没した 4 代藩主池田政弼の墓から、長さ約 150cm、幅約 30cm、厚さ約 15cm の石室の蓋石と思われる石に、4 行 68 字の銘を刻んだ墓誌が出土した。銘文の内容は、位階、受領名、姓名、生年月日、出生地、没年月日、没地、葬地などであった（資料Ⅱ-3-3、4）（秋元1998、石田2007）。

なお、港区梅窓院の美濃郡上藩主青山家墓所からは、石室の蓋と思われる墓誌が多数出土した（秋元1998、石田2007）これらは、6代藩主幸完〔文化5年（1808）〕、7代藩主幸孝〔文化12年（1815）〕、9代藩主幸礼〔天保9年（1838）〕、10代藩主幸哉〔文久3年（1863）〕、青山幸正（12代幸完男）〔明治37年（1904）〕の墓誌であるが、幕末の10代藩主幸哉墓誌は行数や文字数が多くなり、内容が詳細なものに変化している。こうした江戸時代の墓誌が詳細になっていく傾向は、先述のように徳川将軍家墓所でも確認されている。

この他、大名家の墓誌には、誌石の上に蓋石を被せたものが見られる。石田肇は、荒川区善性寺石見浜田藩主松平家墓所の嘉永 3 年（1850）に没した栄智院（5代藩主斉厚養子 斉良室）の墓誌を紹介している。蓋石の法量は長さ 75cm、幅 57.3cm、厚さ 15cm、誌石は長さ 75cm、幅 58cm、厚さ 15.7cm で、誌石の銘文は 9 行 132 字で、姓名、出自、生年月日、出生地、婚姻などの経緯、没年月日、没地、年齢、葬地が記されており、蓋石の銘文は 4 行 26 字、院号、「某墓」という墓碑的表現とともに「此下に棺あり、あわれみてほる事なかれ」という定型句があった（資料Ⅱ-3-3、5）。石田肇はこの定型句のある墓誌は多いことを指摘している（石田2007）

こうした誌石の上に蓋石を被せた墓誌は、昭和 11 年（1936）に改葬された港区泉岳寺大和芝村藩織田家墓所の以下のような墓から出土した（牧野1937）。

5代藩主長弘〔正徳4年（1714）没〕

織田益聡（6代藩主長亮次男）〔延享4年（1747）没〕

壽昌院（5代藩主長弘正室）〔安永4年（1775）没〕

7代藩主輔宣〔寛政11年（1799）没〕

紅樹院（9代藩主長宇正室）〔文化8年（1811）没〕

8代藩主長教〔文化12年（1815）没〕

麗容院（11代藩主長易正室）〔嘉永3年（1850）没〕

これらの墓誌を見ると、正徳4年（1714）に没した5代藩主長弘の墓誌は字数が比較的少ないが、延享4年（1747）没の織田益聡以降の墓誌は詳細な内容になる。

なお、港区鍋島家麻布墓所からは、明治時代の墓誌が出土している（高山・北野・牟田2000）。明治5年（1872）没の鍋島国子（盛姫）（10代藩主直正正室・第2号墓）の墓誌は石室の蓋石5枚のうち3枚に墓誌銘を刻んだものであるが、その他は銅板墓誌であった。

10代藩主鍋島直正〔明治4年（1871）没〕（第1号墓）の銅板墓誌の銘文は追贈官位もしくは位階、姓名、薨年月日、鍋島建子（筆姫）〔明治19年（1886）没〕（10代藩主直正後室・第3号墓）の墓誌銘は続柄、姓名、没年月日、年齢、殉死した直正側近の古川松根〔明治4年（1871）没〕（第4号墓）の墓誌銘は姓名、没年月日をそれぞれ記していた。

これらの銅板墓誌は長方形を呈するが、明治9年（1876）に没した鍋島直英（10代藩主直正孫・第5号墓）の銅板墓誌は正方形で四隅に釘穴状の小孔があり、比較的長文の銘文が記されていた。銅板墓誌の釘穴は、先述の牧野家墓所の幕末の事例に認められる。鍋島直英を除く銅板墓誌には「某櫃」、「某柩」という墓碑的な表現が見られた。また、10代藩主直正の銅板墓誌は4枚、鍋島建子（筆姫）の銅板墓誌は2枚あって、いずれも半数ずつ石室上の石櫃と木棺に納められていた。

こうした明治時代の旧大名家の墓誌については、江戸時代の墓誌との連続性、非連続性を含め、改めて検討する必要があるだろう。

これまで江戸の大名家墓所の墓誌について検討してきたが、ここで全体的な様相をとりまとめておきたい。大名家の墓誌は長岡藩主牧野家墓所では18世紀中葉から始まる。現段階では、江戸のその他の大名家墓誌の事例も18世紀前葉以降のものようである。

墓誌の形態はバラエティーに富んでいた。長岡藩主牧野家は石室内蓋・蓋石の墓誌と銅板墓誌、美濃郡上藩主青山家は石室蓋石の墓誌、大和芝村藩織田家では誌石の上に蓋石を被せた墓誌などのように、それぞれの家の伝統として形態が採用されていたと考えられる。

また、墓誌銘の表現や内容も基本的には各家によって決められていたようである。

形態上の変化に関しては、石室蓋石の墓誌は18世紀後葉になると細長いものに変化していった可能性が考えられる。また、墓誌銘の内容は19世紀に入ると詳しいものが増加する傾向が認められる。

5 幕臣・藩士・儒者などの墓誌

次に、旗本などの幕臣や藩士、儒者などの墓誌をとり上げ、江戸のより下位の身分・階層における墓誌の様相を明らかにすることにしたい。

発掘された墓誌のなかで最も古いものは、中央区八丁堀三丁目遺跡（第1次調査）の第6号骨蔵器に墓誌銘を記したものである（東京都中央区教育委員会1988）。これは瀬戸美濃産陶器の鉄釉蓋付壺で、口径11.0cm、底径7.6cm、器高9.7cmと小型のものであった（図Ⅱ-3-2、5）。蓋の内面および底部には、没年月日「慶安三年（1650）十二月六日」と戒名「常光院蓮宗」が墨書されている。

こうした火葬蔵骨器にともなう墓誌は、比較的古い時期からあったようである。新宿区正見寺第818号墓では、瀬戸美濃産の鉄釉三耳壺内の火葬骨（40g）を入れた曲物外面に「元禄八乙亥年（1695）二月口一日」という没年月日などの墨書があった（大成エンジニアリング株式会社2005）。また、同第638号墓の瀬戸美濃産の鉄釉四耳壺（火葬蔵骨器）内からは宝永4年（1707）の木製の板状墓誌（長さ10.3cm、幅3.8cm、厚さ0.7cm）が発掘されている（図Ⅱ-3-2、4）。表面には没年月日、戒名、裏面には施主名が墨書されていた。なお、在銘蔵骨器は、港区天徳寺寺域第3遺跡（浄品院跡）322号墓の火葬蔵骨器（瀬戸美濃産鉛釉四耳壺）の底部に宝暦13年（1763）の没年月日、続柄、名前を墨書した事例（図Ⅱ-3-2、7）（天徳寺寺域第3遺跡調査会1992）から、その後も存続していたことがわかる。

旗本などの幕臣や藩士の墓誌は、18世紀後葉以降19世紀に入ると増加する傾向が認められる。そのほとんどは甕棺の蓋石もしくは木蓋に記されたものである。新宿区自證院第57号墓では、甕棺の大型蓋石（126cm×124cm×38cm、重量500kg）の下面に明和4年（1767）に没した旗本三枝監物守興（400俵）の墓誌銘が刻まれていた（東京都新宿区教育委員会1987）。銘文は没年月日、姓名、年齢という簡素なもので、「某墓」という墓碑的な表現が認められる。銘には朱を入れていた（資料Ⅱ-3-4、1）。寛永寺護国院C区第63号墓か

資料II・3・4 幕臣・藩士・儒者の墓誌銘

1. 新宿区自證院遺跡 旗本三枝監物守興 明和四年(一七六七)没・第五

七号墓

明和四年亥年

三枝監物守興(興)墓

五月十一日

行年五拾三

2. 台東区池之端七軒町遺跡(慶安寺跡) 町奉行与力都筑家

①慶壽院〔都筑十左衛門成慶妻〕 寛政八年(一七九六)没・六〇四号遺構

慶壽院積室妙善比丘尼

寛政八丙辰七月

廿三丁庚□下剋終

②都筑十左衛門成基 安政五年(一八五八)没

〔蓋石〕 誠泰院

石蓋安政五戊午歲十一月十三日卒俗稱

都筑十左衛門成基

〔木蓋〕 □誠院道積成基居上十一月十三日

俗稱

四代目都□

3. 新宿区理性寺 播磨三草藩士千葉弘藏長女説 弘化三年(一八四六)没

播磨国三草侯家臣

千葉弘藏長女説以

天保三壬辰年十一月

廿七日生

弘化三丙午年八月

十二日十五歳懸病死
四谷理性寺

(弟(国)之(進)司之

4. 港区宗清寺遺跡 川越藩士島野尚格範實 天保十五年(一八四四)没

川越藩

島野尚格範實之遺骸也天保

十五年十四日死年六十有八

葬于宗清寺埵域

5. 新宿区善国寺 讚岐高松藩士青葉養浩〔藩儒 講道館総裁〕 寛政七年(一

七九五)没

〔誌石〕 考姓青葉譚

養浩字知言讚岐高

松人延享二年乙亥

十一月十日生仕為

文学居職廿五年寛

政七年乙卯八月十

一日以疾卒于東都

藩邸葬于牛込善国

寺享年五〇有三娶

森田氏生二男二女

男曰好徳曰好礼一

女早死次名譜

らは、細長い甕棺蓋石（長さ91.0cm、幅29.0cm、厚さ4.2cm）の下面に刻まれた旗本都筑藤助景儔（500俵）の末娘〔文政11年（1823）没〕の墓誌が出土した（図Ⅱ-3-1、3）。銘文は出自、没年月日、年齢という簡素なものであった。同様の甕棺蓋石に刻まれた墓誌は、同BⅡ区第11-3号墓から奥医師佐藤祐仙法眼天信のものが出土している。銘文は姓名のみで、「某墓」という墓碑的な表現があった（都立学校遺跡調査会1990）。佐藤家は代々番医などを勤めた300俵取りの旗本で、天信は寛政12年（1800）に没している。

台東区池之端七軒町遺跡（慶安寺）では、町奉行与力を勤めていた都筑家の墓誌が発掘された（台東区池之端七軒町遺跡調査会1997）。604号遺構の甕棺木蓋の下面には、墨書の戒名、没年月日があり、寛政8年（1796）没の慶壽院（都筑十左衛門成慶妻）の墓誌であった（資料Ⅱ-3-4、2①）。522遺構の甕棺蓋石には、文久2年（1862）没の瓊玉院（都筑六代十左衛門妻）の墓誌銘が刻まれていた。銘文は続柄、院号、没年月日の簡素なものであった。立会調査のときには、安政5年（1858）に没した都筑十左衛門成基の甕棺蓋石および木蓋の墓誌が確認された。銘文は戒名、没年月日、姓名であるが、蓋石と木蓋で表現が多少異なっている（資料Ⅱ-3-4、2②）。

また、台東区谷中三崎町遺跡（正運寺）からは、駒込の「先隊」に属していた井戸家の墓誌が出土している（台東区文化財調査会2000）。第245号墓の墓誌は、甕棺の蓋石2枚の内の1枚に記された安永2年（1773）のものであった。第233号墓および第323号墓の墓誌はいずれも甕棺蓋石2枚に銘文が刻まれていた。第233号墓の墓誌は7行57字とやや詳しく、役職、続柄、俗名、没年月日、年齢、戒名、葬地を記しており、文政8年（1825）に没した随喜院（井戸宇兵衛益通妻）のものである。第323号墓の墓誌は役職、続柄、俗名を記した井戸應助通結妻のもので、甕棺の年代は18世紀末～19世紀前半である。どちらも「某墓」という墓碑的表現が見られる。

このように旗本などの幕臣の墓誌は、將軍墓や大名墓のものに比べると簡素なものが多かったことは明らかであろう。藩士の墓誌もこれと同様に19世紀のものが大部分を占めており、簡素な内容のものが多かった。

天徳寺寺域第3遺跡（浄品院跡）では、館林藩士岡尾家の墓誌が発掘されている（天徳寺寺域第3遺跡調査会1992）。甕棺の3～4枚の蓋石下の木蓋に墓誌銘を墨書したものである。144号墓の木蓋（長径55.1cm、短径47.1cm、厚さ1.5cm）の下面には、文政3年（1820）に没した館林藩士岡尾衛士（150石）の墓誌銘があった。銘文は10行98字の比較的詳しいもので、姓名、出自、生年月日、出生地、経歴、没年月日、没地、葬地が記されてお

り、「某之柩」という墓碑的な表現が見られる（図Ⅱ-3-1、4）。また、145号墓の木蓋（長径45.1cm、短径42.6 cm、厚さ1.2cm）の下面の館林藩士岡尾莊六娘末〔文政4年（1821）没〕の墓誌銘は、続柄、名前、没年月日、葬地が記された、5行42字のやや簡素なものであった。岡尾莊六は「庄六」と称したこともあり、衛士の養父かその先代にあたるという。

甕棺の木蓋下面の墓誌銘は、新宿区理性寺の弘化3年（1846）に没した播磨三草藩士千葉弘蔵長女説の墓でも確認されている（榎木2009）。これは続柄、生年月日、没年月日、葬地、施主を記した57字のものである（資料Ⅱ-3-4、3）。また、新宿区崇源寺第589号墓から出土した弘化3年（1846）没の井上勝助の墓誌銘も甕棺の木蓋下面に記されていたが（大成エンジニアリング株式会社2005）、ここには「憐れみて之を撥くこと莫れ」という大名墓に見られた定型句の一部があり、興味深い（図Ⅱ-3-1、5）。

藩士の墓には甕棺蓋石の墓誌銘も多く見られる。港区宗清寺の川越藩士島野尚格範實〔天保15年（1844）没〕と同夫人の墓誌も甕棺蓋石であった（松本1987・1990a）。島野尚格範實（200石）の墓誌は、姓名、没年月日、年齢、葬地を記した比較的簡素なものである（資料Ⅱ-3-4、4）。また、寛永寺護国院C区第61号墓群からは、甕棺蓋石に「矢貝牛三郎高忠」という姓名のみを刻んだ墓誌が出土している（都立学校遺跡調査会1990）。矢貝家（700石のうち400石）は山形藩主のちに館林藩主となる秋元家の江戸家老を勤めた家柄であり、牛三郎高忠は文久3年（1863）に没した人物の可能性があるという。なお、同じC区第61号墓群から出土した矢貝家の墓誌は、石板（長さ42.2cm、幅24.6cm、厚さ5.2cm）に墓誌銘を刻んだものである。銘文は没年月日、続柄を記した簡素なものであった（図Ⅱ-3-1、6）。

これよりも小型の石板墓誌は自證院第6号墓にもあり、長さ19.5cm、幅6.3cm、厚さ2.5cmの板石に「天保十二年（1829）山名義問室蔵女柩 十一月十一日」と記されていた（東京都新宿区教育委員会1987）。この墓の埋葬施設は木棺であったと推定されている。木棺に墓誌がともなう事例は珍しいが、同第15号墓の木棺墓からも長さ90cm、幅30cm、厚さ8cmという細長い甕棺蓋石と同大の墓誌が出土している。銘文には「尾刈小笠原三^(ママ) 即 右衛門末男中西甚五兵衛養子 中西甚太郎長興 天明四辰正月廿六日誕生文化二丑十一月十五日死去」と記してあった。中西家は1,000石取りの代々「御用人」などを勤める家で、尾張家家臣のなかでも上級に属していた。定詰すなわち江戸在住であったという⁽¹⁾。

木製の板状墓誌は、先述の火葬蔵骨器にともなうもの以外に、崇源寺第213号墓の木槨甕

棺墓の木槨内出土の「宝暦八年（1758） 高木助右衛門」と記したものや第536号墓の17世紀末～18世紀中葉の甕棺内出土のもの（図Ⅱ-3-2、3）があった（大成エンジニアリング株式会社2005）。こうした木製墓誌は甕棺木蓋とともに台地上の遺跡では残りにくいので、実態はもっと普及していた可能性が高い。

このほか甕棺に墓誌銘を墨書したものが新宿区發昌寺（第1次調査）第265号墓にあり、これは銘文の没年干支と甕棺の年代観から、文政8年（1825）のものとして推定されている（図Ⅱ-3-2、8）（新宿区發昌寺跡遺跡調査会1991）。

儒者の墓誌は、これまで見てきた幕臣や藩士の墓誌と比較すると詳細なものが多く、誌石の上に蓋石を被せた形態のものが特徴的である。

新宿区牛込城跡第3次調査（善国寺）の第154号遺構（甕棺）からは、寛政7年（1795）に没した讃岐高松藩士青葉養浩の墓誌が出土した。青葉養浩は藩儒、講道館総裁を勤めた人物である。墓誌は誌石の上に蓋石を被せたもので、蓋石の法量は長さ29.0cm、幅43.8cm、厚さ5.0cm、誌石は29.0cm、幅43.8cm、厚さ6.1cm、銘文は12行91字と詳しく、内容は姓名、出身地、生年月日、経歴、没年月日、没地、葬地、年齢、婚姻、子女が記されていた（資料Ⅱ-3-4、5）（財団法人新宿区生涯学習財団2004b）。

こうした墓誌が儒者の特徴であったことは、新宿区林氏墓地の墓誌からもうかがえる（岡田1978）。林氏墓地では次のような墓誌が調査されている。

林氏墓地で最も古い墓誌は、宝暦8年（1758）に没した林宗家4世林榴岡のものである。全体的としては18世紀代の墓誌が大部分を占め、19世紀代の墓誌は少ない。形態を検討してみると、最古の林榴岡墓誌は蓋石が縦長で平面をなし、誌石は横長であるが凹形の内面に墓誌銘を記してあった。この時期には墓誌の形態が定式化していなかったように思われる。その後は大名や藩儒の墓誌に類例があるように、誌石が凸形、蓋石が凹形を呈するものが一般的になる。法量は長さ約30～35cm、幅約45～53cmのものが多い。

これと異なる形態としては、天明6年（1786）没の瑞祥孺人の墓誌は形状がいびつで誌面に凸凹があり、粗製の石板であった。また、慈惠孺人〔寛政11年（1799）没〕の墓誌も石板2枚で、重ねて用いられたと考えられている。これらは林信智流、第三林家の当主の妻であった。また、享和2年（1802）に没した林宗家の5世嗣子林龍潭の妻であった安操孺人の墓誌は、凹凸がなく平らな板石を重ねたものであり、蓋石・誌石の界線内に銘文を記し、蓋石は篆書体である。

銘文の内容や表現については、林信智流、第三林家の墓誌は事例が少ないのではっきり

しないが、林宗家ではある程度変遷を迫えそうである。蓋石の銘文は4世林榴岡〔宝暦8年（1758）没〕の「某先生朝散大夫某林府君之墓」という表現が5世嗣林龍潭〔明和8年（1771）没〕の墓誌に継承されるが、5世林鳳谷〔安永2年（1773）没〕や6世林鳳潭〔天明7年（1787）没〕では「従五位下守大學頭林公之墓」となり、7世林錦峰〔寛政5年（1793）没〕の墓誌は「従五位下國子祭酒簡順林公墓誌」へと変化する。「某之墓」という墓碑的な表現は、林錦峰を除いた林宗家および林信智流の当主や嗣子の墓誌に見られるが、林宗家の孺人は「某之墓誌」という表現になっている。なお、林宗家の墓誌銘の内容は、5世嗣林龍潭と5世林鳳谷のものが類似しているようであり、蓋石の銘文の内容の変遷とは必ずしも対応していない。

これまで旗本などの幕臣、藩士や儒者などの墓誌について述べてきたが、ここでまとめておく。在銘蔵骨器は17世紀代からあり、こうした火葬蔵骨器にともなう墓誌は18世紀代にも見られる。旗本などの幕臣や藩士の墓誌のほとんどは甕棺の蓋石もしくは木蓋に記されたもので、18世紀後葉以降19世紀に入ると増加する傾向が認められる。これらの墓誌は、将軍墓や大名墓のものに比べると簡素なものが多かった。その他に石製や木製の板状墓誌、甕棺に墓誌銘を墨書したものがあつた。林氏墓地をはじめとする儒者の墓誌は、幕臣や藩士の墓誌と比較すると詳細なものが多く、誌石の上に蓋石を被せた形態のものが特徴的である。大雑把に言えば、林氏墓地では、墓誌の形態、銘文の内容や表現は18世紀後葉に定式化し、19世紀に入る頃に変化するようであつた。

6 江戸の墓誌の変遷とその背景

以上のように、将軍家、大名家や旗本などの幕臣、藩士や儒者などの墓誌について検討してきたが、最後に江戸の墓誌の変遷について総括的に考えてみたい。

江戸の墓誌のなかで古い時期にまで遡るのは在銘蔵骨器であろう。先に述べたように、八丁堀三丁目遺跡（第1次調査）の小型の鉄釉蓋付壺（第6号骨蔵器）の蓋内面および底部には、没年月日「慶安三年（1650）十二月六日」と戒名「常光院蓮宗」の墨書があつた（図Ⅱ-3-2、5）（東京都中央区教育委員会1988）。

江戸時代の在銘蔵骨器としては、栃木県日光市の日光輪王寺釋迦堂境内の家光公殉死者墓の事例がある（大川1999）。これは慶安4年（1651）に3代将軍家光に殉死した家臣5人の分骨墓であつた。そのなかで、下野鹿沼藩主内田信濃守正信および旗本三枝土佐守守

恵（6,000石）の銅製蔵骨外容器、旗本奥山茂左衛門尉安重（250石）の銅匣（蔵骨器）には墓誌銘が刻まれていた。内田信濃守正信と三枝土佐守守恵の銅製蔵骨外容器は同型同大のもので、銘文は正面に没年月日と戒名、右側に年齢、官位、受領名、姓名が記されている。また、奥山茂左衛門尉安重の銅匣（蔵骨器）の表面には戒名、右側面には没年月日、施主、裏面には殉死の経緯を記している。こうした日光輪王寺家光公殉死者墓の事例を見ると、類例は少ないが、在銘蔵骨器が17世紀代に存在したと考えることは不自然ではないだろう。

先述の池上本門寺永壽院にある、鳥取藩初代藩主池田光仲正室、芳心院〔宝永5年（1708）没〕の墓誌銘をもつ青銅製蔵骨器は（坂詰2009）、17世紀代の在銘蔵骨器の系譜上に位置づけられるもののように思われる（図Ⅱ-3-2、6）。大脇潔は中世の墓誌の多くが僧侶の在銘蔵骨器であったと指摘しているが（大脇1986）、江戸時代の墓誌銘を刻んだ蔵骨器が中世の系譜を引くものかどうかは、今後検討していく必要があるだろう。

なお、江戸の火葬と土葬の比率に関しては、17世紀には火葬の割合が比較的高い墓地と低い墓地があったが、18世紀になると火葬の占める割合が全体に低くなり、土葬が主体となっていくようである（谷川2001a）。すでに指摘したように、江戸の在銘蔵骨器は18世紀に入っても存続していたが、事例が多くないのは土葬墓が主体であったからと考えられる。

発掘された将軍墓では、寛永9年（1632）に没した2代将軍秀忠の墓には墓誌はなく、正徳2年（1712）没の6代家宣墓誌が最も古い。しかし、延宝6年（1678）に没し、宝永元年（1704）に伝通院から改葬された綱重の墓には墓誌があった。綱重の墓誌の作成時期を没年とするか改葬時とするかは不明であるが、この墓誌の存在から、将軍墓の墓誌は6代家宣よりも遡る可能性も考えられる。具体的には、4代家綱〔延宝4年（1676）没〕や5代綱吉〔宝永6年（1709）没〕の墓に墓誌があったかどうかは今後の問題となる。

将軍家墓所では、将軍、正室と一部の男子の墓誌が発掘されており、基本的には石室の蓋石に墓誌銘を刻んだものが用いられていた。将軍家墓誌は、18世紀前葉から中葉にかけて定式化したと考えられる。この時期には石室の2枚の蓋石下面に刻まれた形態のものが多く、墓誌銘の内容や「某之墓」とする墓碑的表現に共通性が認められ、銘文の行数・字数は後代に比較すると少ない。

19世紀前葉の墓誌は、発掘事例を見る限り、石室の2枚の蓋石下面に刻まれた形態を引き続き継承しながら、墓誌銘の内容や「某之墓」とする墓碑的な表現は後代につながり、過渡的な様相を呈していた可能性が考えられる。

19世紀中葉になると、墓誌の形態は石室の細長い蓋石7枚のうち5枚の下面に刻まれたものへと変化する。「某之塋」とする墓碑的な表現が見られ、銘文の行数・字数は多く、その内容は詳細にわたるものになる。

江戸の大名家の墓誌は、長岡藩主牧野家墓所では18世紀中葉から始まり、現段階では、その他の大名家墓誌の事例も18世紀前葉以降のもののように見える。

墓誌の形態はバラエティーに富んでおり、長岡藩主牧野家は石室内蓋・蓋石の墓誌と銅板墓誌、美濃郡上藩主青山家は石室蓋石の墓誌、大和芝村藩織田家では誌石の上に蓋石を被せた墓誌などのように、それぞれの家の伝統として採用されていたと考えられる。また、墓誌銘の表現や内容も基本的には各家によって決められていたようである。

その変遷について総じて言えば、將軍墓と同様に、石室蓋石の墓誌は18世紀後葉になると細長いものに変化していった可能性が考えられる。また、墓誌銘の内容は19世紀に入ると詳しいものが増加する傾向が認められる。

旗本などの幕臣や藩士の墓誌のほとんどは甕棺の蓋石もしくは木蓋に記されたもので、18世紀後葉以降19世紀に入ると事例数が増加する。こうした幕臣や藩士の墓誌は、將軍墓や大名墓のものに比べると簡素なものが多かった。その他に石製や木製の板状墓誌、甕棺に墓誌銘を墨書したものがあつた。林氏墓地をはじめとする儒者の墓誌は、幕臣や藩士の墓誌と比較すると詳細なものが多く、誌石の上に蓋石を被せた形態のものが特徴的である。大雑把に言えば、林氏墓地では、墓誌の形態、銘文の内容や表現は18世紀後葉に定式化し、19世紀に入る頃に変化するようであった。

以上のような江戸の墓誌の変遷をおおまかにとらえるならば、17世紀代の火葬墓である在銘蔵骨器を中心とした様相から、遅くとも18世紀前葉以降の土葬墓にともなう墓誌を主体とする様相に変化していったように見える。すでに指摘したように（谷川2004など）、江戸の墓制の変遷上の画期は17世紀後葉と18世紀前葉に認められ、こうした2つの画期を通じて埋葬施設の構造と被葬者の身分・階層および寺院の格式・規模の関係が成立したと考えられる。とすれば、江戸の墓誌の変遷は江戸の墓制の変遷上の画期と対応していたのである。

このような江戸の墓誌の変遷には、仏教から儒教へという宗教的、思想的な背景の変化を見ることができるのではなかろうか。17世紀代の在銘蔵骨器は火葬という葬法に加えて、墓誌銘に戒名が記されるところからも、仏教との関連を考えることは当然であろう。一方、遅くとも18世紀前葉以降の土葬墓にともなう墓誌には、石田肇が指摘しているように、儒

教と関わる中国的な墓誌が含まれているのである（石田2007）。

旗本などの幕臣や藩士などの土葬墓にともなう墓誌は、18世紀後葉以降19世紀に入ると事例数が増加するが、これは将軍家や大名家の墓誌が身分・階層間を下降して普及していったことを示すと考えられる。崇源寺第589号墓の井上勝助〔弘化3年（1846）没〕の墓誌銘（甕棺木蓋下面）に、「憐れみて之を撥くこと莫れ」という大名墓に見られた定型句の一部があったのは、それを物語っている（図Ⅱ-3-1、5）（大成エンジニアリング株式会社2005）。

しかしながら、幕臣や藩士などの墓にある没年月日と姓名などを記した簡素な墓誌は、中国的な墓誌の範疇からは外れたものであろう。これは江戸時代の墓誌のもつ別の側面、すなわち冒頭で述べた被葬者個人に関わる「人格」を示すものとして受容されたと考えることができる。こうした江戸の墓誌の普及の背景には、個人意識の高まりがあったように思われる。ただし、江戸の墓誌に表徴された個人意識は、これまで見てきたように、身分・階層を限定して共有されるものであった。

今後は、墓に関わるものとして、墓誌と墓碑の関係、墓標、副葬品などと個人意識とのつながりを追究する必要があるだろう。それぞれの表徴と意識の関係性を明らかにし、それらを束ねて思考していくことがこれからの課題である。

第4章 木製卒塔婆と墓地景観

1 江戸の木製卒塔婆をめぐって

江戸の墓地の発掘調査は、1980年代にはいって近世考古学の進展とともに発掘件数が増加し、研究も進展してきている。しかし、これまで江戸の墓地出土の仏教関連の遺物、すなわち木製卒塔婆・位牌・仏像・仏具・礫石経などは検討されることが少なかった。

江戸の墓地遺跡出土の木製卒塔婆については、筆者が1996年に事例紹介を行い、総括的な様相を述べたことがある（谷川1996b）。また、2003年に刊行された中央区八丁堀三丁目遺跡第2次調査の報告書において、出土した板塔婆や柿経の分析が行われ、江戸初期の木製卒塔婆造立の様相を明らかにした（蔵持2003）以外は、目立った研究はない。

しかしながら、江戸の墓地から出土した木製卒塔婆は、近世都市江戸における仏教にもとづく死者供養の実態を示すとともに、墓地の景観を物語るものであったと考えられる。したがって、ここでは、江戸の木製卒塔婆について改めてとりあげ、近世都市江戸の仏教と墓地景観をめぐらる問題を考えてみたい。

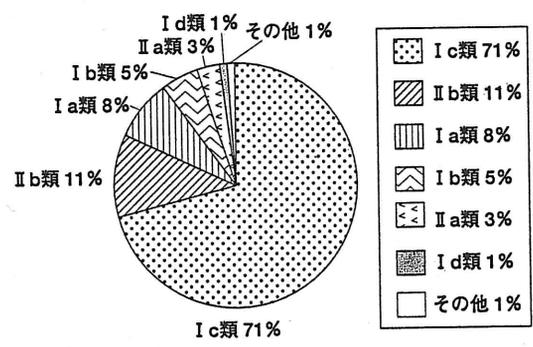
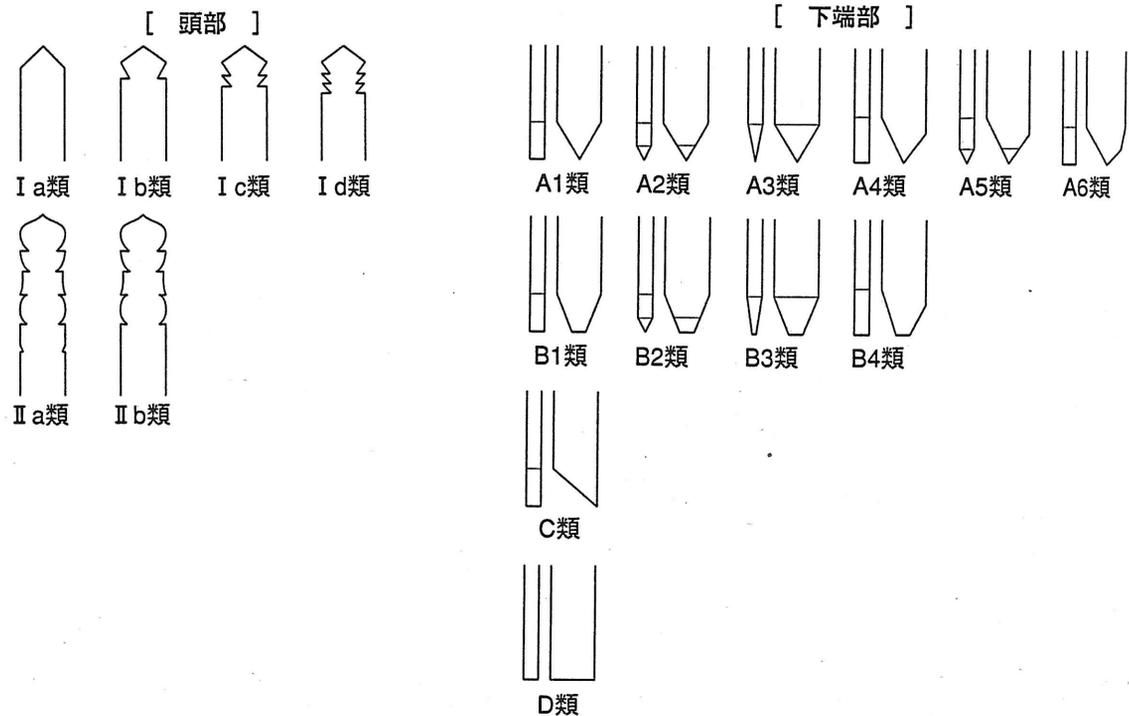
2 木製卒塔婆造立の様相

①中央区八丁堀三丁目遺跡

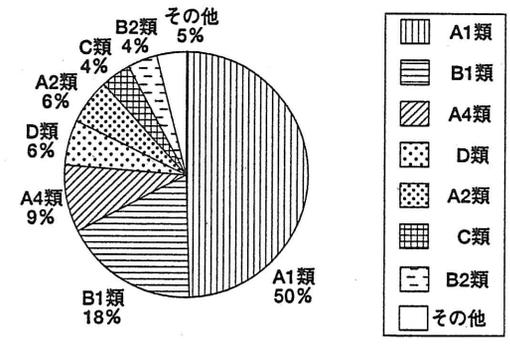
江戸の墓地出土の木製卒塔婆の最も古い例は、中央区八丁堀三丁目遺跡のものである。この遺跡は16世紀末に創建され、明暦の大火（1657）後に移転した日蓮宗朗惺寺の墓地にあたり、第1次調査では、元和年間（1615～24）の年号を持つ板塔婆が出土している（図Ⅱ-4-1、1）（東京都中央区教育委員会1988）。

この板塔婆の頭部は、宝珠形がやや立体的に造り出され、現存長215.5cm、幅6.5cmである。表面には、題目とその下に「南無多寶如来」・「南無釋迦牟尼佛」の一塔両尊があり、戒名及び「一周忌」の文字が認められる。裏面には、『法華経』如来人力品第二の「是人於佛道 決定無有疑」の偈と推定される墨書がある。これは、一周忌の供養のために埋葬施設上もしくは隣接して立てられたものと考えられている。

他に、長さおよそ60cm、幅約4～5cmの五輪塔形などの板塔婆（2～4）も埋葬施設に隣接して造立されたと推定されている。なお、この遺跡からは石製の五輪塔や墓標も出土

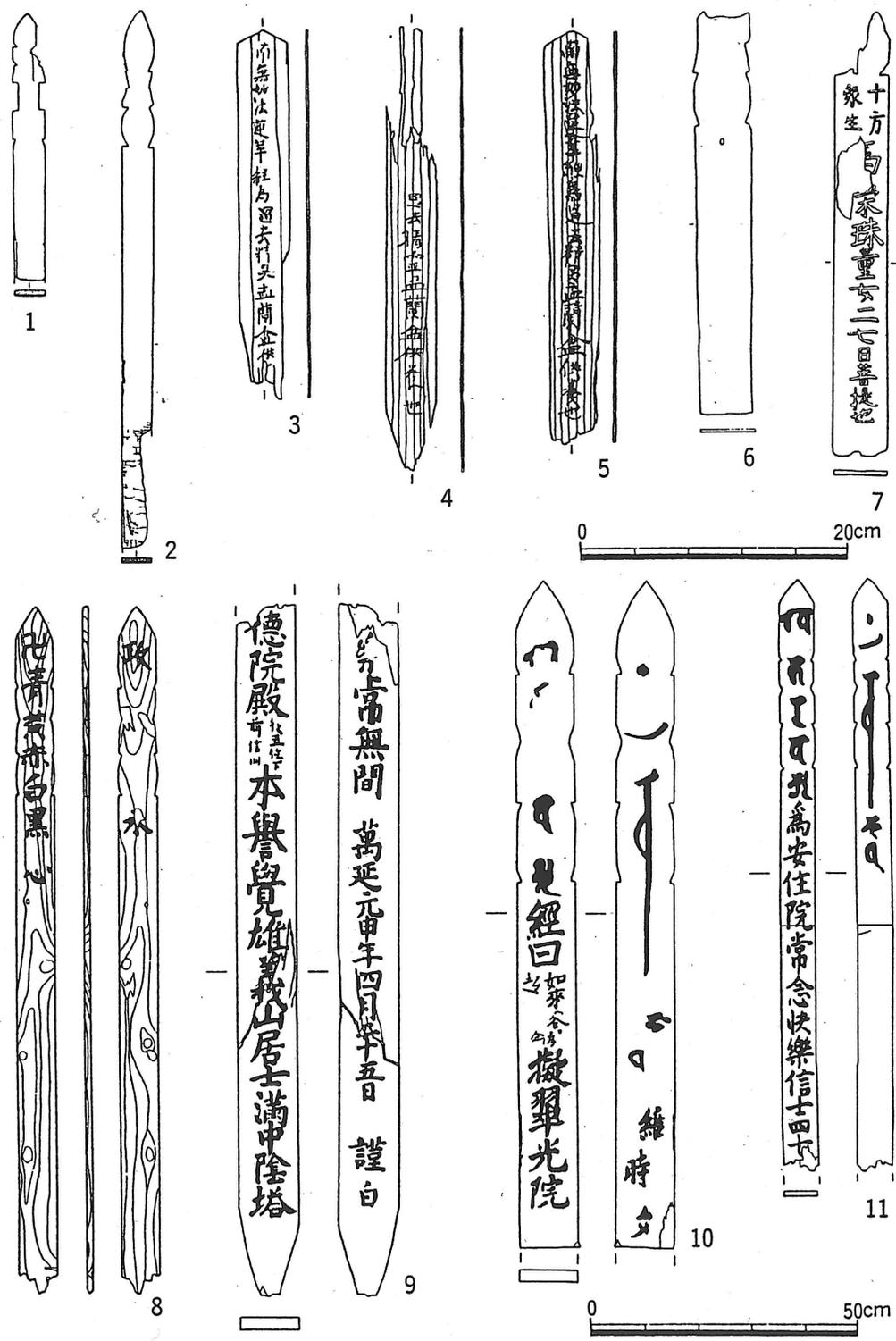


板塔婆頭部形態組成 (n=486)



板塔婆下端部形態組成 (n=340)

図 II-4-2 八丁堀三丁目遺跡出土の木製卒塔婆 (蔵持2003)



図II-4-3 木製卒塔婆(2) (谷川1996b)

している。

また、同じく『法華経』如来人力品第二一の「是人於佛道 決定無有疑」の偈を記した七本塔婆（5）が出土しており、初七日から七七日すなわち四十九日までの供養が行われたことを示している。

注目されるものとしては、『法華経』を書写した柿経がある。これは墓地の一角から集中して出土した。長さ46cm、幅約4cm、頭部は山形を呈し、脚部は尖っていないところから、あるいは埋納したものであろうか。

八丁堀三丁目遺跡第2次調査では1,102本の大量の板塔婆が出土した（蔵持2003：234～236）。内訳は、板塔婆1,067本、角塔婆24本、六角塔婆1本、杭塔婆2本、七本塔婆は1組のものが5本、1本のみのもものが3本あった。板塔婆1,067本のうち129本は下端部が検出面に突き刺さって出土しており、板塔婆造立の様相がうかがわれる。これらの板塔婆の頭部および下端部の形態は、以下のように分類されている（図Ⅱ-4-2）。

〔頭部〕

I類：板碑形を呈するもの

I a類：圭頭状のもの

I b類：圭頭状で左右から切込みが1箇所入るもの

I c類：圭頭状で左右から切込みが2箇所入るもの

I d類：圭頭状で左右から切込みが3箇所入るもの

Ⅱ類：五輪塔形を呈するもの

Ⅱ a類：空輪部から地輪部を作り出すもの

Ⅱ b類：地輪部と書写部分の区別のないもの

〔下端部〕

A類：左右から切込みが入り、先端が鋭角に尖るもの

A1類：左右から切込みが入り、裏表面が未加工のもの

A2類：左右から切込みが入り、裏表面の先端部も尖るもの

A3類：左右とほぼ同じ位置から裏表面も切込みが入るもの

A4類：左右の切込みの位置が大きくずれ、裏表面未加工のもの

A5類：左右の切込みの位置が大きくずれ、裏表面の先端部が尖るもの

A6類：左右の片側のみ2回切込みが入るもの

B類：左右から切込みが入り、先端が平坦なもの

B1類：左右から切込みが入り、表裏面が未加工のもの

B2類：左右から切込みが入り、表裏面が先端部のみ尖るもの

B3類：左右とほぼ同じ位置から、表裏面も切込みが入り、先端が尖るもの

C類：片側から切込みが入り、先端が尖るもの

D類：切込みがない方形のもの

こうした分類のなかでは、頭部はⅠ類の板碑形を呈するものが85%を占め、Ⅱ類の五輪塔形を呈するものは14%であった。また、下端部はD類の平坦なものは6%と少ない。これは、上述のように、下端部が検出面に突き刺さって出土した板塔婆が多かったことと合致している。

板塔婆の大きさは、完形のものでは長さ71.4～394.2cm、幅3.4～17.3cm、厚さ0.4～9.0cmで、300cmを超える長いものが多く見られた。表面には「題目、脇侍、右志者為〇〇霊〇回忌追福也」、裏面には「年号、日時、施主、敬白」と書かれるのが基本形であり、「迎慈父（母）」「皈依」「彫刻」「造建」「建立」などの文言や法華経の偈の一部があった。七字題目（「南無妙法蓮華経」）は403本の板塔婆に確認され、その98%以上がⅠ類（板碑形）である。五字題目（「妙法蓮華経」）は87本あって、97%以上がⅡ類（五輪塔形）であった。七字題目はⅠ類（板碑形）の頭部の切込みの最下段から、五字題目はⅡ類（五輪塔形）最上段の空輪部から書写され、五字題目のあり方は出土した石製五輪塔と共通しているという。

年代は、最古が寛永10年（1633）、最新は慶安4年（1651）で、寛永年間（1624～1643）29本、正保年間（1644～1647）20本、慶安年間（1648～1651）52本であった。

板塔婆に書かれた「慈父」「慈母」「悲母」などの文言から追善供養された人の性別を知ることができるが、それによると男性42本、女性37本となり、出土人骨の男女比3：2とほぼ変わらない。また、「童子」「童女」の板塔婆は3本しか出土していないが、出土人骨の約7割が未成年であったことからすれば、子供に対する供養があまり行われていなかったことをうかがわせる。

法号が書かれた板塔婆は171本が確認され、そのうち院号をもつものは16本と少ない。施主名に「鈴木弥左衛門」と記されたものもあった。墓標の銘文にも「石口越前守」とあることから、被葬者は名字のあるものや武士を含む幅広い身分・階層が想定される。なお、板塔婆の樹種同定の結果、モミ属の割合が高かったという。

また、第2次調査でも柿経が出土した。これは、20枚1把のものを約200把重ね、頭部か

ら見て時計回りに4周巻かれた状態であった。形態は頭部が圭頭状で下端部が方形を呈している。長さ46cm前後、幅4cm前後、厚さ0.5mm前後。1枚に法華経17字ずつ、例外的に偈が4字ごとに切れる場合には16字、5字ごとに切れる場合には20字を写経している。

この柿経には「為日清十三年忌造建之处也」と記されており、「日清」は朗惺寺を開山した日惺上人の可能性があるという。とすれば、慶長3年（1598）に没した日惺上人の十三回忌、すなわち慶長15年（1610）にこの柿経は写経されたことになる。出土状態から柿経よりも古い杭柵に転用された板塔婆の最新の年代が慶安3年（1650）であるため、この柿経は写経後に寺院の堂内などに安置されていたものが、寺院移転の際に廃棄されたものと考えられる。

②千代田区都立一橋高校遺跡

千代田区都立一橋高校遺跡からは江戸時代前期の浄土宗系の墓地が発掘されており、これは明暦の大火（1657）以前の常安寺と明暦の大火以降天和3年（1683）まであった法禅寺・願行寺の寺墓に比定されている（都立一橋高校内遺跡調査団1985）。出土した木製卒塔婆は、現存長約20～40cm、幅約2cmの五輪塔形の板塔婆（図Ⅱ-4-3、1・2）と幅約10cmの「南無阿弥陀仏」と墨書された五輪塔形の板塔婆である。

ここでも木製卒塔婆は埋葬施設にともなって立てられており、元和7年（1612）から寛文12年（1672）の年号をもった石製墓標も出土している。

③新宿区法光寺

新宿区の日蓮宗法光寺の第1次調査では、17世紀後半から18世紀初頭にかけて営まれた墓地の一部が調査された（新宿区法光寺跡調査団1995）。木製卒塔婆は埋葬施設の確認面よりも下、墓地の整地層中から出土し、その状況から整地などの際に一括して廃棄されたものと推定されている。細片になっているものも多かったが、遺存状態の良いものとして46点が確認された。

頭部は山形を呈し脚部は尖った形態で、へぎ板から作られている（図Ⅱ-4-3、3～5）。長さは現存値から推定すると32～35cm程度、幅は平均3.3cmで、長さ1尺、幅1寸を目安にしたと考えられている。材質は、樹種同定の結果トウヒ属であった。

表面には「南無妙法蓮華経為過去精霊孟蘭盆供養也」という墨書があり、この木製卒塔婆が孟蘭盆の供養に用いられたことがわかる。脚部が尖っているところから、この木製卒塔婆は地面に挿し立てたものであろう。また、墨書の書体・筆跡などから4種類に分類でき、書き手が少なくとも4人はいたと推定されている。

この木製卒塔婆は、17世紀後半から18世紀初頭に営まれた墓地の整地層中に一括して廃棄されていたところから、17世紀代のものと考えられる。法光寺の墓地の被葬者は下級武士や町人の可能性が高いとされており、17世紀の江戸では孟蘭盆の習俗が広く行われていたことがわかる。なお、この木製卒塔婆が孟蘭盆の施餓鬼会か水死者などを供養する川施餓鬼に用いられ(吉田正高1995)、笹塔婆の系譜に連なる可能性が指摘されている(成田1995)。

④新宿区發昌寺

新宿区の發昌寺は、寛文7年(1667)に起立した曹洞宗の中小寺院の遺跡である。第2次調査で出土した木製卒塔婆は、墓地の境界に設けられた土留めや境内の木道の用材として再利用されていた板塔婆である(新宿区南元町遺跡調査会1991)。

総点数は206点と多く、うち58点が墨書の判読可能であった。現存長21~136cm、幅約6~10cm。頭部の先端が墨で黒く塗りつぶされているものが3点あり、また、五輪塔形のものも1点確認されている。

この五輪塔形のもは、空・風・火・水・地輪にアーンク(胎藏界大日如来)・キリーク(阿弥陀如来)・バク(釈迦如来)・バイ(薬師如来)・サ(観世音菩薩)の梵字が記され、その下にはバーンク(金剛界大日如来)が認められたが、以下は欠損して不明であった。おそらく、これに金剛界の阿弥陀如来以下が続くと推定され、現在の真言宗などで木製卒塔婆に胎藏界大日如来、金剛界大日如来の種子を記す祖型にあたるのではないかと指摘されている。

板塔婆に墨書された忌日を見ると、「七七日」「七々日」「四十九日」、「卒哭忌」すなわち百ヶ日、「一回忌」「初願忌」すなわち一周忌、「十三回忌」、「大土忌」すなわち二十五回忌、「二十七回忌」、「清浄本然忌」すなわち「三十三回忌」など様々な供養の際に造立された木製卒塔婆であったことがわかる。

板塔婆の年号は、寛文13年(1673)から享保3年(1718)の間のものであるところから、出土木製卒塔婆の年代は17世紀後葉から18世紀中葉と推定され、この時期の江戸の中小寺院の忌日供養の実態を示すものであった。

また、發昌寺では、30~60年ぐらいの短い周期で盛土され、墓地整理されたことが明らかになっており、墓の被葬者は下級武士・町人であったと考えられているが、全体としては墓が無縁化してゆくサイクルが比較的速かったことを推測させる。そして、埋葬施設が密集し重なりあって、しかも地表面直下の浅いレベルにあったことを考え合わせると、墓

に木製卒塔婆を造立しながら、石製墓標を立てないこともあったと考えられるのである。

⑤港区増上寺子院群

港区の浄土宗増上寺子院群の発掘調査（東京都港区教育委員会1988）において、光学院・貞松院の多量の木材を廃棄した2基のゴミ穴（AWP24・29）などから木製卒塔婆が34点出土している。

そのなかには、現存長約15～16cm、幅4cm前後の七本塔婆が10点ある（図Ⅱ-4-3、6・7）。表面には「南無阿弥陀佛經白十万衆生為（戒名）二七日菩提也」などと記されている。また、幅8cm前後の板塔婆で「六七日」の墨書のあるものがあり、七本塔婆に大型のものがあったことがわかる。幅約8cm前後の板塔婆には五七日と六七日を合わせた供養に用いたものも認められた。このほかに、百ヶ日の忌日供養の五輪塔形の板塔婆（図Ⅱ-4-1、6）も出土している。これは長さ約190cm、幅8cm前後のものである。施主のわかるものでは、「筑前屋彦兵エ」という名前があり、大店の町人と考えられている。

木製卒塔婆の年号は、寛文年間（1661～1673）のものが古く、天明元年（1781）・三年（1783）のものが認められた。また、ゴミ穴から卒塔婆といっしょに出土した陶磁器は18世紀後半から19世紀のものであるところから、出土した木製卒塔婆の多くは18世紀後半以降のものであったと推定される。

⑥新宿区圓應寺

新宿区圓應寺（新宿区厚生部遺跡調査会1993）では、寛文6年（1666）に禅宗の僧侶が開いた庵を引きつぎ、正徳2年（1712）に成立した黄檗宗の中小寺院の墓地が発掘された。

出土した木製卒塔婆のなかで特徴的なのは、22点の五輪塔形の角塔婆である。これらの角塔婆は、推定長2.2～2.5m前後、幅・厚さ10.5～18cmの長いもの（図Ⅱ-4-1、7）と長さおよそ70～80cm、幅・厚さ約14～18cmの短いもの（8）とに分類できる。

このうち長い角塔婆だけに墨書が認められる。頭部の五輪塔形の部分には、空・風・火・水・地輪に一文字ずつ偈や経文が記されている。7に見られる偈は『修習瑜伽集要施食儀』の「一滴清涼水 能除飢渴瘠 彈洒灌頂門 悉令獲安樂」にあたる。その下には「偈曰」「経曰」「惟願」とあって偈や経文が記されるものが多い。7の「惟願」の下は、同じく『修習瑜伽集要施食儀』の「承三寶刀杖秘密言此夜今時 來臨法会受此無庶甘露法食」であると推定されている。そして、その下に年月日、施主が記されている。施主の名前がわかるものでは、「柳田氏」「梅女」などがあり、武士・町人ともに造立したようである。供養の対象は先祖代々や複数の戒名であり、忌日供養であったかどうかは判然としない。

これらの角塔婆は、年号や住職の名前から寛政元年（1789）から文化12年（1815）の間に立てられたものが18点中11点を占めており、おそらく18世紀後葉から19世紀前葉のものであろう。

さて、出土した角塔婆のほとんどは表土層近くに横倒しになった状態で集積していたが、7と8は非檀家であった都市下層民の墓域と推定されている（栩木1995、西木1993・1997・1998・1999・2004）B区から直立した状態で検出された。7は下部が埋め込まれて、地表面には五輪塔形の部分のみがでていたと考えられている。また、8は下部が早桶（第82号遺構）に打ち込まれた状態であった。こうした出土状態は、本来供養のために造立された長い角塔婆が、のちに短く切断されたり再加工されて、長さおよそ90～150cmの墓標に転用されたことを推測させる。また、短い角塔婆には墨書がないところから、これは最初から墓標として作られたものと思われる。

先にあげた發昌寺では、墓に木製卒塔婆を造立しながら、石製墓標を立てないこともあったと推測されたが、同じく江戸の中小寺院であった圓應寺でも角塔婆を墓標として造立していたと考えられるのである。

このほか、境内と墓地を区画する柵状遺構には、現存長10～127cm、幅7～8.5cmの五輪塔形などの板塔婆が用材として再利用されていた（図Ⅱ-4-3、8）。

⑦港区天徳寺浄品院

港区の天徳寺は浄土宗江戸四ヶ寺ひとつである。その子院浄品院の墓地の調査（天徳寺寺域第3遺跡調査会1992）で、25点の木製卒塔婆が出土した。

木製卒塔婆のほとんどは、大名墓の可能性のある2基の並んだ切石積み石室墓にともなうものであった。二重木棺をもつ大型の石室墓（190号墓）に隣接して立てられたものは、現存長約55～145cm、幅12cm前後の大型の五輪塔形の板塔婆で、「五七日」「満中陰」すなわち七七日、「百箇日」などの忌日供養のものである（図Ⅱ-4-3、9・10）。年号は安政7年・万延元年（1860）であった。また、小型の石室墓（191号墓）にともなうものは、現存長およそ80～180cm、幅12cm前後の大型のものと現存長およそ25～125cm、幅約6～7cmの小型のもの（11）があり、二七日や四七日の供養のものであった。

このほか、早桶（129号墓）内から現存長60cm前後、幅7cm前後の板塔婆が2点出土している。

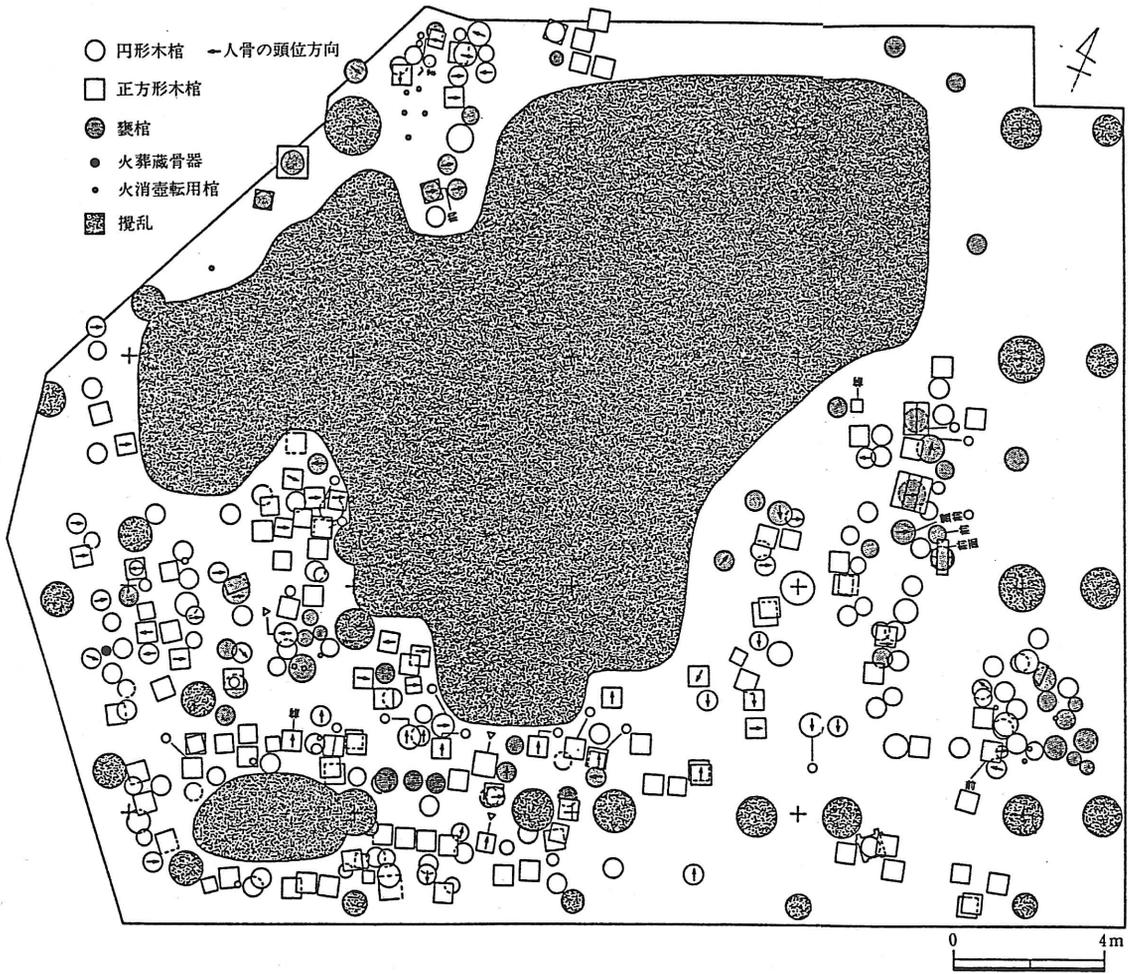
3 江戸の木製卒塔婆と墓地景観

以上のような江戸の木製卒塔婆を通して、江戸の忌日供養や盂蘭盆の供養の実態とともに、墓地の景観の変遷を知ることができる。

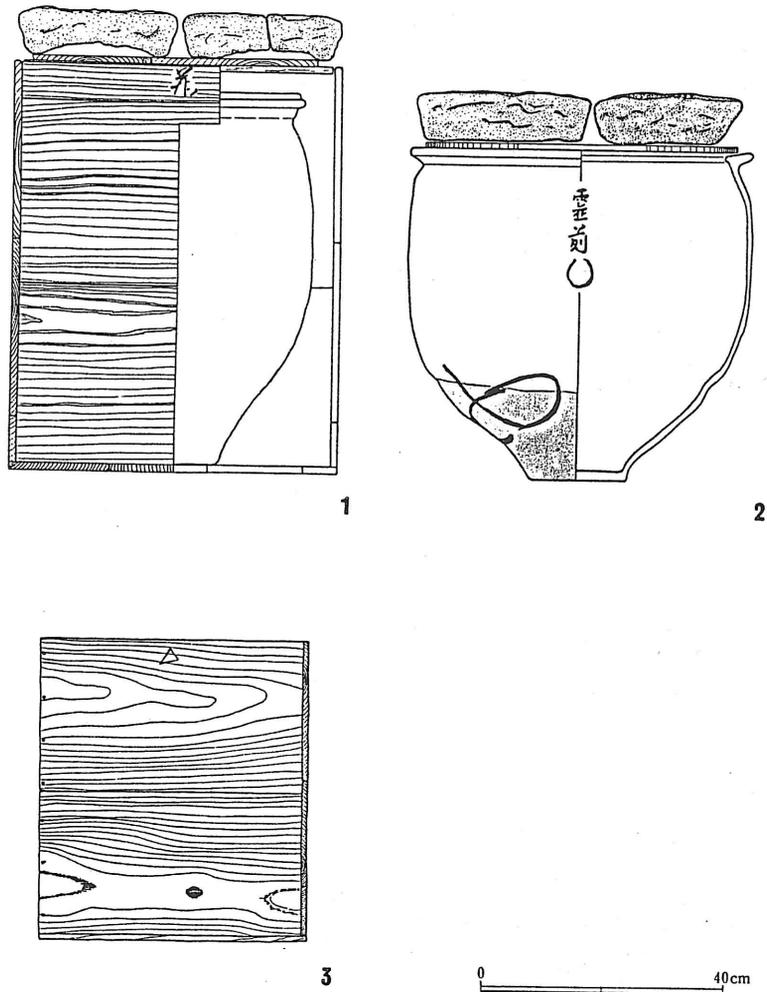
明暦の大火〔明暦3年（1657）〕以前の日蓮宗の朗愷寺にあたる、中央区八丁堀三丁目遺跡出土の木製卒塔婆を見ると、一周忌の長い板塔婆（図Ⅱ-4-1、1）や比較的短いもの（2～4）、初七日から七七日（四十九日）まで七日ごとに七本の塔婆を立てた七本塔婆（5）があった。江戸の初期寺院からこうした卒塔婆が出土していることは、仏教による供養の実態を示すものとして重要である。と同時に、八丁堀三丁目遺跡の木製卒塔婆の主体である板塔婆は、下端部が検出面に突き刺さって出土したものが多く、下端部の形態が平坦なものは少なかった。したがって、これらの板塔婆は墓標と同じように埋葬施設に隣接するか、もしくはその上に立てられた状態で造立されていたと考えられる。また、板塔婆の大きさは、長さ300cmを超える長いものが多く見られたことも注目される。

八丁堀三丁目遺跡では、頭部が三角形で断面が舟形のいわゆる「板碑形」を呈する江戸初期の石製の墓標が出土している。すなわち、明暦の大火以前の江戸の初期寺院の墓地では石製墓標と木製卒塔婆が造立されていたようである（野沢1991）。ただし、新宿区自證院に造立されていた近世墓標の様相を見ると、墓標造立数は17世紀末以降に増加していくようであり、それ以前の墓標は必ずしも多くはなかった（東京都新宿区教育委員会1987）。こうした事例から考えれば、16世紀末から17世紀前半に営まれた八丁堀三丁目遺跡（朗愷寺）の墓地は、長い板塔婆が林立する中に、数少ない石製墓標が点在する景観を呈していたように思われる。

その後も木製卒塔婆は墓地に造立され、東京都港区増上寺子院群出土の百カ日の板塔婆のように（図Ⅱ-4-1、6）、一般には忌日供養のために造立されたが、圓應寺の角塔婆（7・8）のように墓標として立てられたものもあった。7は大型の角塔婆を短く切り、下端を削って造立できるような状態に再利用したものであり、8は短い角塔婆である。これらは非檀家すなわち都市下層民の墓域であるB区から立った状態で検出された。おそらく、古い角塔婆を再利用するなどして墓標として造立したのであろう。西木浩一のいう都市下層民の「墓標なき墓地の光景」（西木1993・1997・1998・1999・2004）の実態は、こうした18世紀以降の中小寺院の一角の様相であったと思われる。いずれにしても、18世紀



図Ⅱ-4-4 發昌寺の人骨の方向 (新宿区發昌寺跡遺跡調査会1991)



図Ⅱ-4-5 發昌寺の槨・棺の記号（新宿区發昌寺跡遺跡調査会1991）

以降にも中小寺院の場合には木製の卒塔婆を石製の墓標の代わりに造立していた可能性が考えられるのである。

墓地の景観を考える上で、別の要素としては遺体すなわち人骨の埋葬方向の問題がある。これまでの江戸の墓地の発掘報告書において、座棺の人骨の埋葬方向について記載したものは多くないが、今後は必ず記載するべきであろう。座棺の場合、頭蓋骨は埋葬後に動いていることが多いので、骨盤の方向を記載する必要がある。

図Ⅱ-4-4に示した新宿区發昌寺では、調査区西端に人骨が東を向いた墓の列と、それに接して西向き墓の列が認められ、あくまでひとつの仮説であるが、その間に墓道があった可能性が考えられる。同様に、調査区南西部に人骨が北を向いた墓が並んでいるが、これは北向きを意識したのではなく、墓道に向けて人骨を埋葬したのではなかろうか。

また、發昌寺には、棺に「前」「靈前」の文字や「△」や「○」などの記号を墨で書いた事例があり（図Ⅱ-4-5）、この文字や記号が人骨の埋葬方向と一致することから、座棺の場合に遺体の顔の方向を示していることが判明した。すなわち、少なくとも發昌寺の場合、遺体の顔の方向に関して注意をはらい、遺体の正面を墓道に向けて埋葬していたのではないかと考えられるのである。とすれば、仮に埋葬施設の上に墓標を造立した場合にはその正面は墓道に向いており、墓参りに来た人は墓標に相對すると同時に、埋葬された死者とも向かい合うことになる。つまり、生者と死者が対面しているのである。

同じような事例をあげると、長岡藩主牧野家墓所では、遺体は墓標の正面の方向、すなわち墓道を向いた形で埋葬されていた（港区濟海寺遺跡調査会1986）。また、村落の墓の事例では、埼玉県所沢市お伊勢山遺跡でも一列に並んだ墓の人骨が同じ方向（西向き）を向いており、墓道を向いていたと推測されている（早稲田大学所沢校地文化財調査室1994）。民俗例では北向きに埋葬する事例があるので、村落の墓では北向きに埋葬することも当然あったと思うが、他方墓道に向けて遺体を埋葬した場合もあったのではなかろうか。さらに、人骨の埋葬方向が一定しない場合は、供養を前提としない埋葬であった可能性も考えるのである。

第Ⅲ部

江戸および周辺村落の近世墓標

第1章 江戸および周辺村落の墓標の変遷

1 近世墓標の調査・研究

近世墓標の調査・研究は、長い間ほとんどかえりみられることのない分野であった。

考古学の研究対象は、主として原始・古代に偏っており、近世に眼が向けられるようになったのは比較的新しいことである。石造物研究の分野でも、中世の板碑・五輪塔・宝篋印塔などの石造塔婆や近世の石仏・石塔類が中心であって、近世墓標がとり上げられることは少なかった。また、民俗学の墓制研究においても、近世墓標の研究はわずかしが行われてこなかったのである。

こうした近世墓標の先駆的な調査・研究としては、1939年の坪井良平による「山城木津惣墓墓標の研究」がよく知られている（坪井1939）。これは京都府相楽郡木津町の木津惣墓の墓標3,305基を調査し、分類と編年を行なったもので、その後の調査・研究方法の基準となる画期的な業績であった。

しかしながら、坪井に続く近世墓標の調査・研究は長い間現れず、ようやく1960年代になって若干の調査成果が発表された。1967年には、木下密運が奈良県奈良市元興寺極楽坊の墓標の調査成果を発表し（木下1967）、翌年には中川成夫らによる岩手県平泉町の墓標の調査が報告されている（中川ほか1968）。1966年から1971年にかけて、竹田聴州が両墓制研究の立場から、京都府北桑田郡山国村および奈良県山辺郡都介野村の墓標調査の成果を発表した（竹田1966、1966・1968）。

1970年代以降になると、民俗学の土井卓治による研究（土井卓治1972）、河野眞知郎による千葉県船橋市中野木町の墓標調査報告（河野1978）、東京都西多摩郡檜原村笛吹の調査成果をもとにした長沢利明の論考（長沢1976）、坂詰秀一による千葉県市川市中山法華経寺の調査報告（坂詰1981）、斎藤忠による静岡県小笠郡大須賀町撰要寺の調査報告（斎藤1982）が相次いで発表された。また、新潟県佐渡の相川町（相川町史編纂委員会1973）や東京都昭島市の調査（昭島市史編さん委員会1976）などの自治体史でも近世墓標をとり上げる例が出てきた。

その後も80年代にかけて少しずつ研究が行われるようになった。この時期には、少ない調査事例をもとにしながらも、近世墓標に関するいくつかの解釈が提示されている。

竹田聴洲は、京都府北桑田郡山国村比賀江の両墓制の調査成果から、近世初頭の元和～

正保期(1615～1647)の墓標数の急増は、太閤検地によって作り出された農民の小さな「家」が主体的に墓標を造立し独自に先祖を祀るようになったからであり、慶安～延宝期(1648～1680)に、墓標数が増加し墓標の型式が分化して、次の天和～正徳期(1681～1715)に引き継がれるのは、寛文(1661～1672)以降の寺請制実施が反映したためと考えている。そして、江戸後期すなわち享保～慶応期(1716～1867)の墓標1基あたりの被葬者数の急増は、頭部かまぼこ状の方柱形墓標の盛行と照応し、一族の故人の墓標を造立することの意味と形が変化したと述べている(竹田1966・1968)。

また、千葉県船橋市中野木の調査をした河野眞知郎は、宝暦・寛政様式(18世紀後半)の頭部かまぼこ状の方柱形墓標になると、墓標1基あたりの被葬者数が増加するのは、個人の追善供養から家族を単位とした家内供養へ変化したことによると解釈した(河野1978)。

これらの見解を踏まえて、筆者は千葉縣市原市高滝・養老地区の調査成果をもとに、頭部かまぼこ状の方柱形墓標が盛行する享保年間(1716～1735)ごろには、墓標1基あたりの被葬者数が増加し、戒名の格式が確立していくが、その背景には家意識の高揚、家の格式に対する関心があったと述べた。また、少ない調査事例ではあるが、全国的な視野で見ると、墓標には一定の地域性があるが、18世紀代に入ると頭部かまぼこ状の方柱形墓標が強い斉一性をもって盛行することも指摘した(谷川1983・1988・1989)。

このように、筆者を含め竹田聴洲や河野眞知郎は墓標の変遷の背景に主として家との関係を想定したが、新谷尚紀は埼玉県新座市大和田の両墓制の調査から、墓標の変遷の背景には家の観念の発達とともに、死後の浄土往生の思想の徹底が見られると述べている(新谷1985)。

一方、坂誥秀一は千葉縣市川市中山法華経寺の調査報告において、墓標を五輪塔・宝篋印塔などの塔形とそれ以外の非塔形に分類し(坂誥1981)、これを受けて、三好義三は墓標が塔形から非塔形へ、一観面から多観面へと変化したのは、非仏教的要素の現れであるとともに、背景に寺請制の浸透があったとしている(三好1986)。

こうした近世墓標に関するいくつかの解釈は、限られた調査事例のなかで出されたものであり、その具体的なあり方については、今後、新しい調査事例において検討が必要であろう。その後、90年代に入るところから、近世墓標の研究は、石材の流通や石工の活動などに着目し、地域史のなかに墓標を位置づけようとする方向性が明確になってきた。秋池武による群馬県の牛伏砂岩を利用した近世墓標の調査・研究(秋池1989)、朽木量による京都府南山城地域の近世墓標をめぐる石材流通、採石活動や微細な墓地ごとの差異を論じた

一連の研究（朽木1994・1996・1999・2000）がその代表的なものである。

また、従来墓標の調査・研究は、どちらかと言えば村落に偏っていたが、近年になって城下町の調査・研究事例も増加してきた。江戸では関口慶久による牛込神楽坂周辺寺院の調査・研究などがあり（関口2000）、時津裕子の筑前秋月城下の一連の調査・研究では、近世墓標の階層性や近代に至る墓標の変遷についても論じられている（時津1998・1999a・1999b・2000）。

このように、90年代以降は近世考古学の進展の影響もあって、近世墓標の調査・研究事例が増加し、地域史のなかで墓標の位置づけを考える方向性が生まれてきた。その背景には、調査事例の増加とともに、80年代の近世墓標の解釈を改めて見直そうという意図があったように見える。今後の近世墓標の調査・研究は、全国的な視野をもちながら、地域史のなかの位置づけや地域間の関係を考えていくべきであろう。

こうした近世墓標の調査・研究を大別すると、墓標を近世墓の墓上施設としてとらえる考古学の側からのものと、両墓制などの墓制・葬制の民俗の変遷のなかで墓標を考えようとする民俗学の側からのものがあり、このことは近世墓標の研究が考古学と民俗学の共有すべき課題であることを物語っている。

わが国の墓制・葬制史上、仏教が土着していくなかで墓標の造立が一般化する江戸時代は一大画期であり、墓標造立にともなう供養のあり方の変化を知るためには、必然的に墓標それ自体の研究によるところが大きいのである。

2 墓標の分類

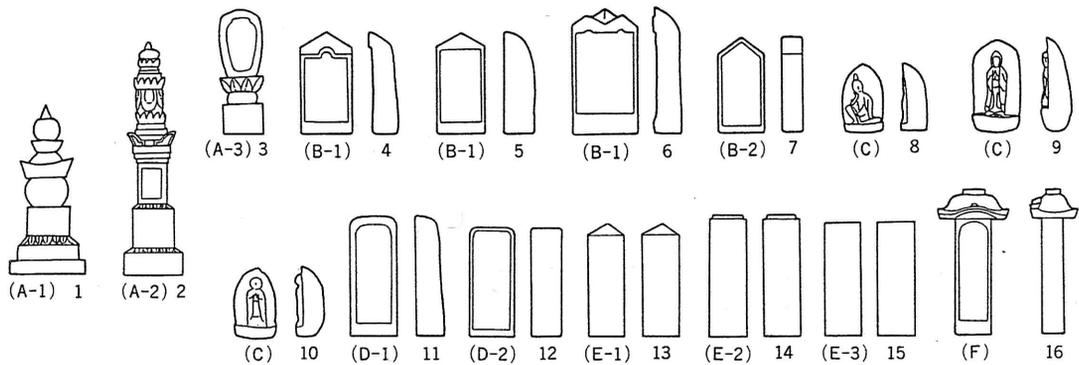
近世墓標の調査・研究において、まず明らかにすべき課題は、各地の墓標のあり方からうかがえる斉一性と地域性を把握することであろう。したがって、ここでは江戸および周辺村落の墓標の分類と変遷について述べ、各地の地域性と地域を貫く斉一性について見通しを示すことにしたい。

江戸およびその周辺村落の墓標は、頭部などの形態に着目すると、次のように分類することができる。

A類 塔形のもの

A-1類 五輪塔（図Ⅲ-1-1、1）

A-2類 宝篋印塔（2）



図Ⅲ-1-1 墓標の分類 (谷川1988)

- A-3類 無縫塔 (3)
- B類 頭部が三角形のもの
 - B-1類 断面が舟形のもの (4~6)
 - B-2類 断面が方柱形のもの (7)
- C類 舟形光背に仏像を半肉彫りにしたもの (8~10)
- D類 頭部がかまぼこ状を呈するもの
 - D-1類 断面が舟形のもの (11)
 - D-2類 断面が方柱形のもの (12)
- E類 方柱形のもの
 - E-1類 頭部が四角錐を呈するもの (13)
 - E-2類 頭部が台状に造り出されたもの (14)
 - E-3類 頭部が平坦なもの (15)
- F類 笠付方柱形のもの (16)
- G類 その他

3 墓標の変遷

上述のような分類に基づいて、江戸および周辺村落の墓標の変遷を見ていくことにした

い。図Ⅲ-1-2は、10年間に造立されたと推定される墓標の総数に対する、形態ごとの割合の変化を調査地別に示したものである。総じて造立数の少ない17世紀前葉から中葉の形態別のパーセンテージについては、そのまま造立傾向と見なすわけにはいかないだろう。

また、従来言われているように、墓標に刻まれた被葬者の没年を墓標の造立年代とすることは難しい。それは、埋葬後数年もしくは年忌の際に墓標を造立することが民俗例に見られるからである。さらに、複数の戒名・没年月日をもつ墓標の場合には追刻されたものか、あるいは過去に遡ってまとめて刻まれたものか判断がつかないことが普通である。したがって、1人の被葬者の場合にはその没年、複数の被葬者の場合には最新の没年を墓標の造立年代とするという基準を設けることが多い。

こうした前提条件の上で、この図が作成されていることをあらかじめ断わってきたい。

①東京都昭島市内の墓地（昭島市史編さん委員会1976）。

1974年から約1年間、昭島市内12カ所の墓地の墓標約2,800基余が調査された。墓標はB-1類（17世紀中葉～18世紀前葉）→C類（17世紀後葉～18世紀前葉）→D類（18世紀中葉～19世紀前半）→E-1・2類（18世紀末～19世紀中葉）へと変遷する。

②千葉県市川市中山法華経寺墓地（坂詰1981）

日蓮宗四大本山のひとつ中山法華経寺墓地の墓標935基の調査報告が1981年に発表されている。墓標はB-1類（17世紀前葉～18世紀前葉）→D類（18世紀中葉～19世紀前葉）→E類（18世紀後葉～19世紀中葉）へと変化する。

③千葉県船橋市中野木町の墓地（河野1978）

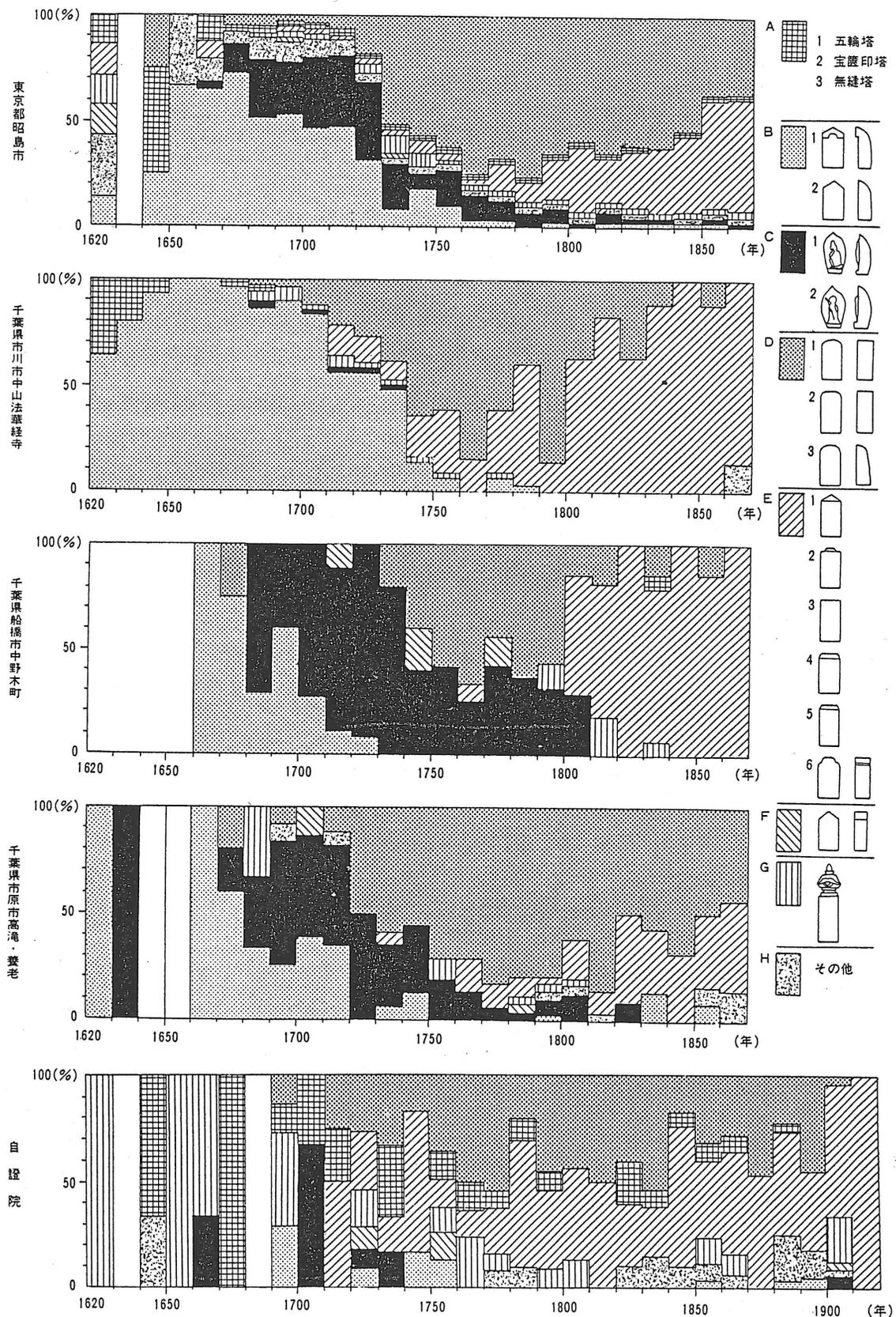
1975年に船橋市中野木町の2カ所の墓地の墓標189基の調査が行われている。近世の中野木は農村であり、2カ所の墓地は埋墓と詣墓という両墓制であった。詣墓は天保年間（1830～1843）に廃絶したという。

墓標はB-1類（17世紀中葉～18世紀初頭）→C類（17世紀後葉～19世紀初頭）→D類（18世紀中葉～19世紀前葉）→E-1類（19世紀前葉）→E-2類（19世紀中葉）へと変遷をたどる。

④千葉県市原市高滝・養老の墓地（谷川1983・1989）

1978・79年に市原市高滝8カ所、養老5カ所の墓地の墓標334基の調査を行なった。高滝は近世の加茂村、養老は小佐貫村に含まれている。いずれも農村であるが高滝は高滝神社の門前集落である。

墓標はB-1類（17世紀後葉～18世紀前葉）→C類（17世紀後葉～18世紀中葉）→D類（



図Ⅲ-1-2 墓標の変遷 (谷川1987)

18世紀前葉～19世紀中葉）→E類（19世紀前葉～中葉）へと変化する。

⑤東京都中野区自證院墓地（東京都新宿区教育委員会1987）

1985年に中野区自證院墓地の墓標215基の調査が行われている。この墓地は明治末に新宿区富久町から移転、改葬されたものであり、新宿区富久町の自證院の発掘調査に際して墓標調査に実施された。

墓標は17世紀にはF類が主流であり、A類・B-1類・C類も見られる。とくにF類とA-3類はその後もコンスタントに造立される。18世紀中葉以降、D類・E類が主体となり、なかでもE-2類は19世紀中葉以降に多く見られる。

さて、以上のような江戸および周辺村落の墓標の変遷を見ると、共通する墓標の変遷過程を想定できそうである。すなわち、頭部が三角形を呈する断面舟形のB-1類（17世紀前葉～18世紀前葉）→舟形光背に仏像を半肉彫りにしたC類（17世紀後葉～18世紀）→頭部がかまぼこ状のD類（18世紀中葉～19世紀）→方柱形のE類（18世紀後葉～）という変化である。

ただし、調査地によって差異が認められることも見逃すことはできない。中山法華経寺や自證院墓地ではC類が非常に少ない。また、D類からE類への変化は、中山法華経寺墓地や船橋市中野木町の墓地では比較的速く、昭島市内、市原市高滝・養老の墓地、自證院墓地ではゆっくりしている。さらに、船橋市中野木町の墓地ではE-1類からE-2類への変化が19世紀中葉を境に明瞭にとらえられる。

なお、自證院墓地では塔形のものA類や笠付方柱形のF類の造立が目立つ点で、他の墓地の様相とは大きく異なっている。これは自證院墓地に武家の墓所が多く営まれていたことによると思われる。自證院は尾張藩主徳川光友の妻千代姫の生母、3代将軍家光の局のひとりであったおふりの方が開基であり、家光夫人の本理院の弟、松平（吉井）氏の菩提所をもつ大寺院であった（東京都新宿区教育委員会1987）。『御府内寺社備考』（朝倉1986）の「自證院境内図」には「松平弾正殿大弼墓所」「浅野内匠頭殿内室墓所」の記載がある。

江戸時代には、五輪塔、宝篋印塔、無縫塔や宝塔などの大型の墓標は将軍墓や大名墓に用いられることが多かった（川勝1957）。

東京都港区増上寺の徳川将軍墓では、将軍および正室や5代綱吉生母桂昌院、7代家継生母の墓には宝塔（2代秀忠正室崇源院の墓のみ宝篋印塔）、11代家斉側室契真院の墓には宝篋印塔、12代家慶側室の見光院・殊妙院の墓には笠付方柱形墓標が造立されていた（鈴

木尚・矢島・山辺1967、鈴木尚1985)。

また、群馬県館林市善導寺の館林藩主榊原家墓所では、初代藩主康政、側室、殉死者の墓には宝篋印塔、康政の長子大須賀忠政や2代藩主康勝の墓には五輪塔が用いられていた(館林市教育委員会文化振興課1992)。東京都港区長岡藩主牧野家墓所では、藩主、正室、藩主の生母や第一子の墓に宝篋印塔が用いられ(港区済海寺遺跡調査会1986)、岡山県岡山市清泰院の備前岡山藩主池田家忠雄墓所では、忠雄の墓に無縫塔、殉死者の墓には頭部三角形の断面舟形墓標が造立されている(岡山市教育委員会1964)。

こうした将軍墓・大名墓の場合、被葬者の身分や性差などが墓標の高さに反映することが多い。上述の館林藩主榊原家墓所では、形態は同じ宝篋印塔であるが、高さは藩主が546.4cm、側室437.6cm、殉死者193.7cmと格差が見られる。岡山藩主池田家忠雄墓所でも、寛文年間(1661～1672)に夫人芳春院の供養塔を忠雄の墓の隣に移したとき、忠雄の墓の無縫塔よりも芳春院の供養塔の方が高かったので、礎盤と相輪を取り除いて低くしたという。このことから、墓標の高さが格式を示していたことをうかがわせる。

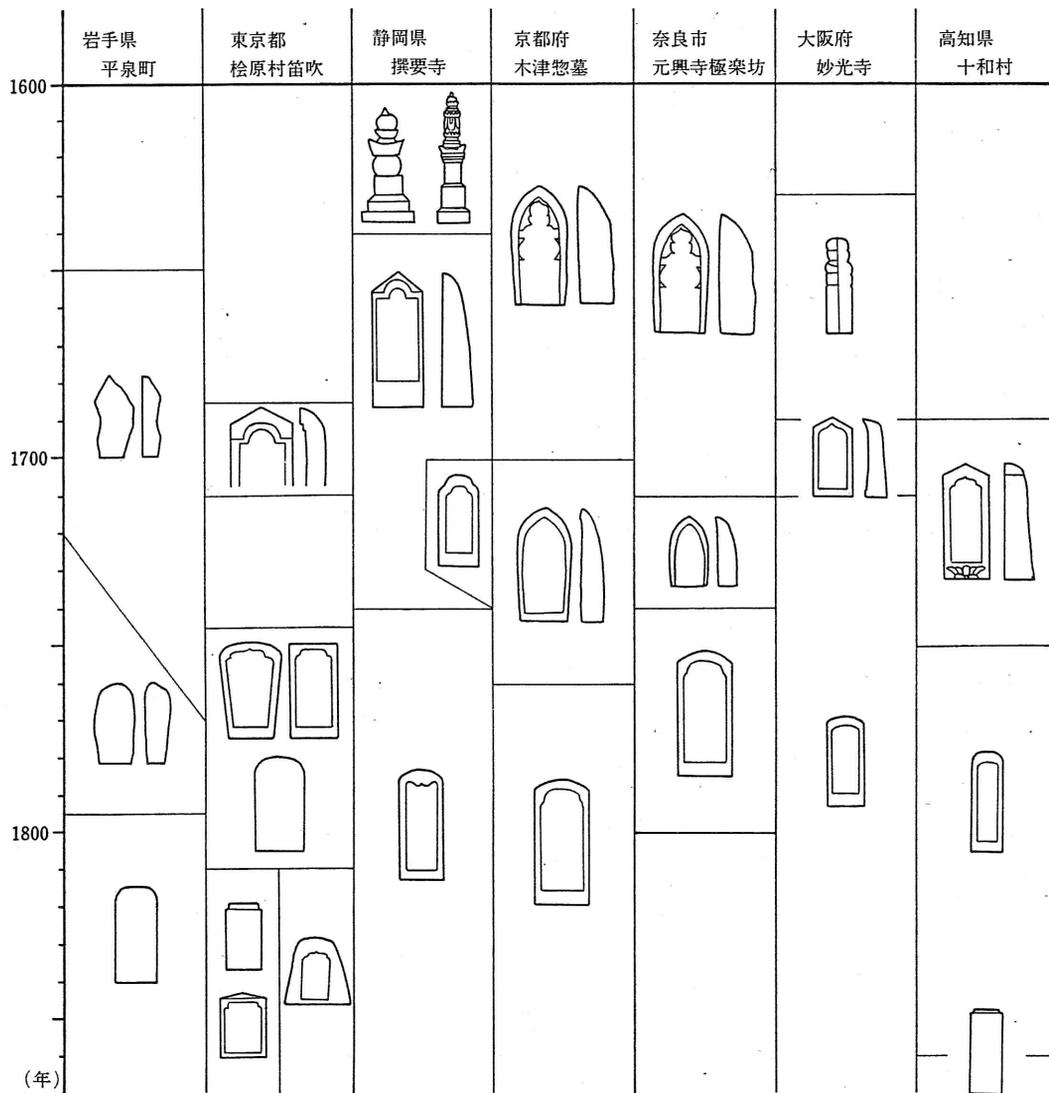
上述の将軍家墓所の見光院・殊妙院の墓の笠付方柱形墓標や池田家忠雄墓所の殉死者の墓の頭部三角形の断面舟形墓標のように、異なる形態の墓標を用いるのも身分や性差のあらわれであろう。笠付方柱形墓標については、東京都文京区日輪寺の長崎奉行末吉肥前守や世田谷区豪徳寺の彦根藩主井伊家墓所をはじめとして、中流以上の武家や地方の有力者の墓に造立されたという指摘もある(和田1963)。

以上述べてきたように、江戸および周辺村落の墓標が調査地ごとの差異を含みながらも、共通した変遷の過程をたどることは明らかであろう。

4 墓標の地域性と斉一性

次に全国的な視野に立って墓標の地域性と斉一性の問題を考えてみたい。ここでは、岩手県から高知県までの7ヵ所の調査例をとり上げ、報告をもとにして各地の主流となる墓標の変遷を対照できる図を作成してみた(図Ⅲ-1-3)。

岩手県平泉町の墓地49ヵ所の墓標1,426基の調査では、定形化していない割石を利用した自然石墓標(17世紀後半～18世紀中葉)→扁平、長大な円礫を利用した自然石墓標(18世紀中葉～末)→頭部がかまぼこ状を呈する墓標(19世紀)へと変化する(中川ほか1968)。とくに、自然石墓標が多くみられるのは注目される。



図Ⅲ-1-3 各地の墓標の変遷 (谷川1987)

東京都西多摩郡檜原村笛吹の墓標65基の調査では、頭部が三角形で断面舟形を呈するもの（17世紀末～18世紀初頭）→頭部がかまぼこ状もしくは平坦な方柱形（18世紀中葉～19世紀初頭）→頭部が四角錐もしくは台状に造り出された方柱形、下部が広がった自然石のもの（19世紀初頭～）という変遷をたどる（長沢1976）。ここでは19世紀初頭以降の自然石墓標の盛行が特徴的である。

静岡県小笠郡大須賀町撰要寺墓地の墓標400基の調査では、次のような変遷が明らかにされている。五輪塔・宝篋印塔（17世紀前葉）→頭部が三角形を呈するもの（17世紀中葉～18世紀前葉）・頭部が2段の弧状を呈するもの（18世紀前葉）→頭部がかまぼこ状を呈するもの（18世紀中葉～）（斎藤1982）。

京都府相楽郡木津町木津惣墓墓標2,284基の調査では、五輪塔を刻んだ舟形光背形墓標（17世紀）→銘文のみを刻んだ舟形光背形墓標（18世紀前葉～中葉）→頭部がかまぼこ状を呈する墓標（18世紀後葉～）という変遷がうかがわれる（坪井1939）。年代のずれはあるものの、同様の変遷は奈良市元興寺極楽坊の墓標群にも見られ（木下1967）、奈良盆地とその周辺の地域性として理解することができる（坪井1939）。

大阪府泉佐野市妙光寺墓地の墓標365基の調査では、一石五輪塔（17世紀中葉～末）→頭部が三角形を呈するもの（17世紀末～18世紀初頭）→頭部がかまぼこ状を呈するもの（18世紀初頭～）へと変化する。ここでは17世紀の一石五輪塔の盛行が注目される。

高知県幡多郡十和村の504基の墓標調査では、頭部三角形を呈する墓標（17世紀末～18世紀前半）→頭部がかまぼこ状を呈する墓標（18世紀後半～19世紀中葉）→方柱形墓標（19世紀後葉）という変遷が明らかにされている（岡本1986）。

以上述べてきたように、各地の調査例を見ると、各々異なる特徴の墓標が盛行しており、近世墓標に一定の地域性があることを想定できる。また、各地の墓標の変遷に共通する現象として、頭部三角形のものや舟形光背形のものに代表されるような、いわゆる一観面の墓標から多観面の墓標への変化が指摘できる。とくに方柱形の原型ともいえるべき頭部がかまぼこ状を呈する墓標（図Ⅲ-1-1、11・12）は、17世紀代に出現し、盛行し始めるのは大阪府妙光寺墓地では18世紀初頭、岩手県平泉町の墓地では18世紀末と多少前後するが、多くは18世紀中葉であり、この種の墓標が強い斉一性をもっていたことを示している。

5 近世墓標をめぐる問題

江戸および周辺村落にみられるような墓標の変遷や地域性は、おそらく墓標の製作者である石工の動向と関係があると思われるが、現段階ではそれを明確にとらえることはできない。また、いわゆる一観面の墓標から多観面の墓標への全国的な変化、とくに頭部がかまぼこ状を呈する墓標の斉一性の問題も当然石工を抜きには考えられないだろう。

それとともに、こうした墓標の変遷の背景には、死者に対する供養の変化があったと考えられる。多観面をもつ頭部かまぼこ状の墓標から方柱形墓標への変遷のなかで、墓標に刻まれる被葬者の数が増加していった。たとえば千葉県市原市高滝・養老の墓地では、墓標1基に対する平均戒名数が頭部かまぼこ状の墓標1.73、方柱形墓標2.50で、それ以前の墓標の1.19をかなり上回る数になっている。このような現象について、竹田聴州は人々が

自己の家を主体的に自覚することが顕著になった反映とし（竹田1966・1968）、河野眞知郎は個人の追善供養から家族を単位とした家内供養への変化ととらえている（河野1978）。

つまり、一観面墓標から多観面墓標にもなっていて、墓標に刻まれる被葬者が増加していく背景には、中世的な特定個人の追善供養から近世的な家を単位とした供養へという観念の変化を見ることができる。そして、竹田や河野が指摘するように「先祖代々之墓」はその延長上に位置づけることができよう。すなわち、墓標の斉一性はこのような死者供養の方式の変化がほぼ18世紀代に行なわれたことを示唆している。

わが国の墓制史上、墓標造立が一般に広がるのは近世に入ってからのことであった。それ以前は、民俗例に見られるようなモガリなどと呼ばれる竹の囲いやタマヤなどと称する木製の家形、自然石、土マンジュウなどが遺体を埋葬した場所に設けられていたと考えられている。こうした一時的な墓上の施設から恒久的な墓標を造立するようになるのは、大きな意味があった。

その背景には、上述のように死者供養の変化を読み取ることができるが、他方で、個人の死に際してその戒名を刻んだ石製墓標という恒久的な墓上施設を造立することは、弔い上げを経て個人の魂が個性を喪失し、祖霊へと昇華するという祖先信仰の観念（柳田1946など）と矛盾するものであったと思われる。この矛盾は新しい墓標を造立する一方で古い墓標を無縁化し、その家の墓標群をまつる場として認識することによって、家を媒介にして止揚されたという（竹田1971）。墓標に刻まれる被葬者が増加して「先祖代々之墓」に至る過程は、おそらく家に対する意識が強くなるにしたがって、そうした矛盾を解消していくことでもあったといえる。

第2章 近世墓標の変遷と家意識—千葉県市原市高滝・養老地区の調査—

1 高滝・養老地区の概観

千葉県市原市高滝および養老地区は房総半島のほぼ中央に位置し、清澄山に流れを發し市原市内を北上して東京湾へ注ぐ養老川の中流域、左岸にある。高滝は近世の加茂村、養老は小佐貫村に含まれている。いずれも農村であるが、高滝は高滝神社の門前集落である。

1970年代にこの付近一帯が高滝ダム建設予定地となり、1978～1980年に千葉県教育委員会から委託された高滝ダム水没地域総合調査団（団長藤原文夫氏）が水没地域を対象に総合調査を実施した。筆者もこの調査に参加する機会を得たが、高滝・養老地区の墓標調査はこのときに行なったものである。

調査対象としたのは、高滝地区8カ所、養老地区5カ所の墓地に造立されている墓標である。その数は高滝地区190基、養老地区341基、合計531基を数えるが、これらのうち明治以降のものと年代の不明なものを除いた334基（高滝地区119基、養老地区215基）を中心に分析を行うことにする。

すでに述べたように（第Ⅲ部第1章参照）、江戸および周辺村落における墓標の変遷が調査地ごとの差異を含みながらも、共通性が認められること。これを全国的な視野でながめてみると、墓標には一定の地域性が見られるが、18世紀代に頭部がかまぼこ状を呈する方柱形の墓標が強い斉一性をもって盛行することから、いわゆる一観面の墓標から多観面の墓標への変化を想定したのである。こうした墓標の変化の背景には近世的な家を単位とした死者供養の一般化という観念の変化が存在していたと考えられる。

ここでは、千葉県市原市高滝・養老地区の近世墓標の調査データを検討し、とくに家ごとに見た墓標のあり方を分析することによって、上述の仮説を検証していくことにしたい。すなわち、従来の多くの研究が一定の地域もしくは墓地に造立された墓標を一括してとらえていたのに対し、これを家の単位でとらえることにより、近世墓標と家意識の問題を論じようというのが本稿の目的である。

2 墓標の分類

第Ⅲ部第1章であげた、江戸および周辺村落の墓標の分類（図Ⅲ-1-1）にしたがって、

高滝・養老地区の墓標を以下のように分類した。

A類 塔形のもの

A-2類 宝篋印塔（図Ⅲ-2-1、1）

塔形のものは宝篋印塔のみで、3基あった。

B類 頭部が三角形のもの

B-1類 断面が舟形のもの（2～4）

いわゆる板碑形（2）がB-1類の典型である。額部がなく正面が平坦なもの（3）、
「複式B-1類」とでもいうべきもの（4）も含めておいた。B-1類は28基あり、
全体の8.4%を占めている。

B-2類 断面が方柱形のもの（5）

正面・背面ともに平坦に加工され、頭部が切妻状になるもの。B-2類は3基あつた。

C類 舟形光背に仏像を半肉彫りにしたもの（6）

舟形光背形を呈し、正面に半肉彫りの仏像をあらわしたものをC類とした。刻像は
地蔵菩薩が約半数、如意輪観音が約1/4、聖観音などその他の観音菩薩が約1/5を占
め、大日如来や阿弥陀如来はわずかである。C類は54基、全体の16.3%を占める。

D類 頭部がかまぼこ状を呈するもの（7）

方柱状を呈し、頭部の両隅が丸いかまぼこ状を呈するものをD類とした。ここでは、
背面が荒削りで断面が舟形のもの（D-1類）と断面が方柱形のもの（D-2類）は
細分していない。D類は193基と最も多く、全体の57.8%に達する。

E類 方柱形のもの

E-1類 頭部が四角錐を呈するもの（8）

E-2類 頭部が台状に造り出されたもの（9）

E-3類 頭部が平坦なもの（10）

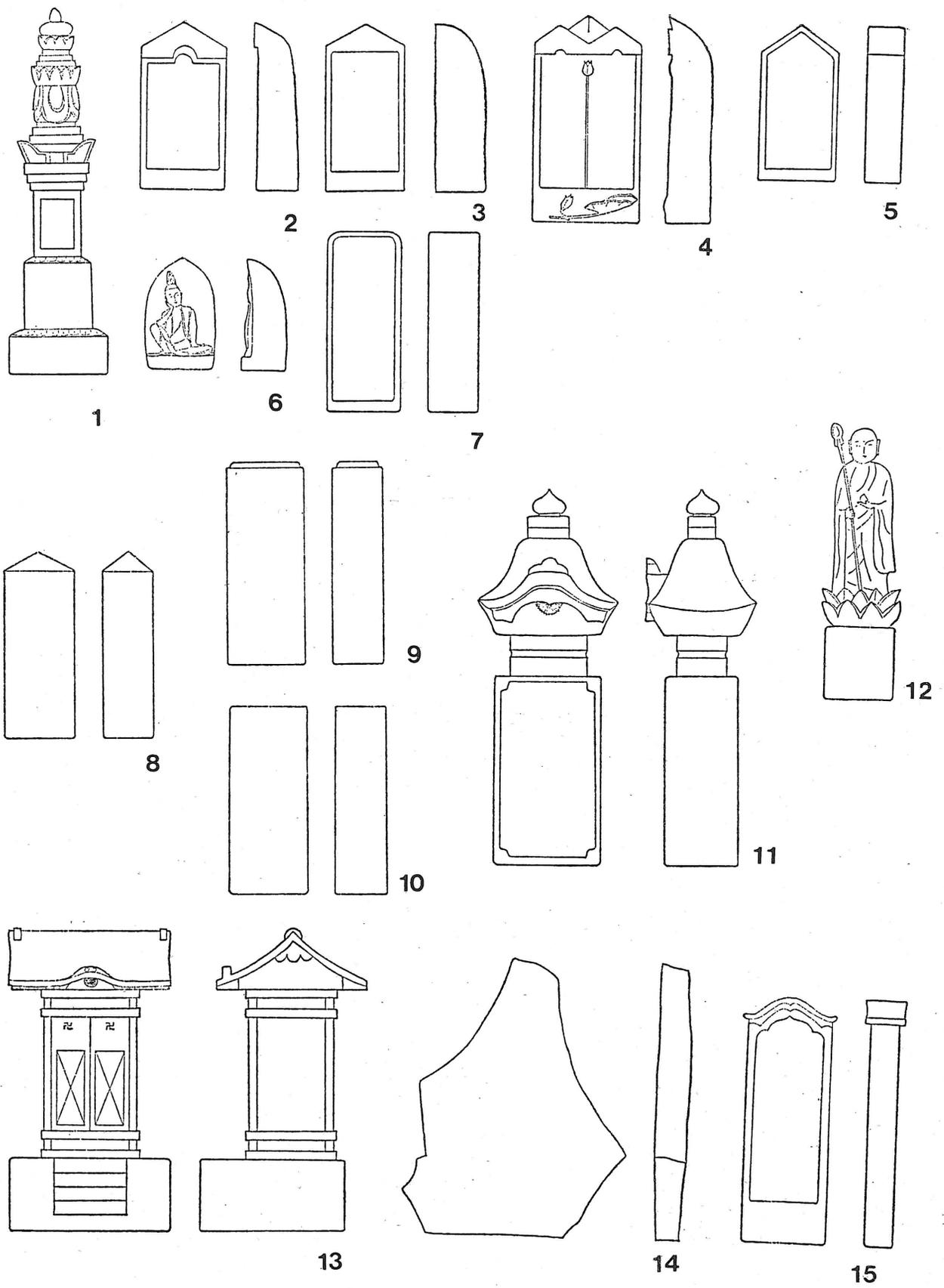
E類は40基、全体の12.0%を占める。

F類 笠付方柱形のもの（11）

方柱形の塔身に笠を付けたものをF類とした。塔身の正面に地蔵菩薩像を彫ったも
のが1基ある。F類は6基あり、全体の1.8%を占めている。

G類 その他

G-1類 丸彫りの仏像を台石の上にすえたもの（12）。



図III-2-1 墓標の分類

地蔵菩薩をかたどったものが1基あった。

G-2類 祠形のもの(13)。

3基あった。

G-3類 板状の自然石を用いているもの(14)。

2基しかないが、うち1基は地蔵菩薩を彫ったものである。

G-4類 頭部が波形を呈する板状のもの(15)。

1基のみであった。

以上のように、高滝・養老地区の墓標334基をA～G類の7類に大別し、さらにこれを細分したものを含めると13類に分類した。これらのなかでは、D類が全体の半数以上と最も多く、以下C類、E類、B類の順となっている。そして、B～E類が全体の95%以上を占め、その他の割合は極めて低い。言い換えれば、高滝・養老地区の墓標はB～E類に代表されるのである。

3 墓標の変遷

右に述べた分類にしたがって墓標の編年を考えてみたい。先述のように(第I部第1章参照)、墓標に刻まれた被葬者の没年を墓標の造立年代とすることは難しい。それは、埋葬後数年もしくは年忌の際に墓標を造立することがあり、複数の戒名・没年月日をもつ墓標の場合には追刻されたものか、あるいは過去に遡ってまとめて刻まれたものか判断がつかないからである。したがって、ここではひとつの基準として、1人の被葬者の場合にはその没年を、複数の被葬者の場合には最新の没年を墓標の造立年代にすることとし、分類に基づく年代別造立数を表Ⅲ-2-1に示した。

これを見ると、A-2類の宝篋印塔(図Ⅲ-2-1、1)は17世紀半ばに3基集中して見られる。この形態のものは言うまでもなく中世の石造塔婆の系譜をひくものであり、高滝・養老地区の古い墓標のひとつである。

頭部が三角形のB類(2～5)は高滝・養老地区の最古の墓標として17世紀前葉に出現する。B類の造立年代の中心は17世紀後葉から18世紀前葉にあり、その後も若干残っていく。B類の中ではB-1類(2・3)が大部分を占めているが、額部がなく正面が平坦なもの(3)は元禄9年(1696)以前には見られず、いわゆる板碑形(2)に比べて出現が遅れるようである。「複式B-1類」(4)は17世紀後葉に若干見られる。正面・背面とも

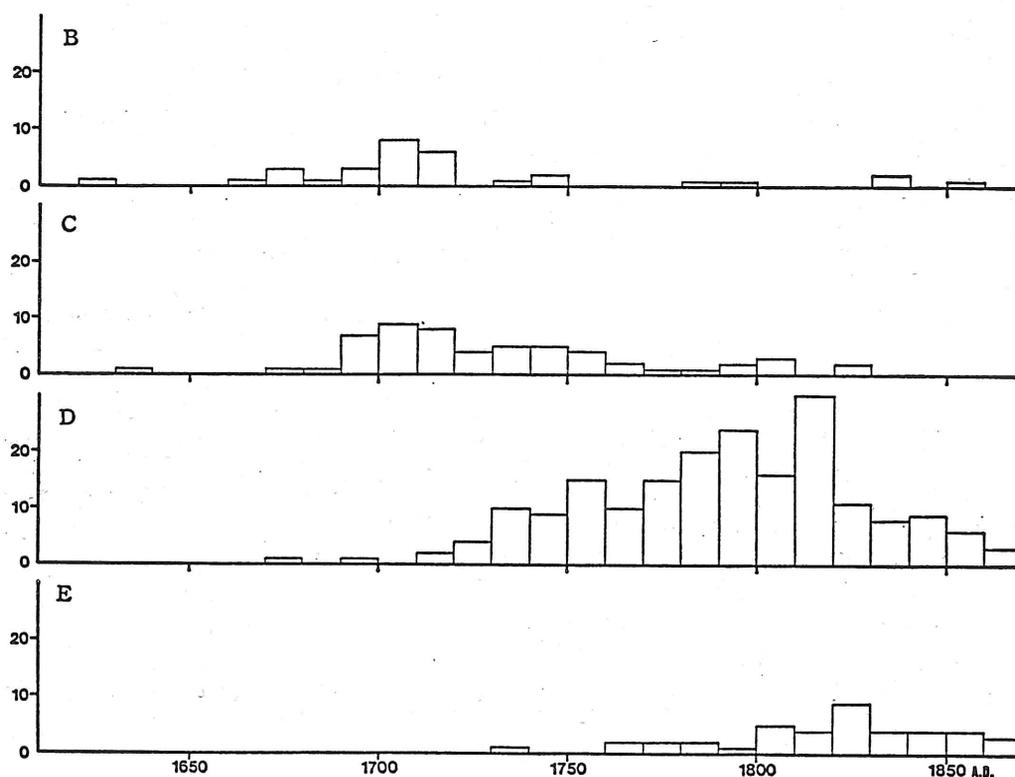
表Ⅲ-2-1 墓標の年代別造立数

年 代	形 態														計	
	A	B			C	D	E			F	G					
	2	1	2	3			1	2	3		1	2	3	4		
慶長6～慶長15 (1601～1610)																
慶長16～元和6 (1611～1620)																
元和7～寛永7 (1621～1630)		1														1
寛永8～17 (1631～1640)					1											1
寛永18～慶安3 (1641～1950)	3															3
慶安4～万治3 (1651～1660)																
寛文1～10 (1661～1670)			1													1
寛文11～延宝8 (1671～1680)		2	1		1	1										5
天和1～元禄3 (1681～1690)		1			1					1						3
元禄4～13 (1691～1700)		3			7	1									1	12
元禄14～宝永7 (1701～1710)		6		2	7											15
正徳1～享保5 (1711～1720)		6			8	2						1				17
享保6～15 (1721～1730)					4	4										8
享保16～元文5 (1731～1740)		1			5	10	1									17
寛保1～寛延3 (1741～1750)		2			5	9										16
宝暦1～10 (1751～1760)					4	15				2						21
宝暦11～明和7 (1761～1770)					2	10	1	1								14
明和8～安永9 (1771～1780)					1	15	1	1								18
天明1～寛政2 (1781～1790)				1	1	20	1		1	1						25
寛政3～12 (1791～1800)		1			2	24		1		1		1				30
享和1～文化7 (1801～1810)					3	16	1	1	3	1		1				26
文化8～文政3 (1811～1820)						30	1	1	2					1		35
文政4～天保1 (1821～1830)					2	11	5	2	2							22
天保2～11 (1831～1840)		2				8	1	3								14
天保12～嘉永3 (1841～1850)						9	4									13
嘉永4～万延1 (1851～1860)		1				6	1	1	2			1				12
文久1～明治3 (1861～1870)						3		1	2					1		7
計	3	26	2	3	54	194	17	10	14	6	1	3	2	1		336

に平坦で頭部が切妻状のB-2類(5)については、18世紀初頭および18世紀末に散発的に見られるだけではっきりしたことは言えないが、B-1類(2・3)から派生したものと考えておきたい。

舟形光背に仏像を半肉彫りにしたC類(6)は、B類に続いて17世紀中葉にあらわれ、17世紀末から18世紀前葉にかけて盛んに造立されるが、その後も19世紀前葉まで少しずつ見られる。前述のように、C類の刻像には地藏菩薩、如意輪観音、聖観音などその他の観音菩薩、大日如来、阿弥陀如来があるが、戒名から被葬者を見ると、如意輪観音は女性、地藏菩薩は子供や男性が多いようである。

被葬者と年代の関係では、C類は18世紀半ばを境にして子供の墓標として造立される例が増加することが指摘できる。すなわち、C類の中で子供の墓標の占める割合は、17世紀中葉から18世紀前半までは39例中5例(12.8%)とさほど高くないが、18世紀後半以降は15例中11例(73.3%)と急激に上昇する。そして、C類の刻像は18世紀後半以降、地藏菩薩が全体の8割を占めるようになる。こうした現象は、後述するように、18世紀中葉以降D類が主流となり、衰退したC類は主に地藏菩薩を彫った子供の墓標として用いられたと考えることができる。そこには、子供を護り救うという地藏信仰の影響を見ることができ



図Ⅲ-2-2 B～E類の年代別造立数

よう。

頭部がかまぼこ状を呈するD類（7）は17世紀後葉に出現し、18世紀中葉以降19世紀中葉まで最も多く造立される。なお、文化13年（1816）の阿弥陀如来像を半肉彫りにしたものがあつたが、被葬者2名のうち1名が子供であり、C類との折衷形態と考えられる。

方柱形のE類（8・9・10）は18世紀中葉にあらわれ、18世紀後葉から継続的に見られるが、造立数は同時期のD類よりもはるかに少ない。むしろ、このE類は明治以降に主流となる。明治以降に造立された131基のうちE類は117基（89.3%）を占める。そのうち、頭部が四角錐を呈するE-1類（8）はほとんど見られず、この形態のものは造立年代の中心が本来近世にあつたと思われる。頭部が台状に造り出されたE-2類（9）は全体の約6割と最も多く、頭部が平坦なE-3類（10）は約3割あつた。これを年代別に見ると、20世紀半ばを境にしてE-3類が多くなり、逆にE-2類はほとんど造立されていないようである。

笠付方柱形のF類（11）は17世紀末のものが一番古く、18世紀後葉から19世紀初頭にかけて造立されるが、その数は少ない。特異な例として、宝暦7年（1757）の塔身に地藏菩薩像を彫つたものがあるが、これは被葬者2名のうち1名が子供であり、C類の影響が考えられる。

丸彫りの仏像を台石の上にすえたG-1類（12）は、18世紀前葉の1基のみである。

祠形のG-2類（13）は、18世紀末から19世紀初頭に2基と19世紀半ばに1基見られるが、これらはいずれも高滝神社の禰宜家の墓地にあり、神道との関連が考えられる。

板状の自然石を用いたG-3類（14）は、19世紀前葉と中葉に各々1基ずつ見られる。とくに、19世紀前葉のものは正面に地藏菩薩を彫つた子供の墓で、C類とのつながりを想定させる。

波形を呈する板状のG-4類（15）は、17世紀末の1基のみである。

以上述べてきたことをまとめると、高滝・養老地区の墓標は次のような変遷をたどることがわかる。まず、17世紀中葉までは頭部が三角形のB類や舟形光背に仏像を半肉彫りにしたC類、さらに宝篋印塔A-2類などが散発的に見られる。その後、17世紀後葉からB類が多く見られるようになり、C類はB類よりやや遅れた17世紀末から盛行するようになる。このB類とC類はしばらく並行して見られるが、18世紀中葉以降頭部がかまぼこ状を呈するD類が主流となり、19世紀中葉まで最も多く造立される。

一方、方柱形のE類は18世紀中葉に出現し、18世紀後葉以降引き続いて見られるが、数

の上ではD類よりはるかに少ない。むしろ、E類は明治以降の墓標の中心的存在となるのである。このようなB類からE類までの変遷は、図Ⅲ-2-2を見ることによって明瞭に理解できると思われる。

次に、右に述べた墓標の変遷を規模の上から検討してみることにはしたい。まず形態別に墓標の総高の平均を計算すると、B類は75.2cmあり、これよりやや遅れて盛行するC類は61.4cmとかなり小型である。そして、B・C類より後出のD類は70.7cmとやや大きくなり、さらに新しい形態のE類は84.4cmと大型化する傾向が指摘できるのである。

こうした傾向は、墓標の竿石の下に設けられる台石のありかたと密接な関係がある。すなわち、B類は台石が一段のもののみで、C類も2段の台石をもつものは1.9%しかない。それが後出のD類になると、7.8%が蓮座を含めた2～3段の台石をもち、さらにE類では41.9%が2～3段の蓮座を含む台石を有しているのである。

以上のように、墓標の規模はB類に比べてC類が小さく、それ以降D類、E類と形態が新しくなるにつれて大型になり、蓮座を含む2～3段の台石をもつ割合も増えるのである。なお、明治に入ると大型化の傾向はさらに強くなり、墓標の総高の平均が123.6cmで、2～4段の蓮座を含む台石をもつものが全体の88.5%にのぼる。

次に墓標の変遷と戒名からみた被葬者との関係について考えてみたい。そのなかで最も特徴的に変化するのは墓標1基あたりの被葬者数である。B類では1基の墓標に2名以上の被葬者をもつものが全体の48.4%を占め、1基あたりの被葬者数の平均は1.58人である。また、C類はB類より少なく、複数の被葬者をもつ墓標は全体の16.7%、1基あたりの平均被葬者数は1.31人である。このB・C類について、D類が盛行する以前の18世紀前葉までに限って見ると、複数被葬者をもつ墓標の割合は、B類34.8%、C類3.5%、1基あたりの平均被葬者数はB類1.35人、C類1.03人とかなり低い数字となる。

それがD類になると、複数被葬者をもつ墓標の割合が51.3%、1基あたりの被葬者数が1.73人と増え、後出のE類では複数被葬者の墓標が77.5%を占め、1基あたりの被葬者数2.50人とさらに増加する傾向にある。すなわち、端的に言うと、B・C類では1人の被葬者に対し1基の墓標を造立することが多かったが、D・E類になると複数の被葬者に1基の墓標を造立する場合が一般的であった。こうした墓標の変遷と被葬者数の関係は、河野真知郎が説くように（河野1978）、墓標造立の契機となる供養のあり方の変化と考えることができる。つまり、B・C類の段階では死者ひとりひとりに近親者が墓標を造立し供養していたが、それがD・E類の段階になると死者は夫婦、兄弟姉妹、親子など血縁関係に

あるものが1基の墓標にまとめてまつられるようになり、供養に際して家を強く意識するようになったと推測される。そして、D類より後出のE類では複数被葬者をもつ墓標数、1基あたりの平均被葬者数はさらに増加していき、その延長上に「先祖代々の墓」のような先祖から子孫まで含む一族の墓標が成立したと考えられるのである。

以上のように、高滝・養老地区の墓標について色々な角度から編年的考察をすすめてきたが、それらを総合するとD類の出現、盛行する時期をひとつの画期としてみることができるのではないだろうか。形態上の変遷では、頭部が三角形のB類や舟形光背に仏像を半肉彫りにしたC類と、その後の方柱状につながるD類との間にはひとつの飛躍が認められる。規模の上から見ると、D類の段階から墓標の大型化が始まることが指摘できる。また、被葬者数との関係では、D類以降複数の被葬者が顕著になり、供養のあり方が変質したと考えられる。そして、高滝・養老地区の墓標の造立数が17世紀末以降急増することを見ると（表Ⅲ-2-1）、D類が出現し増加していく17世紀後葉から18世紀前葉は、墓標造立が広がる時期にあたるのである。

4 家を通して見た近世墓標

(1) 戒名の変遷

右に述べたような高滝・養老地区の墓標の変遷に関する全体的な様相を踏まえながら、これを家の単位でとらえることにより、近世墓標と家意識の問題を論じることにはしたい。

まず、墓標に刻まれた戒名の問題をとり上げよう。小林大二によると、戒名はおおよそ次のような形式となっている。

(頭書) (院号) (法名) (位戒・戒位) (置字)

□□ □□□ □□□□ □□ □□

このうち位戒・戒位は直接に戒名の階位をあらわすものとされている（小林大二1987）。こうした位戒の階層性については、すでに跡部直治が居士・大姉の下位に信士・信女があり、さらに下位のものとして禅定門・禅定尼が用いられたことを指摘しており（跡部1936）、これは小林大二による長野県の調査結果とも一致する（小林大二1987）。

また、院号も位戒とともに戒名の階層性を示すものであった。文化3年(1806)4月には関東の曹洞宗を取り締まる関東三刹(龍隠寺・大中寺・総寧寺)が支配下の寺院に対して、「由緒有之先祖代々居士・大姉附来ル者」か「開基同前其寺ニ重キ功業有之者」以外みだ

表Ⅲ-2-2 高滝地区の墓標に見る戒名の変遷 (谷川1989)

年 代	戒 名	院号 居士 ・ 大姉	院号 信士 ・ 信女	院 号	信士 ・ 信女	禪定門 ・ 禪定尼	禪門 ・ 禪尼	童子 ・ 童女	そ の 他	位戒 なし	計
慶長6～慶長15 (1601～1610)											
慶長16～元和6 (1611～1620)											
元和7～寛永7 (1621～1630)											
寛永8～17 (1631～1640)											
寛永18～慶安3 (1641～1650)				2						1	3
慶安4～万治3 (1651～1660)											
寛文1～10 (1661～1670)						1					1
寛文11～延宝8 (1671～1680)											
天和1～元禄3 (1681～1690)	1				2						3
元禄4～13 (1691～1700)				1	1				1		3
元禄14～宝永7 (1701～1710)					3	1	1			2	7
正徳1～享保5 (1711～1720)					3	3	1	1			8
享保6～15 (1721～1730)					1	1					2
享保16～元文5 (1731～1740)				1	2				1		4
寛保1～寛延3 (1741～1750)	1	1			10			1	1	1	15
宝暦1～10 (1751～1760)	1	1	2	7				2			13
宝暦11～明和7 (1761～1770)	1	3	1	6				1			12
明和8～安永9 (1771～1780)		3	2	8				1	1	2	17
天明1～寛政2 (1781～1790)	1	7		10				1	1	1	21
寛政3～12 (1791～1800)		3	5	8				4	1		21
享和1～文化7 (1801～1810)	2	7		6				3	2		20
文化8～文政3 (1811～1820)		3	3	17				2		2	27
文政4～天保1 (1821～1830)		3		6				2	1	3	15
天保2～11 (1831～1840)	1			7							8
天保12～嘉永3 (1841～1850)	1			7							8
嘉永4～万延1 (1851～1860)		2	2	1				1	1		7
文久1～明治3 (1861～1870)	5	1		4				1	1		12
計	14	34	19	109	6	2	20	11	12		227

りに居士・大姉・院号を用いることを禁じ、また院殿号、大居士等は百姓、町人には許可しないという「御淀目」を出している。同文中に延享元年(1744)秋以来再三の触れ置きであると見えているのは興味深い(小林大二1987:196)。その後、天保2年(1831)4月にも百姓、町人が院号・店士号等をつけることを禁ずるという「御触書」が出されている(司法省庶務課1895)。このような院号・居士・大姉の乱用に対する度重なる禁令は戒名の階層性が江戸時代の社会的秩序の象徴として認識されていたことを示すとともに、それが必ずしも厳密に遵守されていたのではなかったことを物語っている。

右に述べたような戒名とくに院号と位戒の階層性に着目して、高滝・養老地区の墓標に見る戒名の変遷を示す表を作成した。

高滝地区の院号、位戒は次のように分類できる(表Ⅲ-2-2)。

- ①院号 居士・大姉
- ②院号 信士・信女
- ③院号 (位戒なし)
- ④信士・信女
- ⑤禅定門・禅定尼
- ⑥禅門・禅尼
- ⑦童子・童女:「童男」「禅童子」「幼女」各1例もこれに含めた。
- ⑧その他:神道の「霊神」7例、「院号 注連司」1例、「命」1例および「法土」1例、「信尼」1例がある。
- ⑨位戒なし

こうした分類の上に立って、その変遷をたどっていくと、18世紀前葉の享保年間(1716~1735)ごろに大きな画期があることがわかる。すなわち、それ以前の戒名は院号(位戒なし)や禅門・禅尼がごくわずかあり、信士・信女、禅定門・禅定尼が一般的であったのに対して、享保年間以降には院号居士・大姉、院号信士・信女が新たに用いられるようになり、院号(位戒なし)、信士・信女は引き続いて見られるが、禅定門・禅定尼、禅門・禅尼は姿を消すのである。なお、1681~1690年の間の院号居士・大姉1例は最新の没年が1773年のE類という最も新しい形態の墓標の戒名であり、後年に追位された可能性が高い。そして、ほぼ同じ頃に童子・童女などの子供の戒名があらわれ継続して見られるようになる。

一方、養老地区の戒名について検討してみると(表Ⅲ-2-3)、戒名の分類は次のようになる。

表Ⅲ-2-3 養老地区の墓標に見る戒名の変遷 (谷川1989)

年 代	院号 居士 大姉	院号 信士 信女	院号 童子 童女	院 号	居士 ・ 大姉	信士 ・ 信女	禅定門 ・ 禅定尼	禅門 ・ 禅尼	童子 ・ 童女	そ の 他	位戒 なし	計
慶長6～慶長15 (1601～1610)												
慶長16～元和6 (1611～1620)												
元和7～寛永7 (1621～1630)					1							1
寛永8～17 (1631～1640)						1						1
寛永18～慶安3 (1641～1650)												
慶安4～万治3 (1651～1660)												
寛文1～10 (1661～1670)				1		1	1					3
寛文11～延宝8 (1671～1680)						2	4				1	7
天和1～元禄3 (1681～1690)				1			1			1		3
元禄4～12 (1691～1700)				1		2	5				1	9
元禄14～宝永7 (1701～1711)				1		5	4		3			13
正徳1～享保5 (1711～1720)	3	1			1	8	4		1		2	20
享保6～15 (1721～1730)	1					7			1		1	10
享保16～元文5 (1731～1740)	1	1		1	1	10	1		1		1	17
寛保1～寛延3 (1741～1750)		2			2	9			5			18
宝暦1～10 (1751～1760)	3	2	1	2	2	11		1	4			26
宝暦11～明和7 (1761～1770)	1	3			1	11	1	1				18
明和8～安永9 (1771～1780)	2	2		1	2	10			1			18
天明1～寛政2 (1781～1790)	1	3			2	13	1		1	1	1	23
寛政3～12 (1791～1800)	1	2				15	1		6			25
享和1～文化7 (1801～1810)	1	3				23			5			32
文化8～文政3 (1811～1820)		4			3	14	1		3	1		26
文政4～天保1 (1821～1830)		2				10					1	13
天保2～11 (1831～1840)	1	1				7	1		3			13
天保12～嘉永3 (1841～1850)					3	12						15
嘉永4～万延1 (1851～1860)	1				4	7	1		6			19
文久1～明治3 (1861～1870)	1				5	2						8
計	17	26	1	8	27	180	26	2	40	3	8	338

- ①院号 居士・大姉
- ②院号 信士・信女
- ③院号 童子・童女
- ④院号 (位戒なし)
- ⑤居士・大姉
- ⑥信士・信女
- ⑦禪定門・禪定尼
- ⑧禪門・禪尼
- ⑨童子・童女
- ⑩その他：「沙弥」 3例がある。
- ⑪位戒なし

これを高滝地区の戒名と比較すると、例外的に院号童子・童女があり、また大きな相違点としては院号(位戒なし)が少なく、居士・大姉が見られることが指摘できる。これは戒名が寺檀制のなかで檀那寺によってつけられていたことによると思われる。すなわち、高滝地区の檀那寺は金蔵院・光明寺(真言宗)、長高寺(天台宗)、本伝寺(日蓮宗)などであるが、養老地区では金蔵院・光厳院(真言宗)、長泉寺・真光寺(曹洞宗)、光明寺(天台宗)となっており、共通するのは真言宗の金蔵院のみである。そして、金蔵院の檀家は高滝地区では9戸であるが、養老地区では約半数の4戸と少ない。つまり、このような檀那寺の相違が両地区の戒名の差異を生み出したと考えられるのである。

さて、養老地区の戒名の変遷を見ると、やはり高滝地区と同様に18世紀前葉、享保年間(1716～1735)ごろに大きな画期が認められる。享保以前には戒名は院号(位戒なし)が少しあり、信士・信女、禪定門・禪定尼が一般的であったが、享保以降になると院号居士・大姉、院号信士・信女が出現し、居士・大姉がコンスタントに見られるようになる。院号(位戒なし)や信士・信女は引き続いて用いられるが、禪定門・禪定尼は少なくなって、禪門・禪尼はごくわずか見られる。そして、ほぼ同時期に童子・童女という子供の戒名があらわれ、継続して用いられるようになる。

以上のように、高滝・養老地区の戒名の変遷は各々若干の差異を含みながらも、18世紀前葉、享保年間ごろに大きな画期が認められることが明らかとなった。すなわち、この時期に新たに院号居士・大姉、院号居士・信女、院号(位戒なし)、居士・大姉、信士・信女、禪定門・禪定尼、禪門・禪尼などの戒名の格式すなわち牌格が確立し、それとともに童子・

童女という子供の戒名が定着していったと考えられるのである。こうした戒名の変遷の上での画期は、長野県における小林大二の調査結果と一致しており興味深い(小林大二1987)。

(2) 墓標の変遷と戒名

右に述べたような戒名の変遷は墓標の形態、規模、被葬者数、造立数の変遷とどのような関係にあるのだろうか。

前述のように、高滝・養老地区の墓標の形態の変遷では、頭部が三角形のB類や舟形光背に仏像を半肉彫りにしたC類にかわって頭部かまぼこ状を呈するD類が主流となるのがちょうど享保年間(1716～1735)以降であった(表Ⅲ-2-1)。このD類以降方柱形のE類にかけて墓標の規模が大型化していき、また、墓標1基あたりの被葬者数については複数被葬者の墓標が増加していくのである。そして、表Ⅲ-2-1を見ると、墓標の造立数は17世紀末以降急増することがわかる。つまり、D類が出現し盛行していく時期は墓標の造立が広がっていく時期なのである。

こうした墓標の変遷の画期が先述の戒名の変遷のなかで牌格が確立し、定着していく時期と一致するのは偶然ではないだろう。墓標の変遷上の画期が家意識を背景としていることはすでに述べたとおりであるが、戒名の階層性すなわち牌格を社会的秩序の表徴として認識することと、その秩序の車位としての家を強く意識することは同一の観念の表裏一体ともいふべきものではないだろうか。つまり、家意識の高まりがその家の家格の意識を生み、戒名の格式、牌格の秩序を受容していくときの観念的母胎となっていたように思えるのである。

この問題を今少し検討するために、高滝・養老地区の戒名と墓標について家を単位として検討してみることにはしたい。

(3) 戒名による家の類型

ここではまず、享保年間(1716～1735)ごろに確立し、定着した戒名の階層性すなわち牌格に着目しつつ、各家で用いられていた戒名を見てみると、享保以降の戒名による家のグルーピングが可能なことが判明した。高滝地区については以下のとおりである。

Aグループ

院号居士・大姉、院号信士・信女、信士・信女を用いている家。3戸ある。

A´グループ

院号居士・大姉、院号信士・信女が例外的にあり、多くは信士・信女を用いている家。1戸ある。

Bグループ

院号信士・信女、信士・信女を用いている家。9戸ある。

B´グループ

院号信士・信女、院号(位戒なし)が例外的にあり、多くは信士・信女を用いている家。3戸ある。

Cグループ

信士・信女を用いている家。7戸ある。

右のようなグループが村落のなかの具体的な階層とどのように対応するのかは、文献資料の検討を必要としており、残念ながらここでは言及できない。ただ、Aグループは高滝神社の神主および禰宜の一族であり、院号居士・大姉の戒名をもつ家々が上位に認識されていたことは疑いない。このことは社会的秩序の表徴である戒名の格式すなわち牌格が家を単位として受けいれられていく際に、家格の意識がはたらいっていたことを示しており、そうであるならば、院号信士・信女の戒名をもつ家々や信士・信女を用いる家々も村落内のある種の階層意識を反映しているものとしてとらえられるのである。

次に養老地区の戒名による家のグルーピングを示す。

Aグループ

院号居士・大姉、院号信士・信女、信士・信女を用いている家。3戸ある。

A´グループ

院号居士・大姉もしくは居士・大姉が例外的にあり、多くは院号信士・信女、信士・信女を用いている家。2戸ある。

A[△]グループ

院号居士・大姉を例外的にもつものがあり、多くは居士・大姉を用いている家。例外的に信士・信女のある家もある。3戸ある。

Bグループ

院号信士・信女を用いている家。例外的に信士・信女のある家がある。3戸ある。

Cグループ

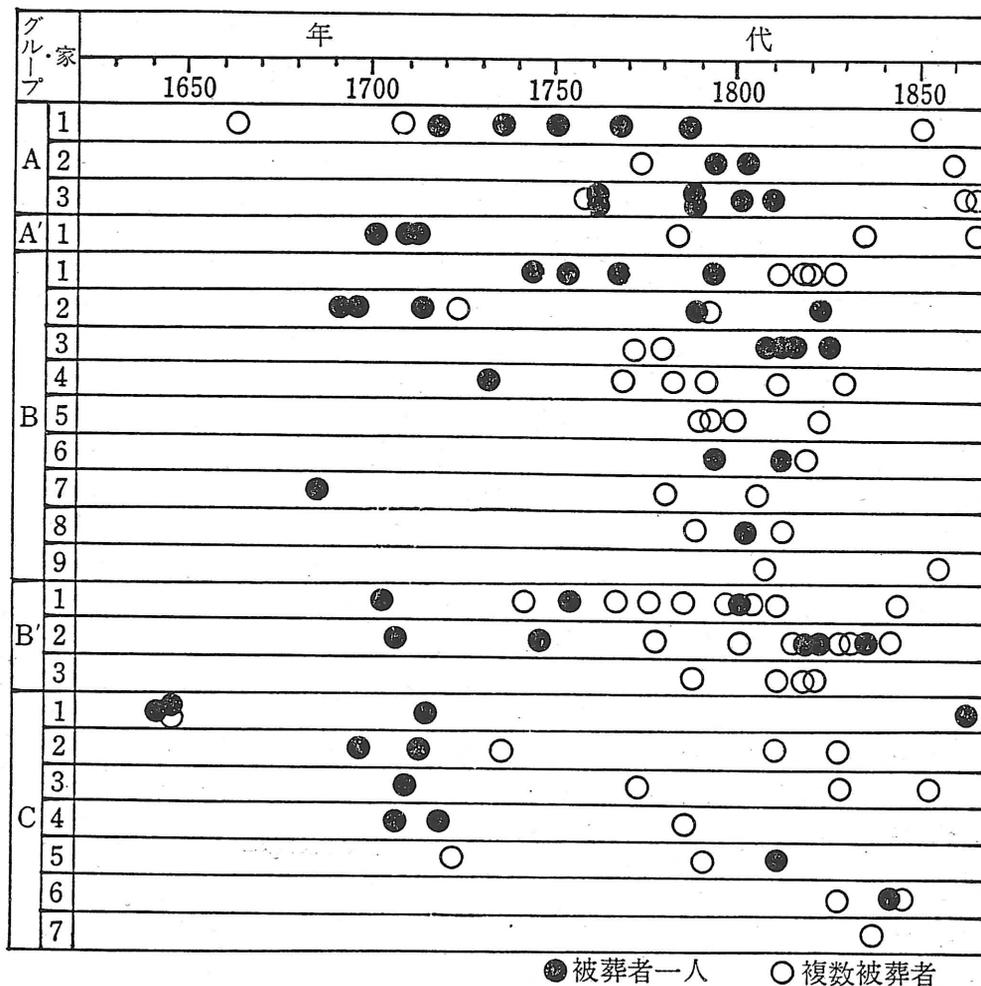
信士・信女を用いている家。20戸ある。

C´グループ⁽¹⁾

信士・信女、禪定門・禪定尼、禪門・禪尼を用いている家。9戸ある。

このように、養老地区の戒名による家のグルーピングを行なってみると、高滝地区とはかなり相違しているように見えるが、院号居士・大姉の戒名をもつ家々、院号信士・信女をもつ家々、信士・信女を用いている家々という大別では共通している。

右のグループのなかで、A・A'・A''グループの家11戸のうち、文献資料で江戸時代に苗字をもっていたことがわかる家が7戸あり（小幡1967）、このことは院号居士・大姉および居士・大姉の戒名をもつ家が上位の階層にあった証左である。



図Ⅲ-2-3 高滝地区の各家の墓標造立状況（谷川1989）

(4) 墓標と戒名の階層性

前項に示した戒名による家のグルーピングを踏まえて、各家における墓標の造立の状況を見てみることにしたい。

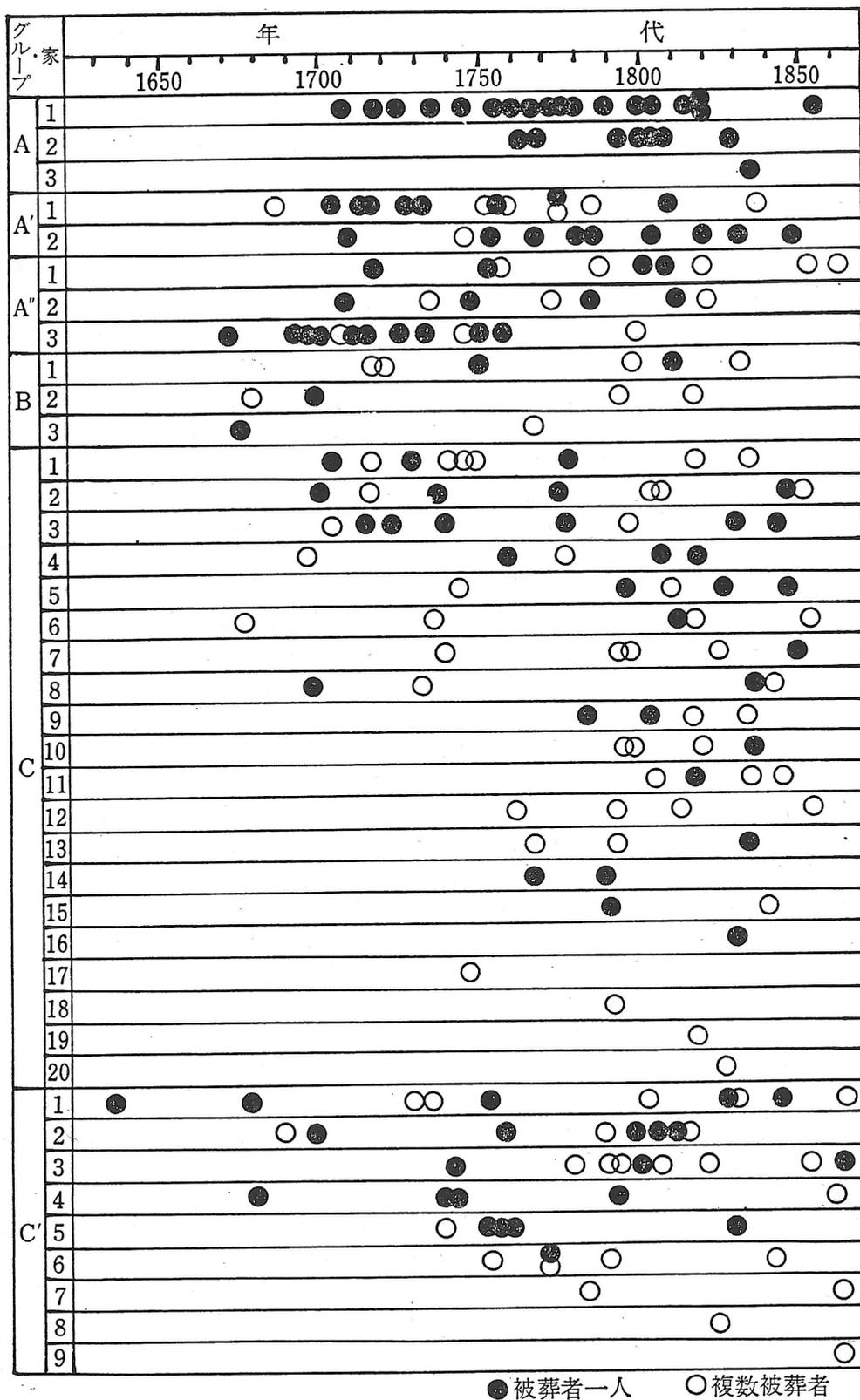
図Ⅲ-2-3・4を一見すると、院号居士・大姉をもつ高滝地区のA・A^〳グループ、養老地区のA・A^〳・A^〴グループでは被葬者数1人の墓標が18世紀の初頭ごろから比較的連続的に造立されている傾向が読みとれる。一方、他のグループでは18世紀中葉以降から墓標を造立し始める家が高滝地区で約半数、養老地区では約2/3にのぼり、18世紀中葉以降の墓標には複数の被葬者をもつものが圧倒的に多く、比較的時間をかけて造立されているように見える。

前述のように、高滝・養老地区では享保年間（1716～1735）以降に頭部がかまぼこ状を呈するD類の墓標が盛行し複数被葬者の墓標が増加していくが、こうした傾向は右に述べたように、院号居士・大姉など上位の戒名をもてない家々に顕著な現象であった。それはおそらく個人の墓標を造立することが経済的に困難であったからであろうが、それでもなお夫婦、兄弟姉妹、親子など血縁関係にあるものをまとめて1基の墓標にまつり、複数の戒名を刻んでいったのはやはり家を強く意識していたことに他ならないのである。

次に墓標の規模について検討してみると、やはり戒名による家のグループと相関関係が認められる。試みに墓標の高さがほぼ3尺以上すなわち90cm以上のものをもつ家をあげると、高滝地区では院号居士・大姉の戒名のあるA・A^〳グループと院号信士・信女をもつB・B^〳グループのあわせて16戸のうち12戸あるのに対して、信士・信女の戒名をもつCグループでは7戸のうち3戸と少ない。また、養老地区ではA・A^〳・A^〴・Bグループ11戸のうち8戸あったが、C・C^〳グループ29戸のうちでは9戸にすぎず、高滝地区と同様の傾向を示している。

このことは墓標の規模が一種の格式を示すものであり、戒名の階層性と連関のあったことを物語っている。そして、天保2年(1831)4月に百姓、町人が4尺以上の墓標を立てることを禁ずる御触書が出されたことも右の推定を裏付けるものであろう。

墓標の形態については、とくに笠付方柱形のF類6基のうち18世紀中葉以降の5基に限ってみると、4基が院号居士・大姉の戒名をもつ家のものであり、これも戒名の階層性とのつながりを想定させる。



図Ⅲ-2-4 養老地区の各家の墓標造立状況 (谷川1989)

(5) 家を通して見た墓標と戒名

以上述べてきたように、戒名による家のグルーピングを踏まえて、墓標の造立の状況、複数の被葬者をもつ墓標の問題、墓標の規模、形態について検討してきた。その結果、墓標が戒名の階層性すなわち牌格と密接な関係にあることが明らかとなった。すなわち、戒名及び墓標はいずれも家を通じて社会的秩序の表徴として認識されていたのである。したがって、先述のように墓標の変遷の画期と戒名の変遷の画期が一致していたのも当然といえよう。

このことは墓標の変遷がそれを造立した人々の家に対する意識と深く関わっていたことを意味している。つまり、家を強く意識し始めたことを背景として、各家で墓標を造立することが広がり、いわゆる一観面の墓標にかわって多観面の墓標（D類）が盛行するようになる。院号居士・大姉など上位の戒名をもてない家では夫婦、兄弟姉妹、親子などをまとめて1基の墓標にまつことが多くなる。これは単なる経済的な理由にとどまらず、むしろ強い家意識のあらわれと考えることができる。

一方、院号居士・大姉などの戒名をもつ家では18世紀の初頭ごろから個人の墓標を造立することの方が一般的であった。言い換えれば、こうした墓標のあり方が家の格式の表徴であって、墓標の高さや形態の上での笠付方柱形墓標も同様に認識されていたと思われる。多観面の墓標が盛行するなかで墓標が大型化していくことも右のような家意識を背景としていたのである。

この多観面の墓標（D類）が主流となる享保年間（1716～1735）以降は、戒名の格式が確立し、定着していく時期でもあった。新たに院号居士・大姉、院号信士・信女、院号（位戒なし）、居士・大姉、信士・信女、禪定門・禪定尼、禪門・禪尼などの牌格が生まれ、家の格式の一方の表徴となっていく。そして、同じ頃童子・童女などの子供の戒名が広がっていくのは、家の維持、永続の願いから子供への関心が高まっていったことのあらわれであるように思われる。すなわち、家に対する意識の高揚が墓標や戒名の格式を受容する上での観念的母胎となり、家を単位とする死者供養はそうした家意識と深く結びついていたといえるのである。

このように、近世墓標と戒名を通して18世紀前葉、享保年間（1716～1735）ごろに始まる社会史上の画期の一端を見ることができる。さらに付け加えるならば、小林大二の指摘するように（小林大二1987）、享保年間はいわゆる差別戒名の確立していく時期でもあった。つまり、家意識を背景とした家の格式への関心は、他方で近世の差別意識につながる

ものであった。

第3章 近世墓標の普及の様相－伊豆七島利島、長久寺墓地の調査－

1 長久寺墓地の概観

長久寺は日蓮宗に属し、現在利島唯一の寺院である。永正年間（1504～1521）に僧日想が起立したと伝えられる。かつて、利島には長久寺とともに海岸寺という同じく日蓮宗の寺があった。海岸寺は文明元年（1469）に没した僧日浄が建立したと伝えられている。明治32年（1899）に海岸寺は廃寺となり、同34年（1901）に海岸寺の檀家は長久寺に移った。それ以前の海岸寺の檀家は、男は海岸寺、女は長久寺に葬られたという。

長久寺の墓地は本堂北側の境内の一画とその北側および北東側の一段下がった一帯に広がっており、墓地の南東側は本堂の裏手につづく急斜面によって画されている（図Ⅲ-3-1）。

墓地の区画は、境内およびその北側にかけては墓道をはさんで東西の列をなし、墓標の正面は基本的に北すなわち海の方を向いている。北東部の区画は斜面際で東西列である以外は南北の列をなし、墓標の正面は墓道側を向いている。

本堂脇の境内には歴代住職の墓・報恩塔・法華経読誦塔などがあり、一段下がったところには檀家の墓が並んでいる。

長久寺墓地の墓標の調査は、1992年から1993年にかけて『利島村史』の編纂にともなって実施した（谷川1996c）。

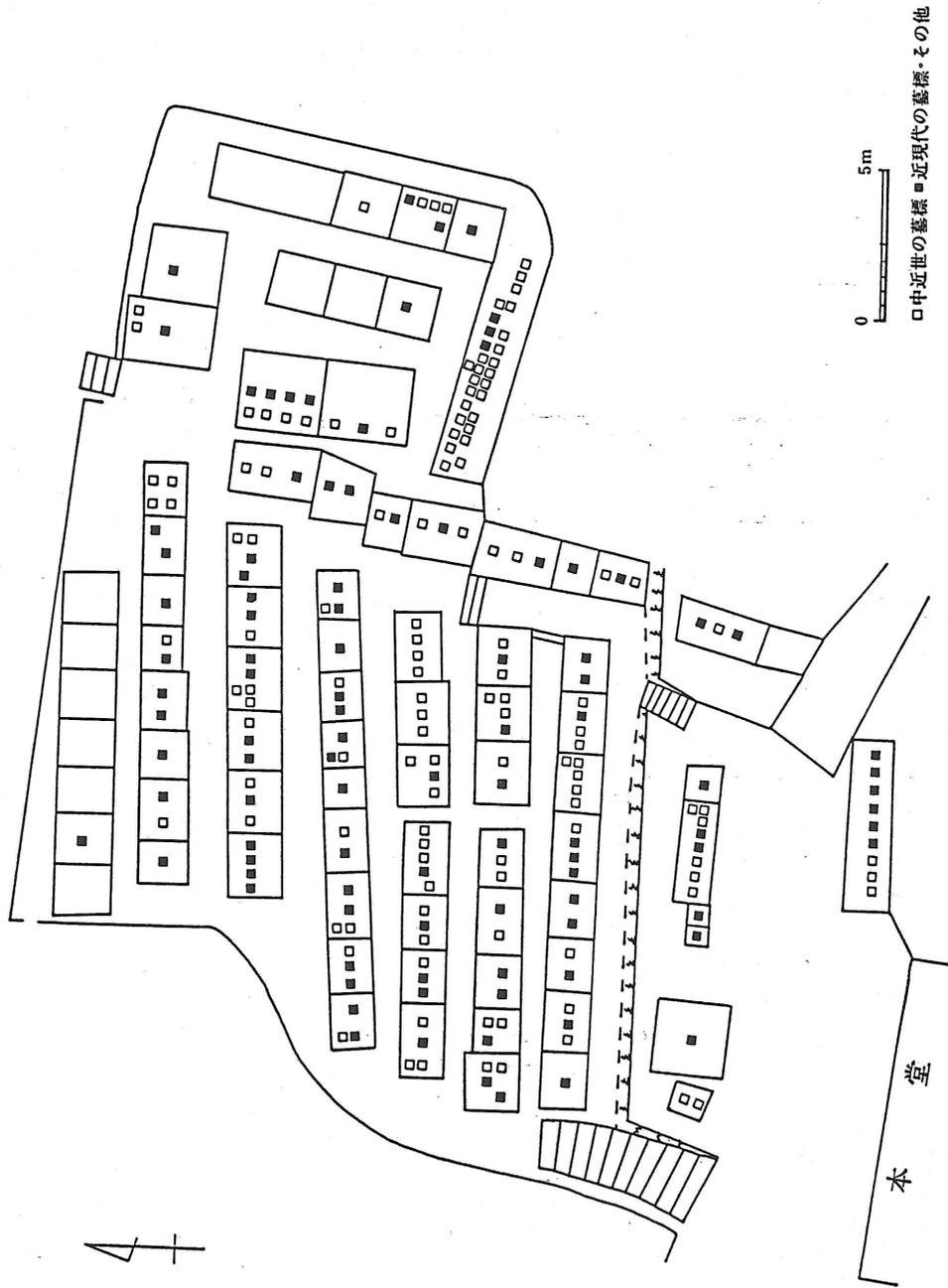
2 墓標の分類

調査の対象とした長久寺墓地の墓標は、明治時代以降のものを除いた総数129基を数える。これらの墓標を以下のように分類した。なお、分類に際しては、江戸および周辺村落の墓標の分類案（第Ⅲ部第1章参照）に基本的にしたがった。

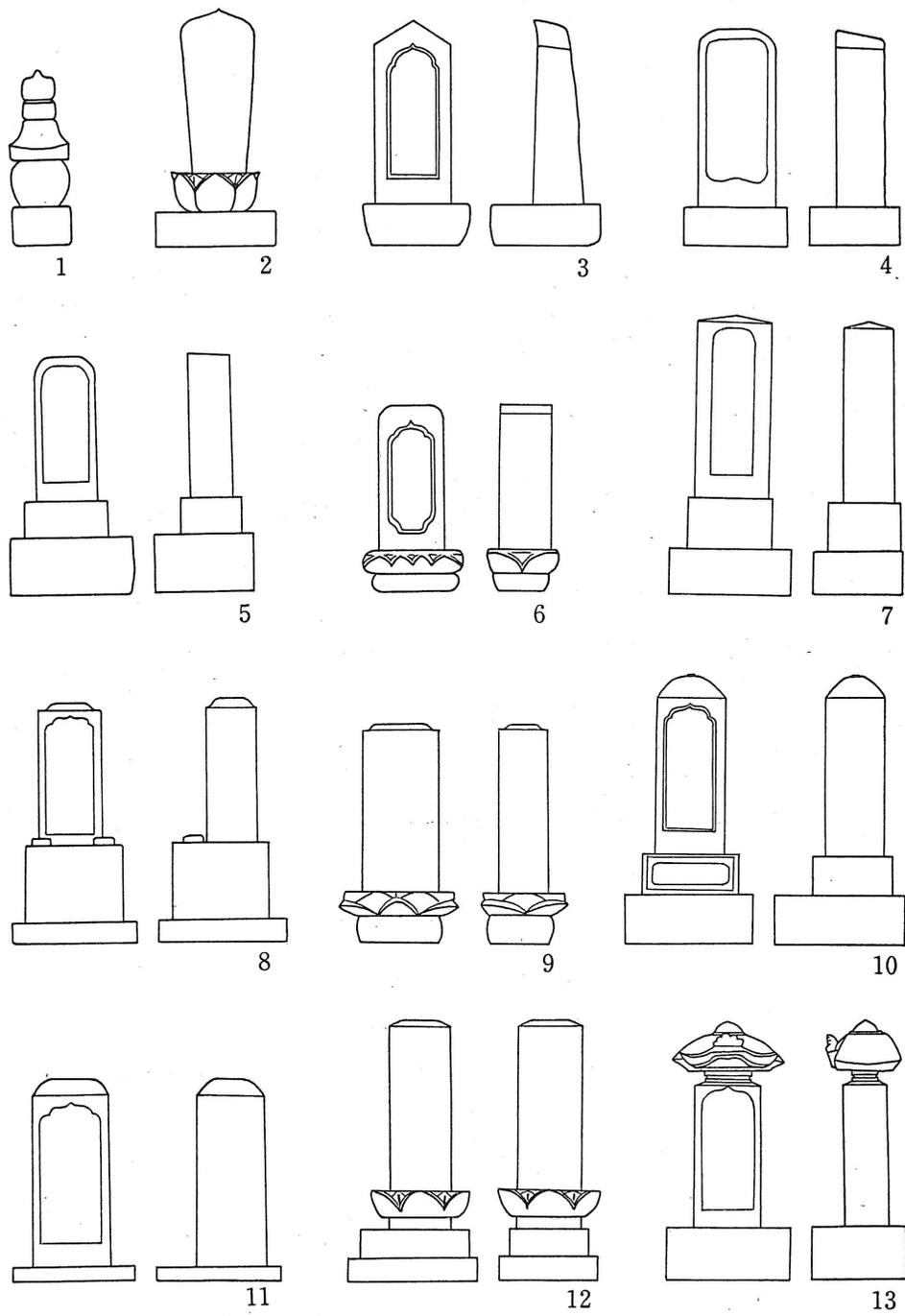
A類 塔形のもの。

A-1類 五輪塔（図Ⅲ-3-2、1）

7基あり、5.4%を占める。ただし、空風輪から地輪まで完全に残っているものは3基だけで、空風輪を欠くものが4基、地輪を欠くものが1基ある。また、これらの現状の組み合わせが正しいかどうかは判然としない。



図Ⅲ-3-1 長久寺墓地全体図 (谷川 1996c)



図Ⅲ-3-2 墓標の分類 (谷川1996c)

A-2類 宝篋印塔

基壇から相輪まで残っているものはない。五輪塔と混在して積まれているものが5例ある。

五輪塔の空風輪・宝篋印塔の笠部・五輪塔の水輪を積み上げたもの1例、宝篋印塔の基壇の上に五輪塔の空風輪・火輪・水輪を積んだもの1例、五輪塔の空風輪・宝篋印塔の笠部・五輪塔の火輪・地輪を積み上げたもの1例、五輪塔の空風輪・宝篋印塔の笠部・五輪塔の水輪・宝篋印塔の基壇を積み上げたもの1例、宝篋印塔の基壇・笠部の上に五輪塔の空風輪を積んだもの1例である。

A-3類 無縫塔（2）

2基あり、1.6%を占める。いずれも住職の墓である。

B類 頭部が三角形のもの。

B-1類 断面が舟形のもの（3）

1基のみで、0.8%を占める。

D類 頭部がかまぼこ状を呈するもの

D-1類 断面が舟形のもの（4）

6基あり、4.7%を占める。

D-2類 断面が方柱形のもの（5・6）

15基あり、11.6%を占める。

E類 方柱形のもの

E-1類 頭部が四角錐を呈するもの（7）

47基と最も多く、全体の36.4%を占めている。

E-2類 頭部が台状に造り出されたもの（8・9）

4基あり、3.1%を占める。

E-4類 頭部がドーム状を呈するもの（10・11・12）

これは、江戸および周辺村落の墓標の分類案（第Ⅲ部第1章参照）にはない。

28基あって2番目に多く、全体の21.7%を占めている。

頭部の盛り上がりの高さおよび形態によってさらに細分が可能かもしれない。

なお、この他に欠損して頭部が不明のE類が1基ある。

F類 笠付方柱形のもの（13）

13基あり、10.1%を占める。

笠の形態は若干の差異はあるが、確認できるものは全て唐破風のついた形式である。

以上のように、長久寺墓地に現存する墓標129基を分類した。このなかでは、方柱形のE類が全体の6割以上を占め、次にD類、A類、F類の順となっている。すなわち、長久寺の墓標は、混在して積み直されたものの多い塔形のA類を除くと、頭部かまぼこ状のD類と方柱形のE類・笠付方柱形のF類に代表されるのである。

これを細分した型式で見ると、E-1類が全体の約1/3、E-4類が約1/5、D-2類・F類が各々およそ1割を占めている。こうしたあり方は江戸および周辺村落の墓標の一般的な様相と異なっており、B-1類が1基のみでB-2類・C類・E-3類が見られないこと、E-4類が認められることが特徴的である。

3 墓標の変遷

前節で述べた分類に基づいて墓標の変遷を考えてみたい。

前述のように（第Ⅲ部第1章参照）、墓標が造立された年代を知る手がかりは、その墓標に刻まれた被葬者の没年である。被葬者の死の直後に墓標を立てられた場合、没年がそのまま墓標の造立年代となるが、没後数年たって墓標が造立される場合も考えられる。また、1基の墓標に複数の被葬者のあるものは、墓標造立以前の死者の戒名、没年月日を遡って刻む場合と、逆にすでにある墓標に戒名、没年月日が追刻される場合が想定される。

このように、様々なケースを考慮すると、墓標に刻まれた没年月日から墓標の造立年代を正確に知ることは不可能に近いのである。したがって、ここではひとつの基準として、1人の被葬者の場合は没年を、複数の被葬者の場合には最新の没年を墓標の造立年代として考えることにした。

こうした前提の上に立って、墓標の年代別造立数を示す表を作成してみた(表Ⅲ-3-1)。対象としたのは、没年の判読できた90基の墓標である。

まず、墓標全体の造立数の変化を見ると、18世紀に入って墓標を立てることが始まり、とくに18世紀の中葉頃から墓標が広がったことがわかる。年代の明らかな最古の墓標は正徳元年（1711）の年号をもつE-4類のものである。

没年がわからない墓標のなかで古いものは、A-1・2類の五輪塔・宝篋印塔であろう。これらは混在して積み直されており、本来の組み合わせは判然としないが、小型であることと各部の形態から、おそらく室町時代後半から江戸時代初期のものと推定される。

年	代	形 態							計	
		A		D		E				F
		3	1	2	1	2	4			
元禄14～宝永7 (1701～1710)										
正徳1～享保5 (1711～1720)				1				1	2	
享保6～15 (1721～1730)										
享保16～元文5 (1731～1740)			1	1	1			1	4	
寛保1～寛延3 (1741～1750)			1					4	6	
宝暦1～10 (1751～1760)					4			2	6	
宝暦11～明和7 (1761～1770)		1			1			4	7	
明和8～安永9 (1771～1780)					5	7		3	2	17
天明1～寛政2 (1781～1790)						5		1	6	
寛政3～12 (1791～1800)						5			1	6
享和1～文化7 (1801～1810)					2	8		2	3	15
文化8～文政3 (1811～1820)			1							1
文政4～天保1 (1821～1830)			1							1
天保2～11 (1831～1840)					2	1				3
天保12～嘉永3 (1841～1850)						3			2	5
嘉永4～万延1 (1851～1860)						1				1
文久1～明治3 (1861～1870)					1	7	2			10
計		1	4	13	43	2	18	9		90

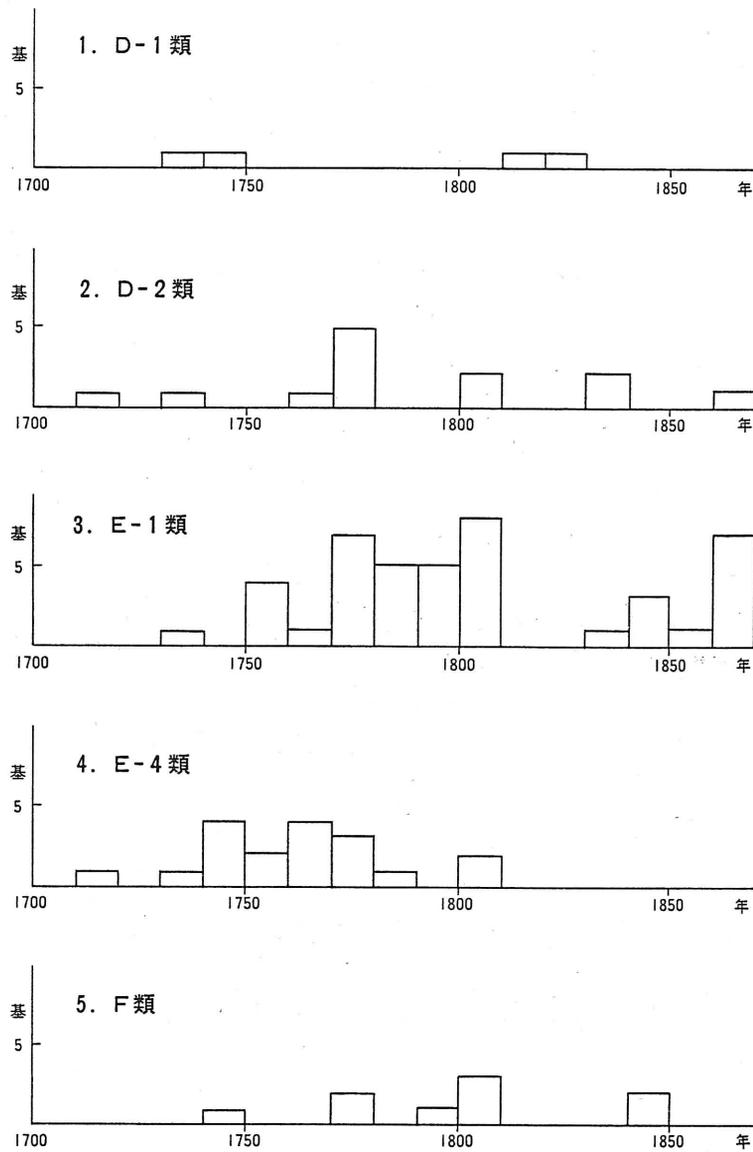
表Ⅲ-3-1 墓標の年代別造立数 (谷川1996c)

また、同じく古いタイプに属するB-1類(図Ⅲ-3-2、3)は、風化がひどく没年が読み取れないものが1基のみであった。江戸およびその周辺の村落でB-1類が18世紀まで存在することからいえば(第Ⅲ部第1章参照)、中世から近世初頭にかけて造立されたA-1・2類の五輪塔・宝篋印塔の後に、再び墓標を立てるようになるのが18世紀に入ってからであったと考えてよいだろう。このことは、同様に古いC類が皆無であることから明らかである。

次に、分類に従って墓標の年代別造立数を比較してみたい(表Ⅲ-3-1、図Ⅲ-3-3)。

頭部かまぼこ状のD-1類(図Ⅲ-3-2、4)およびD-2類(5・6)は18世紀初頭から幕末までコンスタントに造立されている。

笠付方柱形のF類(13)の出現は18世紀中葉とやや遅れるが、19世紀の中葉まで造立さ



図Ⅲ-3-3 D・E・F類の年代別造立数 (谷川1996c)

れる。

頭部がドーム状に盛り上がるE-4類(10・11・12)は、18世紀初頭に出現し、18世紀中頃から後葉にかけてピークをむかえ、19世紀初頭以降見られなくなる。

これに対して、頭部四角錐のE-1類(7)は遅れて18世紀中葉に出現し、18世紀後葉から19世紀初頭に盛行し、その後19世紀中葉から幕末にかけて再び増加する。

この他、無縫塔のA-3類(2)は18世紀中葉の終わり頃に1基見られ、頭部を台状に造り出したE-2類(8・9)は幕末に2基造立されている。

以上をまとめて長久寺墓地の墓標の変遷をたどってみると、次のようになる。

古く中世から近世初頭にかけてA-1・2類の五輪塔・宝篋印塔が造立され、その後18世紀に入ってから再び墓標を立てるようになる。まず、頭部かまぼこ状のD-2類・頭部がドーム状のE-4類が造立され、18世紀中葉にはD-1類・頭部四角錐のE-1類・笠付方柱形のF類が立てられるようになり、墓標の造立が広がった。

E-4類は18世紀中頃から後葉にかけてピークをむかえ、19世紀初頭以降見られなくなるのに対して、E-1類は18世紀後葉から19世紀初頭に盛行し、その後19世紀中葉から幕末にかけて再び増加する。すなわち、E-4類からE-1類への変化が認められるのである。

次に分類別に墓標の規模を検討してみよう。

墓標の総高の平均を計算すると、D-1類は82.6cm、D-2類は80.3cm、E-1類は78.8cm、E-2類は83.0cm、E-4類は86.2cmと大きな差は認められなかった。これに対して、笠付方柱形のF類は95.2cmと大型である。

こうした墓標の規模は江戸とその周辺の墓標と変わらないようである。F類が他の形態のものより大型なのは、このタイプの墓標が村内でその家の階層が高いことを示す表徴であったからであろう(第Ⅲ部第2章参照)。

墓標に刻まれた被葬者の数を分類別に見てみると、以下のようなになる。

D-1類では2.50人、D-2類では2.93人、E-1類では2.70人、E-4類では2.92人とほとんど変わらないが、幕末に出現するE-2類は3.38人と増加する傾向がうかがえる。なお、F類の平均被葬者数は3.20人と多いが、そのなかの1基に10人の被葬者をもつものがあり、それを除いて計算すると2.40人と低い数値になる。

このような墓標の被葬者数は、江戸および周辺村落の墓標の18世紀以降のあり方と同様である。

4 近世墓標の普及の様相

以上述べてきたように、長久寺墓地の墓標をめぐっては、いくつかの問題を指摘することができる。

墓標の変遷については、中世から近世初頭にかけてA-1・2類の五輪塔・宝篋印塔が造立され、その後18世紀に入ってからD・E・F類などの墓標を再び立てるようになって、18世紀中葉には墓標が広がったことがわかった。

江戸とその周辺村落に比べて、B-1類がほとんど認められずに墓標の出現が遅れるのは、

離島という利島の地理的条件によるのであろうが、18世紀中葉の墓標の広がる時期が他の地域とあまり差がないことは興味深い。また、長久寺墓地では墓標に刻まれた被葬者数がおおよそ3人前後であった。こうした1基あたりの被葬者数も他地域と同様の傾向を示している。

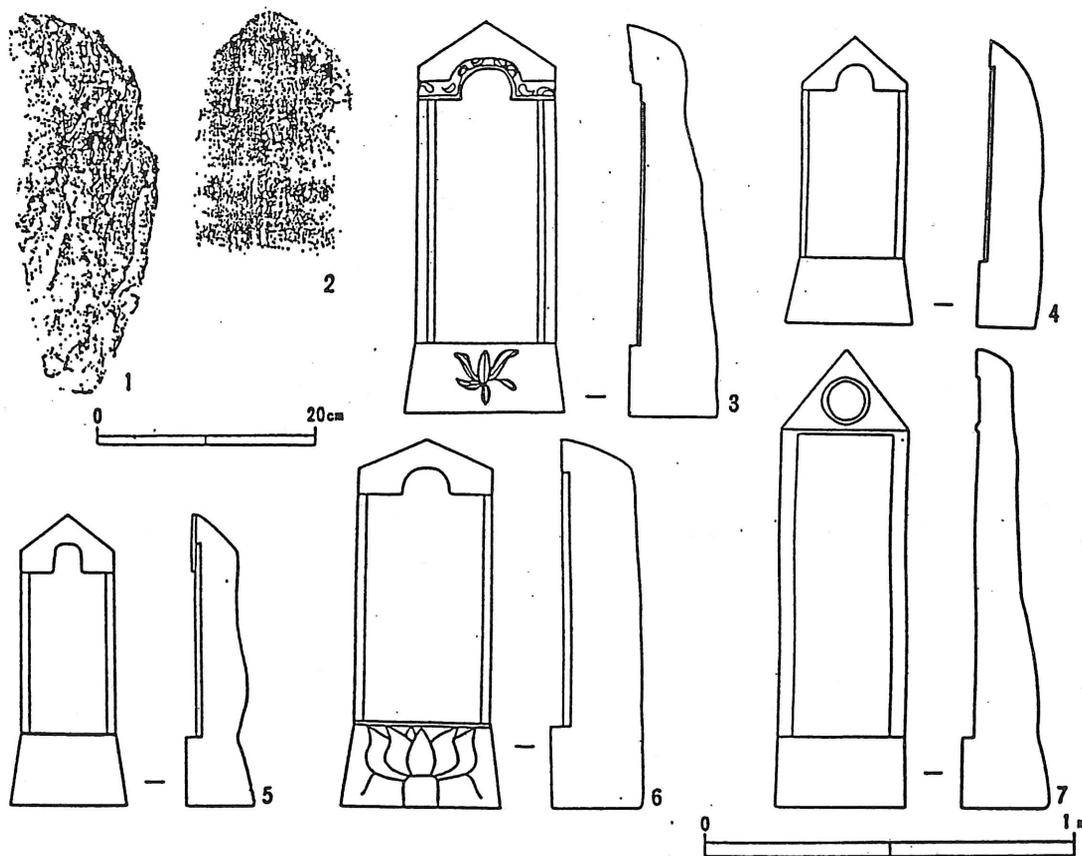
墓地の中に墓標が普及していくのは、家々で複数の死者をまとめて墓標を造立することであった。そして、各家が墓標を造立した背景には、家を単位とする死者供養が広がっていったことを想定できるのである（第Ⅲ部第2章参照）。こうした変化は他の地域でも認められる（第Ⅲ部第1章参照）。言い換えれば、利島の墓地に造立された墓標も江戸時代の墓制の変遷と無縁ではなく、大きな歴史的動向を反映したものであろう。

また、墓標の普及の問題については、新潟県佐渡郡両津市鷺崎、観音寺墓地の近世墓標の調査を通して、かつて検討したことがある（谷川2001b）。その内容は以下のとおりであった。

佐渡の相川町は、周知のように、近世の佐渡において金銀山で栄えた場所であった。慶長8年（1603）に陣屋が鶴子から相川に移され、それ以後寛永期（1624～1643）までが金銀の採掘の最盛期となり、産出量は年間50万両をこえることもあったという（田中圭一1974）。すなわち、この時期の相川は金銀山の繁栄により、諸国から人々が集まった鉱山都市であった（本間1990）。したがって、佐渡島という離島でありながら、相川町の墓標のなかに慶長期から寛永期の五輪塔や寛永期の笠付方柱形墓標などの近世初期のものが見られるのは、こうした鉱山都市相川の歴史的背景があったのである。とくに、初代佐渡奉行の大久保長安を開基とする大安寺には、慶長13～16年（1608～1611）の五輪塔と名号塔があわせて4基あるが、うち2基は佐渡の小泊石（石英安山岩）製の小泊の石工が製作したものであり、大久保石見守逆修塔とされる宝篋印塔を含む残りの2基は越前笏谷石（緑色凝灰岩）製であって、この宝篋印塔がいわゆる越前式であるところから、越前の石工の存在が指摘されている（相川町史編纂委員会1973）。これは佐渡における近世初期の石造物の成立事情の一端を物語るものであろう。

佐渡の北端の村である鷺崎の観音寺墓地に墓標が普及した時期については、古い墓標の没年が判読不能であるため、はっきりしない。ただし、相川町の一石五輪塔や五輪塔と比較して、形態の上から慶長期に遡るものはないようで、相川よりも遅れることはおそらく間違いないだろう。

そして、観音寺墓地の墓標が、相川町とほとんど同じような変遷をたどったのは、近世



1・2:板碑、3:慶長17年銘、4:元和5年銘、5・6:元和6年銘、7:元和9年銘

図Ⅲ-3-4 東京都大田区池上本門寺の板碑・非塔形初期墓標 (岡本1988)

旗本名	所領高	村名	寺院との関係	墓塔の年代と供養者	備考
前場勝秀(政)	260石	片平村	修養寺 未詳	元和8年(1622) 勝秀三回忌供養塔	享保3上知
三井 吉正	1500石	上麻生村 (360石)	浄慶寺 開基	寛永元年(1624) 吉正(カ) 逆修供養塔	墓所増上寺子院安運社
富永 重吉	250石	早野村	戒翁寺 開基・墓所	正保3年(1646) 初代重吉塔・他3基	
中根 正盛	5000石	菅村 登戸村	長念寺 中興開基	慶安元年(1648) 初代正盛夫人塔・他11基	
" 正盛 "	"		" "	元和6年(1620) 未詳	
" 正盛 "	"		福昌寺 墓所	寛文5年(1665) 初代正盛塔・他2基	
" 正政 "	"		玉林寺 田地寄進 法泉寺 "	宝永7年(1710) 三代正盛塔・他6基	
加々美正吉	170石	高石村 (107石)	法雲寺 開基		
" 朝音 "	"		潮音寺 中興開基	承応元年(1652) 朝音塔	
河野 良通	600石	登戸村	光明院 中興開基	寛文3年(1663) 通利三十三回忌供養塔	父通利は登戸村の領主であったが、寛永11年以前知行替
水野 近信	500石	岡上村	東光院 未詳	東光院過去帳には水野氏を葬る記事がある	

旧家・百姓名	家の由緒	村名	壇那寺	墓塔の年代
吉 垣	北条家の家人の伝承	王禰寺村	王禰寺	正保3年(1646) 一石五輪塔
土 方(旧)	先祖の蔵人某、文祿頃の人	細山村	香林寺	寛永13年(1636) 五輪塔
小 島	先祖小島佐渡守	上麻生村	常安寺 開基	寛永19年(1642) 一石五輪塔
笠 原(百)	小机城笠原英作守綱信の庶流	高石村	潮音寺	延宝4年(1676) 板碑型
星 川(百)	小田原北条家分國の頃、軍陣の先廻り	五反田村	盛源寺	寛文2年(1662) 光背型
井 田(百)	高橋帯刀として是も北条家に仕へし	長尾村	妙楽寺	寛永17年(1640) 一石五輪塔
佐保田(旧)	佐保田山城守平政春は当所の領主なり	菅村	壽福寺	寛永19年(1642) 板碑型
横 山(旧)	先祖は式部少輔弘成、小田原北条家の家人	上菅生村	広福寺	寛永12年(1635) 五輪塔
木 下(百)	木下次郎と云もの庶流	高石村	広福寺	寛永20年(1643) 五輪塔
斎 藤(百)	当初開闢の頃の旧家	上菅生村	広福寺	寛永7年(1630) 五輪塔
井 上	北条家の家人の伝承	登戸村	善正寺	寛永9年(1632) 板碑型
河 合(旧)	上杉の庶流	五反田村	龍安寺	慶安4年(1651) 五輪塔
佐 伯(百)	馬之介慶長の頃この地の代官	上菅生村	安立寺 開基	正保5年(1648) 板碑型
古 谷(旧)	祐右衛門と云もの型開せし所なり	中野島村	観音寺	寛文6年(1666) 唐破風付 笠付塔婆
田 村(旧)	小田原北条氏につかえる。	中野島村	是法庵	明暦4年(1658) 光背型

旗 本

「旧家」「百姓」

表Ⅲ-3-2 川崎市多摩・麻生区の旗本、「旧家」「百姓」の墓標 (中西1995)

の鷺崎が西廻り航路の重要な風待ち港として栄えたことがその背景の一つであったと思われる。近世墓標はこうした航路や街道などの交通路に沿って、都市から村へ普及していったのではなかろうか。

こうした離島の利島の長久寺墓地や佐渡の観音寺墓地の墓標のあり方は、江戸から周辺村落への墓標の普及の問題を考える上で参考になるだろう。下山忍は、埼玉県秩父地方の山間部にある秩父郡小鹿野町大字日尾の合角・日尾地区の近世墓標の初現が、1620年代に出現する埼玉県南部の水田地帯と比べ、50年ほど遅れることについて、埼玉県内では墓標は江戸から広がったのではないかと推測し、また、水田地帯と山林地帯の違いに関わる地域の経済力の問題も考えている（下山1996）。地域の経済力という観点も、墓標の普及を考える上で重要である。このように、近世墓標は都市から村落へ普及していったと考えられるのである。

江戸の初期墓標については、千々和實が東京都大田区池上本門寺の17世紀前半の墓標の造立から、元和年間（1615～1623）に江戸が首都化したと述べている（千々和1975）。岡本桂典は同じく池上本門寺の慶長17年（1612）から元和9年（1623）までの5基の非塔形初期墓標を紹介し（図Ⅲ-3-4）、慶長17年（1612）銘の墓標は少し時期が下がると考えられるが、これらは愛知県岡崎市の初期墓標に類似しており、元和9年（1623）銘のものは月輪を額部に配し、愛知県の中世末の板碑に類似していることを指摘した（岡本1988）。千々和や岡本の指摘は、元和年間（1615～1623）が江戸の初期墓標の成立過程において重要な時期であったことをうかがわせる。

それとともに、それぞれの地域において墓標を受容した人々の階層や歴史的背景についても、検討が必要である。中西望介は神奈川県川崎市北部の万治3年（1660）までの近世初期の墓標を調査し、この地域の初期墓標は旗本が知行地の寺院を通じてもたらし、それが村の「旧家」「百姓」といわれる戦国期以来の由緒ある家格の家に受容されたことを明らかにしており注目される（表Ⅲ-3-2）（中西1995）。

以上のように、利島長久寺墓地の墓標の分析を通じて、そこから近世墓標の普及をめぐる問題について考えてみたが、少なくともここでは、墓標が航路や街道などの交通路に沿って、都市から村へ普及していったこと、そこに各地域の地理的・経済的・歴史的条件が加わっていたことを想定することができそうである。他に、寺院あるいは寺墓、寺檀制との関連も考慮する必要があるだろう。これらは、今後の地域史や地域間の関係のなかで近世墓標の普及の問題を検討していく際の糸口となるのである。

終章

江戸の墓制・葬制の変遷とその背景

終章 江戸の墓制・葬制の変遷とその背景

以上のように、江戸遺跡の墓地から発掘された墓の埋葬施設、火葬と土葬のあり方、胎衣納めと乳幼児の葬法や、遺体とともに納められた副葬品、六道銭、墓誌、木製卒塔婆、江戸および周辺村落の墓地に造立された墓標の分析を通じて、周辺村落を含む江戸の墓制・葬制の変遷を明らかにしてきた。ここでは、これまでの到達点を取りまとめながら、江戸の墓制・葬制の変遷の背景を論じることにはしたい。

再三述べてきたように、江戸の墓制の特徴のひとつは、埋葬施設の構造がバラエティーに富んでいるという点にあった。こうした埋葬施設の構造は、被葬者の身分・階層とほぼ対応関係にあったと考えられる。石槨石室墓の将軍家と石室墓の大名家、甕棺を主とする旗本などの幕臣、さらに藩士という3種類の墓制の秩序が並立し、旗本などの幕臣の墓制の秩序に藩士の墓制の秩序が組み込まれていたように見えるのである。また、18世紀以降境内の面積や寺領の石高などに見られる寺院の格式・規模と、そこに営まれている墓の被葬者の身分・階層が対応関係にあり、それは墓地の景観とも関わっていた。

江戸の墓制の変遷上の画期は17世紀後葉と18世紀前葉に認められる。埋葬施設の構造と被葬者の身分・階層および寺院の格式・規模の関係、すなわち身分・階層の表徴としての墓の秩序は、こうした2つの画期を通じて最終的に完成したのであろう。将軍と大名の墓制の秩序が寛永年間（1624～1643）に先行して確立し、その後、17世紀後葉に旗本などの幕臣の墓制の秩序が成立したように、墓制の秩序が身分・階層間を下降していったように考えられるのである。

このような江戸の墓制の変遷上の画期にほぼ対応して、火葬墓のあり方が変化していった。江戸の火葬と土葬の比率に関しては、17世紀代の墓地のなかで火葬の割合が比較的高い墓地と低い墓地があり、これは寺院と火葬場との関係を示している可能性がある。また、18世紀以降になると火葬の占める割合が全体に低くなり、土葬が主体となることが明らかになった。

埋葬施設の構造と火葬・土葬の関係をみると、火葬には蔵骨器、土葬の場合には早桶・木棺・甕棺を使用するという区別が基本的に認められるが、明暦3年（1657）に移転した江戸初期の八丁堀三丁目遺跡（朗惺寺墓地）ではこうした区別はゆるやかであった。火葬蔵骨器の変遷上の画期は、斉一性をもったB-1の瀬戸・美濃産の三耳壺・四耳壺が大部分を占めるようになる17世紀後葉と考えられる。

江戸時代前期には江戸のほとんどの寺院に火葬場があったが、その後、人口密集地域の寺院は火葬場を廃止・移転させ、幕末の火葬場は周辺地区に存在したという変遷がたどれる。火葬墓のあり方が変化し、火葬の占める割合が全体に低くなり、土葬が主体となっていった背景には、こうした江戸の火葬場の廃止・移転があったと考えられるのである。また、そこには、儒葬や神葬祭などの影響が想定されるが、言い換えれば、このような動向は、土葬であった將軍墓を頂点とする江戸の墓制の秩序へ指向していくことでもあった。つまり、江戸の火葬墓のあり方の変化は、江戸の墓が身分・階層の表徴として秩序化していく過程のひとつであった。

このような江戸の墓制・葬制における儒教などの影響は、副葬品である六道銭の変遷にも見ることができる。江戸の六道銭のあり方において、出現率が低下する18世紀中葉はひとつの画期であった。すなわち、江戸においては寛保2年（1742）の六道銭禁令の町触が出された18世紀中葉ごろから六道銭の出現率が低下し、とくに格式の高い大名墓や高禄旗本の墓、旗本の墓と考えられる甕棺墓では、それが明確に認められるのである。そこには、六道銭禁令の背景にある儒教などにつながる近世的な経済思想の論理が中世以来の伝統的な死者供養の論理と対立しながら、上層の身分・階層から次第に浸透していった過程をうかがうことができる。

また、江戸の墓誌は、17世紀代の火葬墓である在銘蔵骨器を中心にした様相から、遅くとも18世紀前葉以降の土葬墓にともなう墓誌を主体とする様相に変化していったように見える。これは、17世紀後葉と18世紀前葉という江戸の墓制の変遷上の画期と対応していたのである。こうした墓誌の変遷には、仏教から儒教へという宗教的、思想的な背景の変化を見ることができると思われる。17世紀代の在銘蔵骨器は火葬という葬法に加えて、墓誌銘に戒名が記されるところからも、仏教との関連を考えるのは当然であろう。一方、遅くとも18世紀前葉以降の土葬にともなう墓誌には、儒教と関わる中国的な墓誌が含まれている（石田2007）。

旗本などの幕臣や藩士などの土葬墓にともなう墓誌は、18世紀後葉以降19世紀に入ると事例数が増加するが、これは將軍家や大名家の墓誌が身分・階層間を下降して普及していったことを示すと考えられる。一方、幕臣や藩士などの墓にある没年月日と姓名などを記した簡素な墓誌は、中国的な墓誌の範疇からは外れたものであり、被葬者個人に関わる「人格」を示すものとして受容されたとものであろう。このような江戸の墓誌の普及の背景には、個人意識の高まりがあったように思われる。ただし、江戸の墓誌に表徴された個人意

識は、武家や儒者など身分・階層を限定して共有されるものであった。

これに対して、副葬品に反映した個人意識は、墓誌に比べて武家の他に町人を含むやや広い身分・階層に受容されていたようである。江戸の墓の副葬品の様相は次のような変遷をたどる。

17世紀代の將軍墓や大名墓には、増上寺徳川將軍家墓所や仙台藩主伊達家墓所のように、豊富な武器・武具類が見られるものが多い。ところが18世紀以降になると、越後長岡藩主牧野家墓所をはじめとして武器・武具類が少ないか、もたないものが主体となる。

16世紀末から17世紀前半の八丁堀三丁目遺跡（朗惺寺墓地）では、副葬品をもつ墓は半数以上を占め、六道銭を副葬する墓は40%以上、数珠は20%、両者が出土した墓は14%であった。この時期には、個人の持ち物などの身分・階層、性別・年齢差を反映する副葬品は必ずしも広がっていなかったように思われる。しかし、ほぼ18世紀以降には、發昌寺や圓應寺に見るように、六道銭や数珠など身分・階層を越えて存在する副葬品がある一方で、逆に身分・階層に拘束される副葬品が認められる。

また、將軍墓や大名墓の副葬品の中に、文房具や装身具、化粧道具のような個人の持ち物が多く見られ、18世紀ごろには、發昌寺や圓應寺のような中小寺院の墓の副葬品にも、遺体とともに個人の持ち物を墓に入れるという習俗が認められるようになるのである。

この頃の子供の墓に玩具などが副葬されることは、子供に対するまなざしの変化をうかがわせるが、同様の観念は胞衣納めや乳幼児の葬法にも認めることができる。伊勢流や小笠原流に代表される武家故実の礼式に則った將軍家・大名家などの胞衣納めの習俗が、下級武士や下層民などの間に下降し変容して、江戸遺跡において一般的なかわらけのみの胞衣埋納遺構として見られるようになったのは、ほぼ18世紀前葉から中葉のことである。

こうした胞衣納めの習俗が下降していく18世紀代は、育児書が普及していく時期でもあった。元禄期（1688～1703）ごろになると、儒教の世俗化による日常道徳の追求と庶民の興隆があいまって、きめこまやかな子育てについての書が出現したという（山住・中江1976）。これらの育児書の多くは、『女重宝記大成』のように、武家故実の礼式の影響を受けた胞衣納めの方法を記しており、それがさらに広がり変容した姿が、江戸遺跡のかわらけのみの胞衣埋納遺構であったと推定されるのである。

一方、胞衣納めとある程度分化しながら、同時に共通性がうかがわれる江戸の乳幼児の葬法において火消壺転用棺が用いられるようになるのも、18世紀以降のことであった。かわらけは中世・近世において出産と関係が深かったが、乳幼児の墓の棺に用いられた火消

壺はかわらけと同様の土器であるところから、これも同じような観念をもっていたと思われる。

このような18世紀以降の江戸の胞衣納めと乳幼児の葬法のあり方は、近世の子供に対するまなざし、母性・父性につながる子育ての観念の大きな変化のなかに位置づけることができるのである。

江戸の墓地に造立された木製卒塔婆からは、江戸の忌日供養や盂蘭盆の供養の実態とともに、墓地の景観の変遷をうかがい知ることができる。

16世紀末から17世紀前半に営まれた八丁堀三丁目遺跡（朗愷寺）のような江戸初期の墓地は、長い板塔婆などの木製卒塔婆が林立する中に、数少ない石製墓標が点在する景観を呈していたが、18世紀に入ることから石製墓標が増加して、石製墓標によって占められる墓地景観が形成されるようになったと思われる。一方、木製卒塔婆は、18世紀代になると一般に忌日供養のために造立されたが、圓應寺の非檀家すなわち都市下層民の墓域であるB区の角塔婆のように、墓標として立てられたものもあった。また、この頃の檀家の墓域では、墓道に面して石製墓標が造立され、その地下に営まれた座棺の埋葬施設の中の遺体の方向も正面を向いていたのではないかと推定されるのである。

周辺村落を含む江戸の墓制を考える上で、墓地に造立された墓標は重要な資料である。墓標の変遷の背景には、死者に対する供養の変化があったと考えられる。多観面をもつ頭部かまぼこ状の墓標から方柱形墓標への変遷のなかで、墓標に刻まれる被葬者の数が増加していった。その背景には、中世的な特定個人の追善供養から近世的な家を単位とした供養へという観念の変化を見ることができる。「先祖代々之墓」はその延長上に位置づけることができるだろう（竹田1966・1968、河野1978）。墓標の全国的な斉一性はこのような死者供養の方式の変化がほぼ18世紀代に行なわれたことを示唆している。

千葉県市原市高滝・養老地区の調査では、墓標の変遷がそれを造立した人々の家に対する意識と深く関わっていたことが明らかになった。つまり、家を強く意識し始めたことを背景として、各家で墓標を造立することが広がり、いわゆる一観面の墓標にかわって多観面の墓標（D類）が盛行するようになると、院号居士・大姉など上位の戒名をもてない家では、夫婦、兄弟姉妹、親子などをまとめて1基の墓標にまつことが多くなる。これは単なる経済的な理由にとどまらず、むしろ強い家意識のあらわれと考えることができる。

一方、院号居士・大姉などの戒名をもつ家では、18世紀初頭ごろから個人の墓標を造立することの方が一般的であった。言い換えれば、こうした墓標のあり方が家の格式の表徴

であって、墓標の高さや形態の上での笠付方柱形墓標も同様に認識されていたと思われる。多観面の墓標が盛行するなかで墓標が大型化していくことも右のような家意識を背景としていたのである。

この多観面の墓標（D類）が主流となる享保年間（1716～1735）以降は、戒名の格式が確立し、定着していく時期でもあった。同じ頃童子・童女などの子供の戒名が広がっていくのは、家の維持、永続の願いから子供への関心の高まりのあらわれであるように思われる。家に対する意識の高揚が墓標や戒名の格式を受谷する上での観念的母胎となり、家を単位とする死者供養はそうした家意識と深く結びついていたといえるのである。

近世墓標は航路や街道などの交通路に沿って、都市から村へ普及していったように思われる。また、地域の経済力という観点も、墓標の普及を考える上で重要であろう。江戸の初期墓標については、東京都大田区池上本門寺の事例から、元和年間（1615～1623）がその成立過程において重要な時期であったことをうかがわせる（千々和1975、岡本1988）。

それとともに、それぞれの地域において墓標を受容した人々の階層や歴史的背景についても、検討が必要である。神奈川県川崎市北部の近世初期の墓標の調査によって、この地域の初期墓標は旗本が知行地の寺院を通じてもたらし、それが村の「旧家」「百姓」といわれる戦国期以来の由緒ある家格の家に受容されたことが明らかにされている（中西1995）。

近世墓標の普及には各地域の地理的、経済的、歴史的条件とともに、寺院あるいは寺墓、寺檀制との関連も考慮する必要があるだろう。これらは、今後の地域史や地域間の関係のなかでこの問題を検討していく際の糸口となるのである。

以上のように、江戸の墓制の変遷上の画期は17世紀後葉と18世紀前葉に認められ、身分・階層の表徴としての墓の秩序は、こうした2つの画期を通じて最終的に完成したと考えられる。それとともに、江戸の火葬と土葬のあり方、胞衣納めと乳幼児の葬法、副葬品の変遷や六道銭の出現率の低下、墓誌の変遷、木製卒塔婆造立の様相、さらに江戸および周辺村落の近世墓標の変遷における画期も、17世紀後葉、18世紀前葉あるいは中葉に認められた。その裏側に、相互に関連した様々な宗教や思想、観念的背景の変化を読み取ることができるのは、これまで述べてきたとおりである。

こうした画期は、おそらくわが国の近世の墓制・葬制史上、社会史上の一大転換期につながると思われる。ただし、この問題を明らかにするためには、残された課題も多い。これらは今後の検討に期することにして、一応ここで本論文を擱筆としたい。

註

第Ⅰ部第3章

- (1) 本例については、高山優氏よりご教示いただいた。厚く感謝申し上げます次第である。
- (2) 本例については、渋江芳浩氏よりご教示いただいた。厚く感謝申し上げます次第である。

第Ⅱ部第3章

- (1) 中西甚太郎長興および中西家については、渋谷葉子氏のご教示によった。厚く感謝申し上げます次第である。

第Ⅲ部第2章

- (1) このグループには居士・大姉をもつ家が1軒含まれているが、この家の居士・大姉の戒名は最新の没年が元治元年（1864）の墓標に刻まれたものであり、明治以降の造立の可能性もあるため、居士・大姉の存在は考慮しないことにした。

引用・参考文献

ア

- 相川町史編纂委員会 1973 『佐渡相川の歴史』資料集2 墓と石造物
- 青山学院構内遺跡調査会 1994 『青山学院構内遺跡』
- 秋池 武 1989 「近世近代牛伏砂岩の利用について」『東国史論』4 群馬考古学研究会
- 昭島市史編さん委員会 1976 『昭島市史』資料編 板碑と近世墓
- 秋元茂陽 1998 『江戸大名墓総覧』金融界社
- 浅香勝輔 1985 「火葬場」『講座考古地理学』第4巻
- 浅香勝輔 1993 「火葬場の歴史と変容」『葬送文化論』古今書院
- 浅香勝輔・八木澤壯一 1983 『火葬場』大明堂
- 朝倉治彦（解説） 1986 『御府内寺社備考』名著出版
- アチック・ミュージアム（編） 1936 「民具蒐集調査要目」（『現代のエスプリ』84 民具 日本人の生活の知恵と意匠 至文堂 1974 所収）
- 跡部直治 1936 「位牌」『仏教考古学講座』第6巻 雄山閣
- 網野善彦・塚本 学・宮田 登 1990 「座談会 資料学とは何か」『列島の文化史』7 日本エディタースクール出版部

イ

- 石田 肇 2000 「明治時代の墓誌」『澄懷堂美術館研究紀要 澄懷』1
- 石田 肇 2007 「江戸時代の墓誌」『群馬大学教育学部紀要』人文・社会科学編 56
- 石田 肇 2009 「近世大名墓の墓誌」『考古学ジャーナル』589 ニューサイエンス社
- 石村喜英 1975 「墓碑・墓誌」『新版仏教考古学講座』7 雄山閣
- 伊藤敏行 1991 「胞衣習俗と胞衣容器」『学芸研究紀要』8 東京都教育委員会
- 伊藤敏行 1995 「近世（江戸）の胞衣埋納遺構」『出土銭貨』4 出土銭貨研究会
- 伊東信雄（編） 1979 『瑞鳳殿伊達政宗の墓とその遺品』瑞鳳殿再建期成会
- 伊東信雄（編） 1985 『感仙殿伊達忠宗善応殿伊達綱宗の墓とその遺品』財団法人瑞鳳殿

オ

- 及川 登 1997 「近世江戸遺跡における出土銭貨の様相」『近世の出土銭Ⅰ—論考篇—』
兵庫埋蔵銭調査会
- 大川 清 1999 『家光公殉死者墓調査報告書』国士舘大学文学部考古学研究室
- 扇浦正義 1991a 「遺構・遺物」『發昌寺跡』新宿区發昌寺跡遺跡調査会
- 扇浦正義 1991b 「發昌寺跡の調査成果と課題」『發昌寺跡』新宿区發昌寺跡遺跡調査会
- 大藤ゆき 1968 『児やらい』岩崎美術社
- 大脇 潔 1986 「墓誌」『日本歴史考古学を学ぶ』中 有斐閣
- 岡田芳朗 1978 『国 史跡林家墓地調査報告書』新宿区教育委員会
- 岡本桂典 1986 「土佐十和村の墓標について」『立正史学』59 立正大学
- 岡本桂典 1988 「東京池上本門寺の墓標調査（予報）」『考古学研究室彙報』24 立正
大学文学部考古学研究室
- 岡山市教育委員会 1964 『池田忠雄墓所調査報告書』
- 小沢詠美子 1996 「『胞衣』をめぐる諸問題」『史潮』新38 歴史学会
- 小幡重康 1967 『近世加茂村雜記』加茂村教育研究会社会部会・加茂村郷土文化研究会
- 恩賜財団母子愛育会 1975 『日本産育習俗資料集成』第一法規
- ## カ
- 金子光晴（校訂） 1968 『増訂武江年表』2 東洋文庫 平凡社
- 亀田駿一 1984 「江戸時代墓址出土の古貨幣について」『学芸研究紀要』1 東京都教
育委員会
- 亀田駿一 1988 「近世都市江戸の考古学—成果と課題—」『東叡山寛永寺護国院—都立
上野高等学校改築に伴う第一次調査概報』都立上野高等学校遺跡調査会
- 川勝政太郎 1957 『日本石材工芸史』綜芸社
- 川口宏海 1989 「胞衣壺考」『大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジ
ネス学院研究集録』9 大手前女子学園
- 河越逸行 1965 『掘り出された江戸時代』丸善
- 川根正教 2001 「江戸遺跡出土の銭形模造品」『出土銭貨』16 出土銭貨研究会
- 河野眞知郎 1978 「中野木の墓石塔調査から」『中野木の民俗』船橋市教育委員会
- 蒲生眞紗雄 1990 「護国院檀家層の分析」『東叡山寛永寺護国院』Ⅱ 都立学校遺跡調

査会

キ

- 北原糸子 1990 「近世考古学に望むもの一下級武士の日記を素材に一」『江戸のくらし—近世考古学の世界—』新宿区立新宿歴史博物館
- 北原糸子 1991 「江戸・東京寺院小史」『發昌寺跡』新宿区南元町遺跡調査会
- 北原糸子・谷川章雄 1989 「袍衣納めをめぐる二、三の問題」『北山伏町遺跡』新宿区北山伏町遺跡調査会
- 木下密運 1967 「元興寺極楽坊板碑群の調査研究」『元興寺仏教民俗資料研究所年報』元興寺仏教民俗資料研究所

ク

- 朽木 量 1994 「近世墓標の形態変化と石材流通」『民族考古』2 慶応義塾大学民族学考古学研究室
- 朽木 量 1996 「近世墓標とその地域的・社会的背景」『史学』66-2 三田史学会
- 朽木 量 1999 「近世墓標研究におけるプラチック考古学の試み」『メタ・アーケオロジー』1 メタ・アーケオロジー研究会
- 朽木 量 2000 「墓標の考古学的分析からみた近世前期の採石活動」『史学』69-3・4 三田史学会
- 蔵持大輔 2003 「出土遺物の検討」『八丁堀三丁目遺跡Ⅱ』八丁堀三丁目遺跡（第2次）調査会
- 蔵持大輔・鈴木伸哉 2003 「埋葬施設の検討」『八丁堀三丁目遺跡Ⅱ』八丁堀三丁目遺跡（第2次）調査会

コ

- 古泉 弘 1983 『江戸を掘る』柏書房
- 古泉 弘 1988 「近世遺跡と考古学」『物質文化』50 物質文化研究会
- 国立西洋美術館埋蔵文化財発掘調査委員会 1996 『上野忍ヶ岡遺跡国立西洋美術館地点』
- 小谷方明 1982 『大阪の民具・民俗志』文化出版局

- 小林謙一 2000 「暖房具に見る考古資料と民具資料の関係」『江戸文化の考古学』吉川
弘文館
- 小林達雄 1990 「考古学と民俗学」『日本民俗研究大系』10 國學院大学
- 小林大二 1987 『差別戒名の歴史』雄山閣
- 惟村忠志 1988 「蔵骨器から見た近世墓」『文京区長光寺遺跡発掘調査報告書』文京区
長光寺遺跡調査会
- 惟村忠志 1994 「近世の六道銭（東日本）—江戸とその周辺を中心として—」『出土銭
貨研究会 第1回研究会「六道銭について」資料』
- 惟村忠志 1998 「江戸の火葬墓をめぐる諸問題」『東京考古』16 東京考古談話会

サ

- 斉藤研一 1995 「土器（かわらけ）に胞衣を納める」『出土銭貨』四 出土銭貨研究会
- 斎藤 忠 1982 『撰要寺墓塔群』静岡県教育委員会
- 坂詰秀一 1981 「石造塔婆と墓標」『中山法華経寺誌』日蓮宗大本山法華経寺
- 坂詰秀一（編） 2002 『池上本門寺近世大名家墓所の調査』池上本門寺奉賛会
- 坂詰秀一（編） 2004 『池上本門寺奥絵師狩野家墓所の調査』池上本門寺
- 坂詰秀一（編） 2009 『芳心院殿妙英日春大姉墓所の調査』雄山閣
- 佐倉 朔 1989 「八丁堀三丁目遺跡出土人骨」『八丁堀2丁目遺跡』東京都中央区教育
委員会
- 桜田勝徳 1976 「『近代化』と民俗学」『日本民俗学講座』5 朝倉書店
- 佐々木達夫・佐々木花江 1975 「東京都日枝神社境内遺跡の調査」『考古学ジャーナル』
105 ニューサイエンス社
- 佐藤米司 1976 「両墓制」『日本民俗学講座』2 朝倉書店
- 財団法人新宿区生涯学習財団 2004a 「蓮光寺跡」『新宿区埋蔵文化財緊急調査報告集Ⅰ』
- 財団法人新宿区生涯学習財団 2004b 「牛込城跡3次調査」『新宿区埋蔵文化財緊急調査
報告集Ⅰ』
- 財団法人新宿区生涯学習財団 2004c 「嶋田左内墓所」『新宿区埋蔵文化財緊急調査報告
集Ⅰ』

シ

- 司法省庶務課（編） 1895 『徳川禁令考』第5帙
- 嶋谷和彦 2004 「出土六道銭からみた近世・堺の墓地と火葬場」『墓と埋葬と江戸時代』
吉川弘文館
- 島田勇雄（校注） 1985・1986 『貞丈雑記』 東洋文庫 平凡社
- 下山 忍 1996 「墓石」『秩父合角ダム水没地域総合調査報告書』下巻 人文編 合角
ダム水没地域総合調査会
- 新宿区愛住町遺跡調査団 1997 『愛住町遺跡Ⅰ』
- 新宿区北山伏町遺跡調査会 1989 『北山伏町遺跡』
- 新宿区厚生部遺跡調査会 1993 『圓應寺跡』
- 新宿区修行寺跡調査団 1992 『修行寺跡』
- 新宿区正定院跡遺跡調査団 1999 『正定院跡』
- 新宿区法光寺跡調査団 1995 『法光寺跡』
- 新宿区法光寺跡遺跡調査団 1999 『法光寺跡Ⅱ』
- 新宿区發昌寺跡遺跡調査会 1991 『發昌寺跡』
- 新宿区南元町遺跡調査会 1991 『發昌寺跡』
- 新谷尚紀 1985 「両墓制」『大和田の民俗』新座市史編さん室
- 新谷尚紀 1986 『生と死の民俗史』木耳社

ス

- 杉本絵美 2007 「狸穴坂下寺院跡遺跡第2地点発掘調査報告」『港区埋蔵文化財調査年
報』4 港区教育委員会
- 鈴木公雄 1986 「総括」『麻布台一丁目郵政省飯倉分館構内遺跡』港区麻布台一丁目遺
跡調査会
- 鈴木公雄 1988 「出土六道銭の組合せからみた江戸時代前期の銅銭流通」『社会経済史
学』53-6 社会経済史学会
- 鈴木公雄 1989 「出土六道銭の枚数と墓の保存状態」『考古学の世界』新人物往来社
- 鈴木公雄 1993a 「渡来銭から古寛永通宝へ」『論苑 考古学』天山舎
- 鈴木公雄 1993b 「多数の銭貨を有する六道銭について」『史学』62-3 三田史学会
- 鈴木公雄 1994 「念仏銭・題目銭と六道銭」『史学』63-3 三田史学会

- 鈴木公雄 1996 「出土銭貨からみた中世後期の銭貨流通」『帝京大学山梨文化財研究所
シンポジウム報告集「中世」から「近世」へ』名著出版
- 鈴木公雄 1999 『出土銭貨の研究』東京大学出版会
- 鈴木公雄 2002 『銭の考古学』吉川弘文館
- 鈴木 尚・矢島恭介・山辺知行（編） 1967 『増上寺徳川将軍墓とその遺品・遺体』東
京大学出版会
- 鈴木 尚 1985 『骨は語る徳川将軍・大名家の人々』東京大学出版会

セ

- 関口慶久 2000 「御府内における近世墓標の一様相」『立正考古』38・39 立正大学考
古学研究会
- 千駄ヶ谷五丁目遺跡調査会 1997 『千駄ヶ谷五丁目遺跡』

タ

- 大成エンジニアリング株式会社 2005 『崇源寺・正見寺跡』
- 台東区池之端七軒町遺跡調査会 1997 『池之端七軒町遺跡』
- 台東区文化財調査会 2000 『谷中三崎町遺跡（正運寺跡）』
- 高山 優 1992a 「被葬者について」『天徳寺寺域第3遺跡発掘調査報告書』天徳寺寺域
第3遺跡調査会
- 高山 優 1992b 「副葬品について」『天徳寺寺域第3遺跡発掘調査報告書』天徳寺寺域
第3遺跡調査会
- 高山 優 1992c 「安蓮社 三井家墓所の調査」『港区文化財調査集録』1 東京都港区
教育委員会
- 高山 優 1992d 「安蓮社 近藤甫泉墓の調査」『港区文化財調査集録』1 東京都港区
教育委員会
- 高山 優 1994 「土器と徳利の話」『資料館だより』25 港区立港郷土資料館
- 高山 優・北野信彦・牟田行秀 2000 「鍋島家旧麻布墓所改葬に伴う立会調査略報」『港
区文化財調査集録』5 東京都港区教育委員会
- 高山 優・谷畑美帆 2000 「狸穴増上寺下屋敷跡遺跡発掘調査略報」『港区文化財調査
集録』5 東京都港区教育委員会

- 竹田聴州 1966 「両墓制村落における埋墓景観の変遷—京都府北桑田郡山国村大字比賀江一」『文化学年報』15 同志社大学
- 竹田聴州 1966・1968 「両墓制村落に於ける詣墓の年輪（一）・（二）—丹波国桑田郡山国庄比賀江村一」『仏教大学研究紀要』49・52 仏教大学
- 竹田聴州 1971 『民俗仏教と祖先信仰』東京大学出版会
- 舘野 孝 1983 「多摩ニュータウンNo. 57遺跡の胞衣容器」『東京の遺跡』2 東京考古談話会
- 館林市教育委員会文化振興課 1992 『榊原康政の墓調査報告書』
- 田中圭一 1974 『佐渡—金山と島社会』日本放送出版協会
- 田中 琢 1978 「型式学の問題」『日本考古学を学ぶ』1 有斐閣
- 谷川章雄 1983 「近世墓塔の形態分類と編年について」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊10 史学・哲学編
- 谷川章雄 1987 「自證院遺跡における墓標と埋葬施設」『自證院遺跡』東京都新宿区教育委員会
- 谷川章雄 1988 「近世墓標の類型」『考古学ジャーナル』288 ニューサイエンス社
- 谷川章雄 1989 「近世墓標の変遷と家意識—千葉県市原市高滝・養老地区の近世墓標の再検討—」『史観』121 早稲田大学史学会
- 谷川章雄 1990a 「江戸の墓地と都市空間」『文化財の保護』22 東京都教育委員会
- 谷川章雄 1990b 「江戸の考古学の方法をめぐって—とくに考古学と歴史学・民俗学の関係について—」『江戸のくらし—近世考古学の世界—』新宿区教育委員会
- 谷川章雄 1991a 「發昌寺跡における埋葬施設と副葬品」『發昌寺跡』新宿区發昌寺跡遺跡調査会
- 谷川章雄 1991b 「江戸の墓地の発掘—身分・階層の表徴としての墓—」『甦る江戸』新人物往来社
- 谷川章雄 1991c 「埋もれた民俗資料」『月刊文化財』11 第一法規
- 谷川章雄 1993a 「圓應寺跡における埋葬施設と副葬品」『圓應寺跡』新宿区厚生部遺跡調査会
- 谷川章雄 1993b 「考古学からみた近世都市江戸—考古学と歴史学の関係をめぐって—」『史潮』新32 歴史学会
- 谷川章雄 1996a 「江戸および周辺村落における墓制の変遷」『帝京大学山梨文化財研究

所シンポジウム報告集「中世」から「近世」へ』名著出版

- 谷川章雄 1996b 「仏教考古学の世界」『日本の仏教』5 法蔵館
- 谷川章雄 1996c 「長久寺の墓標」『利島村史』研究・資料編 利島村
- 谷川章雄 1997a 「江戸の墓」『考古学がわかる』アエラムック 朝日新聞社
- 谷川章雄 1997b 「江戸の近世墓と六道銭」『近世の出土銭Ⅰ—論考篇—』兵庫埋蔵銭調査会
- 谷川章雄 1998a 「瑞聖寺出土の伊達家の胞衣桶について」『港区文化財調査集録』4 東京都港区教育委員会
- 谷川章雄 1998b 「江戸の墓—土葬と火葬をめぐって—」『日本考古学協会第64回総会研究発表要旨』
- 谷川章雄 2001a 「江戸の火葬墓」『歴史と建築のあいだ』古今書院
- 谷川章雄 2001b 「近世墓標の普及の様相—新潟県佐渡郡両津市鷲崎、観音寺墓地の調査—」『ヒューマンサイエンス』14-1 早稲田大学人間総合研究センター
- 谷川章雄 2001c 「江戸の胞衣納めと乳幼児の葬法」『母性と父性の人間科学』コロナ社
- 谷川章雄 2004 「江戸の墓の埋葬施設と副葬品」『墓と埋葬と江戸時代』吉川弘文館
- 谷川章雄 2009 「江戸の六道銭」『六道銭の考古学』高志書院
- 谷川章雄 2010 「近世考古学と民俗学」『比較考古学の新地平』同成社
- 谷畑美帆ほか 2000 「朗愷寺跡遺跡の調査」『港区文化財調査集録』5 東京都港区教育委員会
- 田村善次郎（編） 1987 『旧宮鍋作造家住宅解体調査報告書』東京都東大和市

チ

- 千々和實 1975 「本門寺近世初期石塔が示す江戸首都化の標識」『史誌』3 東京都大田区

ツ

- 塚本 学 1993 「江戸時代人の持ち物について」『特別展「江戸のくらし」<近世考古学の世界>記念講演会・座談会報告書』新宿区教育委員会
- 都出比呂志 1986 「日本考古学と社会」『岩波講座日本考古学』7 現代と考古学 岩波書店

坪井良平 1939 「山城木津惣墓墓標の研究」『考古学』10-6 東京考古学会

テ

天徳寺寺域第3遺跡調査会 1992 『天徳寺寺域第3遺跡発掘調査報告書—浄品院跡の考古学的調査—』

ト

東京都新宿区教育委員会 1987 『自證院遺跡』

東京都新宿区教育委員会 1991 『自證院遺跡』

東京造形大学構内地区遺跡調査会 1986 『八王子城跡—東京造形大学構内地区発掘調査報告書』

東京都中央区教育委員会 1988 『八丁堀3丁目遺跡』

東京都港区教育委員会 1988 『増上寺子院群 光学院・貞松院跡 源興院跡』

時津裕子 1998 「近世以降の墳墓の型式学的研究」『人類史研究』10 人類史研究会

時津裕子 1999a 「墳墓イメージの形成と変容」『HOMINIDS』0002 CRA

時津裕子 1999b 「近世・近代墓の計量考古学的分析」『人類史研究』11 人類史研究会

時津裕子 2000 「近世墓にみる階層性」『日本考古学』9 日本考古学協会

戸田哲也・小松 清 1996 「胞衣容器についての一考察」『考古論叢 神奈河』5 神奈川県考古学会

栩木 真 1991 「發昌寺の墓地景観と江戸の中小寺院」『發昌寺跡』新宿区南元町遺跡調査会

栩木 真 1993 「圓應寺の被葬者について」『圓應寺跡』新宿区厚生部遺跡調査会

栩木 真 1995 「寺院と墓地—江戸の中小寺院」『季刊考古学』53 雄山閣

栩木 真 1999 「法光寺跡第2次調査検出の墓域の変遷」『法光寺跡Ⅱ』新宿区法光寺跡遺跡調査団

栩木 真 2001 「新宿發昌寺跡に見る埋葬施設と副葬品」『考古学ジャーナル』477 ニュー・サイエンス社

栩木 真 2009 「理性寺跡の調査」『新宿区文化財調査年報』4（平成19年度）新宿区地域文化部文化観光国際課

都立学校遺跡調査会 1990 『東叡山寛永寺護国院』I・II

- 都立一橋高校内遺跡調査団 1985 『江戸 都立一橋高校地点発掘調査報告書』
- 土井卓治 1972 『石塔の民俗』岩崎美術社
- 土井義夫 1994a 「道灌山胞衣神社と日本胞衣株式会社」『貝塚』47 物質文化研究会
- 土井義夫 1994b 「日本胞衣株式会社の設立」『貝塚』48 物質文化研究会
- 土井義夫 1995a 「日本胞衣株式会社と日本胞衣納器商会」『貝塚』49 物質文化研究会
- 土井義夫 1995b 「日本胞衣株式会社八王子出張所覚書」『桑都民俗』13 桑都民俗の会
- 土井義夫 1997 「出産」『方法 教養の日本史』東京大学出版会
- 土井義夫・紀野自由 1978 「いわゆる“エナ”処理用カワラケ」『貝塚』18 物質文化研究会
- 動坂貝塚調査会 1978 『動坂遺跡』

ナ

- 中川成夫・加藤晋平 1969 「近世考古学の提唱」『日本考古学協会第三五回総会研究発表要旨』（中川成夫『歴史考古学の方法と課題』雄山閣 1985 所収）
- 中川成夫ほか 1968 「平泉における近世墓地・石塔類の調査」『Mouseion』14 立教大学
- 中西望介 1995 「川崎市内における近世初期墓標について」『川崎市文化財調査集録』31 川崎市教育委員会
- 中野高久 1999 「近世遺跡の胞衣埋納遺構」『関西近世考古学研究』VII 関西近世考古学研究会
- 仲光克顕 2003 「日本橋一丁目遺跡における土地利用の様相」『日本橋一丁目遺跡』日本橋一丁目遺跡調査会
- 中村禎里 2000 『胞衣の生命』海鳴社
- 長沢利明 1976 「近世石造墓塔の歴史的变化—東京都西多摩郡檜原村笛吹地区の調査—」『日本民俗学』116 日本民俗学会
- 永島今四郎・太田賛雄（編） 1968 『定本 江戸城大奥』人物往来社
- 奈良貴史 1988 「墓制について」『増上寺子院群 光学院・貞松院跡 源興院跡』東京都港区教育委員会
- 成田涼子 1995 「法光寺跡出土卒塔婆の位置づけ」『法光寺跡』新宿区法光寺跡調査団

ニ

- 西木浩一 1993 「江戸場末寺院に関する一考察—四谷鮫河橋・黄檗宗圓應寺の墓域をめぐって—」『圓應寺跡』新宿区厚生部遺跡調査会
- 西木浩一 1997 「墓標なき墓地の光景—都市下層民衆の死と埋葬をめぐって」『近世都市江戸の構造』三省堂
- 西木浩一 1998 「葬送墓制からみた都市江戸の特質」『年報都市史研究 6 宗教と都市』山川出版社
- 西木浩一 1999 『江戸の葬送墓制』都史紀要37 東京都
- 西木浩一 2004 「都市下層民衆の墓制をめぐって」『墓と埋葬と江戸時代』吉川弘文館

ノ

- 野沢 均 1988 「まとめ」『八丁堀 3 丁目遺跡』東京都中央区教育委員会
- 野沢 均 1991 「御府内の近世墓について—八丁堀三丁目遺跡を例として—」『考古学論究』創刊号 立正大学考古学会

ハ

- 芳賀 登 1987 『葬儀の歴史』雄山閣
- 橋口定志 1988 「東京の再開発と江戸遺跡」『考古学ジャーナル』286 ニューサイエンス社
- 八王子市宇津木台地区遺跡調査会 1987 『宇津木台遺跡群』IX
- 八丁堀三丁目遺跡（第2次）調査会 2003 『八丁堀三丁目遺跡II』
- 羽生淳子・森本伊知郎 1986 「地下埋葬遺構」『長岡藩主牧野家墓所発掘調査報告書』東京都港区教育委員会

ヒ

- 平山敏治郎ほか（編） 1969 『日本庶民生活史料集成』9 三一書房

フ

- 福田アジオ 1985 「高田富士と落合の火葬場—江戸の周縁としての戸塚・落合一」『地図で見る新宿区の移り変わり—戸塚・落合編—』東京都新宿区教育委員会

- 藤本 強 1990 『埋もれた江戸 東大の地下の大名屋敷』平凡社
藤原良章 1988 「中世の食器・考くかわらけ」ノート 『列島の文化史』5 日本エデ
ィタースクール出版部
文京区長光寺遺跡調査会 1988 『長光寺遺跡』

ホ

- 保立道久 1986 『中世の愛と従属』平凡社
本田 勇 1990 「仙台伊達家・瑞聖寺廟所について」 『仙台郷土研究』240 仙台郷土
研究会
本間雅彦 1990 「佐渡の歴史と民俗」 『海と列島文化』1 日本海と北国文化 小学館

マ

- 前川 要 1991 『都市考古学の研究—中世から近世への展開』柏書房
牧野實参 1937 「子爵織田長繁家墓地整理記」 『掃苔』6 - 4 東京名墓顕彰会
松本 健 1987 「宗清寺遺跡発掘調査」 『港郷土資料館館報』5 昭和61年度版 港区
教育委員会
松本 健 1990a 『平成元年度特別展「弔（とむらひ）」—甦える武家の葬送—解説書』
東京都港区立港郷土資料館
松本 健 1990b 「江戸の墓制—埋葬施設にみられる武家社会—」 『文化財の保護』22
東京都教育委員会
松本 健 1992 「大名家の墓制—埋葬施設にみる大名家の葬送—」 『國學院雑誌』93 -
12 國學院大學
松本 健 1998a 「瑞聖寺伊達家墓所出土『胞衣桶』の保存処理に伴う調査」 『港区文化
財調査集録』4 東京都港区教育委員会
松本 健 1998b 「港区出土の胞衣桶と銭貨」 『出土銭貨』10 出土銭貨研究会
松本 健 2007 「江戸の墓制—墓に込められた身分秩序—」 『近世・近現代考古学入門』
慶應義塾大学出版会

ミ

- 水野正好 1990 「紙魚想考（三）」 『奈良大学紀要』18

港区教育委員会 1987 『芝神谷町屋跡遺跡』

港区済海寺遺跡調査会 1986 『長岡藩主牧野家墓所発掘調査報告書』東京都港区教育委員会

港区立港郷土資料館 2000 『平成一二年度特別展伊達騒動の時代展示解説書』

宮本常一 1969 「民具試論（一）」『民具論集』1 常民文化叢書2 慶友社

三好義三 1986 「近世墓標の形態と民衆の精神の変化について」『立正大学大学院年報』
3 立正大学大学院

モ

最上孝敬 1960 「子墓をめぐって」『民俗』40 相模民俗学会

ヤ

柳田国男 1929 「葬制の沿革について」（『定本柳田国男集』15 筑摩書房 1963 所収）

柳田国男 1931 『明治大正史世相篇』（『定本柳田国男集』24 筑摩書房 1963 所収）

柳田国男 1946 『先祖の話』（『定本柳田国男集』10 筑摩書房 1962 所収）

矢野敬一 1987 「誕生と胞衣」『列島の文化史』4 日本エディタースクール出版部

山住正己・中江和恵（編注） 1976 『子育ての書』1 東洋文庫 平凡社

ヨ

横山浩一 1986 「型式論」『岩波講座日本考古学』第1巻 岩波書店

吉田幸一（編） 1962 『因果物語 片仮名本』古典文庫

吉田正高 1995 「江戸における盂蘭盆の習俗」『法光寺跡』新宿区法光寺跡調査団

ワ

早稲田大学所沢校地文化財調査室 1994 『お伊勢山遺跡の調査』第5部 早稲田大学

渡辺 誠 1985 「考古資料と民具」『民具研究ハンドブック』雄山閣

和田謙寿 1963 『墳墓の研究』駒沢大学宗教社会研究所

和田千吉 1901 「死體埋葬に甕を用ゐし事實の研究」『考古界』1 - 3 日本考古学会